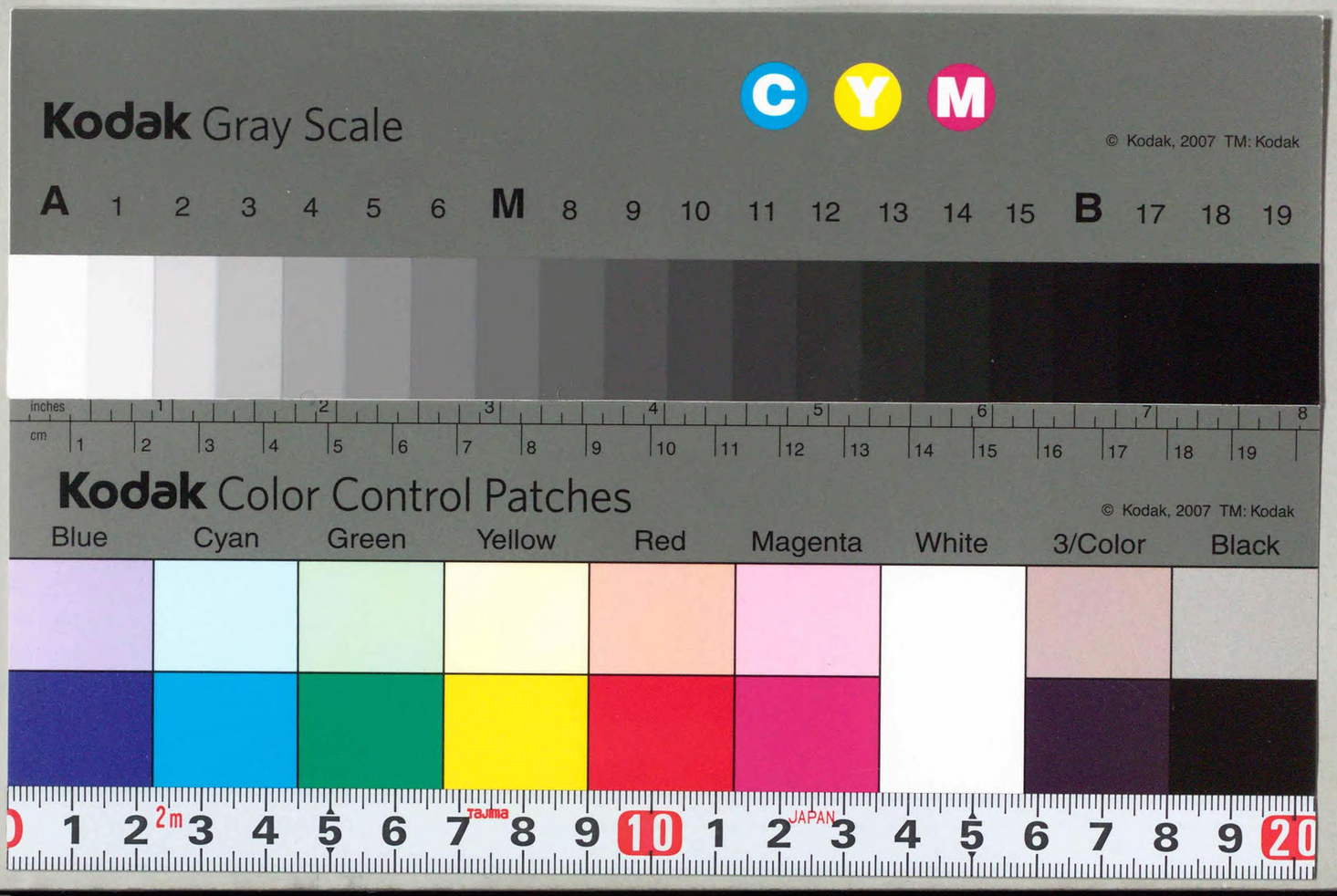
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
0 1 2m 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20
Tajima
JAPAN

CZ-3-10
*1200901493761*

チキナN-51

14.7-166

帝國法規出版株式會社編纂

# 帝國法規

帝國法規出版株式會社藏版

# 第拾八類　產業

〔乙〕

商業其他產業關係諸法規

# 帝國法規第十八類目次

## 第十八類　產業(乙)（商業其他產業關係諸法規）

### 第五編　商業

#### 第一章　一般

##### 第一款　私的獨占禁止


●私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭二二年法第五四號）……一
●私的獨占禁止法の規定による認可申請及び届出に關する規則（昭二二年公規第一號）……七ノ一〇
●私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百四條に規定する處置に關する政令（昭二二年政第二三八號）……七ノ一三
●私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百五條に規定する處置に關する政令（昭二二年政第二三九號）……七ノ一四
●昭和二十二年政令第二百三十八號及び昭和二十二年政令第二百三十九號の規定による計畫書の提出手續に關する規則（昭二二年公規第二號）……七ノ一五
●昭和二十二年法律第五十四號第百七條、第百八條及び第百十條に規定する株式又は社債の處置に關する政令（昭二三年政第四三號）……七ノ一六
●昭和二十三年政令第四十三號の規定による株式處分計畫書の提出等の手續に關する規則（昭二三年公規第一號）……七ノ二二
●昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律（昭二二年法第一三八號）……七ノ二五


##### 第二款　經濟力集中排除


●過度經濟力集中排除法（昭二二年法第二〇七號）……七ノ二七
●配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準（昭二三年持株會社公示第四號）……七ノ三二


##### 第三款　財閥同族支配力排除


●財閥同族支配力排除法（昭二三年法第二號）……七ノ三九
●財閥同族支配力排除法施行規則（昭二三年總令第七號）……七ノ四四

## 第四款　閉鎖機關


●閉鎖機關令(昭二二年勅第七四號)……七ノ四五
●閉鎖機關に關する債權の時效等の特例に關する政令(昭二三年政第二六四號)……七ノ五七
●閉鎖機關整理委員會令(昭二二年勅第七五號)……七ノ五八
●閉鎖機關整理委員會令施行規則(昭二二年大、司令第二號)……七ノ六一
●閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定により閉鎖機關に對する債權の申出等に關する件(昭二二年總、大、外、商、運、農、厚、司令第一號)……七ノ六二
●閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定により閉鎖機關の未拂込株金等の拂込に關する件(昭二二年總、大、外、商、運、農、厚、司令第三號)……七ノ六三
●閉鎖機關令第一條、第十一條、第十八條但書及び第二十八條の規定により閉鎖機關の債務の辨濟等に關する件(昭二二年總、大、外、商、運、農、厚、司令第四號)……七ノ六五
●閉鎖機關の所有する株式の株金の拂込に關する命令(昭二三年法、外、大、厚、農、商、運、建令第一號)……七ノ六八
●閉鎖機關に對する債權の指定日以後における利息の辨濟に關する省令(昭二三年大令第一一一號)……七ノ六九


## 第五款　事業者團體


●事業者團體法(昭二三年法第一九一號)……七ノ七一
●事業者團體法の規定による屆出、認可申請及び報告に關する規則(昭二三年公規第二號)……七ノ七九


# 第二章　銀行　外國爲替管理ニ關スルモノハ第十類第一編第十章ノ二ニ轉ム

## 第一款　普通銀行


●銀行法(昭二年法第二一號)……九
●銀行法施行細則(昭二年大令第三一號)……一二
●銀行法第三條第一項但書ノ規定ニ依ル地域指定ノ件(昭二年勅第三二七號)……二八
●銀行法第四十一條第二項ノ規定ニ依ル人口一萬未滿ノ地ヲ定ムルノ件(昭二年勅第三二九號)……二八
●銀行法等特例法(昭二〇年法第二一號)……二八
●銀行法等特例法施行令(昭二〇年勅第一二六號)……二九
●銀行法等特例法施行規則(昭二一年大、商、農第一號)……三二
●外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル件(明三八年法第四七號)……三二
●普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル件(昭一八年法第四三號)……三二
●普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル件(昭一八年大令第四四號)……三五




## 第二款　貯蓄銀行


●貯蓄銀行法(大一〇年法第七四號)……三九九
●貯蓄銀行法施行細則(大一〇年大令第二九號)……四〇二
●貯蓄銀行法等戰時特例(昭一九年勅第四七號)……四〇三ノ一五


## 第三款　特殊銀行


●日本銀行法(昭一七年法第六七號)……四〇五
●日本銀行法施行令(昭一七年勅令一七五號)……四〇七ノ六
●日本銀行特別融通及損失補償法(昭二年法第五五號)……四〇七ノ一〇
●日本銀行特別融通及損失補償法第一條ニ依ル特別融通ニ關スル規程(昭二年大令第一二號)……四〇七ノ一〇
●日本勸業銀行法(明二九年法第八二號)……四〇八
●日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル件(大一〇年法第八〇號)……四一四
●日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル手續(大一〇年大令第一二號)……四一四
●不動產融資及損失補償ニ關スル法律、省令ハ「第十類第一編第九章ノ二ニ轉ム」
●日本興業銀行法(明三三年法第七〇號)……四一五
●日本興業銀行法ニ於ケル公益事業ノ種類ニ關スル件(明四二年勅第一一三號)……四一八
●有價證券の募集又は賣出の屆出等に關する規則(昭二三年證規第一〇號)……五二九ノ二四
●橫濱正金銀行條例(明二〇年勅第二九號)……四一九
●農工銀行法(明二九年法第八三號)……四二一
●農工銀行法第七條ノ規定ニ依リ同法第六條ノ二ノ貸付制限額ヲ超過シ得ル地方ヲ指定スルノ件(昭一六年勅第四六一號)……四二五ノ四
●北海道拓殖銀行法(明三二年法第七六號)……四二五ノ五


# 第三章　保險業　健康保險、簡易生命保險ニ關スルモノハ第九類第二編ノ三ニ轉ム


●保險業法(昭一四年法第四一號)……四二九
●保險業法施行令(昭一四年勅第九〇四號)……四五〇
●保險業法施行規則(大元年農令第二九號)……四五一
●外國保險會社ニ關スル件(明三三年勅第三八〇號)……五〇二
●外國保險會社ニ關スル件(大元年農令第三〇號)……五〇七
●相互保險會社登記取扱手續「第十三類第三編第五章ニ轉ム」


# 第四章　取引所、市場


●證券取引法(昭二三年法第二五號)……五〇九
●總則、證券業者及び雜則の一部に關する規則(昭二三年證規第一號)……五二九ノ二一
●有價證券の募集又は賣出の屆出等に關する規則(昭二三年證規第一〇號)……五二九ノ二四
●證券取引法第二十五條第三項の規定による有價證券屆

出書等の謄本又は、抄本の交付手數料に關する省令（昭二三年大令第五五號）……五二九ノ二七
●證券業者の登錄手數料に關する政令（昭二三年政令第一〇五號）……五二九ノ二八
●證券業者の營業保證金の還付又は差換に關する規則（昭二三年證規第一一號）……五二九ノ二八
●證券業者の營業保證金に關する規則（昭二三年證規第一七號）……五二九ノ二九
●資産及び負債の評價基準（昭二三年證規第二號）……五二九ノ二九
●有價證券の割賦販賣に關する規則（昭二三年證規第七號）……五二九ノ三〇
●證券取引所に關する規則（昭二三年證規第八號）……五二九ノ三一
●安定操作に關する規則（昭二三年證規第一八號）……五二九ノ三二
●有價證券の賣買一任勘定に關する規則（昭二三年證規第一五號）……五二九ノ三二
●有價證券の空賣に關する規則（昭二三年證規第一六號）……五二九ノ三三
●會社の役員又は主要株主の不當利益返還に關する規則（昭二三年證規第九號）……五二九ノ三四
●上場株式の議決權の代理行使の勸誘に關する規則（昭二三年證規第一三號）……五二九ノ三四
●日本證券取引所の解散等に關する法律（昭二二年法第二一號）……五二九ノ三六
●日本證券取引所の解散等に關する法律の施行に關する勅令（昭二二年勅第一二七號）……五二九ノ三九
●昭和二十年勅令第五百四十二號に基く日本證券取引所の有價證券賣買取引事業特別會計に屬する財産に關する件（昭二一年大、司令第四號）……五二九ノ三九
●商品取引所法（明二六年法第五號）……五二九ノ四〇
●取引所令（大一一年勅第三五三號）……五二九ノ四五
●取引所法施行規則（大三年農令第一六號）……五三二
●中央卸賣市場法（大一二年法第三二號）……五三三ノ五
●中央卸賣市場法施行規則（大一二年農令臨第一〇號）……五三三ノ七
●中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ニ關スル件（大一二年勅第四六九號）……五三三ノ一二
●家畜市場法「第十八號(甲)第一編第七章ニ輯ム」

第五章　商品券
第六章　信託業
第七章　倉庫業
第八章　無盡業



第九章　社債登錄
●社債等登錄法（昭一七年法第一一號）……五三三ノ一五
●社債等登錄法施行令（昭一七年勅第四〇九號）……五三四
●社債等登錄法施行規則（昭一七年大、司令第一號）……五四一

第十章　金融緊急措置
●金融緊急措置令（昭二一年勅第八三號）……五四八
●金融緊急措置令施行規則（昭二一年大令第一二號）……五五〇
●伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル金融緊急措置令及日本銀行券預入令等ノ適用ノ特例ニ關スル件（昭二一年大令第五〇號）……五五七
●金融緊急措置令に基く封鎖支拂等の取扱に關する件（昭二一年閣令第六一號）……五五八
●金融緊急措置令施行規則第一條ノ三第一項但書の規定に基く特殊預金等の措置（昭二一年大令第一一四號）……五五九

第十一章　金融機關及會社經理應急措置
●金融機關經理應急措置法（昭二一年法第六號）……五六二
●金融機關經理應急措置法施行令（昭二一年勅第三九〇號）……五六九
●金融機關經理應急措置法施行規則（昭二一年大令第九二號）……五七〇
●金融機關經理應急措置法及び會社經理應急措置法に基く公證人の目錄及び明細書の認證等の手數料に關する勅令（昭二一年勅第三九八號）……五七三ノ二
●金融機關經理應急措置法第二十條及び第三十三條並びに社債等登錄法施行令第六條の規定により、金融債券の登錄の變更等に關する件（昭二二年大、司令第五號）……五七三ノ三
●會社經理應急措置法（昭二一年法第七號）……五七三ノ四
●會社經理應急措置法施行令（昭二一年勅令第三九一號）……五七三ノ一三
●會社經理應急措置法施行規則（昭二一年大、厚、農、商、運令第一號）……五七三ノ二二
●會社經理應急措置法施行令第八條第三項、第十二條第二項及び第十三條第二號の規定による命令（昭二一年大、厚令第一號）……五七三ノ三〇
●會社經理應急措置法施行令第二十四條の規定による債權に關する件（昭二一年大、厚、農、商、運令第二號）……五七三ノ三一

第十二章　金融機關及企業再建整備
●金融機關再建整備法（昭二一年法第三九號）……五七三ノ三一ノ三
●金融機關再建整備法施行令（昭二一年勅第四九九號）……五七三ノ三一ノ三一
●金融機關再建整備法施行規則（昭二一年大、農、商令第一號）……五七三ノ三一ノ三五
●金融機關債券發行特例法（昭二二年法第四七號）……五七三ノ三一ノ四八
●金融機關再建整備法第五十八條の規定に基く閉鎖機關

の舊勘定の整理等の特例に關する政令（昭二三年政第一二〇號）……五七五ノ三ノ四九
●企業再建整備法（昭二一年法第四〇號）……五七五ノ三ノ四九
●企業再建整備法施行令（昭二一年勅第五〇一號）……五七五ノ三ノ六八
●企業再建整備法施行規則（昭二一年、商、大、司、農、運厚令第一號）……五七五ノ三ノ八〇
●企業再建整備法施行令第七條の規定によつて定める省令（昭二二年大令第五九號）……五七五ノ三ノ一〇五
●合名會社等再建整備令（昭二二年政令第七五號）……五七五ノ三ノ一〇六
●合名會社等再建整備令施行規則（昭二二年大、司、厚、農、商、運令第三號）……五七五ノ三ノ一〇七

# 第六編　産業ニ關スル組合及團體

## 第一章　國民貯蓄組合

●國民貯蓄組合法（昭一六年法第六四號）……五七三ノ三ノ一〇七
●國民貯蓄組合法施行規則（昭一六年大令第三三號）……五七三ノ三六
●國民貯蓄組合取扱規程（昭一六年大訓第一一號）……五七三ノ四〇
●國民貯蓄組合法第八條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルノ件（昭一六年勅第七一一號）……五七三ノ四三
●信用組合ノ借入額ノ最高限度、信用組合聯合會ノ借入額ノ最高限度及貸付額又ハ手形ノ割引金額ノ最高限度ノ特例ニ關スル件（昭一六年農、大令第二號）……五七三ノ四三

## 第二章　市街地信用組合

●市街地信用組合法（昭一八年法第四五號）……五九一ノ一七
●市街地信用組合法施行令（昭一八年勅第三四八號）……五九一ノ二三
●市街地信用組合法施行規則（昭一八年大令第一四號）……五九一ノ二五

## 第三章　水産業團體及水產、漁業、鹽業組合

●水產業團體法（昭一八年法第四七號）……六二三ノ三
●水產業團體法施行令（昭一八年勅第七〇五號）……六二三ノ一一
●水產業團體法施行規則（昭一八年農令第六七號）……六二三ノ二二
●水產業團體法第百條ノ施行ニ關スル件（昭一八年農令第一七號）……六二三ノ二五
●水產組合規則（大五年農令第一五號）……六二四
●外國領海水產組合法（明三五年法第三五號）……六二五
●外國領海水產組合法施行規則（大五年農令第一四號）……六二六
●鹽業組合令（昭一八年勅第四〇二號）……六二七
●鹽業組合令施行規則（昭一八年大令第三三號）……六四七ノ二七
●鹽業組合交付金交付規則（昭一八年大令第四五號）……六四八

## 第四章　商工協同組合

●商工協同組合法（昭二一年法第五一號）……六四九ノ三ノ二
●商工協同組合法施行令（昭二一年勅第五八二號）……六四九ノ一二
●商工協同組合法施行規則（昭二一年商、農、厚、運令第三號）……六四九ノ一六

## 第五章　商工組合中央金庫

●商工組合中央金庫法（昭一一年法第一四號）……六四九ノ一九ノ六
●商工組合中央金庫法施行令（昭一一年八月商、大令）……六四九ノ一九ノ一三
●商工組合中央金庫法中主務大臣ヲ定ムルノ件（昭一一年勅第一一四號）……六四九ノ一九ノ一三
●商工組合中央金庫ノ設立ニ關スル件（昭一一年勅第一一五號）……六四九ノ一九ノ一四
●商工債券令（昭一一年勅第三五三號）……六四九ノ一九ノ一五

## 第六章　農村負債整理組合


●農村負債整理組合法(昭八年法第二一號)……六四九ノ三五ノ五
●農村負債整理組合法施行規則(昭八年七月農、大、內令)……六四九ノ三五ノ六
●農村負債整理事務取扱方(昭一二年農訓第八號)……六四九ノ三五ノ九
●農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ同法第十一條ノ事業ヲ行フコトヲ得ル法人ヲ定ムルノ件(昭一五年勅第九四三號)……六四九ノ三五ノ一一


## 第七章　農業協同組合


●農業協同組合法(昭二二年法第一三二號)……六四九ノ三五ノ一三ノ七
●農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する件(昭二二年法第一三三號)……六四九ノ三五ノ一三ノ一八
●農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する件(昭二二年政令第二八一號)……六四九ノ三五ノ二三
●農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律施行に關する件(昭二二年農、司令第一號)……六四九ノ三五ノ二四






## 第七編　貿易


●外國貿易計表下付手數料令(昭一五年勅第九〇七號)……六四九ノ三五ノ二三ノ五
●外國貿易計表下付手數料令施行ニ關スル件(昭一五年大令第八二號)……六四九ノ三五ノ二三ノ八
●貿易等臨時措置令(昭二一年勅令第三二八號)……六五〇
●貿易等臨時措置令施行規則(昭二一年商、農、厚、運令第一號)……六五〇
●生ゴムの使用禁止等に關する件(昭二一年商令第三一號)……六五一
●國有纖維保金規則(昭二一年商、運令第一號)……六五五


## 第七編ノ二　不正競爭防止及物價統制

第四〇五號

### 第一章　不正競爭防止


●不正競爭防止法(昭九年法第一四號)……六八七ノ一一
●不正競爭防止法若ハ商標法ノ規定ニ依リ紋章等ヲ指定シタルトキノ總覽ニ關スル件(昭一〇年商告第一八號)……六八七ノ一二


### 第二章　物價統制


●物價統制令(昭二一年勅第一一八號)……六八七ノ一五
●物價統制令施行規則(昭二一年大令二五號)……六八七ノ一九
●價格等表示規則(昭二一年大令三八號)……六八七ノ二二
●價格等取締規則(昭二一年大令第五三號)……六八七ノ二三
●價格査定規則(昭二一年閣令第一二號)……六八七ノ二五
●原價計算規則(昭二一年閣令第七八號)……六八七ノ二五
●價格差益處理規則(昭二一年大令第二六號)……六八七ノ二六

## 第八編　度量衡


●度量衡法(明四二年法第四號)……六八八
●度量衡法施行令(明四二年勅第一六九號)……六九一
●度量衡法施行細則(明四二年農令第二八號)……七一〇
●度量衡器ノ檢定及其ノ公差ニ關スル件(大六年農令第七號)……七一二ノ二
●計量器ノ檢定及其ノ公差ニ關スル件(大一五年商令第三號)……七三一
●度量衡器ノ營業免許及檢定ニ關スル手數料徵收ノ勅令ニ依ル計量器ノ檢定手數料ニ關スル件(大一五年商令第四號)……七三一ノ三
●度量衡法施行細則第三十一條ノ二溫度計ノ項第一號ノ規定ニ依ル材料中、水銀溫度計ニ用ウル硝子ノ品質ノ件(大一五年商告第一二號)……七三一ノ三
●檢定ヲ受クルコトヲ要セサル度量衡器及計量器指定(大一〇年農告第二一號)……七三二
●度量衡器又ハ計量器比較檢查規則(大四年農令第七號)……七三二
●度量衡器又ハ計量器ノ器差微小ト認ムル限度(大四年農告第一六〇號)……七三三
●計量器ノ種類指定(昭一二年商告第二七號)……七四一
●度量衡ニ關シ地方長官ニ委任事項(大五年農令第二七號)……七四一





●度量衡器ノ甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較檢查依頼者心得(明四二年農告第三三二號)……七四一
●度量衡器ノ營業免許及檢定ニ關スル手數料徵收ノ件(明四二年勅第一七九號)……七四二
●度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ營業ノ免許狀ニ關スル手數料(明四二年農令第三一號)……七五一
●特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器ノ檢定手數料ニ關スル件(大六年農令第八號)……七五一
●度量衡器又ハ計量器ノ比較檢查手數料ニ關スル件(大四年勅第五六號)……七五一ノ三
●度量衡器又ハ計量器ノ比較檢查手數料ニ關スル件第一條ノ最高及最低ノ範圍ニ於テ徵收スル手數料額(大四年農告第一五九號)……七五二ノ三
●度量衡器又ハ計量器ノ比較檢查手數料(大四年農告第二八五號)……七五五
●度量衡ニ關スル免許料等ニ貼用ノ印紙消印ノ件(明三〇年農令第一四號)……七五五ノ五
●度量衡講習規程(昭二年商告第一四號)……七五七


## 第九編　特許、實用新案、意匠、商標、工業所有權、辨理士及計理士

### 第一章　特許


●特許法(大一〇年法第九六號)……七五七ノ三
●特許法施行令(大一〇年勅第四六〇號)……七七三ノ三
●特許法施行規則(大一〇年農令第三三號)……七七五
●特許法施行規則第四十條ノ改正規定ノ準用ニ關スル件(昭一六年商令第六六號)……七八五
●昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く特許權の處分の制限等に關する件(昭二一年商令第二〇號)……七八五
●特許、實用新案、意匠及商標ニ關スル明細書、說明書、圖面、雛形及見本ノ調製心得(大一〇年農告第三一〇號)……七八六
●特許法意匠法及商標法施行細則ノ規定ニ依リ書留郵便ヲ以テ書類提出ノトキ封筒ニ記載方(明三二年農告第六二號)……七八七
●特許、實用新案及商標ニ關スル書類ノ閱覽ニ關スル件(大一〇年農令第三八號)……七八七





●特許、實用新案、意匠及商標ニ關スル手數料ノ件(大一〇年勅第四六五號)……七八七ノ三
●特許法施行規則、實用新案法施行規則、意匠法施行規則及商標法施行規則ニ依ル請求、申請及届出ニ關スル手數料ノ件(大一〇年農令第三七號)……七八九
●特許登錄令(大一〇年勅第四六一號)……七九一ノ三
●特許登錄令施行規則(大一〇年農令第三九號)……七九九
●滅失特許原簿回復規則(大一二年農令臨第六號)……八〇三ノ五
●特許收用令(昭一三年勅第五二號)……八〇三ノ六


### 第二章　實用新案


●實用新案法(大一〇年法第九七號)……八〇四
●實用新案法施行規則(大一〇年農令第三四號)……八一〇
●軍事上秘密ヲ要スル實用新案竝實用新案ニ關スル審判其ノ他ノ手續ノ費用及登錄ニ關スル件(大一〇年勅第四六二號)……八一一
●實用新案ノ登錄ニ關スル件(大一〇年農令第四〇號)……八一一ノ二
●滅失シタル實用新案原簿回復ニ關スル件(大一二年農令臨第七號)……八一一ノ二


### 第三章　意匠


●意匠法(大一〇年法第九八號)……八一一ノ三
●意匠法施行規則(大一〇年農令第三五號)……八一六

●意匠ニ關スル審判其ノ他ノ手續ノ費用及登錄ニ關スル件（大一〇年勅第四六三號）……八一九
●意匠登錄規則（大一〇年農令第四一號）……八一九
●滅失シタル意匠原簿ノ回復ニ關スル件（大一二年農令臨第八號）……八二〇

## 第四章　商標

●商標法（大一〇年法第九九號）……八二〇
●商標法施行規則（大一〇年農令第三六號）……八二七
●商標法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ關スル件（明四三年勅第三三七號）……八三二
●商標ニ關スル審判其ノ他ノ手續ノ費用及登錄ニ關スル件（大一〇年勅第四六四號）……八三三
●商標登錄規則（大一〇年農令第四二號）……八三三ノ二
●滅失シタル商標原簿ノ回復ニ關スル件（大一二年農令臨第九號）……八三三ノ三

## 第五章　工業所有權

●工業所有權戰時法（大六年法第二一號）……八三四
●工業所有權戰時法施行令（大六年勅第一四一號）……八三四
●工業所有權戰時法施行規則（大六年農令第二二號）……八三五
●工業所有權戰時法ニ依ル專用權ニ關スル件（大九年勅第九號）……八三七
●平和條約ノ實施ニ伴フ流通證券及工業所有權ニ關スル件（大九年法第一號）……八三七ノ三
●工業所有權戰時法登錄令（大六年勅第一四二號）……八三七ノ三
●工業所有權戰時法登錄令施行規則（大六年農令第二三號）……八三八

## 第六章　辨理士

●辨理士法（大一〇年法第一〇〇號）……八四〇
●辨理士法施行令（大一〇年勅第四六六號）……八四一ノ三
●辨理士法施行令ニ依ル受驗資格ニ關スル件（昭一三年文令第一八號）……八四三ノ二
●辨理士試驗規則（昭一三年商令第二七號）……八四三ノ三



# 第十編　勸業諸會

## 第一章　勸業諮問會

●各地方勸業諮問會竝勸業委員ヲ設置スルコトヲ得ルノ件（明一六年太達第一三號）……八四三ノ九
●勸業諮問會竝勸業委員設置心得（明一六年農達第八號）……八四三ノ九
●勸業委員ノ人員選舉方法及處務順序等町村會設置ナキ地方ニ於ケル評定方（明一六年農達第一一號）……八四五
●農商務省ニ於テ每年勸業會開設ニ付府縣農商工及山林ニ關スル課掛一名出京方（明一六年農達第一七號）……八四五
●勸業會ヘ府縣當該課長出頭方（明一八年農達第一七號）……八四五

## 第二章　博覽會、共進會

●內國勸業博覽會五ケ年目每ニ開設（明一〇年太布第八八號）……八四六
●內國勸業博覽會ニ於テ授與ノ賞牌寫ヲ製標其他ヘ謄載ノ件（明一一年內達甲第九號）……八四六
●地方開設ノ小博覽會ヘ審查官派出方（明一一年內達乙第七七號）……八四六
●道府縣聯合共進會規則（明四三年農令第三號）……八四六
●博覽會共進會開設ニ際シ賣藥ヲ出品シ及其會場內外ニ於テ販賣スルトキノ取扱方（明二一年大訓第一號）……八四八
●內外博覽會及共進會ノ褒證亡失者ヘ證明狀附與方（明一七年農告第二號）……八四八
●博覽會共進會等ニ關スル報告規程「第十九類第二編第二章ニ輯ム」

## 第十一編　移住民


●海外移住組合法(昭二年法第二五號)……八五二ノ一〇
●海外移住組合法施行規則(昭二年内令第二八號)……八五三ノ四
●海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金ノ出資等ニ關スル件(昭一二年法第四三號)……八五三ノ三
●長崎移住斡旋所規則(昭八年二月官報)……八五三ノ三
●北海道移住民規則(明三九年内令第二二號)……八五四
●北海道廳ニ於テ設置セル北海道廳移民取扱事務所ノ所在地及開設期間(大一〇年内告第一七號)……八五五
●北海道移住民ノ汽車賃汽船賃割引券取扱方(明三六年内訓第一二號)……八五五
●北海道移住民ニ對スル汽車電車汽船ノ特別取扱方(大二年内告第三一號)……八五六
●北海道移住民三百名以上乘船ノトキ警察官吏附添ノ件(明三一年内訓第二八號)……八六三
●北海道移住民渡航船舶取締規則(明三一年内令第八號)……八六三








# 第十八類　産業(乙)(商業其他産業關係諸法規)

## 第五編　商業

### 第一章　一般

#### 第一款　私的獨占禁止

### ●私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律

(昭和二十二年四月十四日)
(法律第五十四號)

沿革　昭和二二年七月法律第九一號、一二月第一九五號、二三年八月第二〇七號改正

此の法律は、帝國議會の協賛を經た私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律目次


第一章　總則
第二章　私的獨占及び不當な取引制限
第三章　不當な事業能力の較差
第四章　株式の保有、役員の兼任、合併及び營業の讓受
第五章　不公正な競爭方法
第六章　適用除外
第七章　損害賠償
第八章　公正取引委員會
第一節　組織及び權限
第二節　手續
第三節　雜則
第九章　訴訟
第十章　罰則


#### 第一章　總則

**第一條**　この法律は、私的獨占、不當な取引制限及び不公正な競爭方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販賣、價格、技術等の不當な制限その他一切の事業活動の不當な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競爭を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び國民實所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、國民經濟の民主的で健全な發達を促進することを目的とする。

**第二條**　この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を營む者をいう。

この法律において競爭又は競爭者とは、潛在的な競爭又は競爭者を含むものとする。

この法律において私的獨占とは、事業者が、單獨に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競爭を實質的に制限することをいう。

この法律において不當な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競爭を實質的に制限することをいう。

この法律において不當な事業能力の較差とは、事業者と競爭者の事業能力の間に、著しい較差がある場合において、その事業者の優越した事業能力が、技術的理由により正當とされるものでなく、且つ、その較差が左の各號の一に掲げる事由により私的獨占を行うことができる程度であるものをいう。

一　他の事業者があらたに事業を起すことを著しく困難にする程度に、事業者が、當該事業分野に屬する事業又はこれに使用する原材料を支配していること

二　事業者が、一定の事業分野において、他の事業者が現實に競爭することを著しく困難にする程度に生産を支配してゐること

三　事業者が、私的獨占を行うことができる程度に自由な競爭を抑壓し、又は著しく制限していること

この法律において不公正な競爭方法とは、左の各號の一に該當する競爭手段をいう。

一　他の事業者から不當に物資、資金その他の經濟上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に對し不當に物資、資金その他の經濟上の利益を供給しないこと

二　不當な差別對價を以て、物資、資金その他の經濟上の利益を供給すること

三　不當に低い對價を以て、物資、資金その他の經濟上の利益を供給すること

四　不當に、利益又は不利益を以て、競爭者の顧客を自己と取り引きするように勸誘し、又は强制すること

五　相手方が自己の競爭者から不當に物資、資金その他の經濟上の利益の供給を受けないことを條件として、當該相手方と取り引きすること

六　相手方とこれに物資、資金その他の經濟上の利益を供給する者若しくは顧客との取引若しくは相手方とその競爭者との關係を不當に拘束する條件を附け、又は相手方である會社の役員（取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の營業の主任者をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の承認を受けるべき旨の條件を附けて、當該相手方に物資、資金その他の經濟上の利益を供給すること

七　前各號に掲げるものの外、公共の利益に反する競爭手段であつて、第七十一條及び第七十二條に規定する手續に從い公正取引委員會の指定するもの。

**第二章**　私的獨占及び不當な取引制限

**第三條**　事業者は、私的獨占又は不當な取引制限をしてはならない。

**第四條**　事業者は、共同して左の各號の一に該當する行爲をしてはならない。

一　對價を決定し、維持し、又は引き上げること

二　生産數量又は販賣數量を制限すること

三　技術、製品、販路又は顧客を制限すること

四　設備の新設若しくは擴張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

前項の規定は、一定の取引分野における競爭に對する當該共同行爲の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

**第五條**　事業者は、一手買取及び一手販賣の方法による資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の制當を行う法人その他の團體を設立し、若しくは組織し、又はこれらの團體に加入してはならない。

**第六條**　事業者は、外國の事業者と左の各號の一に該當する事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又は國内の事業者と貿易に關し左の各號の一に該當する事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

一　第四條第一項各號の一に掲げる事項

二　事業活動に必要な科學又は技術に關する知識又は情報の交換を制限すること

前項の規定は、國際取引又は國内取引の一定の分野における競爭に對する當該協定又は當該契約の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

事業者は、外國の事業者との國際的協定若しくは國際的契約又は國内の事業者との貿易に關する協定若しくは契約であつて相當期間繼續するもの（一の取引による目的物の授受のみが相當期間にわたるものを除く。）をしようとする場合には、公正取引委員會に届け出て、その認可を受けなければならない。

前項の場合において、事業者は、届出の日から三十日を經過するまでは、當該協定又は當該契約をしてはならない。

**第七條**　私的獨占又は不當な取引制限に該當する行爲があるときは、公正取引委員會は、第八章第二節に規定する手續に從い、事業者に對し、當該行爲の差止、營業の一部の讓渡その他私的獨占又は不當な取引制限を排除するために必要な措置を命ずることができる。

**第三章**　不當な事業能力の較差

**第八條**　不當な事業能力の較差があるときは、公正取引委員會は、第八章第二節に規定する手續に從い、事業者に對し、營業施設の讓渡その他その較差を排除するために必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員會が前項の措置を命ずるに當つては、當該事業者につき、左の各號に掲げる事項を考慮しなければならない。

一　資本金、積立金その他經營の狀況

二　收支その他經營の狀況

三　役員の構成

四　工場、事業場及び事務所の位置その他の立地條件

五　事業設備の狀況

六　特許權の有無及び内容その他技術上の特質

七　生産、販賣等の能力及び狀況

八　資金、原材料等の取得の能力及び狀況

九　投資その他の方法による他の事業者との關係

十　前各號に掲げる事項に關する競爭者との比較

第四章　株式の保有、役員の兼任、合併及び營業の讓受

**第九條**　持株會社は、これを設立してはならない。

前項において持株會社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、他の會社の事業活動を支配することを主たる事業とする會社をいう。

**第十條**　金融業（銀行業、信託業、保險業、無盡業又は證券業をいう。以下同じ。）以外の事業を營む會社は、他の會社の株式（議決權のない株式を除く。以下同じ。）を取得してはならない。

前項の規定は、會社（商品の賣買を主たる事業とするものを除く。）が、左の各號に該當する他の會社の株式の全部を所有することとなる場合において、その會社の株式の取得について公正取引委員會の認可を申請し、公正取引委員會が、當該株式の所有が一定の取引分野における競爭を實質的に制限することにより公共の利益に反することとなることがないと認めて認可したときには、これを適用しない。

一　原材料、半製品、部分品、副産物、廢物若しくは事業活動に必要な物資その他の經濟上の利益（資金を除く。）の供給について繼續的で緊密な關係にある會社又は特許發明若しくは實用新案の利用關係にある會社

二　他の會社の株式を所有していない會社

前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする會社（現に存する會社の株式を取得しようとする場合には、株式を取得しようとする會社及びその株式を發行する會社）が、その株式の取得が左の各號に掲げる要件を備えていることを明かにした場合には、その會社の株式の全部を所有することとならないときでも、同項に規定する他の要件を備えているときには、同項と同樣とする。

一　必要な資金を調達するために發行される株式の取得であること

二　申請會社において株式を引き受ける外、資本の取得が事實上困難である場合の株式の取得であること

三　株式の取得が不公正な競爭方法に因るものでないこと

四　取得しようとする會社と競爭關係にある會社が株式を所有していない會社の株式の取得であること。但し、商品の賣買を主たる事業とする會社の株式の取得については、取得しようとする會社以外の會社が株式を所有していない場合に限る

**第十一條**　金融業を營む會社は、自己と競爭關係にある同種の金融業を營む他の會社の株式を取得してはならない。

金融業を營む會社であつてその總資産（未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に對する請求權を除く。）が五百万圓を超えるものは、他の會社の株式總數の百分の五を超えてその會社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

前二項の規定は、左の各號の一に該當する場合には、これを適用しない。

一　證券業を營む會社が業務として株式を取得する場合

二　證券業以外の金融業を營む會社が賣出のための引受によつて株式を取得する場合

三　委託者を受益者とする有價證券信託の引受によつて株式を取得する場合。但し、委託者が議決權を行使する場合に限る

前項第一號又は第二號の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員會の認可を受けなければならない。

**第十二條**　會社は、他の會社の資本金額（株金總額、出資總額、株金總額及び出資總額の合計額又は基金總額をいう。）の百分の二十五に相當する金額を超えてその會社の社債（銀行業を營む會社の社債を除く。以下同じ。）を所有することとなる場合には、その社債を取得してはならない。

前條第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、株式とあるのは、社債と讀み替えるものとする。

**第十三條**　會社の役員又は從業員（繼續して會社の業務に從事する者であつて役員以外のものをいう。）は、左の各號の一に該當する場合には、他の會社の役員の地位を兼ねてはならない。

一　兩會社が競爭關係にある場合

二　兩會社の何れか一方の役員の四分の一以上が兩會社以外の會社の役員の地位を占めている場合

會社の役員は、いかなる場合においても四以上の會社の役員の地位を占めてはならない。

**第十四條**　何人も、相互に競爭關係にある二以上の會社の株式を所有することにより、一定の取引分野における競爭を實質的に制限することにより公共の利益に反することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

何人も、相互に競爭關係にある二以上の會社の株式を各會社の株式總







數の百分の十を超えて所有することとなる場合には、その株式の取得について公正取引委員會の認可を受けなければならない。

會社の役員は、その會社と競爭關係にある他の會社の株式を取得してはならない。

會社の役員は、その就任の際、就任する會社と競爭關係にある會社の株式を所有している場合には、その旨を公正取引委員會に届け出なければならない。

公正取引委員會は、前項の届出があつた場合において、一定の取引分野における競爭を實質的に制限することにより公共の利益に反することとなる虞があると認めるときは、その會社又は一部の處分その他必要な措置を命ずることができる。

**第十五條**　會社は、公正取引委員會の認可を受けなければ、合併をしてはならない。

公正取引委員會は、前項の認可の申請があつた場合において、當該合併が左の各號の一に該當し公共の利益に反すると認めるときは、これを認可してはならない。

一　當該合併が生産、販賣又は經營の合理化に役立たない場合

二　當該合併によつて不當な事業能力の較差が生ずることとなる場合

三　當該合併によつて一定の取引分野における競爭を實質的に制限することとなる虞がある場合

四　當該合併が不公正な競爭方法によつて強制されたものである場合

**第十六條**　會社は、公正取引委員會の認可を受けなければ、他の會社の營業の全部若しくは一部の讓受、他の會社の營業全部の貸借、他の會社の

經營の受任又は他の會社と營業上の損益全部を共通にする契約をしてはならない。

前條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、當該合併とあるのは、當該行爲と讀み替えるものとする。

**第十七條**　何らの名義を以てするかを問わず、第九條から前條までの規定による禁止又は制限を免れる行爲をしてはならない。

**第十八條**　公正取引委員會は、第五條若しくは第九條第一項の規定に違反して會社が設立された場合又は第十五條第一項の規定に違反して會社が合併した場合においては、設立又は合併の無効の訴を提起することができる。

## 第五章　不公正な競爭方法

**第十九條**　事業者は、不公正な競爭方法を用いてはならない。

**第二十條**　前條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員會は、第八章第二節に規定する手續に從い、當該行爲の差止を命ずることができる。

## 第六章　適用除外

**第二十一條**　この法律の規定は、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業その他その性質上當然に獨占となる事業を營む者の行う生産、販賣又は供給に關する行爲であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。

**第二十二條**　この法律の規定は、特定の事業について特別の法律がある場合において、事業者が、その法律又はその法律に基く命令によつて行う正當な行爲には、これを適用しない。

前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

**第二十三條**　この法律の規定は、著作權法、特許法、實用新案法、意匠法又は商標法による權利の行使と認められる行爲にはこれを適用しない。

**第二十四條**　この法律の規定は、左の各號に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合會を含む。）の行爲には、これを適用しない。但し、不公正な競爭方法を用いる場合又は一定の取引分野における競爭を實質的に制限することにより不當に對價を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一　小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること

二　任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脫退することができること

三　各組合員が平等の議決權を有すること

四　組合員に對して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

## 第七章　損害賠償

**第二十五條**　私的獨占若しくは不當な取引制限をし、又は不公正な競爭方法を用いた事業者は、被害者に對し、損害賠償の責に任ずる。

事業者は、故意又は過失がなかつたことを證明して、前項に規定する責任を免れることができない。

**第二十六條**　前條の規定による損害賠償の請求權は、第四十八條第三項又は第五十四條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

前項の請求權は、同項の審決が確定した日から三年を經過したときは、時効に因つて消滅する。

## 第八章　公正取引委員會

### 第一節　組織及び權限

**第二十七條**　この法律の目的を達成するため、公正取引委員會を置く。

公正取引委員會は、內閣總理大臣の所轄に屬する。

**第二十八條**　公正取引委員會の委員長及び委員は、獨立してその職權を行う。

**第二十九條**　公正取引委員會は、委員長及び委員六人を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、年齡が三十五年以上で、法律又は經濟に關する學識經驗のある者のうちから、內閣總理大臣が、衆議院の同意を得て、これを任命する。

委員長の任免は、天皇が、これを認證する。

委員長及び委員は、これを官吏とする。

**第三十條**　委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

委員長及び委員は再任されることができる。

委員長及び委員は、年齡六十五年に達したときには、その地位を退く。

國會閉會の場合又は衆議院解散の場合に委員長及び委員の任期が滿了したとき又は欠員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

**第三十一條**　委員長及び委員は、左の各號の一に該當する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治產、準禁治產又は破產の宣告を受けた場合

二　懲戒免官の處分を受けた場合

三　この法律の規定に違反して刑に處せられた場合

四　禁錮以上の刑に處せられた場合

五　公正取引委員會により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

**第三十二條**　前條第一號又は第三號から第五號までの場合においては、內閣總理大臣は、その委員長及び委員を罷免しなければならない。

**第三十三條**　委員長は、公正取引委員會の會務を總理し、公正取引委員會を代表する。

公正取引委員會は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

**第三十四條**　公正取引委員會は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員會の議事は、出席者の過半數を以て、これを決する。可否同數のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員會が第三十一條第五號の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

**第三十五條**　公正取引委員會の事務を處理させるため、公正取引委員會に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、檢察官、任命の際現に辯護士たる者又は辯護士

の資格を有する者を加えなければならない。

前項の檢察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に關するものに限る。

**第三十六條**　委員長、委員及び公正取引委員會の職員の報酬は、命令を以てこれを定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

**第三十七條**　委員長、委員及び命令を以て定める公正取引委員會の職員は、在任中、左の各號の一に該當する行爲をすることができない。

一　國會若しくは地方公共團體の議會の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二　內閣總理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に從事すること

三　商業を營み、その他金錢上の利益を目的とする業務を行うこと

**第三十八條**　委員長、委員及び公正取引委員會の職員は、事件に關する事實の有無又は法令の適用について、意見を外部に發表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に關する研究の結果を發表する場合は、この限りでない。

**第三十九條**　委員長、委員及び公正取引委員會の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員會の職員であつた者は、その職務に關して知得した事業者の祕密を他に漏し、又は窃用してはならない。

**第四十條**　公正取引委員會は、その職務を行うために必要があるときは、公正取引委員會の職員又はこれらの職員に對し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

**第四十一條**　公正取引委員會は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、學校、事業者、事業者の團體又は學識經驗ある者に對し、必要な調査を囑託することができる。

**第四十二條**　公正取引委員會は、その職務を行うために必要があるときは、公聽會を開いて一般の意見を求めることができる。

**第四十三條**　公正取引委員會は、この法律の適正な運用を圖るため、事業者の祕密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

**第四十四條**　公正取引委員會は、內閣總理大臣を經由して、國會に對し、毎年この法律の施行の狀況を報告しなければならない。

公正取引委員會は、內閣總理大臣を經由して國會に對し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することができる。

### 第二節　手續

**第四十五條**　何人も、この法律の規定に違反する事實があると思料するときは、公正取引委員會に對し、その事實を報告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員會は、事件について必要な調査をしなければならない。

公正取引委員會は、この法律の規定に違反する事實があると思料するときは、職權を以て適當な措置をとることができる。



**第四十六條**　公正取引委員會は、事件について必要な調査をするため、左の各號に掲げる處分をすることができる。

一　事件關係人又は參考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徵すること

二　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること

三　帳簿書類その他の物件の所有者に對し、當該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

四　事件關係人の營業所その他必要な場所に臨檢して、業務及び財産の狀況、帳簿書類その他の物件を檢査すること

公正取引委員會が相當と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員會の職員をして、前項の處分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨檢檢査をさせる場合においては、これに證票を携帶させなければならない。

**第四十七條**　公正取引委員會は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、特に前條に規定する處分があつたときは、その結果を明かにして置かなければならない。

**第四十八條**　公正取引委員會は、事業者が、私的獨占をし、不當な取引制限をし、若しくは不公正な競爭方法を用いていると認める場合又は不當な事業能力の較差があると認める場合には、當該事業者に對し、適當な措置をとるべきことを勸告することができる。

前項の規定による勸告があつたときは、事業者は、遲滯なく公正取引委員會に對し、當該勸告を應諾するかしないかを通知しなければならない。

事業者が勸告を應諾したときは、公正取引委員會は、審判手續を經ないで勸告と同趣旨の審決をすることができる。

**第四十九條**　前條第一項の場合において、事件を審判手續に付することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引委員會は、當該事件について審判手續を開始することができる。

審判手續は、當該事業者に審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

**第五十條**　審判開始決定書には、事件の要旨並びに審判の期日及び場所を記載し、且つ、事業者が出頭するべき旨を附記しなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書を發送した日から三十日後に、これを定めなければならない。

**第五十一條**　事業者は、審判開始決定書の送達を受けたときは、これに對する答辯書を遲滯なく公正取引委員會に提出しなければならない。

**第五十二條**　事業者又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員會が當該事件について第七條、第八條第一項又は第二十條の規定による措置を命ずることが不當である理由を述べ、且つ、これを立證する資料を提出し、公正取引委員會に對し、必要な參考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に對し當該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に臨檢して業務及び財産の狀況、帳簿書類その他の物件を檢査することを求め、又は公正取引委員會が出頭を命じた參考人若しくは鑑定人を審訊することができる。

事業者は、辯護士その他適當な者を代理人とすることができる。

**第五十三條**　審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事

業上の祕密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

審判には、速記者を立ち會わせて、陳述を筆記させなければならない。

**第五十四條**　公正取引委員會は、審判をした後、事業者が、私的獨占をし、不當な取引制限をし、若しくは不公正な競爭方法を用いていると認める場合又は不當な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、事業者に對し第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

**第五十五條**　審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第三十四條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

**第五十六條**　公正取引委員會の合議は、これを公開しない。

**第五十七條**　審決は、文書によつてこれを行い、審決書には、公正取引委員會の認定した事實及びこれに對する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

審決書には、少數意見を附記することができる。

**第五十八條**　審決は、事業者に審決書の謄本が到達した時に、その効力を生ずる。

**第五十九條**　公正取引委員會は、必要があると認めるときは、職權で、審決の結果について關係のある第三者を當事者として審判手續に參加させることができる。但し、あらかじめ事業者及び當該第三者を審訊しなければならない。

**第六十條**　關係のある公務所又は公共的な團體は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員會の承認を得て、當事者として審判手續に參加することができる。

**第六十一條**　關係のある公務所又は公共的な團體は、公共の利益を保護するため、公正取引委員會に對して意見を述べることができる。

**第六十二條**　公正取引委員會が、第五十四條の規定により、審決を以て違反行爲の差止その他の處分を命じた場合においては、事業者は、裁判所の定める保證金又は有價證券を供託して、當該審決が確定するまでその執行を免れることができる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手續法により、これを行う。

**第六十三條**　事業者が、前條第一項の規定により供託をした場合において、當該審決が確定したときは、裁判所は、公正取引委員會の申立により、供託に係る保證金又は有價證券の全部又は一部を沒取することができる。

前條第二項の規定による裁判に、これを準用する。

**第六十四條**　公正取引委員會は、第五十四條の審決をした後においても、特に必要があるときは、第四十六條の規定により、處分をし、又はその職員をして處分をさせることができる。

**第六十五條**　公正取引委員會は、第六條第三項、第十條第二項若しくは第三項、第十一條第四項（第十二條第二項で準用する場合を含む。）第十四條第二項、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定による認可の申請があつた場合において、當該申請を理由がないと認めるときは、審決を以てこれを却下しなければならない。



第四十五條第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合に、これを準用する。

**第六十六條**　公正取引委員會は、前條第一項に掲げる認可について、その認可の要件である事實が消滅し、又は變更したと認めるときは、審判手續を經て、審決を以てこれを取り消し、又は變更することができる。

公正取引委員會は、經濟事情の變化その他の事由により、審決の基礎となつた事實が消滅し、若しくは變更した場合において、當該審決を維持することが不當であつて公共の利益に反すると認めるときは、審判手續を經て、審決を以てこれを取り消し、又は變更することができる。

**第六十七條**　裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員會の申立により、事業者に對し、私的獨占、不當な取引制限又は不公正な競爭方法に該當する疑のある行爲を一時停止するべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは變更することができる。

第六十二條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

**第六十八條**　事業者は、裁判所の定める保證金又は有價證券を供託して、前條第一項の規定による裁判の執行を免れることができる。

第六十三條の規定は、前項の規定による供託に係る保證金又は有價證券の沒取にこれを準用する。

**第六十九條**　利害關係人は、公正取引委員會に對し、事件記錄の閱覽若しくは謄寫又は審決書の正本、謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

**第七十條**　この法律に定めるものを除く外、公正取引委員會の調査及び審判に關する手續その他事件の處理並びに第六十二條第一項及び第六十八條第一項の供託に關し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

### 第三節　雜則

**第七十一條**　公正取引委員會が第二條第六項第七號の規定により不公正な競爭方法を指定するには、指定しようとする競爭方法を用いる事業者と同種の事業を營む事業者の意見を聞き、且つ、公聽會を開いて一般の意見を求めた後、指定假案を作成して、これを公表し、當該假案について事業者に反對意見があるときは、これを充分に考慮した上で、これをしなければならない。

**第七十二條**　第二條第六項第七號の規定による不公正な競爭方法の指定は、告示によつてこれを行う。

前項の指定は、告示の日から三十日を經過した日に、その效力を生ずる。

**第七十三條**　公正取引委員會は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは檢事總長に告發しなければならない。

前項の規定による告發に係る事件について公訴を提起しない處分をしたときは、檢事總長は、遲滯なく、法務總裁を經由して、その旨及びその理由を、文書を以て內閣總理大臣に報告しなければならない。

**第七十四條**　檢事總長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員會に對し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

**第七十五條**　第四十六條第一項第一號若しくは第二號又は同條第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた參考人又は鑑定人は、命令の定める

ところにより、旅費及び手當を請求することができる。

**第七十六條**　公正取引委員會は、その内部規律及び事件の處理手續に關する事項について規則を定めることができる。

## 第九章　訴訟

**第七十七條**　公正取引委員會の審決に不服のある者は、裁判所に審決の取消又は變更の訴を提起することができる。但し、審決がその效力を生じた日から三十日を經過したときは、この限りでない。

前項の訴については、公正取引委員會を以て被告とする。

**第七十八條**　訴の提起があつたときは、裁判所は、遲滯なく公正取引委員會に對し、當該事件の記錄（事件關係人、參考人又は鑑定人の審訊調書及び速記錄その他裁判上證據となるべき一切のものを含む。）の送付を求めなければならない。

**第七十九條**　第七十七條第一項の訴の提起は、公正取引委員會の審決の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、何時でも、利害關係人の申立により、又は職權で、決定を以て公正取引委員會の審決の全部若しくは一部の執行の停止を命じ、又はその處分を取り消し、若しくは變更することができる。

**第八十條**　第七十七條第一項に規定する訴訟については、公正取引委員會の認定した事實は、これを立證する實質的な證據があるときには、裁判所を拘束する。

前項に規定する實質的な證據の有無は、裁判所がこれを判斷するものとする。

**第八十一條**　當事者は、左の各號の一に該當する場合に限り、裁判所に對し、當該事件に關係のあるあたらしい證據の申出をすることができる。

一　公正取引委員會が、正當な理由がなくて、當該證據を採用しなかつた場合

二　公正取引委員會の審判に際して當該證據を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつた場合

前項各號に揭げる場合においては、當事者において、その事由を明かにしなければならない。

裁判所は、第一項の規定によるあたらしい證據を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員會に對し、當該事件を差し戻し、當該證據を取り調べた上適當な措置をとるべきことを命じなければならない。

**第八十二條**　裁判所は、公正取引委員會の審決が、左の各號の一に該當する場合には、これを取り消すことができる。

一　審決の基礎となつた事實を立證する實質的な證據がない場合

二　審決が憲法その他の法令に違反する場合

裁判所は、審決の内容が憲法その他の法令の適用について獨斷に過ぎ、又は不當であると認めるときは、これを變更することができる。

**第八十三條**　裁判所は、公正取引委員會の審決を變更することを相當と認めるときは、變更するべき點を指示して事件を公正取引委員會に差し戻すことができる。

**第八十四條**　第二十五條の規定による損害賠償に關する訴が提起されたときは、裁判所は、遲滯なく、公正取引委員會に對し、同條に規定する違反行爲に因つて生じた損害の額について、意見を求めなければならない。



前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

**第八十五條**　左の各號の一に該當する訴訟については、第一審の裁判權は、東京高等裁判所に屬する。

一　公正取引委員會の審決に係る訴訟

二　第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟

三　第八十九條及び第九十條の罪に係る訴訟

**第八十六條**　第六十二條第一項、第六十三條第一項（第六十八條第二項で準用する場合を含む。）第六十七條第一項、第九十七條及び第九十八條に規定する事件は、東京高等裁判所の專屬管轄とする。

**第八十七條**　東京高等裁判所に、第八十五條に揭げる訴訟事件及び前條に揭げる事件のみを取り扱う裁判官の合議體を設ける。

前項の合議體の裁判官の員數は、これを五人とする。

**第八十八條**　前條第一項に規定する事件に關する裁判に對しては、その裁判において法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかについてした判斷が不當であることを理由とする場合又はその判決が法令に違反することを理由とする場合に限り、上告することができる。

## 第十章　罰則

**第八十九條**　第三條の規定に違反して私的獨占又は不當な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万圓以下の罰金に處する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

**第九十條**　左の各號の一に該當する者は、これを二年以下の懲役又は三万圓以下の罰金に處する。

一　第四條第一項の規定に違反して共同行爲をした者

二　第五條の規定に違反して法人その他の團體を設立し、若しくは組織し、又はこれらの團體に加入した者

三　第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者

四　第四十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに從わない者

**第九十一條**　左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は二万圓以下の罰金に處する。

一　第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者

二　第九條第一項の規定に違反して持株會社を設立した者

三　第十條第一項又は第十一條第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

四　第十二條第一項又は同條第二項の規定で準用する第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者

五　第十三條の規定に違反して役員の地位に就いた者

六　第十四條第一項から第三項までの規定に違反して株式を取得し、同條第四項の規定に違反して届出をせず、又は同條第五項の規定による公正取引委員會の命令が確定した後においてこれに從わない者

七　第十六條第一項の規定に違反して他の會社の營業の全部若しくは一部の讓受、他の會社の營業全部の賃借、他の會社の經營の受任又は他の會社と營業上の損益全部を共通にする契約をした者

八　第十七條の規定に違反した者

**第九十二條**　前三條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併

科することができる。

**第九十三條**　第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

**第九十四條**　第四十六條第一項第四號又は同條第二項の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處する。

**第九十五條**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一號から第四號まで、若しくは第六號から第八號まで又は第九十四條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

**第九十六條**　第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員會の告發を待つて、これを論ずる。

前項の告發は、文書を以てこれを行う。

公正取引委員會は、第一項の告發をするに當り、その告發に係る犯罪について、第百條第一項第一號の宣告をすることを相當と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第一項の告發は、公訴の提起があつた後は、これを取り消すことができない。

**第九十七條**　第四十八條第三項又は第五十四條の審決に違反した者は、これを五万圓以下の過料に處する。但し、その行爲につき刑を科するべきときは、この限りでない。

**第九十八條**　第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三万圓以下の過料に處する。

**第九十九條**　左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の過料に處する。

一　第四十條の規定による公正取引委員會の處分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二　第四十六條第一項第一號又は同條第二項の規定による事件關係人又は參考人に對する處分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三　第四十六條第一項第二號又は同條第二項の規定による鑑定人に對する處分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四　第四十六條第一項第三號又は同條第二項の規定による物件の所持者に對する處分に違反して物件を提出しない者

**第百條**　第八十九條又は第九十條の場合において、裁判所は、情狀により、刑の言渡と同時に、左に揭げる宣告をすることができる。但し、第一號の宣告をするのは、その特許權又は特許發明の實施權が、犯人に屬している場合に限る。

一　違反行爲に供せられた特許權の特許又は特許發明の實施權は取り消されるべき旨

二　判決確定後六箇月以上三年以下の期間、政府との間に契約をすることができない旨

前項第一號の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許局長官に送付しなければならない。



前項の規定による判決の謄本の送付があつたときは、特許局長官は、その特許權の特許又は特許發明の實施權を取り消さなければならない。

**附　則**

**第百一條**　この法律の施行の期日は、各規定について命令を以てこれを定める。（昭和二十三年政令第百十四號をもつて第二十七條乃至第四十四條、第百十三條及び第百十四條の規定は、昭和二十三年七月一日より施行。）（昭和二十二年政令第百四十二號をもつて、まだ施行されてゐない規定は、昭和二十二年七月二十日より施行。）

**第百二條**　各規定施行の際現に存する契約で、當該規定に違反するものは、當該規定の施行の日からその効力を失う。

**第百三條**　この法律の規定は、企業再建整備法の規定による決定整備計畫又は金融機關再建整備法の規定による整備計畫に基いて行う事業者の行爲には、これを適用しない。

**第百四條**　第五條の規定施行の際現に存する法人その他の團體で、一手買取及び一手販賣の方法による資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の割當を行うものの處置については、命令を以てこれを定める。

**第百五條**　第九條の規定施行の際現に存する持株會社の處置については、命令を以てこれを定める。

**第百六條**　第九條、第十條、第十二條、第十四條第一項及び第二項、前條、第百七條並びに第百十條の規定は、東北興業株式會社には、これを適用しない。

**第百七條**　金融業以外の事業を營む會社が、第十條又は第十二條の規定施行の際現に當該規定に反して所有する他の會社の株式又は社債の處置については、命令を以てこれを定める。



**第百八條**　金融業を營む會社が、第十一條又は第十二條の規定施行の際現に當該規定に反して所有する他に會社の株式又は社債の處置については、命令を以てこれを定める。

**第百九條**　第十三條の規定施行の際現に同條第一項の規定に反して役員の地位を兼ねている者は、同條の規定施行の日から九十日以内に、何れか一の地位を除いて他の地位を辭さなければならない。

第十三條の規定施行の際現に四以上の會社の役員の地位を占めている者は、同條の規定施行の日から九十日以内に、何れか三の地位を除いて他の地位を辭さなければならない。

**第百十條**　第十四條の規定施行の際現に同條の規定に反して所有されている株式の處置については、命令を以てこれを定める。

**第百十一條**　左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一　第百九條の規定に違反した者

二　第百四條、第百五條、第百七條、第百八條又は前條の規定に基く命令に違反した者

**第百十二條**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前條第二號の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、同條の罰金刑を科する。

**第百十三條**　公正取引委員會の委員長及び委員は、持株會社整理委員會又は證券處理調整協議會の會議に出席して意見を述べることができる。

第百十四條　公正取引委員會の第一期の委員の任期は、内閣總理大臣の定めるところにより、そのうちの四人については各〻一年、二年、三年又は五年とし、二人については四年とする。

## 私的獨占禁止法の規定による認可申請及び屆出に關する規則

（昭和二十二年十月一日公正取引委員會規則第一號）

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定による認可申請及び屆出に關する規則を次のように定める。

私的獨占禁止法の規定による認可申請及び屆出に關する規則

**第一條**　この規則で役員、株式又は會社とは、昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（以下法という。）の役員、株式又は會社をいう。

**第二條**　法第六條第三項の規定による外國の事業者との國際的協定若しくは國際的契約又は國内の事業者との貿易に關する協定若しくは契約であつて相當期間繼續するもの（一の取引による目的物の授受のみが相當期間にわたるものを除く。）をしようとする場合の屆書（正本一通並びに和文副本一通及び英文副本二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　屆出者の住所及び氏名、名稱又は商號

二　屆出者の營む事業の大要

三　協定又は契約の相手方の住所及び氏名、名稱又は商號

四　協定又は契約の相手方の營む事業の大要

五　協定又は契約の内容（協定書又は契約書の案文の寫を添附すること。）

六　協定又は契約が法第六條第一項各號に掲げる事項を内容としないこと又は同條第二項の場合に該當することの説明及びこれを確實する旨

七　その他參考となるべき事項

協定又は契約の相手方が國内の事業者である場合においては、前項の屆書は、當事者の連名で、これを提出しなければならない。

**第三條**　法第十條第二項の規定による他の會社の株式の取得についての認可申請書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請會社の住所及び商號

二　申請會社の營む事業の大要

三　取得しようとする株式を發行する會社（以下取得株式發行會社という。）の住所及び商號

四　取得株式發行會社の營む事業の大要及び當該會社が法第十條第二項第一號に該當する會社であることの説明

五　申請會社及び取得株式發行會社の間の法第十條第二項第一號に規定する關係の程度並びに取得株式發行會社の株式の取得がその關係の程度に及ぼす影響についての説明

六　取得株式發行會社が、法第十條第二項第二號に該當する會社であることの説明

七　取得株式發行會社の株式總數

八　申請會社が現に所有する取得株式發行會社の株式の數及び取得しようとするその株式の數

九　株式の取得の方法及び條件（當該株式を取得することに因り、申請會社又は取得株式發行會社の事業活動に制限が加えられる場合には、その内容を含む。）

十　取得株式發行會社の株式のうち、議決權のないものについて、その總數、申請會社が現に所有する數及び申請會社が取得しようとする數

十一　その他參考となるべき事項

取得しようとする株式が現に設立中の會社の發行しようとするものである場合においては、前項第三號乃至第五號、第七號、第八號後段、第九號及び第十一號に掲げる事項について、その豫想のものを記載するものとする。

第一項の認可申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　申請會社の最終の財產目錄、貸借對照表及び損益計算書

二　取得株式發行會社が現に存する會社である場合には、その最終の財產目錄、貸借對照表及び損益計算書、取得株式發行會社が設立中の會社である場合には、その事業計畫書及び事業收支目論見書

**第四條**　法第十條第三項の規定による他の會社の株式の取得についての認可申請書（正副二通）には、前條第一項各號に掲げる事項及び同條第二項に規定する事項の外、その株式の取得が法第十條第三項各號に掲げる要件を備えていることの疎明を記載しなければならない。

取得株式發行會社が現に存する會社である場合には、前項の認可申請書は、申請會社及び取得株式發行會社の連名でこれを提出しなければならない。

第一項の認可申請書には、前條第三項に規定する書類の外、取得株式發行會社が現に存する會社である場合には、その株主名簿、取得株式發行會社が設立中の會社である場合には、その發起人の氏名、名稱又は商號及び住所を記載した書面を添附しなければならない。

**第五條**　法第十一條第四項の規定による取得の日から一年を超えて株式を所得しようとする場合の認可申請書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請會社の住所及び商號

二　申請會社の營む事業の大要

三　取得の日から一年を超えて所有しようとする株式を發行する會社（以下所有株式發行會社という。）の住所及び商號

四　所有株式發行會社の營む事業の大要

五　所有株式發行會社の株式總數

六　申請會社の現に所有する所有株式發行會社の株式の數

七　取得の日から一年を超えて所有しようとする株式の數及び取得の日から一年を超えて所有しようとする期間

八　取得の日から一年を超えて所有することを必要とする事由

九　その他參考となるべき事項

前項の規定は、法第十二條第二項の規定で準用する同法第十一條第四項の規定による認可申請書に、これを準用する。但し、「株式」とあるのは、「社債」と讀み替えるものとする。

**第六條**　法第十四條第二項の規定による相互に競爭關係にある二以上の會社の株式を各會社の株式總數の百分の十を超えて所有することとなる場合におけるその株式の取得についての認可申請書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名、名稱又は商號

二　相互の競爭關係にある當該の二以上の會社の住所、商號、事業の種類及び株式總數

三　申請者の現に所有する相互の競爭關係にある當該の二以上の會社の株式について、その發行會社別の數

四　取得しようとする株式について、その發行會社別の數

五　當該株式の取得により一定の取引分野における競爭を實質的に制限することにより公共の利益に反することがないことの說明及びこれを確言する旨

六　その他參考となるべき事項

**第七條**　法第十四條第四項の規定による會社の役員に就任の際、就任する會社と競爭關係にある會社の株式を所有している旨の届書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の住所及び氏名

二　役員に就任しようとする會社の住所、商號及び事業の種類

三　當該株式の發行會社の住所、商號、事業の種類及び株式總數

四　當該株式について、その發行會社別の數

五　その他參考となるべき事項

**第八條**　法第十五條第一項の規定による合併についての認可申請書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請會社の住所及び商號

二　申請會社について法第八條第二項各號に掲げる事項

三　合併後存續し、又は合併により設立する會社について、法第八條第二項第二號、第三號、第七號及び第八號に掲げる事項の豫想

四　過去における合併當事者間の相當期間繼續した契約その他事業活動上の主な關係

五　合併を必要とする事由

六　當該合併が法第十五條第二項各號に該當し公共の利益に反することがないことの說明及びこれを確言する旨

七　その他參考となるべき事項

前項の認可申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　申請會社の定款

二　合併契約書の寫

三　合併後存續する會社又は合併により設立する會社の事業計畫書及び事業收支目論見書

四　申請會社の最終の財産目錄、貸借對照表及び損益計算書

五　株主總會若しくは社員總會の決議又は總社員の同意があつたときは、その決議又は同意の記錄の寫

**第九條**　法第十六條第一項の規定による他の會社の營業の全部若しくは一部の讓受、他の會社の營業全部の貸借、他の會社の經營の受任又は他の會社と經營上の損益全部を共通にする契約についての認可申請書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。



一　申請會社及びその相手方である會社について、前條第一項第一號及び第二號に掲げる事項

二　過去における當該行爲の當事者間の相當期間繼續する契約その他事業活動上の主な關係

三　當該行爲を必要とする事由

四　當該行爲が法第十六條第二項で準用する同法第十五條第二項各號に該當し公共の利益に反することがないことの說明及びこれを確言する旨

五　その他參考となるべき事項

前項の認可申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　當該行爲に關する契約書の寫

二　申請會社の最終の財産目錄、貸借對照表及び損益計算書並びに當該行爲の日から一年間の事業計畫及び事業收支目論見書

三　前條第二項第一號及び第五號に掲げる書類

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

## ●私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百四條に規定する處置に關する政令

（昭和二十二年十一月八日政令第二百三十八號）



昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）第百四條に規定する處置に關する政令をここに公布する。

**第一條**　昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律。以下私的獨占禁止法という。）第五條の規定施行の際現に統制業務（一手買取及び一手販賣の方法による資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の劃當をいう。以下同じ。）を行つていた法人その他の團體は、その解散及び清算に關する計畫書を作成し、この政令施行の日から三十日以内に、これを公正取引委員會に提出しなければならない。

前項の規定は、左に掲げる團體については、これを適用しない。

一　昭和二十二年法律第二十三號（臨時物資需給調整法の一部を改正する法律）附則第二項の規定による指定を受けた團體。但し、同項の規定による指定が取り消され、又はその指定の期間が經過した場合は、この限りでない。この場合において、前項の規定による計畫書の提出期限は、その取消又は經過の日から三十日以内とする。

二　特殊會社整理委員會が法令の規定に基いて指定した團體

三　閉鎖機關令第一條の規定により指定を受けた團體

**第二條**　前條第一項の規定により提出する計畫書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　團體の設立又は成立の年月日

二　設立が特別の法令による場合においては、その法令の規定

三　設立又は成立の日から私的獨占禁止法第五條の規定施行の日までの間における事業の狀況の大要

四　統制業務を主たる事業とするかどうかの別

五　企業再建整備法の規定により整備計畫を立案しなければならない。會社及びその他の會社であつて前條第一項又は第二項第一號但書に規定する期限までに同法の規定により整備計畫の認可の申請をしたものにあつては、同法の規定により解散しようとする旨

六　前號に規定する場合以外の場合にあつては、解散及び清算の方法

**第三條**　第一條第一項の規定により計畫書を提出した團體は、公正取引委員會の指示があるまでは、解散、清算、事業の內容の變更又はその所有する資產の處分（常務の執行に必要なものを除く。）をすることができない。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

# ●私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百五條に規定する處置に關する政令



（昭和二十二年十一月八日）
（政令第二百三十九號）

昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）第百五條に規定する處置に關する政令をここに公布する。

**第一條**　この政令において役員、持株會社、株式、金融業、總資產及び從業員とは、夫々昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律。以下私的獨占禁止法という。）に規定する役員、持株會社、株式、金融業、總資產及び從業員をいう。

**第二條**　私的獨占禁止法第九條の規定施行の際現に他の會社の株式を所有していた會社（金融業を營むものを除く。）で、その會社の同條の規定施行の直前の決算期の貸借對照表における他の會社の株式の價額が總資產の四分の一を超えていたものは、その解散及び清算に關する計畫書を作成し、この政令施行の日から三十日以內に、これを公正取引委員會に提出しなければならない。

前項の規定により提出する計畫書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　計畫書を提出する會社の設立の年月日

二　計畫書を提出する會社の定款の寫及びその會社の設立の日から私的獨占禁止法第九條の規定施行の日までの間におけるその變更の內容

三　私的獨占禁止法公布の日、私的獨占禁止法第九條の規定施行の日及びこの政令施行の日において、計畫書を提出する會社の所有する他の會社の株式について、その株式の發行會社別の株式數及びその各々の日におけるその各々の發行會社の株式總數に對する割合

四　私的獨占禁止法公布の日からこの政令施行の日までの間において取得し、又は處分した他の會社の株式について、取得又は處分の時期別及び株式の發行會社別の株式數

五　第三號に規定する割合が百分の十を超える場合においては、その株式の發行會社の私的獨占禁止法第九條の規定施行の直前における株主總會若しくは社員總會の決議又は總社員の同意に關する議事錄の內容

六　計畫書を提出する會社及び前號に規定する株式の發行會社の役員で、私的獨占禁止法第九條の規定施行前一年內において在任した者の氏名、その在任期間、會社の代表權の有無及びその期間において他の會社の役員又は從業員の地位を兼ねた場合にはその旨

七　計畫書を提出する會社及び第五號に規定する株式の發行會社の間における相當期間繼續する契約その他事業活動上の主な關係で、私的獨占禁止法第九條の規定施行前一年內に存したものの內容

八　前各號に掲げるものの外、計畫書を提出する會社の事業の內容についての大要

九　企業再建整備法の規定により整備計畫を立案しなければならない會社及びその他の會社で、この政令施行の日から三十日を經過する日までに同法の規定により整備計畫の認可の申請をしたものにあつては、同法の規定により解散しようとする旨

十　前號に規定する場合以外の場合にあつては、解散及び清算の方法

十一　計畫書を提出する會社が第一號乃至第八號に掲げる事項に基いて持株會社に該當しない場合には、その旨及びその理由。この場合においては、その所有する株式について、その處分の計畫書又はその發行會社の株式の全部若しくは一部を所有することの區分に從い私的獨占禁止法第十條第二項若しくは第三項に規定する要件（公正取引委員會の認可を除く。）を備えているために引き續きこれを所有する旨の計畫書を添附することができるものとする。

**第三條**　前條第一項の規定により計畫書を提出した會社は、公正取引委員會の指示があるまでは、解散、清算、事業の內容の變更又はその所有する資產の處分（常務の執行に必要なものを除く。）をすることができない。

**第四條**　この政令は、左に掲げる會社については、これを適用しない。

一　持株會社整理委員會が法令の規定に基いて指定した會社

二　閉鎖機關令第一條の規定により指定を受けた會社

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

# ●昭和二十二年政令第二百三十八號及び昭和二十二年政令第二百三十九號の規定による計畫書の提出手續に關する規則

（昭和二十二年十一月十日）
（公正取引委員會規則第二號）

昭和二十二年政令第二百三十八號及び昭和二十二年政令第二百三十九號の規定による計畫書の提出手續に關する規則を次のように定める。

昭和二十二年政令第二百三十八號及び昭和二十二年政令第二百三十九號の規定による計畫書の提出手續に關する規則

**第一條**　昭和二十二年政令第二百三十八號（昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百四條に規定する處置の一部施行に關する政令。以下第二百三十八號政令という。）第一條の規定により提出する計畫書（正副二通）には左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　計畫書を提出する團體（以下計畫書提出團體という。）の住所及び名稱又は商號

二　第二百三十八號政令第二條各號に揭げる事項

三　計畫書提出團體が第二百三十八號政令第一條第二項第一號但書に該當する場合には、その旨及び同號但書に規定する指定が取り消され又はその指定の期間が經過した日

**第二條**　昭和二十二年政令第二百三十九號（昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百五條に規定する處置等の一部施行に關する政令。以下第二百三十九號政令という。）第一條の規定により提出する計畫書（正副二通）には、左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　計畫書を提出する會社の住所及び商號

二　第二百三十九號政令第二條各號に揭げる事項

**第三條**　第二百三十九號政令第二條第二項第十一號の規定により提出する計畫書（正副二通）には左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　計畫書を提出する團體の住所及び商號

二　所有する株式に關する處分に關する事項

三　私的獨占禁止法第十條第二項又は第三項に規定する要件（公正取引委員會の認可を除く。）を備えているために引續きこれを所有する旨

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。



## ●昭和二十二年法律第五十四號第百七條、第百八條及び第百十條に規定する株式又は社債の處置に關する政令

（昭和二十三年二月二十七日政令第四十三號）

沿革　昭和二三年七月政令第一八七號、一二月第三六八號改正

昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）第百七條、第百八條及び第百十條に規定する株式又は社債の處置に關する政令をここに公布する。

**第一條**　この政令において、競爭、役員、株式、金融業、總資產、資本金額、社債又は從業員とは、夫々昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律。以下私的獨占禁止法という。）に規定する競爭、役員、株式、金融業、總資產、資本金額、社債又は從業員をいう。

この政令において指定會社とは、昭和二十年勅令第六百五十七號（會社の解散等制限に關する勅令）第一條ノ二に規定する指定會社をいう。

この政令において特別經理會社とは、會社經理應急措置法第一條第一項に規定する特別經理會社をいう。

この政令において金融機關とは、金融機關經理應急措置法第二十七條第一號に規定する金融機關中銀行、信託會社、保險會社又は無盡會社たるものをいう。

この政令において閉鎖機關とは、閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關をいう。

この政令の規定による計畫書及び屆書の公正取引委員會に對する提出期限は、同令施行の日から五十日以內とする。

**第二條**　金融業以外の事業を營む會社で、私的獨占禁止法第十條の規定施行の際現に他の會社の株式を所有し、又は自己の計算において當該會社の役員若しくは從業員若しくはその他の者に所有させていたものは、その際現に當該會社が所有していた、又は所有させていた他の會社の株式で、株式の處分に關する計畫書（以下株式處分計畫書という。）を提出する際現に當該會社が所有し、又は所有させているものについて左に揭げる事項を記載した株式處分計畫書を作成し、これを公正取引委員會に提出しなければならない。

一　株式の發行會社別に處分の方法、價格、時期及び數量の見込



二　株式の發行會社の從業員又はその會社の本店支店、その他の事務所、工場等の所在地に住所を有する者に譲渡しようとする場合には、その旨

前項の株式處分計畫書には、私的獨占禁止法公布の日から株式處分計畫書を提出する日までに當該株式處分計畫書を提出する會社が處分した他の會社の株式についてその發行會社別に處分の數量、價格、時期及び相手方を記載し、且つ、その株式處分計畫書に記載した同項に規定する株式について左に揭げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一　昭和二十一年勅令第五百六十七號（會社の證券保有制限等に關する勅令）その他の法令の規定に基いて處分する場合には、その旨

二　株式の發行會社の株式の全部又は一部を所有することの區分に從い、私的獨占禁止法第十條第二項又は第三項に規定する要件（公正取引委員會の認可を除く。）を備えているために、引き續きこれを所有しようとする場合には、その旨。この場合においては、引き續き所有することができる理由を明かにしなければならない。

三　株式の發行會社が指定會社、特別經理會社、金融機關又は閉鎖機關に該當する場合には、その旨

四　その他株式の處分に關して參考となるべき事項（昭和十二年七月一日以降特別の法令の規定又は行政官廳の命令、勸奬その他の措置に基いて取得した株式である場合において、その旨、その取得の相手方、その取得の方法及びその株式の處分が株式處分計畫書を提出する會社に及ぼすべき影響並びにその他の場合で、株式の處分を著しく困難と

する場合又は株式の處分が株式處分計畫書を提出する會社に對して著しい不利益を與えることとなる場合において、その旨及びこれを明かにする事實を含む。）

**第三條**　金融業を營む會社で、私的獨占禁止法第十一條の規定施行の際現に左の各號の一に該當していた株式を所有し、又は自己の計算において當該會社の役員若しくは從業員若しくはその他の者に所有させていたものは、株式處分計畫書を作成し、これを公正取引委員會に提出しなければならない。

一　株式處分計畫書を提出する會社と競爭關係にある同種の金融業を營む他の會社の株式

二　株式處分計畫書を提出する會社の總資産が五百萬圓を超えている場合において、その會社の所有し、又はその會社の計算において所有させている他の會社の株式で、その數がその發行會社の株式總數の百分の五を超えているもの

前項の株式處分計畫書には、同項に規定する株式で、株式處分計畫書を提出する際現に當該會社が同項各號の一に該當して所有し、又は自己の計算において所有させているものについて前條第一項各號に掲げる事項を記載しなければならない。

第一項の株式處分計畫書には、その株式處分計畫書に記載した前項に規定する株式について前條第二項第一號、第三號及び第四號に掲げる事項並びに、左に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一　私的獨占禁止法第十一條の規定施行の際及び株式處分計畫書を提出する際現に當該株式處分計畫書を提出する會社が所有し、又は自己の計算において所有させている他の會社の株式について株式の發行會社別に株式數、その發行會社の株式總數及びその株式數のその株式總數に對する割合並びにその會社が金融業を營む會社又は金融業以外の事業を營む會社であることの別

二　前號に規定する株式の發行會社が金融業を營む會社である場合において、その發行會社が當該株式處分計畫書を提出する會社と競爭關係にある同種の金融業を營むものでないときは、その旨及びこれを明かにする事實

三　私的獨占禁止法第十一條の規定施行の際及び株式處分計畫書を提出する際現に當該株式處分計畫書を提出する會社の總資産が五百萬圓を超えていない場合及びその他の場合で第一號に規定する株式についてその發行會社別に株式數がその發行會社の株式總數の百分の五を超えていない場合には、その旨及びこれを明かにする事實

四　私的獨占禁止法公布の日から株式處分計畫書を提出する日までに當該株式處分計畫書を提出する會社が處分した株式について、その發行會社別に處分の數量、價格、時期及び相手方

前三項の規定は、證券業を營む會社が業務として株式を所有していた場合には、これを適用しない。但し、證券業者である旨及び業務として株式を所有していたことを確言する旨を公正取引委員會に届け出た場合に限る。

第一項乃至第三項の規定は、賣出のための引受によつて株式を所有していた場合及び有價證券信託（委託者を受益者とし、且つ、委託者が信託株式の議決權を行使するものに限る。以下同じ。）の引受によつて株式を所有していた場合において、その旨を公正取引委員會に届け出たときは、これを適用しない。

私的獨占禁止法第十一條の規定施行の際現に他の會社の株式を有價證券信託に委託していた會社又は會社の役員は、當該信託株式及びその際現に所有していた他の會社の株式について第五條第二項各號に掲げる事項（會社の役員の場合には、同條第四項各號に掲げる事項を含む。）を記載した書類を添附して、その旨を文書を以て公正取引委員會に届け出なければならない。

**第四條**　私的獨占禁止法第十二條の規定施行の際現に他の會社の資本金額の百分の二十五に相當する金額を超えてその會社の社債を所有していた會社は、その際現にその金額を超えて所有していた他の會社の社債で、社債の處分に關する計畫書（以下社債處分計畫書という。）を提出する際現にその金額を超えて所有するものについて社債の發行會社別に處分の方法、價格、時期及び數量の見込を記載し、且つ、同條の規定施行の際現に他の會社の資本金額の百分の二十五に相當する金額を超えて所有していたその他の會社の社債についてその額面總額、その發行會社の資本金額及びこれらの事項の變更を記載した社債處分計畫書を作成し、これを公正取引委員會に提出しなければならない。

前項の社債處分計畫書には、左に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一　前項の規定により處分の見込を記載する社債について他の法令の規定に基いて處分する場合には、その旨

二　前號に規定する社債の發行會社が、指定會社、特別經理會社、金融機關又は閉鎖機關に該當する場合には、その旨

三　私的獨占禁止法第十二條の規定施行の際現に所有していた他の會社の社債（前項に規定する社債を除く。）についてその額面總額、その會社の資本金額及びその額面總額のその資本金額に對する割合並びにこれらの事項の變更

四　その他第一號に規定する社債の處分に關し參考となるべき事項（社債の處分を著しく困難とする場合又は社債の處分が社債處分計畫書を提出する會社に對して著しい不利益を與えることとなる場合において、その旨及びこれを明かにする事實を含む。）

前條第四項及び第五項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。但し「株式」とあるのは、「社債」と讀み替えるものとする。

前條第六項の規定は、私的獨占禁止法第十二條の規定施行の際現に他の會社の社債を有價證券信託に委託していた會社又は會社の役員に、これを準用する。但し「株式」とあるのは、「社債」と讀み替えるものとする。

**第五條**　私的獨占禁止法第十四條の規定施行の際現に相互に競爭關係にある二以上の會社の株式を各會社の株式總數の百分の十を超えて所有し、又は自己の計算において所有させていた者は、その旨を文書を以て公正取引委員會に届け出なければならない。

前項の届書には、左に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一　私的獨占禁止法第十四條の規定施行の際現に届書を提出する者が所有していた、又は自己の計算において所有させていた株式及び同條の

規定施行の日から屆書を提出する日までにその者が取得し、又は自己の計算において取得させた株式について發行會社別に株式數、その發行會社の株式總數及びその株式數のその株式總數に對する割合並びにこれらの事項の變更

二　私的獨占禁止法第十四條の規定施行の際及び屆書を提出する際現に當該屆書を提出する者が所有し、又は自己の計算において所有させている夫々二以上の株式の發行會社が相互に競爭關係にない場合には、その旨及びこれを明かにする事實

三　私的獨占禁止法公布の日から屆書を提出する日までに當該屆書を提出する者が處分した株式についてその發行會社別に處分の數量、價格、時期及び相手方

私的獨占禁止法第十四條の規定施行の際現に會社の役員の地位にあつて他の會社の株式を所有し、又は自己の計算において所有させていた者で、引き續きその地位にある者は、その旨を文書を以て公正取引委員會に屆け出なければならない。

前項の屆書には、第二項第一號及び第三號並びに左に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一　私的獨占禁止法第十四條の規定施行の日から屆書を提出する日までの間において役員の地位にあつた會社の住所、商號及びその營む事業の大要

二　私的獨占禁止法第十四條の規定施行の際及び屆書を提出する際現に役員の地位にある會社と夫々その際現に當該屆書を提出する者が所有し、又は自己の計算において所有させている株式の發行會社との間に夫々競爭關係が存しないときは、その旨及びこれを明かにする事實

第六條　公正取引委員會は、第二條第一項、第三條第一項又は第四條第一項の規定により株式處分計畫書又は社債處分計畫書が提出されたときは、その計畫書に記載された事項その他株式又は社債の處分に關し必要な事項を審査した上、當該計畫書を承認し、却下し、若しくは變更を加えて承認し、又は當該株式若しくは社債の處分に關する計畫を確定し、若しくはその計畫書を提出した會社その他の者に對してその確定した計畫に從い株式若しくは社債の處分をするべき旨を文書を以て命じ、又は私的獨占禁止法若しくはこの政令の規定の實効を確保するため必要な場合には、株式處分計畫書の提出若しくは株式の處分に關する計畫の決定があるまで、その議決權の行使を公正取引委員會若しくはその指名する者に委任するべき旨を命ずることができるものとする。第三條第六項（第四條第四項において準用する場合を含む。）又は前條第一項若しくは第三項の規定により屆書が提出された場合において、公正取引委員會がその屆書に記載された事項その他の事項を審査した上、株式又は社債の處分を必要と認めて、株式處分計畫書又は社債處分計畫書の提出を求め、その求めによる計畫書が提出されたときにおいても同樣とする。

第二條第一項の規定により公正取引委員會に提出された株式處分計畫書に同條第二項第二號に掲げる事項を記載した書類が添付されているときは、當該事項について獨占禁止法第十條第二項又は第三項の規定による認可の申請があつたものとみなして、私的獨占禁止法第六十五條の規定を準用する。

公正取引委員會は、第一項の審査の結果に基き株式又は社債の處分について、必要があると認める場合においては、證券處理調整協議會に委託して讓渡をするべき旨を命ずることができる。

第一項又は前項の規定による命令その他の措置を受けた者は、その命令又は措置に從い株式又は社債の處分その他の措置をしなければならない。

第二條第一項、第三條第一項又は第四條第一項の規定により株式處分計畫書又は社債處分計畫書を提出した會社は、その計畫書に記載した株式又は社債について第一項の規定による計畫書の承認、計畫の決定又は處分の命令があるまではこれを處分してはならない。但し、當該計畫書に記載した株式又は社債の全部又は一部の處分（質權の設定を含む。）を必要とする特別の事由がある場合において、公正取引委員會にその處分を必要とする事由を明かにして當該株式又は社債の處分に關する認可の申請をし、その認可を受けたときは、この限りでない。

第一項の規定による命令その他の措置を受けた者は、その命令又は措置の實行を終つたときは、遲滯なくその結果を公正取引委員會に報告しなければならない。

公正取引委員會は、前項の規定による報告を受ける以前においてこの政令の規定又は第一項の規定による命令若しくは措置の迅速且つ公正な實行を確保するために必要な指示をすることができる。

第七條　この政令は、左に掲げる者には、これを適用しない。

一　過度經濟力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七號）第三條第一項又は持株會社整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第一條第一項の規定による指定を受けている者

二　昭和二十一年勅令第五百六十七號（會社の證券保有制限等に關する勅令）の規定により株式處分計畫書を提出する指定會社

三　閉鎖機關

四　昭和二十二年政令第二百三十九號（昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百五條に規定する處置に關する政令）第二條第二項第十一號の規定により計畫書を提出する會社

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

第一條第六項に規定する提出期限前に企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十號）の規定による整備計畫の認可を受けた特別經理會社（有價證券の處分の調整等に關する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定の適用を受ける者を除く。）については、第一條第六項の提出期限は、有價證券の處分の調整等に關する法律の一部を改正する法律施行の日（改正前の有價證券の處分の調整等に關する法律（昭和二十二年法律第八號）第十一條第五項の規定により證券處理調整協議會の承認が効力を失う場合においては、その効力を失う日）から十四日以内とする。

銀行法等特例法施行令の一部を次のように改正する。

第五條ノ二　信託會社は有價證券信託ノ引受ヲ爲ス場合ニ於テ信託株式ニ付有スル議決權ノ行使ヲ當該信託ノ各委託者ニ無條件ニ委任スルコトヲ得

第五條ノ三　前條ノ規定ニヨリ議決權ノ行使ノ委任ヲ受ケタル委託者ハ定款ノ規定ニ拘ラズ議決權ヲ行使スルコトヲ得

附　則　昭和二三年政令第三六八號

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年十一月十九日から適用する。

2　過度經濟力集中排除法第二十條第一項の規定により公正取引委員會に職權が委任されたため、昭和二十三年十一月十九日以後新たにこの政令の規定の適用を受けることとなつた者が同日前に公正取引委員會に提出した株式處分計畫書又は同日前にされた公正取引委員會によるその承認は、この政令の規定により提出された株式處分計畫書又は公正取引委員會によるその承認とみなす。

3　前項の規定の適用を受ける場合を除くの外、昭和二十三年十一月十九日以後新たにこの政令の適用を受けることとなつた者については、第一條第六項の提出期限は、その者がこの政令の適用を受けることとなつた日から五十日以內とする。

## ●昭和二十三年政令第四十三號の規定による株式處分計畫書の提出等の手續に關する規則

（昭和二十三年三月十三日公正取引委員會規則第一號）

昭和二十三年政令第四十三號（昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百七條、第百八條及び第百十條に規定する株式又は社債の處置に關する政令）の規定による株式處分計畫書の提出等の手續に關する規則を次のように定める。

**第一條**　この規則において、競爭、役員、株式、總資產、資本金額又は社債とは、夫々昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確定に關する法律。以下法という。）に規定する競爭、役員、株式、總資產、資本金額又は社債をいう。

この規則において有價證券信託とは、昭和二十三年政令第四十三號（昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百七條、第百八條及び第百十條に規定する株式又は社債の處置等に關する政令。以下令という。）第三條第五項に規定する有價證券信託をいう。

**第二條**　令第二條第一項の規定により提出する株式處分計畫書（正副二通）には、左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　株式處分計畫書を提出する會社（以下株式處分計畫書提出會社という。）の住所及び商號

二　株式處分計畫書提出會社の營む事業の大要

三　法第十條の規定施行の際現に株式處分計畫書提出會社が所有していた、又は自己の計算において所有させていた他の會社の株式で、株式處分計畫書を提出する際現に當該會社が所有し、又は所有させているものについて令第二條第一項各號に揭げる事項

四　法公布の日から株式處分計畫書を提出する日までに株式處分計畫書提出會社が處分した他の會社の株式についてその發行會社別に處分の數量、價格、時期及び相手方

前項の株式處分計畫書に添附する書類（正副二通）には、株式處分計畫書に記載する令第二條第一項に規定する株式について同條第二項各號に揭げる事項を記載しなければならない。

**第三條**　昭和二十二年公正取引委員會規則第一號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定による認可申請及び届出に關する規則）第三條及び第四條の規定は、令第二條第二項第二號に揭げる事項を記載する書類に、これを準用する。但し、「法第十條第二項の規定による他の會社の株式についての認可申請書」とあるのは、「私的獨占禁止法第十條第二項に規定する要件（公正取引委員會の認可を除く。）を備えているため他の會社の株式と引續き所有しようとする旨を記載する書類」と、「法第十條第三項の規定による他の會社の株式の取得について認可申請書」とあるのは、「私的獨占禁止法第十條第三項に規定する要件（公正取引委員會の認可を除く。）を備えているため他の會社の株式を引き續き所有しようとする旨を記載する書類」と、「第一項の認可申請書」とあるのは、「第一項の書類」と讀み替え、「申請會社」とあるのは、「株式處分計畫書提出會社」と、「取得しようとする株式を發行する會社（以下取得株式發行會社という。）」とあるのは、「引き續き所有しようとする株式の發行會社（以下所有株式發行會社という。）」に、「取得株式發行會社」とあるのは「所有株式發行會社」と、「取得」とあるのは、「所有」と讀み替えるものとする。

**第四條**　令第三條第一項の規定により提出する株式處分計畫書（正副二通）には、左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　株式處分計畫書提出會社の住所及び商號

二　株式處分計畫書提出會社の營む事業の大要

三　法第十一條の規定施行の際及び株式處分計畫書を提出する際現に所有し、又は所有させている他の會社の株式が令第三條第十項第一號又は第二號に該當するものであることの說明

四　令第三條第二項に規定する株式について令第二條第一項各號に揭げる事項

前項の株式處分計畫書に添附する書類（正副二通）には、左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　令第三條第二項に規定する株式について令第二條第二項第一號、第三號及び第四號に揭げる事項

二　令第三條第三項各號に揭げる事項

**第五條**　令第三條第四項の規定による届書（正副二通）には、左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　届書提出會社の住所及び商號

二　届書提出會社が證券業者であることの說明

三　業務として株式を所有していたことの確言

**第六條**　令第三條第五項の規定による届書（正副二通）には、左に揭げる事項を記載しなければならない。

一　届書提出會社の住所及び商號

二　届書提出會社の營む事業の大要

三　賣出のための引受によつて株式を所有していたこと又は有價證券信

託の引受によつて株式を所有していたことの説明

**第七條**　令第三條第六項の規定による會社の提出する届書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届書提出會社の住所及び商號

二　届書提出會社の營む事業の大要

三　法第十一條の規定施行の際現に他の會社の株式を有價證券信託に委託していたことの説明

令第三條第六項の規定による會社の役員の提出する届書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届書を提出する會社の役員の住所及び氏名

二　前項第三號に掲げる事項

第一項又は前項の届書に添附する書類（正副二通）には、法第十一條の規定施行の際現に有價證券信託に委託していた他の會社の株式及びその際現に所有していた他の會社の株式について左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　令第五條第二項各號に掲げる事項

二　届書を提出する者が會社の役員である場合には、前號に掲げる事項の外、令第五條第四項各號に掲げる事項

**第八條**　令第四條第一項の規定により提出する社債處分計畫書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　社債處分計畫書を提出する會社の住所及び商號

二　法第十二條の規定施行の際及び社債處分計畫書を提出する際現に所有している他の會社の社債がその發行會社の資本金額の百分の二十五



相當する金額を超えていることの説明

三　法第十二條の規定施行の際現に他の會社の資本金額の百分の二十五に相當する金額を超えて所有していたその會社の社債で、社債處分計畫書を提出する際現にその金額を超えているものについて、社債の發行會社別に處分の方法、價格、時期及び數量の見込

四　法第十二條の規定施行の際現に他の會社の資本金額の百分の二十五に相當する金額を超えて所有していたその他の會社の社債についてその額面總額、その發行會社の資本金額及びこれらの事項の變更前項の社債處分計畫書に添附する。

書類（正副二通）には、令第四條第二項各號に掲げる事項を記載しなければならない。

**第九條**　第五條、第六條及び第七條の規定は、令第四條第三項及び第四項において準用する令第三條第四項、第五項及び第六項の規定による届書に、これを準用する。但し、「株式」とあるのは、「社債」と讀み替えるものとする。

**第十條**　令第五條第一項の規定による届書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届書を提出する者の住所及び氏名、名稱又は商號

二　法第十四條の規定施行の際現に相互に競爭關係にある二以上の會社の株式を會社の株式總數の百分の十を超えて所有し、又は自己の計算において所有させていたことの説明

前項の届書に添附する書類（正副二通）には、令第五條第二項各號に掲げる事項を記載しなければならない。

**第十一條**　令第五條第三項の規定による届書（正副二通）には左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届書を提出する者の住所及び氏名

二　法第十四條の規定施行の際現に會社の役員の地位にあつて他の會社の株式を所有し、又は自己の計算において他の會社の株式を所有させていたことと及び引き續きその地位にあることの説明

前項の届書に添附する書類（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　令第五條第二項第一號及び第三號に掲げる事項

二　令第五條第四項各號に掲げる事項

**第十二條**　令第六條第四項の規定による認可申請書（正副二通）には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請會社の住所及び商號

二　申請會社の營む事業の大要

三　處分しようとする株式について令第二條第一項各號及び第二項第三號に掲げる事項

四　處分（質權の設定を含む。）を必要とする特別の事由を明かにする説明

五　その他參考となるべき事項

附　則

この規則は、政令公布の日から、これを施行する。





## ●昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律

（昭和二十二年十一月二十日）
法律第百三十八號

沿革　昭和二三年七月法律第一九三號改正

昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律をここに公布する。

**第一條**　昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（以下私的獨占禁止法という。）の規定は、事業者が、法律（昭和二十年勅令第五百四十二號を含む。以下同じ。）の規定で左に掲げるもの又はその法律の規定に基く命令によつて行う正當な行爲には、これを適用しない。但し、第二號乃至第四號に掲げる法律の規定又はその法律の規定に基く命令によつて行う事業者の行爲については、昭和二十二年十月三十一日までのものに限る。

一　地方鐵道法第二十五條第一項（軌道法第二十六條において準用する場合を含む。）

二　自動車交通事業法第十條第一項第三號（同法第十六條第一項にお

て準用する場合を含む。）及び第十六條ノ六第一項第二號

三　小運送業法第四條（同法第十三條において準用する場合を含む。）

四　陸上交通事業調整法第二條第一項第六號及び第七號並びにこれらの規定に係る同條第二項

五　損害保險料率算出團體に關する法律（昭和二十三年法律第百九十三號）

六　食糧管理法

七　臨時物資需給調整法

八　昭和二十年勅令第五百四十二號

**第二條**　この法律施行の際現に効力を有する法律の規定及びその法律の規定に基いて發せられた命令の規定で私的獨占禁止法の規定に反するものは、その效力を有しない。但し、前條第一號及び第六號乃至第八號に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基いて發せられた命令の規定並びに昭和二十二年十月三十一日までの間において同條第二號乃至第五號に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基いて發せられた命令の規定については、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。



## 第二款　經濟力集中排除

### ●過度經濟力集中排除法

（昭和二十二年十二月十八日）
（法律第二百七號）

沿革　昭和二三年一二月法律第二三九號改正

過度經濟力集中排除法をここに公布する。

過度經濟力集中排除法

**第一條**　この法律は、平和的且つ民主的な國家を再建するための方策の一環として、できるだけ速やかに過度の經濟力の集中を排除し、國民經濟を合理的に再編成することによつて、民主的で健全な國民經濟再建の基礎を作ることを目的とする。

**第二條**　この法律で企業とは、企業連合、企業結合、企業合同、會社、組合、個人企業その他形態の何であるかを問わず、事業上、金融上その他經濟上の一切の方法又は事業體を含むものとする。

この法律で獨立企業とは、各個の法律上の人格を有する企業をいう。

この法律で關係とは、協定、了解、共同行爲その他名義の何であるかを問わず、一切の關係をいう。

この法律で事業分野とは、事業上、金融上その他經濟上の一切の活動の分野を含むものとする。

この法律の施行について獨占的性質の企業とは、獨立企業の合併の結果、又は昭和十二年七月一日から昭和二十年九月一日までの間に當該事業分野において從前に比し適當な事業の擴張をした結果、當該事業分野において影響力を持つている、又は持つ虞のある企業を含むものとする。この場合において、影響力とは、企業による支配力であつて、當該事業分野における價格の決定又は資金、商品若しくは役務の移動を實質的に左右するに足る程度のものをいう。

この法律の施行について關連性のない事業分野とは、生産過程において相互に依存する生産分野、一の最終生産品の生産において生産の段階となつている生産分野又はその他相互の間に生産、販賣若しくは經營の合理化に役立つ關係のある事業分野のいずれにも該當しない事業分野をいう。

この法律で競爭又はこの法律の施行について競爭者とは、現實に存する競爭又は競爭者及び潛在的な競爭又は競爭者をいう。

この法律で生産能力とは、生産施設を通常の狀態において最高度に使用した場合の生産の能力をいう。

この法律で家族とは、本人並びにその配偶者及び三親等内の親族をいう。

この法律の施行について個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

**第三條**　持株會社整理委員會は、過度の經濟力の集中で、この法律施行の日において現に存している又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において存したものを指定し、公共の利益のために、これを排除しなければならない。

前項の場合において過度の經濟力の集中とは、營利を目的とする私企業又はその結合體で、一の分野においてその有する相對的規模が大であり、又は二以上の分野においてその占める地位を集積した力が大であるために、事業の重要な部分において、競爭を制限し、又は他の企業が獨立して事業を營むことを阻害するものをいう。

**第四條**　持株會社整理委員會は、前項の定義及び第六條第一項の規定による具體的基準に從い、過度の經濟力の集中を指定しなければならない。

**第五條**　前條の規定による指定は、昭和二十三年九月三十日までに、これをしなければならない。

持株會社整理委員會は、第三條の規定による指定をしたときは、その旨を文書で利害關係人に通知しなければならない。同條の規定による指定を取り消したときも、同樣である。

**第六條**　前項の規定による指定の通知は、公告してこれを行うことができる。

持株會社整理委員會は、左に揭げる事項その他必要な事項を考慮して、過度の經濟力の集中に該當するかどうかを決定する具體的基準を定めて、これを公示しなければならない。

一　當該企業の內地における生産額又は取引額の當該事業分野における內地全體の生産額又は取引額に對する割合

二　當該企業の內地における生産能力と昭和十二年六月三十日以前における內地における最高生産能力との比較

三　當該企業の內地における生産能力又は取引額の當該事業分野における內地全體の生産能力又は取引額に對する割合と昭和十二年六月三十日以前におけるその最高の割合との比較

四　他の企業に對する當該企業の支配的な關係の內容

五　當該企業の工場事業場の數及びその位置その他の立地條件

六　工場事業場の生産過程における相互的關連性の有無及びその程度並びに工場事業場の原料の使用又は生産品の生産若しくは販賣における相互的關連性の有無及びその程度

七　當該企業の原料に對する支配の內容

八　獨立企業の合併その他の方法による事業の擴張の事情

九　當該企業全體の生産能率と當該企業の各部門又はその結合體の生産能率との比較

十　一手買取又は一手販賣その他これらに類する獨占的性質又は制限的性質の取極めその他の關係の有無、物品の購入若しくは販賣についての特權、生産若しくは販賣の制限、價格の固定、事業地域若しくは販賣地域の制限又は特許權若しくは技術の排他的交換を內容とする取極めその他の關係の有無及びこれらの取極めその他の關係への參加の有無

十一　個人又は家族の成員が企業に對して行う實質的支配の內容

前項第九號の生産能率を判定するに當つては、生産高又は單價がその企業の構造の變更により影響されるかどうかについても考慮しなければならない。

**第七條**　持株會社整理委員會は、第三條の規定により指定された過度の經濟力の集中の排除について、この法律の目的を達成するのに必要な措置をとらなければならない。

持株會社整理委員會は、前項の措置に關し必要な範圍內において左に揭げる權能を有する。

一　第三條の規定により指定された過度の經濟力の集中を排除するための原則、計畫及び手續を定めること。

二　諸般の情報を集め、整理し、及び調査し、情報の整理及び提出を求め、記錄の保存を命じ、報告及び意見の提出を求め、並びに帳簿書類その他の物件の所持者に對し當該物件の提出を命じ、及び提出物件を留めて置くこと。

三　關係人又は參考人に出頭を命じて審尋し、及び鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

四　工場事業場その他必要な場所に臨檢して、業務及び財產の狀況、帳簿書類その他の物件を檢査すること。

五　財產の讓渡若しくは引渡を命じ、又は株式その他の有價證券につき議決權の行使の委任を求めること及び當該財產が個人又は家族の成員の所有に屬する場合においては、その讓渡の對價として受領した金錢で有價證券を取得すべきことを命じ、又はその讓渡の對價として有價證券を交付し、且つ、これらの有價證券の任意の讓渡を制限すること。

六　法人その他の團體の解散を命じ、企業連合、企業結合、企業合同、一手買取、一手販賣その他の獨占的性質又は制限的性質の取極めの解消を命じその他過度の經濟力の集中を存續させる行爲を禁止すること。

七　企業再編成、財產處分その他第三條の規定により指定された過度の經濟力の集中を排除するのに必要な措置に關する計畫書の提出を求め、これを承認し、及び企業再編成計畫書の提出のない場合又はその內容が不適當である場合において、企業の再編成計畫書を作成すること。

八　企業再編成計畫の實施につき一切の裁判上又は裁判外の權限を有する管理人を指名し、及び企業再編成計畫の實施、財產處分、法人その他の團體の解散又は清算その他過度の經濟力の集中を排除するのに必要な措置の實施を監督すること。

九　持株會社整理委員會の承認を受けないで財產の移轉その他の行爲をすることを禁止すること。

十　その他第三條の規定により指定された過度の經濟力の集中を排除するのに必要と認められ、且つ、この法律の規定に適合する行爲をすること。

十一　前各號に揭げる事項を實施するために、必要な指令をし、又は必要な規則を定めてこれを公示すること。

前項第六號の規定により持株會社整理委員會が法人その他の團體に對しその解散を命じた場合は、他の法令の規定又は契約その他の定にかかわらず、當該法人その他の團體は、その命令により解散する。

第二項第四號の規定により檢臨檢査をする者は、一定の證票を携帶しなければならない。

**第八條**　持株會社整理委員會は、企業再編成、財產處分その他第三條の規定により指定された過度の經濟力の集中を排除するのに必要な措置に關する計畫書を承認し、若しくは作成しようとするとき、前條第二項第五號若しくは第六號の規定による處分をしようとするとき、又はその他の處分をする場合において必要と認めるときは、その承認その他の處分の指令

案を文書で利害關係人及び公正取引委員會に通達しなければならない。

前項の規定による指令案の文書（提出された計畫書の承認に係るものを除く。）には、處分の基礎となつた事實の認定を附記しなければならない。この場合において、その事實の認定は、指令案の基礎となつている經濟上、生產上その他の資料を詳細に示し、又はその事實の認定には、これらの資料に關する說明を覺書として添附しなければならない。

第五條第二項の規定は、第一項の規定による指令案の通達に、これを準用する。

**第九條**　持株會社整理委員會は、指令案を通達した日から十五日を經過した後に利害關係人に對し聽聞會を開かなければならない。

前項の聽聞會においては、利害關係人は、指令案について異議の申立又は意見の具申をすることができる。

持株會社整理委員會は、第一項の聽聞會の手續について、規則を定めて、これを公示することができる。

**第十條**　公正取引委員會は、指令案が昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（以下私的獨占禁止法という。）の規定に反すると認めるときは、その旨を持株會社整理委員會に對し提示しなければならない。

**第十一條**　持株會社整理委員會は、第九條第二項の規定による異議の申立若しくは意見の具申又は前條の規定による指定に基き、指令案につき必要な變更を加えることができる。

持株會社整理委員會は、指令の內容を決定したときは、その決定指令を文書で利害關係人に通達しなければならない。



**第十二條**　持株會社整理委員會は、企業再編成計畫が債權者、社債權者及び株主（社員を含む。以下同じ。）を公正且つ公平に取り扱つていない場合には、これを承認してはならない。

企業再編成計畫においては、債權者、社債權者及び株主の承認を得ないで、これらの者の權利の變更の定をすることができる。但し、これらの者は、聽聞會において、異議の申立をすることができる。

**第十三條**　事實の認定が實質的な證據を基礎としていない場合又は持株會社整理委員會が實質的な證據を採用しなかつた場合においては、利害關係人は、決定指令が通達され、又は公告された日から三十日以內に、內閣總理大臣に不服の申立をすることができる。但し、その證據の欠如が聽聞會において特に指摘されなかつた場合又はその實質的な證據が故意に持株會社整理委員會に提出されなかつた場合には、この限りでない。

**第十四條**　前條の規定による不服申立があつた日から三十日以內に、內閣總理大臣は、その證據の欠如が實質的性質のものであるために、指令が獨斷的になつているかどうかを決定しなければならない。

內閣總理大臣は、その證據の欠如が實質的性質のものであるために指令が獨斷的になつていると認める場合においては、必要な程度において第八條乃至第十一條に規定する手續に準じ、適當に變更を加えさせるため、その事件を持株會社整理委員會に差し戻さなければならない。

**第十五條**　第十三條の規定による不服申立の期間內及び同條の規定による不服申立があつた場合にはその事件が確定するまでの間は、當該決定指令の執行は、停止される。

**第十六條**　過度の經濟力の集中は、他の法令の規定に基く場合又は自發的に生じた場合であるかどうかを問わず、この法律の定めるところにより、これを排除することができる。

**第十七條**　この法律の施行は、配給統制に關する法令の適用を妨げるものではない。

**第十八條**　第三條の規定により指定された過度の經濟力の集中については、その組織が消滅し、解體若しくは清算を終了し、解體中若しくは清算中にあり、又は變更を加えられた場合においても、持株會社整理委員會が、そのいかなる形態による繼續もこれを禁止するために必要な措置をとることを妨げない。

**第十九條**　持株會社整理委員會の決定指令の執行に關する事項は、公正取引委員會がこれを掌る。

持株會社整理委員會の決定指令については、公正取引委員會に對しその變更の申立をすることができる。

前項の規定による申立に基く持株會社整理委員會の決定指令の變更は、第二十六條の規定により持株會社整理委員會の權限を公正取引委員會に移す日前においては、持株會社整理委員會の同意がなければ、これをしてはならない。

**第二十條**　持株會社整理委員會は、この法律の規定による職權の一部を公正取引委員會に委任することができる。

持株會社整理委員會は、この法律の規定による職權を行使するのに必要な範圍內において、これに關する事務を行政官廳その他の機關に委囑することができる。

**第二十一條**　左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

一　第七條第二項第五號の規定による命令に違反し、同號の規定による請求に從わず、又は同號の規定による制限に違反した者

二　第七條第二項第六號の規定による解消命令又は禁止に違反した者

三　第七條第二項第九號の規定による禁止に違反した者

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

**第二十二條**　第七條第二項第四號の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處する。

**第二十三條**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財產に關して、第二十一條第一項又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

**第二十四條**　第七條第二項第七號の規定による計畫書の提出の請求に從わなかつた者は、これを一萬圓以下の過料に處する。

**第二十五條**　左の各號の一に該當する者は、これを千圓以下の過料に處する。

一　第七條第二項第二號の規定による請求に從わず、又は同號の規定による命令に違反して情報を整理せず、情報、報告、意見若しくは帳簿書類その他の物件を提出せず、記錄を保存せず、又は虛僞の情報、報告若しくは意見を提出した者

二　第七條第二項第三號の規定による出頭命令に違反し、同號の規定による審尋に對し陳述せず、若しくは虚僞の陳述をし、又は同號の規定による鑑定命令に對し鑑定せず、若しくは虚僞の鑑定をした者

**第二十六條**　この法律の規定による持株會社整理委員會の職權及び記錄並びにこの法律の目的の達成を確保するために必要な職員は、昭和二十四年六月三十日までに別に法律で定めるところにより、これを公正取引委員會に移すものとする。

**第二十七條**　私的獨占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員會の權限は、この法律の規定及び持株會社整理委員會の權限によつて變更されることはない。

**附　則**

この法律は、公布の日から、これを施行する。

會社利益配當等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第四條中「整備計畫を提出したもの」の下に「又は過度經濟力集中排除法第三條の規定により指定された會社（以下指定會社という。）」を「決定整備計畫」の下は「又は過度經濟力集中排除法の決定指令の内容」を加え、同條に次の一項を加える。

指定會社（特別經理會社である指定會社を除く。）の利益の配當について大藏大臣が前項但書の許可をなすについては、豫め、持株會社整理委員會の意見を求めなければならない。

第七條第一項第一號中「第四條」の下に「第一項」を加える。

## ◉配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準

（昭和二十三年二月二十二日　持株會社整理委員會告示第四號）

過度經濟力集中排除法第六條の規定によつて、過度の經濟力の集中に關する基準のうち、配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準を公示する。

配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準

**第一**　過度經濟力集中排除法を實施するについての一般方針

配給業及びサービス業等の活動に對し、合理的な程度の競爭と企業の自由とを確立するために、次の一般方針を適用する。

1. 不安狀態より生ずる運營上のあらゆる障碍を除去するために、再編成されるべき企業を速かに指定し、解散又は再組織する。
2. この基準は、嚴格な方式として適用するものではなく、各企業及び各活動部門の實狀を適正に考慮し、各企業の民主的な再編成への適正な彈力性のある指標として、これを使用する。
3. それぞれの場合について、再編成が取扱量及び運營の能率に及ぼす影響、再編成後の企業の經理の健全性及び經濟力の集中の程度を愼重に秤量する。
4. 集中排除の實施完了後は、速かに、企業に對する制限と指定に基く管理とを撤廢する。





5. 企業の事業活動を制限するような確定的な規模を定めない。
6. 運營規模が大きいことから得られる能率上の利點に對し、妨げとなるような措置はとらない。

**第二**　過度の經濟力の集中

營利を目的とする私企業（商事會社、倉庫會社、サービス會社等を含むが、それ等のみに限定されない。）又はその結合體は、次の基準のいずれかに該當する場合には、過度の經濟力の集中と認められる。過度經濟力集中排除法に基いて指定された企業は、次の基準にどの程度該當するかを記載した說明書を提出しなければならない。

1. 統制がないとして、企業を行う一種又は數種の商品の分配が、市場から差し控えられた場合に、價格の著しい騰貴を來し、潛在的な需要者又は一般大衆に對して迷惑を及ぼす程に、その商品の分配を行っているとき。
2. 企業が、その事業分野において、他の者がその事業分野に入つてきても、これと充分競爭できる適當な機會を與えられない程に、勢力を有するとき。
3. 昭和十二年以降の戰時總動員政策の結果、他の組織、事業場、會社又はそれ等のものの一部を取得し、且つ、特別の獨占權と支配力を享有したとき。
4. 關連性のない事業分野における活動によつて競爭を制限し又は他の者が獨立して事業を營む機會を妨げる程に、集積した力が大であるとき。
5. 企業連合、他人の所有する施設に對する排他的支配、一手販賣の取極又は役員兼任により、一個又は數個の事業分野において、獨占的勢力を有するとき。

**第三**　再編成の基準

指定された配給業及びサービス業等における過度の經濟力の集中は、次の基準に從つて再編成することに因つて、技術的な條件の許す限りにおいて、最早過度の經濟力の集中に該當しない程度にまで排除されなければならない。但し、いかなる場合においても、運營の能率を甚しく低下させるような程度にまでは、排除を要求することはない。

指定企業者は、持株會社整理委員會の檢討と決定に資するために、左記に示す說明書を提出しなければならない。

1. 企業の歷史

企業が、合併、特許權の使用、官廳の援助、運營の能率の優越性等に因つて、現在のような組織となつている場合には、これ等の事實について、詳細に記述しなければならない。

（基準）　企業の一部が、從前は獨立した企業であり、特に、その部分が戰時中の合併によつて併合されたものである場合には、これによつて、再編成後の形態を決定する一の根據が確定しているものとする。

2. 地理的位置

各個の施設の位置を示す地圖を提出し、且つ、その位置を選定した理由並びにその位置と供給源、商品源、サービス源、勞働源、及び市場との關係を示す說明をしなければならない。

（基準）　施設の地理的分散は、集約經營の能率發揮をより困難にし、且つ、異つた經濟條件の下に各施設を運營させることになるものであ一

るから、かかる地域の分散は、企業再編成への一の根據を與えるものである。

この基準を適用するに當つては、地理的位置に基く分割に因つて、商品の販賣若しくは仕入又はサービスの獲得について、企業に惡影響を與えないように配慮するものとする。

3. 中央事務所の機能

中央事務所については、それが事業場の能率を高め、商品又はサービスの原價を低め、且つ、品質を向上するために、どんな點で寄與しているかを詳細に說明しなければならない。又その說明には、商品、信用、役務、便益等について自由競爭が存在する場合には、どんな點について、その中央事務所が各事業場又はその小さな集りだけで活動する場合よりも、明かに有効な機能を果しているかを示さなければならない。更に、その說明には、中央事務所の行つているすべての機能をも示さなければならない。

（基準）中央事務所を排除した場合には、生産若しくは配給の技術的な理由又は避けられない新會社の經理の不健全化に因つて、運營の能率が甚しく影響を受けるということが明かに示されない限り、中央事務所は排除さなければならない。

中央事務所が、主要な技術者を擁している場合には、それ等の技術者を、結合體から分離した各企業に、どの程度の割當ができるかについて考慮しなければならない。

4. 關連性のない事業活動

企業の本來の活動に屬しない又は直接關連性のないすべての活動の表を作成しなければならない。關連性の程度が些細であるものは、關連性のないものとして取り扱わなければならない。

（基準）分割した結果、大量購入又は科學的販賣の利點を失つて、運營の原價に重大な影響を與えるということが明かに示されない限り、企業の本來の活動に屬しない又は直接關連性のない事業活動に從事する事業場は分割されなければならない。

5. 水平的又は垂直的結合

水平的結合とは、生産又は配給過程における同一又は同種の段階に從事する事業場で、物理的に分離し、生産又は配給過程において互に獨立しているものの集合をいう。例えば、倉庫の結合、百貨店の結合、又は販賣所の結合で、同一又は略同一の經濟的機能を行つているものの結合は、すべて水平的結合である。

これに反して、一の繼續した過程の異つた段階に從事する倉庫、店舗、事務所、銀行、交通施設等の結合は垂直的結合である。

同一の中央事務所の支配の下において、水平的結合と垂直的結合とが併存することがあり得る。このことは、同一の企業が、數個の倉庫、數個の鐵道、數個の海運事業、數個の販賣所等を所有し又は支配する場合にあてはまる。この場合においては、垂直的結合の各段階において、水平的結合ができているということになる。

企業に屬するそれぞれの事業單位の關連を、圖表に明示して提出しなければならない。

（基準）關連性のない活動に適用する基準は、水平的結合の部分で、企業の本來の活動に關連性のないものの分割を要求する。水平的結合



が、その業種の生産量又は商品若しくはサービスの供給量の重要部分を支配している場合には、關連性のある事業活動に從事する水平的結合の各部分については、その結合の全部又は一部が、運營の能率又は經理の健全性について重要な寄與をしていることが示されない限り、これを分離しなければならない。

垂直的結合の各部分については、その結合によつて支配されている最終段階における製品又はサービスの總原價が、分割の結果、著しく增加することが明かに示されない限り、これを分割しなければならない。

垂直的結合は、この項の他の基準に抵觸しない限り、その存續を許されるが、その結合が一の段階において所有し又は支配する能力が、次の段階において所有し又は支配する能力よりも一割以上大きい場合には、この限りでない。例えば、一の結合は、その企業自身が通常必要とする收容力の十一割を超える收容力を有する倉庫を保有することは許されない。

この比率を適用するに當つては、或る程度の伸縮性は許されるべきであるが、企業は、自らの生産上の必要を超えて、競爭者の原價及び運營に影響力を有する程度に、施設を支配することのないようにしなければならない。

6. 共通原價

二以上の商品又はサービスの配給若しくは生産に影響し又は寄與する原價を共通原價という。例えば、一の生産設備が、或る種の製品を生産すると同時に、或る種の有用な副産物又は屑製品を生産する場合には、その生産設備の原價が、すべての製品に轉嫁される。

經營上の共通原價を除けば、大部分の共通原價は、關連性のある製品の生産又は配給によつて生ずる。企業が、二以上の商品を取り扱い又はサービスを供給する場合には、共通原價の條件を示さなければならない。

（基準）共通原價の條件の下にある場合には、關連性のある又は關連性のない製品の生産は許される。但し、この場合には、經營上の共通原價は、これを考慮に入れてはならない。共通原價は、元來一の事業場における生産操業上生ずるものであるから、能率上の利點が示され、且つ、その結合によつて、企業がその事業の商品又はサービスについて決定的な支配力を持つに至らないときは、常に、この基準が適用される。共通原價に關するこの基準は、數個の工場事業場が一企業の所有に屬していることを正當化する理由となることは殆んどない。併し、この基準は、同一の事業場において、異つた商品を引き續き供給することを正當化する理由にはなる。

7. 代用品

或る代用品の供給が、その本來の製品又はサービスの需要の重要部分をみたすに足る數量であつて、しかも、その供給價格が、本來の製品又はサービスの價格に比較的近いものであるかどうかを說明しなければならない。

（基準）前記の條件をみたす代用品のある場合には、その代用品を生産し又は取り扱つている施設の所有者は、本來の製品若しくはサービスを生産し又は取り扱つている施設の所有者とは、別のものでなけれ

ばならない。

適當な代用品の供給力が大きければ大きいだけ、本來の製品についての生産又は取引上の集中的支配から生ずる不都合は少なくなる。

この基準は、結合を數個の企業に分割する場合における分割の程度を決定するために適用することができる。

8. 商標及び企業名

企業が使用した一切の商標は、これを表示し、且つ、その商標の取引上の價値についての分析を附記しなければならない。企業名に關しても亦、取引上又はその他の價値を示さなければならない。

その説明には、その商標及び企業名の使用によつて得た發展並びに利點の略史をも記載しなければならない。

（基準）　獨占的利點を有する商標及び企業名は、完全にこれを排除して、一切の企業が、これを使用しないようにしなければならない。有名な獨占的結合體の再編成を行う場合には、既存の企業名は、これを排除しなければならない。その企業が、略同等の現在の又は潜在的價値のある數個の商標を有する場合には、再編成により分割されて競爭の立場に立つ新會社に、これを割り當てることができる。その商標が、取引上の價値を持つてはいるが、獨占的歴史又は確立された利點を持つていない場合には、これを他の企業並びに再編成によつて設立され、新しい商標名を登錄することのできる新會社に割り當てることができる。

9. 特許權

企業が所有し又は支配している一切の特許權は、その特許權が製品の生産及びその製品にとつて重要であり、又はその特許權の支配若しくは所有によつて他の者がその事業分野に參加する機會を妨げられている場合には、これを表示しなければならない。

（基準）　再編成の結果設立されるすべての新會社は、企業が所有し又は支配していた一切の特許權の利用を許される。

10. 取扱量又は能力

企業が、現在及び昭和十六年に所有し又は支配していた能力、取引量若しくはサービスの供給量とその事業分野における全體の能力又は取扱量との比率、他の企業が同一又は同種の製品を生産するために容易に轉換できる能力を持つているかどうか、及びその事業分野における全體の能力又はその企業の能力について、近い將來において、實質的な變化が豫想されるかどうかについて、正確な説明をしなければならない。

又この説明には、企業の各事業場の能力又は取扱量が、企業全體の能力又は取扱量のうちで占める比率を附記しなければならない。

（基準）　企業は、その能力が一の場所にある一の事業場に集中している場合の外は、國内及び國外の販路を支配するに足る程度の能力を持つことは許されない。一の企業に許される能力の最大限度を、その事業分野における全體の能力の何割と決めることはできないが、一般的にいえば、一企業を數個の企業に分割する場合、分割によつてできた一企業の能力が、その同じ分割によつてできたどの企業の能力よりも著しく大きなものであつてはいけない。

11. 企業連合及びその他の排他的取極

過去十年間において有効であつた販賣、購買、サービス又は施設に關し、書面又は口頭による、企業連合及び排他的取極の表を提出しなければならない。

（基準）　企業連合に關する取極は、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律に違反するものである。從つて、企業連合に關する取極は、これを取り締らなければならない。販賣、購買、サービス又は施設に關する排他的取極が、他の者がその事業分野に入つてくる場合、これと充分競爭できる適當な機會を與えることを困難にすることによつて、取引を抑制するものでないこと又はかかる取極によつて、企業が、商品又はサービスの總供給量の重要部分に當る生産、販賣若しくは供給をしているものでないことが明かに示されない限り、これ等の取極は破棄されなければならない。

12. 會社間の株式所有

他の會社の株式その他の證券保有の表を提出しなければならない。

（基準）　過度の經濟力の集中に屬しない會社を含む他の會社の證券又は株式を保有してはならない。

13. 經理上の構成

(イ) 單なる持株會社である特別經理會社は、再組織の計畫案を提出することなく、解散及び清算の計畫案を提出しなければならない。

(ロ) 主な事業を外國で營んでいた特別經理會社は、再組織の計畫案を提出することなく、解散及び清算の計畫案を提出しなければならない。

運營できる資産を國内に持つている會社については、(イ)及び(ロ)の規定は、國内所在のその運營できる資産を引き續ぐために、一個又は數個の新會社を設立することを妨げない。

(ハ)(イ)及び(ロ)に揭げたもの以外の會社は、解散及び清算の必要はない。但し、經營を繼續するには、經理的に不健全であることが明らかに認められる場合には、この限りでない。

(ニ) 會社の解散、清算及び會社の資産の處分は、他の一個若しくは數個の會社による獨占又は市場の支配を助長しないように行わねばならない。

(ホ) 資産の一部のみを處分する場合又は資産の一部をもつて一個若しくは數個の第二會社を設立する場合には、存續會社は獨立して經營しうるものであつて、且つ、經理的に健全なものでなければならない。

(ヘ) すべての會社は、その資本金額が固定資産及び通常固定すべき運轉資金の合計額を下らないように、その資本構成を改變しなければならない。

(ト) 新株は、すべて、全額拂込の株式としなければならない。

(チ) 一般に、無議決權株の發行は、株主又は債權者である金融機關に對して割り當てる場合を除いては、これを認めない。金融機關が持別擔保を負擔しない、舊債權の債權者である場合には、新株の割當は行わないで、社債を優先的に交付する。又無議決權株は、會社の總株式の四分の一を超えないようにし、且つ、これを發行する場合には、發行を必要とする充分な理由を明示しなければならない。

無議決權株は、配當及び殘餘財産に對する優先の株式とする。

(ﾘ)舊債權が特別損失を負擔しない場合には、新株の割當は、左記の順位によつて、これを處理する。

1. 個人又は金融機關である舊株主に對しては、その會社の總株數に對する現在の持株數に比例して割り當てるものとする。但し、金融機關については、獨占禁止法の規定によつて保有を認められるものに限る。
2. その會社の從業員
3. 地方居住者
4. 一般公衆

(ヌ)舊債權者が特別損失を負擔する場合には、新株の割當は、特別損失を負擔した舊債權者に對しては、舊債權者額の範圍に限り、最優先の取扱をなし、その他は(ﾘ)の場合と同一の順位によつて、これを處理する。

(ﾙ)金融機關以外の會社には、新會社の株式割當は行わないが、(ﾘ)及び(ヌ)の規定によつて、新株が割り當てられた場合には、その債權者及び株主は、その株の額面金額を超える金額の範圍内に限り、プレミアムを請求できる。このプレミアムの金額は、妥當なものであることを必要とし、且つ、その權利は、六十日以内に行使しなければならない。舊債權者については、このプレミアムの金額は、特別損失を負擔した債權額を超えてはならない。

(ヲ)金融機關以外の會社である舊株主又は金融機關である舊株主若しくは舊債權者については、(ﾙ)に揭げたプレミアムの方法によるの外、新株の引受權を有償讓渡することによつて、その含み益を享受することができる。又金融機關は、獨占禁止法によつて保有を認められる限度を超える株式については、以上の方法によつて含み益を享受することができる。

(ワ)合併又は營業の全部若しくは一部の讓受は、すべて、獨占禁止法に違立されている原則に基いて定められる。合併に際しては、すべての利害關係人に對して公平な取扱をする。

(カ)第二會社の場合には、出資資産の對價として、舊會社に株式を交付し、舊會社は、その株式を處分しなければならない。新舊勘定併合の後、支拂不能を生ずる結果となる場合には、一個又は數個の第二會社を設立する。

新舊勘定併合の後、支拂能力のある會社は、ここに揭げた諸基準と牴觸しない限り、そのまま存續することを認めても差支えない。

(ヨ)存續會社若しくは第二會社の役員又は解散會社の清算人の選任については、その會社の債權者側の立場を公平に考慮する。



# 第三款　財閥同族支配力排除

## ●財閥同族支配力排除法

（昭和二十三年一月七日）
（法律第二號）

沿革　昭和二三年一月法律第二四六號改正

財閥同族支配力排除法を左に公布する。

財閥同族支配力排除法

### 第一章　總則

**第一條**　この法律は、財閥の事業の形成維持に有力な寄與をした人的結合を切り離し、以て民主的で健全な經濟の發達を促進することを目的とする。

**第二條**　この法律において財閥とは、この法律施行の日において現に持株會社整理委員會令第一條第一項の規定による指定者の指定を受けている個人につき内閣總理大臣が血族、姻族その他これに準ずる關係に基き指定する區分に從い、その同一區分に屬する者の群をいう。

この法律において財閥會社とは(ｲ)昭和二十年九月二日において資本金額が千萬圓を超える會社で、ある財閥の直接又は間接に支配する出資の額面の合計額がその資本金額の三割を超えるもの(ﾛ)ある財閥の直接又は間接に支配する出資の額面の合計額が千萬圓を超える會社（但し、(ｲ)及び(ﾛ)に關し事實上財閥に支配されたものでないとみなされるものについては指定に當りこれを除外するものとする。）(ﾊ)その他財閥の事業の形成維持に有力な寄與をし又は財閥の經濟的支配力の行使に有力な手段となつていたものとして内閣總理大臣が指定する法人その他團體をいう。

前項の財閥會社は、内閣總理大臣が各會社の沿革、事業の規模、各財閥の經濟的支配の程度等についての差異に基く區分により、財閥直系會社、財閥準直系會社又は財閥傍系會社としてこれを指定する。

この法律において制限會社とは、昭和二十年勅令第六百五十七號（會社の解散の制限等に關する勅令）第一條ノ二に規定する指定會社をいう。

この法律において從屬會社及び關係會社とは、昭和二十一年勅令第五百六十七號（會社の證券保有制限等に關する勅令）第一條に規定する從屬會社及び關係會社をいう。

この法律において役員とは、取締役、業務執行社員、監査役及びその他顧問、相談役等名稱の如何にかゝわらずこれらの職と同等以上の權限又は支配力を有する職に在る者をいう。

**第三條**　この法律において財閥關係役員とは、財閥會社の役員でその任免が當該財閥の支配下に在り、且つ、當該財閥の利益を代表して當該會社の重要な業務の運營に參加していたものをいう。

前項の財閥關係役員とは左の各號の一に該當する者とする。但し、内閣總理大臣がこの法律の定めるところに基き、財閥關係役員に該當しない者として承認した者を除く。

一　昭和二十年九月二日以前において財閥會社の役員の職に在つた者

二　財閥會社の發行に係る株式について昭和二十一年勅令第五百六十七號第四條第五項（同令第十七條において準用する場合を含む。）若しくは

は持株會社整理委員會令第十條第三項の規定による職決權の行使の委任又は同條第一項若しくは第二項の規定による讓渡があつた場合において昭和二十年九月三日以後最初に議決權の行使の委任又は讓渡がなされた日までの間において、その株式を發行した財閥直系會社の役員の職又は財閥準直系會社若しくは財閥傍系會社の常務取締役若しくはこれと同等以上の權限若しくは支配力を有する役員の職に在つた者

第二章　財閥同緣者

**第四條**　財閥に屬する者が持株會社整理委員會令第一條第一項の規定による指定を受けた際現にその者と同一戸籍内に在つた者（以下財閥同緣者という。）で、この法律施行の際現にいずれかの財閥について内閣總理大臣の指定のあつた財閥會社若しくは制限會社又はこの法律施行の際現にこれらの會社の從屬會社若しくは關係會社となつている會社の役員の職に在るものは、この法律施行の日から三十日以内にその職を辭さなければならない。その期間内に職を辭さない場合においては、三十一日目にその職を失う。

前項の場合において業務執行社員の職に在る者は、業務執行權を有しない無限責任社員となるものとする。

財閥同緣者は、この法律施行の日から十年間は、第一項の會社の役員の職に就き、又は同項の會社の役員の職に屬する行爲をしてはならない。

商法第二百五十八條第一項（これを準用する場合を含む。）の規定は、辭任又は任期の滿了に因り財閥同緣者が第一項の會社の役員の職を退いた場合には、これを適用しない。

第三章　財閥關係役員

**第五條**　財閥關係役員は、この法律施行の際現に當該財閥について指定のあつた財閥會社若しくは制限會社又はこの法律施行の際これらの會社の從屬會社若しくは關係會社となつている會社の役員の職に在る場合においては、第六條第一項若しくは第七條第一項の規定により承認の申請をしないときは、この法律施行の日から三十日以内に、又かかる承認の申請をして同項の規定により内閣總理大臣による財閥關係役員に該當する者として通知を受けたときは、その通知を受けた日から三十日以内にその職を辭さなければならない。その期間内に職を辭さない場合においては三十一日目にその職を失う。

財閥關係役員は、この法律施行の日から十年間は、前項に規定する會社の役員の職に就き、又はこれ等の會社の役員の職に屬する行爲をしてはならない。

前條第二項及び第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

**第六條**　第三條第二項各號に掲げる者で左の各號の一に該當する事由があることの明確な證據を提出し得る者は、證據書類を附し内閣總理大臣に對し財閥關係役員でないことの承認を申請することができる。

一　昭和二十年九月二日以前において財閥會社の役員の職に在つた期間において、當該會社が當該財閥に屬する者又は當該財閥について指定のあつた財閥會社の支配に屬していなかつたこと

二　本人の役員としての就任事情又はその職務の執行の實情より見て本人を財閥關係役員とみなすことが明かに不當であると認められること

前項に規定する者で、この法律施行の際現に當該財閥について指定のあつた財閥會社若しくは制限會社又はこの法律施行の際これらの會社の從屬會社若しくは關係會社となつている會社の役員の職に在る者が、同項の申請をしようとする場合は、この法律施行の日から三十日以内にこれをしなければならない。

**第七條**　前條第一項の規定による外第三條第二項第一號に該當する者で財閥準直系會社の常務取締役若しくはこれと同等以上の權限若しくは支配力を有する役員以外の役員の職又は財閥傍系會社の最高代表役員以外の役員の職にあつた者、及び同項第二號に該當する者は、左の各號に掲げる事由が總て（同項第二號に規定するものについては第三號を除く。）備わることを理由として財閥關係役員に該當しないことについての内閣總理大臣の承認の申請をすることが出來る。

一　當該財閥に屬する者又はその同緣者の配偶者又は親子兄弟姉妹若しくはこれらの者の配偶者でないこと

二　當該役員の職に就任するために豫め當該財閥又は當該財閥の財閥直系會社の承認を必要とする旨の取極のなかつたこと又は取極のない場合においてその承認を受けていなかつたこと

三　財閥準直系會社の役員の職に在つた者については常務取締役、財閥傍系會社の役員の職に在つた者については最高代表役員と同等以上の權限又は支配力を事實上有していなかつたこと

四　當該財閥の財閥會社の役員の職を同時に四以上兼ねていなかつたこと

前項に規定する者が同項及び前條に規定する事由による申請の取方をなさうとするときは、同時にこれをしなければならない。

**第八條**　第四條第一項又は第五條第一項の規定により會社を代表する權限を有する役員の全員がその職を去ることとなる場合において必要があるときは、關係の會社は、當該役員の過半數の同意をもつてその職を退くこととなる役員のうち一人を選び、この法律施行の日から六箇月以内の期間を定め、一時その職に留まらせることについて、内閣總理大臣に對し、その承認を申請することができる。

前項に規定する場合の外、關係の會社が、國民經濟の復興上必要な場合その運營上欠くことのできない者であり、且つ、餘人を以て代えることが困難な者について、内閣總理大臣に對し、一年を超えない期間を限つて、役員の職に留まらせることについての承認を申請することができる。

前項の規定により留任を承認された者の勤務する會社の承繼會社が設立された場合、當該承繼會社が國民經濟の復興上必要であり、又その者がその運營上欠くことのできない者であり、且つ、餘人を以て代えることが困難な者であるときは、關係會社は、内閣總理大臣に對し、その者が留任を許可された期間内に限り、當該承繼會社の役員の職に就くことの承認を申請することができる。

財閥關係役員は、内閣總理大臣に對し一年を超えない期間を限り清算中の會社の清算人の職に留り、又は就くことについての承認を申請することができる。但し特に必要があるときは、期間の更新を申請することができる。

第一項の場合において、當該申請に係る役員について、承認の處分が

あつた場合においてはその者はその承認のあつた期間、なおその職に留まることができるものとし、又、不承認の處分があつた場合においてはその者はその旨の通知があるまでの間、なおその職に留まるものとする。

**第九條**　第四條又は第五條の規定の適用に當つては第四條第一項又は第五條第一項に規定する會社の承繼會社は、これ等の規定に規定する會社と見なす但しこれ等の規定により役員の職を辭さなければならない期間は第二項の規定により指定のあつた時又は内閣總理大臣による財閥關係役員に該當する者としての通知を受けた日から三十日以内とし、その職を失う日は、同項の規定により指定のあつた日又は内閣總理大臣による財閥關係役員に該當する者としての通知を受けた日から三十一日目とする。

この法律で承繼會社とは、前項に規定する會社の出資の狀況並びに當該會社の營業、資產、取引先及び役職員の大部分、商號等の承繼を考慮し、當該會社と實質的に同一なものとして内閣總理大臣が指定するものをいう。

第四條第一項又は第五條第一項に規定する會社から出資を受け、又はその營業の全部若しくは一部の讓渡を受けた會社は、この法律施行の際現に存する會社についてはこの法律施行の日から三十日以内、又この法律施行の日以後あらたに出資を受け又は營業の讓渡を受けた會社についてはこれ等の行爲のあつた日から三十日以内に、前項の規定による指定についての申請をしなければならない。

顧問、相談役、參與その他役員なることを疑わしめる名稱を受けた者は、第四條及び第五條の規定の適用については、これを會社の役員の職に就いたものとみなす。

**第十條**　第二條第二項及び第三項の規定による指定に關し指定の基礎となつた事實につき誤りがあると認めるときは利害關係人は、明確な證據書類を附し、指定があつてから三十日以内に内閣總理大臣に對し指定の取消又は變更を申請することができる。

前項の申請があつた場合においては、第五條第一項及び第六條第二項の規定の適用については、各〻同條同項中この法律施行の日とあるのを第十條第一項の申請に對する内閣總理大臣の決定の公表のあつた日と讀み替えるものとする。

## 第四章　審査

**第十一條乃至第十三條**　削除

**第十四條**　内閣總理大臣は、關係者をして資料を提出させ、又は事實を說明させることができる。

**第十五條**　削除

**第十六條**　内閣總理大臣は、第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項から第四項まで、第九條第三項又は第十條第一項の規定による申請を受理したときは、速かにこれを審査し、承認若しくは不承認の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ、關係書類を公衆が閲覽し得るようにしなければならない。

**第十七條乃至第二十二條**　削除

## 第五章　訴願

**第二十三條**　左に掲げる者は、その決定の基礎となつた事實につき誤りがあると認めるときは、内閣總理大臣に決定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

一　第六條第一項の規定により財閥關係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

二　第七條第一項の規定により財閥關係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

三　第八條第一項ない至第四項の規定により留任又は就任を申請して却下せられた者

第九條第二項の規定による指定に關し、その指定の基礎となつた事實につき誤りがあると認めるときは、利害關係人は、内閣總理大臣に指定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

**第二十四條乃至第二十七條**　削除

**第二十八條**　内閣總理大臣は、第二十三條の規定による再審査の申請を受理したときは、速かにこれを審査し前回の決定の取消又は再審査の申請の却下の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ關係書類を公衆が閲覽し得るようにしなければならない。

**第二十九條**　削除

**第三十條**　第十四條の規定は、第二十八條の規定による内閣總理大臣の再審査にこれを準用する。

## 第六章　罰則

**第三十一條**　左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は一万五千圓以下の罰金に處する。

一　第四條第三項の規定に違反した者

二　第五條第二項の規定に違反した者

三　第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項ない至第四項又は第二十三條の規定による申請をした者でその申請につき虚僞又は事實をかくした申立をなした者

四　第九條第三項の規定による申請をせず、又は虚僞の申請をした者

五　第十四條（前條において準用する場合を含む。）の規定により資料の提出又は事實の說明を求められこれに應じないか、又は虚僞若しくは事實をかくして申立をなした者

前項の罪を犯した者は、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

## 附則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

持株會社整理委員會令の一部を次のように改める。

第十條に次の一項を加える。

前三項ノ規定ハ、財閥同族支配力排除法施行ノ日ニ於ケル指定者及其ノ指定アリタル際現ニ其ノ指定者ト同一戸籍内ニ在リタル者ノ總テノ者ガ同法第五條ニ規定スル會社ノ株式其ノ他ノ出資ニ付所有スル額面ノ合計額ガ其ノ資本金額ノ一割ヲ超エルトキハ其ノ一割ヲ超エル部分ニ付之ヲ準用ス。

## 附則（昭和二三年法律第二四六號）

1　この法律は、公布の日から、施行する。

2　改正前の財閥同族支配力排除法（昭和二十三年法律第二號）に關する違反行爲についての罰則の適用については、なお從前の例による。

## 財閥同族支配力排除法施行規則

（昭和二十三年一月七日総理廳令第七號）

澁革　昭和二三年五月總理廳令第二八號、二二月第七七號改正

財閥同族支配力排除法施行規則を次のように定める。

財閥同族支配力排除法施行規則

**第一條**　財閥同族支配力排除法（以下法という。）第二條第一項の規定により血族、姻族その他これに準ずる關係に基く區分を別表第一の通り指定する。

**第二條**　法第二條第二項及び第三項の規定により財閥直系會社、財閥準直系會社及び財閥傍系會社を夫々別表第二、別表第三及び別表第四の通り指定する。

**第三條**　法第四條第一項の規定により制限會社を別表第五の通り指定する。

**第四條**　法第六條第一項又は第七條第一項の規定により財閥關係役員でない旨の承認の申請をしようとする者は、申請理由書、附屬書類、（證據書類等を含む。以下同じ。）に添え、別記樣式(一)により個人調査書を提出しなければならない。



法第八條の規定により申請をしようとする者は、申請理由書及び附屬書類に添えその申請に係る者につき別記樣式(一)の個人調査書を提出しなければならない。

本法施行後あらたに出資を受け又は營業の讓渡を受けた會社が法第九條第二項の指定についての申請をしようとするときは、申請理由書及び附屬書類を提出しなければならない。

前三項の申請書類には、副本（附屬書類の寫を含む。）三通（和文一通英文二通）を添付しなければならない。

**第五條**　法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項ない至第四項の規定により提出された申請に對する內閣總理大臣の承認又は不承認の決定は、本人に對する通知でこれを行う。

前條第三項の規定により提出された申請に對する內閣總理大臣の指定の決定は、當該會社に對する通知でこれを行う。

內閣總理大臣は、法第十六條の規定（同條申法第八條第一項から第四項まで、第九條第三項又は第十條第一項の規定により申請を受理した場合を除く。）により本人が財閥關係役員でない旨を決定したときは、その者に對し別記樣式(二)の確認書を交付し、又、財閥關係役員であることを決定したときは、その者に對し別記樣式(三)の不適確通知書を交付する。

**第六條**　第四條第一項及び第三項並びに第五條第一項の規定は訴願にこれを準用する。

附　則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

（別表及別記樣式略）

## 第四款　閉鎖機關

### 閉鎖機關令

（昭和二十二年三月十日勅令第七十四號）

澁革　昭和二三年八月政令第二五一號改正

脫は、昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く閉鎖機關令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

閉鎖機關令

**第一條**　この勅令において閉鎖機關とは、連合國最高司令官の要求に基き、その本邦內における業務を停止し、その財產の淸算をなすべきものとして大藏大臣及びその業務に係る行政の所管大臣（以下所管大臣という。）の指定する法人その他の團體をいう。

前項の指定は、告示により、これを行う。

**第二條**　大藏大臣は、前條の規定による指定をしたときは、當該官吏をして、閉鎖機關の本邦內に在る本店、支店その他の營業所の店舖について、その戶扉を閉鎖し、これを封印し、現場における揭示その他の方法以て、閉鎖機關たることを明白にして置かなければならない。

大藏大臣は、連合國最高司令官の要求があつた場合において必要があると認めるときは、前條の規定による指定をなす前においても指定をしようとする機關の營業所の店舖について、前項の措置を採ることができる。



前二項の措置をなすため必要があると認めるときは、當該官吏は、警察官吏の援助を求めることができる。

大藏大臣は、第九條に規定する特殊淸算人がその職務を行うため必要があると認めるときは、當該官吏をして、第一項の規定による封印を解除させることができる。

**第三條**　閉鎖機關は、第一條の規定による指定があつた日（以下指定日という。）以後は、大藏大臣及び所管大臣の特に指定する業務（以下指定業務という。）を除く外、その業務を行うことができない。

指定業務の指定及びその解除は、告示により、これを行う。

指定業務は、大藏大臣及び所管大臣の監督に屬する。

**第四條**　何人も、指定日以後は、閉鎖機關の財產上の權利義務に變更を生ずべき行爲をすることができない。但し、第十條第一項に規定する特殊淸算人の職務の執行に係る行爲については、この限りでない。

前項の規定に違反してなした行爲は、これを無效とする。

**第五條**　外國法人でない閉鎖機關の理事、取締役、監事、監査役、淸算人その他の役員（以下役員という。）及び支配人は、他の法令、定款又は契約にかかわらず、指定日において解任されたものとする。

本邦法人たる閉鎖機關の役員及び支配人の職に當る者は、他の法令又は定款にかかわらず、指定日以後は、これを補充しない。

外國法人である閉鎖機關の役員及び支配人は、指定日以後は、その職務を行うことができない。

閉鎖機關の業務に關し代理權を有する者は、大藏大臣の定める場合を

除く外、指定日以後は、本邦内においては、その權限を失う。

閉鎖機關の代理店の業務を營む者は、指定日以後は、當該閉鎖機關のために、取引の媒介をすることができない。

第一項の規定により解任された者及び第三項の規定により職務を行うことができなくなつた者は、大藏大臣の許可を受けなければ、指定日以後は、當該閉鎖機關の營業所又は代理店の店舗に出入してはならない。

**第六條**　閉鎖機關となつた法人その他の團體の役員又は職員の地位に昭和二十年八月十五日以後在つたことのある者は、大藏大臣の定めるところにより、その氏名、住所その他必要な事項を、第九條の規定する特殊清算人に通知しなければならない。

大藏大臣は、必要があると認めるときは、當該官吏をして、前項に規定する者に對し、當該閉鎖機關に關する事項について、報告をなさしめ、又は質問をなさしめることができる。

**第七條**　指定日において閉鎖機關の本邦内にある營業所以外の場所で、閉鎖機關の所有に屬する財産（帳簿及び營業又は事業に關する書類を含む。）又は閉鎖機關の保管に屬する財産を所持する者は、その旨を第九條に規定する特殊清算人に報告し、特殊清算人の要求があるときは、他の法令又は契約にかかわらず、これを遲滯なく特殊清算人に引き渡さなければならない。但し、擔保權に變更を及ぼし又は訴追若しくは民事上若しくは刑事上の訴訟手續を阻害する場合においては、この限りでない。

前項に規定する者は、同項の規定により財産の引渡をなすまでは、善良な管理者の注意を以て、これを保管しなければならない。

前項の規定による保管のために要した費用について必要な事項は、大藏大臣がこれを定める。



第五條の規定により解任され又は職務を行うことができなくなつた役員又は支配人は、第一項の規定に該當する閉鎖機關の財産のあることを知つている場合においては、その旨を特殊清算人に報告しなければならない。

**第八條**　外國法人でない閉鎖機關（指定日以前に解散したものを除く。）は、**第一條の規定**による指定に因り、指定日において解散する。

外國法人でない閉鎖機關は、解散の後も、指定業務及び清算の目的の範圍内においては、なお存續するものとみなす。

外國法人である閉鎖機關については、その本邦内にある財産の全部につき清算を行う。この場合において、他の法令の規定により當該閉鎖機關に對してなされた營業の又は營業に係る認可、許可又は免許その他の處分は、指定日において、その効力を失う。

前項の規定の適用については、本邦内を履行地とする債權（大藏大臣の指定するものを除く。）は、これを本邦内にあるものとみなす。

**第八條の二**　閉鎖機關の清算（以下特殊清算という。）は、この勅令の定めるところにより、これを行う。

特殊清算は、大藏大臣の監督に屬する。

**第九條**　特殊清算は、特殊清算人がこれを行う。

特殊清算人は、閉鎖機關整理委員會を以て、これに充てる。但し、大藏大臣は、必要があると認めるときは、閉鎖機關整理委員會以外の者を、特殊清算人に選任することができる。

大藏大臣は、特別の事情があると認めるときは、特殊清算人を解任することができる。この場合において、大藏大臣が特に特殊清算人の選任をしないときは、閉鎖機關整理委員會が、特殊清算人となる。

大藏大臣は、第一項但書の規定により特殊清算人を選任し又は前項の規定によりその解任をしたときは、その旨を公告する。

**第九條の二**　特殊清算人は、就職の後遲滯なく、閉鎖機關の財産の現況を調査し、指定日における財産目錄及び貸借對照表を作らなければならない。

**第十條**　特殊清算人の職務は、左の通りとする。

一　現務の急速な結了
二　財産の管理及び處分
三　債權の取立及び債務の辨濟
四　殘餘財産の處分
五　指定業務の執行

特殊清算人は、前項の職務を行うについて、一切の裁判上又は裁判外の行爲を專行する權限を有する。

**第十條の二**　特殊清算人は、閉鎖機關を代表する。

特殊清算人については、民法（明治二十九年法律第八十九號）第百八條の規定は、これを適用しない。

**第十條の三**　特殊清算人は、何時でも、大藏大臣に對して指定業務又は特殊清算に關し必要な事項につき、指示又は承認を求めることができる。

特殊清算人は、前項の指示又は承認を受けてなした行爲については、その責に任じない。但し、特殊清算人に不正な行爲があつた場合は、この限りでない。



大藏大臣は、指定業務に關して、第一項の指示又は承認をなそうとするときは、所管大臣と協議しなければならない。

**第十一條**　閉鎖機關の債務の辨濟その他債務を消滅させる行爲については、第十一條の二の規定に該當する場合を除く外、他の法令にかかわらず、その方法、金額、時期及び順位について、大藏大臣の指示に從わなければならない。

大藏大臣は、前項の指示をなすについては、一般社會の經濟秩序の保持を旨とし、特に預金者等小額の債權者の利益を考慮し、且つ、債權者間の衡平を害しないように留意しなければならない。

**第十一條の二**　閉鎖機關に對する債權者が、指定日の前日において閉鎖機關に對し債務を負擔している場合においては、大藏大臣が別に定める場合を除き、特殊清算人は相殺をなすことができる。但し、左に揭げる場合においては、この限りでない。

一　閉鎖機關の債務者が、指定日以後、閉鎖機關に對する債權を取得したとき。

二　閉鎖機關の債務者が第一條の規定による指定のあるべきことを知つて閉鎖機關に對する債權を取得したとき。但し、その取得が法定の原因又は同條の規定による指定のあるべきことを知つた時よりも以前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

**第十二條**　双務契約（指定業務となつた業務に關するものを除く。）について、閉鎖機關及びその相手方が、指定日において、まだ、ともにその履行を完了していないときは、特殊清算人は、その選擇に從つて、契約の

解除をなし又は相手方の債務の履行を請求することができる。

前項の場合において、相手方は、特殊清算人に對して相當の期間を定め、その期間内に契約の解除をなすか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。特殊清算人がその期間内に確答をなさないときは、契約の解除をなしたものとみなす。

第一項の規定によつて特殊清算人が債務の履行を請求した場合において、その相手方の債務の履行については、民法第五百三十三條の規定は、これを適用しない。

第一項又は第二項の規定により契約の解除があり、その損害の賠償につき爭を生じた場合において、特殊清算人又はその相手方の申立があつたときは、大藏大臣は、その解決を圖るため、仲介をしなければならない。

**第十三條**　閉鎖機關を當事者とする賃貸借（指定業務となつた業務に關するものを除く。）で指定日において現に存するものについては、賃貸借に期間の定がある場合においても、特殊清算人は、民法第六百十七條（借家法施行の地區に在る建物については、同法第三條第一項）の規定により、解約の申入をなすことができる。

**第十四條**　閉鎖機關を法文者とする請負（指定業務となつた業務に關するものを除く。）で指定日において現に存するものについては、特殊清算人は、契約の解除をなすことができる。この場合においては、請負人は、その既になした仕事の報酬及びその報酬中に包含されない費用について、注文者に對して請求することができる。

**第十五條**　第十二條第二項の規定は、前二條の規定による解除權の行使について、これを準用する。

**第十六條**　第十三條及び第十四條の規定によつて契約の解除があつたときは、各當事者は、相手方に對して、解約によつて生じた損害の賠償を請求することができない。

**第十七條**　閉鎖機關を當事者とする貸付金の債權（指定業務となつた業務に關するものを除く。）については、特殊清算人は、大藏大臣の許可を受けて、履行期の到來前においても、履行の請求をすることができる。この場合においては、特殊清算人が履行の請求をしたときに、當該債權の履行期が到來したものとみなす。

**第十八條**　閉鎖機關に對する債權には、他の法令又は契約にかかわらず、指定日以後は、利息を附しない。但し、大藏大臣が別段の定をなしたときは、この限りでない。

**第十九條**　閉鎖機關は、大藏大臣の許可を受けたときは、指定日以前の原因に基いて生じた閉鎖機關の金錢債權（指定業務となつた業務に關するものを除く。）の金額について、他の法令にかかわらず、その辨濟を受けることができる。

**第十九條の二**　閉鎖機關の殘餘財產の處分については、特殊清算人は、拂い込んだ株金額又は出資の價額の割合に應じて、これを株主又は社員その他の構成員に分配しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定にかかわらず、閉鎖機關の殘餘財產の處分につき、別段の定をなすことができる。

**第十九條の三**　特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遲滯なく決算報告書を作り、これを大藏大臣に提出して、その承認を求めなければならない。





前項の場合においては、特殊清算人は、遲滯なく特殊清算事務が終つた旨及び利害關係人が特殊清算事務に異議があるときは、一箇月以内に事由を具して大藏大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、決算報告書、閉鎖機關の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に關する重要書類を、その主たる事務所に備え置き、利害關係人の閲覽に供しなければならない。

利害關係人は、前項の期間が經過した後は、特殊清算事務に關して異議を申し出ることができない。

利害關係人が異議を申し出た場合においては、大藏大臣は、その申出を參酌して第一項の承認をなすものとする。

大藏大臣の承認があつたときは、特殊清算人は、閉鎖機關に對して、その責任を解除されたものとみなす。但し、特殊清算人に不正な行爲があつたときは、この限りでない。

前五項の規定は、第九條第三項の規定により解任された特殊清算人に、これを準用する。この場合において第一項中「決算報告書」及び第二項中「決算報告書、閉鎖機關の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に關する重要書類」とあるのは「事務引繼報告書」と讀み替えるものとする。

**第十九條の四**　特殊清算が結了したときは、特殊清算人は、前條第一項の承認があつた後遲滯なくその旨を公告し、本店又は主たる事務所の所在地においては二週間、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間内に、特殊清算結了の登記をしなければならない。

**第十九條の五**　閉鎖機關の株主總會、社員總會、社債權者集會その他これらに準ずるものは、他の法令、定款又は契約にかかわらず、これを招集することを要しない。

閉鎖機關の指定業務又は特殊清算に關しては、總社員又はこれに準ずるものの同意を要しない。

**第十九條の六**　大藏大臣は閉鎖機關の本店又は主たる事務所の所在地において特殊清算結了の登記があつた後（登記がなかつた場合においては第十九條の四に規定する公告があつた後）十年間、當該閉鎖機關の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に關する重要書類を保存しなければならない。

**第十九條の七**　商法（明治三十二年法律第四十八號）第百二十五條第一項、第百二十六條、第百三十一條及び第四百三十六條並びに非訟事件手續法（明治三十一年法律第十四號）第百七十八條の規定は、特殊清算に、これを準用する。この場合において商法第四百三十六條中「裁判所」とあるのは「大藏大臣」と讀み替えるものとする。

民法第四十四條の規定は、特殊清算人に、これを準用する。

**第十九條の八**　閉鎖機關整理委員會は、閉鎖機關が指定日前になした左に掲げる行爲を、取り消すことができる。

一　閉鎖機關がその債權者を害することを知つてなした行爲。但し、これに因つて利益を受けた者が、その行爲の當時債權者を害すべき事實を知つていなかつたときは、この限りでない。

二　閉鎖機關が指定日前三箇月内になした擔保の供與、債務の消滅に關する行爲その他閉鎖機關に對する債權者を害する行爲。但し、これに因つて利益を受けた者が、その行爲の當時、第一條の規定による指定

のあるべきことを知つていたときに限る。

三　閉鎖機關が指定日前三箇月内になした擔保の供與、債務の消滅に關する行爲で、閉鎖機關の義務に屬せず又はその方法若しくは時期が閉鎖機關の義務に屬しないもの。但し、これに因つて利益を受けた者が、その行爲の當時、第一條の規定による指定のあるべきことを知つていなかつたときは、この限りでない。

四　閉鎖機關が指定日前六箇月内になした無償行爲及びこれと同視すべき有償行爲。

五　閉鎖機關が指定日前六箇月内になした行爲（大藏大臣の指定するものを除く。）でその相手方が、その行爲の當時當該閉鎖機關の社員、株主その他の構成員、役員若しくは從業員、これらの者の親族若しくは同居者又はこれらの者を主たる社員、株主その他の構成員、役員若しくは從業員とする團體であるもの。但し、相手方が、その行爲の當時、第一條の規定による指定のあるべきことを知つていなかつたときは、この限りでない。

左の場合においては、閉鎖機關整理委員會は、轉得者に對しても取消權を行使することができる。

一　轉得者が、轉得の當時、各々その前者に對する取消の原因があることを知つていたとき

二　轉得者が無償行爲又はこれと同視すべき有償行爲に因つて轉得した場合において、各々その前者に對し取消の原因があるとき

三　轉得者が、轉得の當時、閉鎖機關の社員、株主その他の構成員、役員若しくは從業員、これらの者の親族若しくは同居者又はこれらの者を主たる社員、株主、その他の構成員、役員若しくは從業員とする團體であるとき。但し、轉得の當時、各々その前者に對する取消の原因があることを知つていなかつたときは、この限りでない。

**第十九條の九**　前條第一項の規定は、閉鎖機關から手形の支拂を受けた者が、その支拂を受けなければ、債務者の一人又は數人に對する手形上の權利を失う場合には、これを適用しない。

前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出を委託した者が、振出の當時、第一條の規定による指定があるべきことを知つていたときは、閉鎖機關整理委員會は、その者に閉鎖機關が支拂つた金額を償還させることができる。

**第十九條の十**　第十九條の八の規定による取消權の行使は、その旨を文書で、相手方に通達することによつて、これを行う。

前項の規定による文書には、取消の基礎となつた事實の認定を附記しなければならない。

**第十九條の十一**　前條の場合において、相手方は、取消の通達を受けた日から二週間内に、閉鎖機關整理委員會に對して異議の申立をすることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、閉鎖機關整理委員會は、當該異議の申立が正當であるかどうかを審査するため、聽聞會を開かなければならない。

聽聞會を開く場合には、その期日及び場所並びに異議申立人が出頭すべき旨を、あらかじめ異議申立人に通達しなければならない。

最初の聽聞會の期日は、前項の通達の日から二週間後に、これを定めなければならない。

**第十九條の十二**　閉鎖機關整理委員會は、前條第一項の異議の申立があつた事件について必要な調査をするため、左の各號に揭げる處分をすることができる。

一　關係人又は參考人に出頭を求めて問いただし又はこれらの者から意見若しくは報告を徵すること。

二　鑑定人に出頭を求めて鑑定させること。

三　事件關係の帳簿書類その他の物件の所有者に對し、當該物件の提出を求め、又は提出物件を留めて置くこと。

**第十九條の十三**　閉鎖機關整理委員會は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する處分をしたときは、その結果を明らかにして置かなければならない。

**第十九條の十四**　異議申立人又は第十九條の八の規定による取消の結果について利害關係のある第三者は、聽聞會に際して、閉鎖機關整理委員會が取消をなしたことが不當である理由を述べ、且つ、これを立證する資料を提出し、閉鎖機關整理委員會に對して第十九條の十二の規定による處分を求め又は閉鎖機關整理委員會が出頭を求めた關係人、參考人若しくは鑑定人を問いただすことができる。

前項に規定する異議申立人又は第三者は、辯護士その他適當な者を代理人とすることができる。

**第十九條の十五**　聽聞會は、これを公開しなければならない。但し、利害關係人の祕密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、大藏大臣の許可を受けて、これを公開しないことができる。

**第十九條の十六**　聽聞會は、閉鎖機關整理委員會の委員長又は副委員長及び二名以上の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

**第十九條の十七**　閉鎖機關整理委員會は、聽聞會を開いた後、異議の申立を理由がないと認めるときは、決定をもつて、これを却下し、理由があると認めるときは、決定をもつて、第十九條の八の規定による取消の處分を取り消し又は變更しなければならない。

前項の決定及び聽聞會に際してなす第十九條の十二の規定による處分は、聽聞會に出席した閉鎖機關整理委員會の委員長又は副委員長及び委員の合議によらなければならない。

前項の合議は、出席した閉鎖機關整理委員會の委員長又は副委員長及び委員の過半數をもつて、これを決する。可否同數のときは、委員長又は副委員長の決するところによる。

決定は、文書によつてこれを行い、決定書には、閉鎖機關整理委員會の認定した事實及びこれに對する法令の適用を示し、合議に出席した閉鎖機關整理委員會の委員長又は副委員長及び委員が、これに署名押印しなければならない。

決定は、異議申立人に決定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

**第十九條の十八**　この勅令に定めるもののの外、閉鎖機關整理委員會は、聽聞會の手續について規則を定めることができる。

前項の規則は、官報をもつて、これを公告しなければならない。

**第十九條の十九**　第十九條の十七の規定による決定に對しては、異議申立





なければならない。

**第十九條の十二**　閉鎖機關整理委員會は、前條第一項の異議の申立があつた事件について必要な調査をするため、左の各號に揭げる處分をすることができる。

一　關係人又は參考人に出頭を求めて問いただし又はこれらの者から意見若しくは報告を徵すること。

二　鑑定人に出頭を求めて鑑定させること。

三　事件關係の帳簿書類その他の物件の所有者に對し、當該物件の提出を求め、又は提出物件を留めて置くこと。

**第十九條の十三**　閉鎖機關整理委員會は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する處分をしたときは、その結果を明らかにして置かなければならない。

**第十九條の十四**　異議申立人又は第十九條の八の規定による取消の結果について利害關係のある第三者は、聽聞會に際して、閉鎖機關整理委員會が取消をなしたことが不當である理由を述べ、且つ、これを立證する資料を提出し、閉鎖機關整理委員會に對して第十九條の十二の規定による處分を求め又は閉鎖機關整理委員會が出頭を求めた關係人、參考人若しくは鑑定人を問いただすことができる。

前項に規定する異議申立人又は第三者は、辯護士その他適當な者を代理人とすることができる。

**第十九條の十五**　聽聞會は、これを公開しなければならない。但し、利害關係人の祕密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、大藏大臣の許可を受けて、これを公開しないことができる。

**第十九條の十六**　聽聞會は、閉鎖機關整理委員會の委員長又は副委員長及び二名以上の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

**第十九條の十七**　閉鎖機關整理委員會は、聽聞會を開いた後、異議の申立を理由がないと認めるときは、決定をもつて、これを却下し、理由があると認めるときは、決定をもつて、第十九條の八の規定による取消の處分を取り消し又は變更しなければならない。

前項の決定及び聽聞會に際してなす第十九條の十二の規定による處分は、聽聞會に出席した閉鎖機關整理委員會の委員長又は副委員長及び委員の合議によらなければならない。

前項の合議は、出席した閉鎖機關整理委員會の委員長又は副委員長及び委員の過半數をもつて、これを決する。可否同數のときは、委員長又は副委員長の決するところによる。

決定は、文書によつてこれを行い、決定書には、閉鎖機關整理委員會の認定した事實及びこれに對する法令の適用を示し、合議に出席した閉鎖機關整理委員會の委員長又は副委員長及び委員が、これに署名押印しなければならない。

決定は、異議申立人に決定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

**第十九條の十八**　この勅令に定めるもののの外、閉鎖機關整理委員會は、聽聞會の手續について規則を定めることができる。

前項の規則は、官報をもつて、これを公告しなければならない。

**第十九條の十九**　第十九條の十七の規定による決定に對しては、異議申立

人は、決定書の謄本が到達した日から三十日以内に書面をもつて、大藏大臣に不服の申立をすることができる。

前項の不服の申立は、閉鎖機關整理委員會を經由しなければならない。

前項の場合において、閉鎖機關整理委員會は、不服の申立を理由があると認めるときは、その決定を更正することができる。

閉鎖機關整理委員會は、不服の申立を理由がないと認めるときは、意見を附して事件を大藏大臣に送付しなければならない。

**第十九條の二十**　大藏大臣は、閉鎖機關整理委員會の決定が、左の各號の一に該當する場合には、これを取り消して、事件を閉鎖機關整理委員會に差し戻さなければならない。

一　決定の基礎となつた事實を立證する實質的な證據がない場合

二　決定が法令に違反する場合

大藏大臣は、決定の内容が法令の適用について獨斷に過ぎ又は不當であると認めるときは、變更すべき點を指示して事件を閉鎖機關整理委員會に差し戻すことができる。

大藏大臣は、不服の申立を理由がないと認めるときは、これを却下しなければならない。

**第十九條の二十一**　前條第三項の裁決に不服のある者は、當該裁決があつたことを知つた日から三十日以内に限り、裁判所に出訴することができる。

第十九條の八の規定による取消に係る裁判上の主張は、第十九條の十一第一項の規定による異議の申立若しくは第十九條の十九第一項の規定による不服の申立をしない場合においては、異議申立期間若しくは不服申立期間を經過した後、異議の申立若しくは不服の申立をした場合においては、第十九條の十七第一項の規定による決定若しくは前條第三項の裁決があつた後でなければ、これをすることができない。

異議申立期間内に異議の申立がなかつたとき若しくは不服申立期間内に不服の申立がなかつたとき、又は第一項の期間内に裁判所に對して出訴がなかつたときは、第十九條の八の規定による取消若しくは第十九條の十七第一項の規定による決定又は前條第三項の規定による裁決は、その相手方を拘束する。

**第十九條の二十二**　第十九條の八の規定による取消權は、指定日から一年間これを行わないときは、時効により消滅する。行爲の日から三年を經過したときも、また同樣とする。

**第十九條の二十三**　閉鎖機關整理委員會は、第十九條の八の規定により取消權を行使した場合において、權利保全のために必要があると認めるときは、大藏大臣の承認を得て、當該取消に係る財産のうち登記又は登錄のあるものについては、取消の登記又は登錄を囑託し、その他のものについては、封印若しくは標示その他の措置をなし、取消の旨を明白にすることができる。

前項の場合において、第十九條の十七第一項又は第十九條の十九第三項の規定により、閉鎖機關整理委員會が取消處分を取り消し又は變更したときは、閉鎖機關整理委員會は、遲滯なくその旨の登記若しくは登錄を囑託し又は封印の解除若しくは標示の撤去その他の措置をなし、その旨を明白にして置かなければならない。

閉鎖機關整理委員會は、その定める職員をして、前二項の規定による封印若しくはその解除又は標示若しくはその撤去その他の措置をさせることができる。

前項の規定により封印若しくはその解除又は標示若しくはその撤去その他の措置をなす者は、その身分を示す證票を携帶し、要求があるときは何時でも、これを呈示しなければならない。

第一項及び第二項の囑託があつたときは、登記官吏は、その登記をしなければならない。

**第十九條の二十四**　破産法（大正十一年法律第七十一號）第七十五條、第七十七條第一項、第七十八條及び第七十九條の規定は、第十九條の八の規定による取消權に、これを準用する。但し、これらの規定中「破産財團」とあるのは「閉鎖機關ノ財産」と、「破産者」とあるのは「閉鎖機關」と、「破産債權者」とあるのは「閉鎖機關ニ對スル債權者」と、第七十八條第一項中「財團債權者」とあるのは「他ノ債權者ニ先立ツテ」と讀み替えるものとする。

破産法第七十七條第二項の規定は、第十九條の八第一項第四號又は同條第二項第二號の規定により取消權の行使があつた場合に、これを準用する。

**第二十條**　大藏大臣は、特殊清算の續行の必要がなくなつたときは、第一條の規定による指定の解除をなすものとする。

前項の指定の解除は、告示により、これを行う。

第二條第四項の規定は、前二項の規定による指定の解除をなした場合に、これを準用する。

**第二十一條**　閉鎖機關のために特殊清算人のなした行爲については、民法第四百二十四條の規定による取消及び破産法第一編第六章の規定による否認は、これを行うことができない。

**第二十二條**　閉鎖機關に對しては、破産の宣告は、これをすることができない。

**第二十三條**　大藏大臣は、第一條の規定による指定があつたときは、當該閉鎖機關につき、直ちにその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは從たる事務所の所在地において、閉鎖機關である旨及び指定業務の指定があつたときはその指定業務の登記を囑託しなければならない。

前項の場合において、大藏大臣は、前項の登記と同時に、特殊清算人の事務所及び名稱の登記を囑託しなければならない。

前二項の囑託があつたときは、登記官吏は、その登記をしなければならない。

第二項の登記は、第一項の法人の登記に記載して、これをなす。

大藏大臣は、第二十條第一項の規定による指定の解除があつたときは、直ちにその旨の登記の囑託をしなければならない。

大藏大臣は、前項の場合を除き、第一項及び第二項の登記事項について變更があつたときは、直ちに變更の登記の囑託をしなければならない。

第三項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

第五條第一項の規定による解任に關する登記は、登記官吏が、職權を以て、これをなす。

**第二十三條の二**　この勅令の規定に基いてなす登記又は登錄については、登錄稅は、これを課さない。

第二十四條　大藏大臣は、當該官吏をして第二條（第二十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置を行わしめるときは、これにその身分を示す證票を携帯させ、要求があるときは何時でも、これを呈示させなければならない。

第二十五條　大藏大臣は、その定めるところにより、この勅令の施行に關し必要な事務を、財務局及び稅務署をして、行わしめることができる。

第二十六條　大藏大臣は、所管大臣と協議して、この勅令の施行に關し必要な事務をその所管大臣の所屬の職員に委任して行わしめることができる。

第二十七條　この勅令において本邦内とは、本州、北海道、四國、九州及びその附屬の島の區域内をいう。

第二十七條の二　この勅令において「外國法人」とは、外國の法令により設立された法人をいう。

第二十七條の三　閉鎖機關を當時者とする訴訟の關係人は、閉鎖機關の特殊清算の遂行を遲延せしめないようにつとめなければならない。

第二十八條　この勅令に定めるものの外、閉鎖機關の指定若しくはその解除又は特殊清算に關して必要な事項は、大藏大臣がこれを定める。但し、登記に關しては法務總裁が、これを定める。

第二十八條の二　何人も、指定日前、第一條の規定による指定のあるべきことを知りながら、左に揭げる行爲をなし、同條の規定による指定があつたときは、三年以下の懲役又は十万圓以下の罰金に處する。

一　閉鎖機關に屬する財産を隱匿し、浪費し、毀棄し又は閉鎖機關に不利益に處分すること。

二　閉鎖機關の負擔を虛僞に增加すること。

三　法律の規定により作るべき帳簿を作らず又はこれに記載すべき事項の記載をなさず若しくは不正の記載をなし又はこれを隱匿し若しくは毀棄すること。

四　ある債權者に特別の利益を與える目的をもつてなした擔保の供與又は債務の消滅に關する行爲で閉鎖機關の義務に屬せず又はその方法若しくは時期が閉鎖機關の義務に屬しないもの。

五　閉鎖機關の役員又は從業員の退職手當金、年金その他これらに準ずる利益又は報酬若しくは給與を一般の標準に比し不當に增額すること。

第二十九條　左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

一　第四條の規定に違反した者

二　第十一條第一項の規定に違反した者

第二十九條の二　左の各號の一に該當する者は、これを二年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

一　第十九條の二十三第一項に規定する封印若しくは標示を損壞し又はその他の方法をもつて封印若しくは標示を無効ならしめた者

二　第一條の規定による指定があつたことを知りながら、第七條第一項の規定に違反して報告をせず若しくは虛僞の報告をし又は特殊清算人の要求に係る財産を引き渡さなかつた者

第三十條　左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一　第五條第五項の規定に違反した者

二　第五條第六項の規定に違反した者

第三十條の二　前四條の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

第三十一條　左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一　第六條第一項の規定に違反した者

二　第六條第二項の規定による報告を怠り又は虛僞の報告をした者

三　第七條第四項の規定に違反した者

第三十一條の二　左の各號の一に該當する者は、これを千圓以下の過料に處する。

一　第十九條の十二第一項第一號の規定による關係人又は參考人に對する處分に違反して、出頭せず、陳述せず、虛僞の陳述をし又は報告をせず若しくは虛僞の報告をした者

二　第十九條の十二第一項第二號の規定による鑑定人に對する處分に違反して、出頭せず、鑑定せず又は虛僞の鑑定をした者

三　第十九條の十二第一項第三號の規定による物件の所有者に對する處分に違反して物件を提出しない者

第三十二條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十九條、第二十九條の二第二號又は第三十條第一號の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

## 附　則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

大藏省令第一號（外地銀行、外國銀行及び特別戰時機關の閉鎖に關する件）及び同年大藏省令第二號（外地銀行、外國銀行及び特別戰時機關の資産及び負債の整理に關する件）は、これを廢止する。

この勅令施行前なした行爲に對する罰則の適用については、舊昭和二十年大藏省令第一號及び同年大藏省令第二號は、この勅令施行後においても、なほその効力を有する。

舊昭和二十年大藏省令第一號別表に揭げる銀行その他の機關は、第一條の規定による指定があつたものとみなす。

この勅令施行前、舊昭和二十年大藏省令第一號及び第二號の規定によつてなされた行爲は、この勅令の相當規定によつてなされたものとする。

第五條第一項乃至第三項及び第九條の二、第十一條の二、第十八條及び第十九條中「指定日」とあるのは、舊昭和二十年大藏省令第一號別表に揭げる銀行その他の機關中、第一號乃至第二十九號に揭げる機關については「昭和二十年九月三十日」、第三十號及び第三十一號に揭げる機關については「昭和二十一年二月十三日」、第三十二號乃至第四十四號に揭げる機關に

ついては「昭和二十一年四月四日」、第四十五號乃至第四十七號に掲げる機關については「昭和二十一年十月四日」、第四十八號乃至第五十一號に掲げる機關については「昭和二十一年十一月十八日」、第五十二號に掲げる機關については「昭和二十一年十一月二十五日」、第五十三號に掲げる機關については「昭和二十一年十二月十日」、第五十四號に掲げる機關については「昭和二十一年十二月十八日」、第五十五號に掲げる機關については「昭和二十一年十二月二十三日」、第五十六號に掲げる機關については「昭和二十二年一月十六日」と讀み替えるものとする。

會社經理應急措置法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十年大藏外務內務司法省令第一號第一條の規定する指定機關」を、「閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關」に改める。

金融機關再建整備法の一部を次のように改正する。

第五十八條中「昭和二十年大藏外務內務司法省令第一號別表に掲げるもの」を「閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關」に改める。

附　則　（昭和二十三年政令第二百五十一號）

1　この政令は、公布の日から、これを施行する。

2　この政令施行の際現に從前の閉鎖機關令第九條に規定する特殊整理人である者は、この政令施行の日において、特殊清算人となるものとする。

3　この政令施行前、從前の閉鎖機關令第九條に規定する特殊整理人が、閉鎖機關の指定業務又は特殊整理のためになした行爲は、特殊清算人がなした行爲とみなす。

4　この政令施行の際、現に閉鎖機關である者（この政令施行前既に解散した者を除く。）については、法人稅法（昭和二十二年法律第二十八號）及び地方稅法（昭和二十三年法律第百十號。營業稅を課する場合に限る。）の適用に關しては、指定日において解散したものとみなす。

5　改正後の閉鎖機關令において「指定日」とあるのは、この政令施行の際現に閉鎖機關であるものについては、同令第三條第一項、第四條第一項、第五條、第九條の二、第十一條の二から第十四條まで、第十八條及び第十九條の規定を除き、「この政令施行の際」と讀み替えるものとする。

6　第九條の二において「就職の後」とあるのは、この政令施行の際現に閉鎖機關であるものについては、「この政令施行後」と讀み替えるものとする。

7　閉鎖機關令第三條第一項、第四條第一項、第五條第四項から第六項及び第十二條から第十四條までの規定において「指定日」とあるのは、舊昭和二十年大藏外務內務司法省令第一號別表に掲げる機關については、「昭和二十二年三月十日」と讀み替えるものとする。

8　第十九條の八の規定は、この政令施行前になされた行爲については、これを適用しない。

9　この政令施行前、改正前の閉鎖機關令第二十三條第二項の規定によりなした特殊整理人の事務所及び名稱の登記は、これをこの政令施行の日において改正後の閉鎖機關令によりなしたものとみなす。

10　この政令施行前になした行爲に對する罰則の適用については、なお從前の例による。



# ●閉鎖機關に關する債權の時効等の特例に關する政令

（昭和二十三年八月二十六日政令第二百六十四號）

ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二號）に基く閉鎖機關に關する債權の時效等の特例に關する政令をここに公布する。

閉鎖機關に關する債權の時效等の特例に關する政令

內閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二號）に基き、ここに閉鎖機關に關する債權の時效等の特例に關する政令を制定する。

第一條　閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四號）第一條に規定する閉鎖機關の債權又は閉鎖機關に對する債權でその履行期が昭和六年一月一日以後のもののうち、同令第三條に規定する指定日（以下指定日という。）までに既に時效の完成していたものについては、その時效は、完成しなかつたものとし、指定日においてまだ時效の完成していないものについては、閉鎖機關令第十九條の四の規定により特殊清算人が特殊清算結了の公告をした日まで又は同令第二十條に規定する閉鎖機關の指定の解除の告示があつた日から二月以內は、その時效は、完成しないものとする。

第二條　閉鎖機關の債權又は閉鎖機關に對する債權でその履行期が昭和六年一月一日以後のものについては、指定日までに既に他の法令に定める權利保存のための行爲をすべき期間が經過していた場合においては、當該期間は、經過していなかつたものとし、指定日において當該期間がまだ經過していない場合においては、當該行爲は、閉鎖機關令第十九條の四の規定により特殊清算人が特殊清算結了の公告をした日まで又は同令第二十條に規定する閉鎖機關の指定の解除の告示があつた日から二月以內は、これをすることができるものとする。

第三條　前二條の規定は、印度支那銀行、日佛銀行及び中華民國法人たる中國銀行の債權又はこれらに對する債權について、これを準用する。この場合において「指定日」とあるのは「この政令施行の日」と、「閉鎖機關令第十九條の四の規定により特殊清算人が特殊清算結了の公告した日まで又は同令第二十條に規定する閉鎖機關の指定の解除の告示があつた日から二月以內」とあるのは「命令で定める日から二月以內」と讀み替えるものとする。

附　則

1　この政令は、公布の日から、これを施行する。

2　この政令施行の際現に閉鎖機關であるものについては第一條及び第二條中「指定日」とあるのは「この政令施行の日と」讀み替えるものとする。

3　昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く閉鎖機關に關する債權の時效等の特例に關する勅令（昭和二十一年勅令第三百二十九號）は、これを廢止する。

# 閉鎖機關整理委員會令

（昭和二十二年三月十日）
（勅令第七十五號）

沿革　昭二二年一二月政令第二八五號、二三年八月第二五二號改正

朕は、昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く閉鎖機關整理委員會令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

閉鎖機關整理委員會令

**第一條**　閉鎖機關整理委員會（以下整理委員會という。）は、閉鎖機關（閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關をいう。以下同じ。）の特殊清算（同令第八條の二に規定する特殊清算をいう。以下同じ。）及び法令に定めるその他の業務並びに大藏大臣の指定する業務を行うことを目的とする。

整理委員會は、これを公の機關とする。

**第二條**　整理委員會は、これを法人とする。

**第三條**　整理委員會は、主たる事務所を東京都に置く。

**第四條**　整理委員會は、定款で左の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名稱
三　事務所の所在地
四　委員に關する事項
五　委員長、副委員長、常務委員及び監査委員に關する事項
六　業務及びその執行に關する事項
七　會計に關する事項
八　公告の方法

**第五條**　整理委員會は、命令の定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

**第六條**　整理委員會は、委員若干人を以て、これを組織する。

委員は學識經驗がある者の中から、大藏大臣が、これを命ずる。

委員の任期は、一年六箇月とする。但し、委員長、副委員長、常務委員又は監査委員たる委員については、第七條第三項に規定する各期間の滿了するに至るまで、各々その任期を伸長する。

**第七條**　整理委員會に、委員長、副委員長、常務委員及び監査委員を置く。

委員長、副委員長、常務委員及び監査委員は、委員の中から、大藏大臣が、これを命ずる。

委員長及び副委員長の任期は三年、常務委員の任期は一年六箇月、監査委員の任期は二年とする。

**第八條**　委員長は、整理委員會を代表し、その業務を總理する。

副委員長は、定款の定めるところにより、整理委員會を代表し、委員長を補佐して整理委員會の業務を掌理し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長欠員のときはその職務を行う。

常務委員は、定款の定めるところにより、整理委員會を代表し、その業務を執行する。

監査委員は、整理委員會の業務の執行を監査する。

**第九條**　委員長は、定款の定めるところにより、從たる事務所の業務に關して、一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權限を有する代理人を、選任することができる。

**第十條**　整理委員會の職員は、これを法令により公務に從事する職員とみなす。

**第十一條**　整理委員會は、左の業務を行う。

一　閉鎖機關の特殊清算
二　前號に掲げるものの外法令に定める業務及び大藏大臣の指定する業務
三　前二號の業務に附帶する業務

整理委員會の業務に關する重要事項は、定款の定めるところにより、委員の會議において、これを決する。

**第十二條**　整理委員會は、その職務の遂行上必要があるときは、何人に對しても、その者の職業に著しい支障を及ぼさない限度において、整理委員會の必要な事務に從事し又は協力することを請求することができる。

前項の規定により整理委員會の必要な事務に從事又は協力をなした者に支給すべき旅費及び報酬については、大藏大臣がこれを定める。

**第十三條**　整理委員會は、その職務の遂行上必要があると認めるときは、整理委員會の事務について必要な帳簿、書類その他の物件を保管又は所持する者に對し、その提出を求め又はその閲覽若しくは謄寫をなすことができる。

**第十四條**　株主又は債權者としての閉鎖機關のために、整理委員會の委員又は從業員が、支拂不能又は債務超過の虞がある會社又は大藏大臣の許可を受けた會社の役員を兼ねる場合については、昭和二十一年勅令第五百六十七號（會社の證券保有制限等に關する勅令）第十一條及び昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）第十三條の規定は、これを適用しない。

**第十五條**　整理委員會の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

**第十六條**　整理委員會は、大藏大臣の定めるところにより、業務の遂行上必要な經費を、整理委員會がその特殊清算を擔當する閉鎖機關に、分擔せしめることができる。

閉鎖機關令の規定による聽聞會に關し必要な經費は、毎會計年度豫算の定めるところによつて、國庫から整理委員會に交付される金額をもつて、これを支辨する。

**第十七條**　整理委員會は、毎事業年度の整理委員會收支計算書を作成して、毎事業年度經過後二箇月以内に、これを大藏大臣に提出しなければならない。

**第十八條**　整理委員會は、大藏大臣がこれを監督する。

大藏大臣は、毎事業年度一回、整理委員會に命じて、その業務及び經理狀況を報告せしめることができる。

**第十九條**　大藏大臣は、委員、委員長、副委員長、常務委員又は監査委員の行爲が法令又は定款に違反したとき、公益を害したときその他整理委員會の業務の運營上不適當と認めるときは、委員、委員長、副委員長、常務委員又は監査委員を解任することができる。

**第二十條**　整理委員會は、目的の達成によつて解散する。

解散の場合において必要な事項は、勅令でこれを定める。

第二十一條　民法第四十四條、第五十條及び第五十七條並びに非訟事件手續法第三十五條第一項の規定は、整理委員會に、これを準用する。

第二十二條　正當の事由なくして第十二條第一項の規定による請求又は第十三條の規定による提出、閲覽若しくは謄寫を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、これを二年以下の懲役若しくは禁錮又は五萬圓以下の罰金に處する。

第二十三條　委員長、副委員長又は常務委員が第十八條第二項の規定に違反し、大藏大臣の要求する報告をせず若しくは虚僞の報告をしたときは、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第二十四條　この勅令又はこの勅令に基いて發する命令に違反し、登記をすることを怠り若しくは不正の登記をしたときは、委員長、副委員長又は常務委員を千圓以下の過料に處する。

附　則

第一條　この勅令は、公布の日から、これを施行する。

第二條　大藏大臣は、設立委員を命じ、整理委員會の設立に關する事務を處理せしめる。

第三條　設立委員は、定款を作成し、大藏大臣の認可を受けなければならない。

第四條　前條の認可があつたときは、設立委員は、遲滯なく、その事務を、整理委員會委員長に引き渡さなければならない。

委員長は、前項の事務の引渡を受けたときは、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

整理委員會は、前項の登記をなすことに因り成立する。



第五條　昭和二十一年外務省令第一號（閉鎖機關保管人委員會に關する件）大藏司法は、これを廢止する。

整理委員會が成立するまでの間は、整理委員會のなすべき業務は、閉鎖機關保管人委員會の委員長及び委員が、これを行う。この場合においては、舊令は、その範圍内においては、なおその效力を有する。

舊令廢止前（前項の規定により舊令がなおその效力を有する場合においては、その效力を有する間）になした行爲に對する罰則の適用については、舊令は、舊令廢止後（前項の規定により舊令がなおその效力を有する場合においては、その效力なきに至つた後）においても、なおその效力を有する。

閉鎖機關保管人委員會委員長は、その事務を整理委員會成立の日に、整理委員會の委員長に引き渡さなければならない。

整理委員會成立前閉鎖機關保管人委員會委員長のなした行爲は、整理委員會がこれをなしたものとみなす。

第六條　登錄稅法の一部を次のように改正する。

第十九條第七號中「又は持株會社整理委員會」を「、持株會社整理委員會又は閉鎖機關整理委員會」に、「又は持株會社整理委員會令」を「、持株會社整理委員會令又は閉鎖機關整理委員會令」に改める。

第七條　昭和二十二年法律第八號（有價證券の處分の調整等に關する法律）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三號及び第四號を次のように改める。

三　閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關の所有する有價證券

四　昭和二十二年大藏司法省令第一號第一條に規定する特別財産に屬する有價證券

第四條第二項中「第三號に掲げる者及び」を削り、同項第三號を次のように改める。

三　閉鎖機關整理委員會

## 閉鎖機關整理委員會令施行規則

（昭和二十二年三月十日　大藏省令第二號　司法）

沿革　昭和二三年八月大、法令第一號改正

閉鎖機關整理委員會令施行規則を次のように定める。

閉鎖機關整理委員會令施行規則

第一條　閉鎖機關整理委員會（以下整理委員會という。）の設立の登記は、委員長が設立委員から、設立に關する事務の引渡を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、これをなさなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的
二　名稱
三　事務所
四　委員長、副委員長、常務委員及び監査委員の氏名及び住所
五　副委員長及び常務委員が、整理委員會を代表すべきことを定めたときはその規定

六　公告の方法

整理委員會は、設立の登記をなした後一週間以内に、從たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

第二條　整理委員會の成立後從たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては、二週間以内に從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては、三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては、同期間内にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄區域内において、新に從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記するを以て足りる。

第三條　整理委員會が主たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては二週間以内に移轉の登記をなし、新所在地においては三週間以内に第一條第二項に掲げる事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては三週間以内に移轉の登記をなし、新所在地においては四週間以内に第一條第二項に掲げる事項を登記しなければならない。但し、同一の登記所の管轄區域内において、主たる事務所又は從たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をするを以て足りる。

第四條　第一條第二項に掲げる事項中に變更を生じたときは、主たる事務所の所在地において二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、變更の登記をしなければならない。

第五條　閉鎖機關整理委員會令（以下令という。）第九條の代理人を選任し

たときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所を登記しなければならない。登記した事項の變更及び代理人の代理權の消滅についても同じである。

**第六條**　登記した事項は、裁判所において遲滯なくこれを公告しなければならない。

**第七條**　整理委員會の登記については、その事務所の所在地の區裁判所を以て、管轄登記所とする。

各登記所に、閉鎖機關整理委員會登記簿を備える。

**第八條**　この命令による登記は、委員長の申請によつて、これを行う。

**第九條**　設立の登記の申請書には、定款並びに委員長、副委員長、常務委員及び監査委員の資格を證する書面を、添附しなければならない。

**第十條**　令第九條の代理人の選任の登記の申請書には、代理人の選任を證する書面を添附しなければならない。

**第十一條**　事務所の移轉その他第一條第二項に揭げる事項の變更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の變更を證する書面を、添附しなければならない。

**第十二條**　前條の規定は、第五條の規定により登記した事項の變更及び令第九條の代理人の代理權の消滅の登記に、これを準用する。

**第十三條**　非訟事件手續法第百四十二條乃至第百四十九條、第百五十條の三乃至第百五十一條の六及び第百五十四條乃至第百五十七條の規定は、この命令による登記に、これを準用する。

**第十四條**　整理委員會の業務遂行上必要な經費を、各閉鎖機關に分擔せしめる割合は、整理委員會が各閉鎖機關の資産狀況及び各閉鎖機關の特殊清算のために要した費用等を考慮して、整理委員會が毎月これを定める。

附　則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

## ●閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定により閉鎖機關に對する債權の申出等に關する件

（昭和二十二年八月十二日　總理廳令、大藏省令、外務省令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省令、第一號）

沿革　昭和二二年九月臨、大、外、商、運、農、厚、司令第二號、昭和二三年八月大令第八三號改正

閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定により、閉鎖機關に對する債權の申出等に關し次のように定める。

**第一條**　特殊清算人は、その就職の日（閉鎖機關令第三條の規定による指定業務の指定があつた閉鎖機關については、指定業務の解除の日）から二ケ月以内に、少くとも三回の公告を以て、本邦（本州、北海道、四國、九州及びその附屬の島をいう。）を履行地とする債權（以下國内債權という。）の債權者（以下國内債權者という。）に對し、一定の期間内に、その國内債權を申出るように、催告しなければならない。但し、その期間は二ケ月を下ることができない。

前項の公告には、國内債權者が期間内に申出をなさないときは特殊清算から除斥される旨を附記しなければならない。

**第二條**　特殊清算人は、知れている國内債權者（預金者その他主務大臣の指定する債權者を除く。）には、各別にその國内債權の申出を催告しなければならない。

知れている國内債權者は、これを特殊清算から除斥することはできない。

**第三條**　特殊清算人は、第一條の國内債權の申出の期間内は、國内債權者に對して辨濟をなすことができない。

特殊清算人は、前項の規定にかゝわらず、大藏大臣の承認を受けて、少額の國内債權その他これを辨濟しても、他の國内債權者を害する虞のない國内債權について、辨濟をなすことができる。

**第四條**　特殊清算から除斥され國内債權者は、第一條及び第二條の規定によつて除斥されなかつた國内債權者に對して辨濟をなした後は殘存する財産に對してのみ、その國内債權の辨濟を請求することができる。

附　則

この命令は、公布の日からこれを施行する。

第一條第一項に「その就職の日」とあるのは、この命令施行の際現に閉鎖機關であるものについては、「この命令施行の日」と讀み替えるものとする。







## ●閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定により閉鎖機關の未拂込株金等の拂込に關する件

（昭和二十二年九月三十日　總理廳令、大藏省令、外務省令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省令、第三號）

沿革　昭和二三年八月大藏省令第八三號改正

閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定により閉鎖機關の未拂込株金等の拂込に關し次のように定める。

**第一條**　株式會社である閉鎖機關（外國法人である閉鎖機關を除く。）に現存する國内資産がその國内債務を完濟するのに不足であるときは、特殊清算人は、定款の定又は株主總會の決議にかかわらず、株金の拂込をなさしめることができる。

前項において國内資産とは、左に揭げるものをいう。

一　本邦にある動産、不動産及びこれらのものに關する權利

二　本邦の鑛業權、漁業權及びこれらに準ずる權利並びにこれらの權利に關する權利

三　本邦居住者又は本邦事業所若しくは營業所の負擔となる債權、請求權、銀行預金又は借用取引であつて本邦を履行地とするもの

四　本邦にある事業、營業又はこれらのものに對する出資

五　本邦居住者により發行せられ又はその者の債務となるべき有價證券

六　本邦の著作權、特許權、實用新案權、意匠權又は商標權並びにこれらのものに關する權利

七　日本銀行券、貨幣、政府の發行する小額紙幣及び臨時補助通貨

八　その他前各號に準ずるもので大藏大臣の指定するもの

第一項において國內債務とは、本邦を履行地とする債務（大藏大臣の指定する債務を除く。）をいう。

第二項及び前項において本邦とは、本州、北海道、四國、九州及びその附屬の島をいう。

この命令において外國法人とは、外國の法令により設立された法人をいう。

**第二條**　企業再建整備法施行令第十六條、第十七條、第十九條乃至第二十三條及び第二十四條第一項の規定は、前條の規定による未拂込株金の拂込の場合にこれを準用する。但し、第十六條中「第十三條の規定により未拂込株金の拂込を催告しなければならない特別經理株式會社（以下未拂込株金徵收會社という。）は」とあるのは「昭和二十二年總理廳令、大藏省令、外務省令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省令第一號（閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定による閉鎖機關の未拂込株金等の拂込に關する命令）第一條の規定により未拂込株金の拂込を催告しなければならない。閉鎖機關（以下未拂込株金徵收閉鎖機關という。）は」と、「法第十五條第一項又は第二項の認可を受けた後遲滯なく、指定時において」とあるのは「閉鎖機關令第一條の規定による指定があつた日（舊昭和二十年大藏省令外務省令內務省令司法省令第一號別表に揭げる機關については、閉鎖機關令附則第六項により讀み替えられた日をいう。）午前零時（以下指定時という。）において」と、「決定整備計畫に定める」とあるのは「特殊清算人の定める」と、「法第十八條の規定による公告の日から一箇月後二箇月以內に」とあるのは「拂込期日の二週間前に」と、第十七條中「その所有する株式」とあるのは「その舊勘定に屬する株式」と、第十七條及び第十九條中「決定整備計畫の定めるところにより」とあるのは「特殊清算人の定めるところにより」と、第十六條、第十七條、第十九條及び第二十四條第一項中「未拂込株金徵收會社」とあるのは「未拂込株金徵收閉鎖機關」と、第十九條中「第十七條第一項の規定により報告があつた株式が前條各號に揭げるもの以外のものである場合において」とあるのは「第十七條第一項の規定による催告があつた場合において」と、「第一項の規定の適用を受ける法人」とあるのは「第一項の規定の適用を受ける者」と、第二十條及び第二十一條中「その催告のあつた株式」とあるのは「その催告のあつた舊勘定に屬する株式」と、第二十四條第一項中「第十八條」とあるのは「第十九條」と讀み替えるものとする。

**第三條**　商法第二百十八條の規定は、前條の規定により企業再建整備法施行令第二十四條第一項の規定を準用する場合にこれを準用する。





**第四條**　第一條乃至第三條の規定は、株式會社以外の閉鎖機關（外國法人である閉鎖機關を除く。）の出資の拂込の場合にこれを準用する。

**第五條**　政府に對して債務を負擔する閉鎖機關の特殊清算人が第一條又は第四條の規定により政府に對し未拂込株金又は未拂込出資の拂込の催告をなしたる場合において、政府がその拂込をなしたときは、特殊清算人は當該拂込によつて得た資金を以て且つその金額を限度として、直ちに政府に對する債務を他の債務に先き立ち辨濟しなければならない。但し、政府に對する當該閉鎖機關の發行した社債（特別の法令により發行した債務を含む。）その他の債務にして大藏大臣の指定するものについては、この限りでない。

附　則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

## ◉閉鎖機關令第一條、第十一條、第十八條但書及び第二十八條の規定により閉鎖機關の債務の辨濟等に關する件

（昭和二十二年十一月十七日　總、大、外、商、運、農、厚、司、省令第四號）

昭和二三年一〇月外、法、農、運、大、厚、商、總令、第二號、一二月大令第一二號改正

閉鎖機關令第一條、第十一條、第十八條但書及び第二十八條の規定により閉鎖機關の債務の辨濟等に關し次のように定める。

**第一條**　閉鎖機關の債務の辨濟に關しては、大藏大臣が別に定めるもののほか、この命令の定めるところによる。

**第二條**　特殊清算のために必要な費用は、第四條及び昭和二十二年總理廳、大藏省、外務省、商工省、運輸省、農林省、厚生省、司法省、令第一號（閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定による閉鎖機關に對する債權の申出等に關する命令）（以下共同省令という。）第三條の規定にかかわらず、特殊清算人は、隨時これを辨濟することができる。

**第三條**　閉鎖機關に對する債權で、閉鎖機關令第三條の規定により指定業務となつた業務に關するものについては、當該指定業務の解除の日までは、第四條の規定にかかわらず、特殊清算人は、隨時これを辨濟することができる。

前項の債權で特殊清算人が辨濟するものについては、大藏大臣が別に定める場合を除き、閉鎖機關令第十八條但書の規定に基き、當該債權の辨濟の日まで、利息を附するものとする。

**第四條**　大藏大臣の指定する閉鎖機關に對する國內債權（共同省令第一條の國內債權をいう。但し、大藏大臣及び主務大臣の指定する債權を除く。以下同じ。）で共同省令第一條及び第二條の規定によつて除斥されなかつた國內債權は、次の順位に從つて、これを辨濟する。

第一　閉鎖機關に屬する財産の上に存する留置權、特別の先取特權、質權又は抵當權（以下擔保權等という。）によつて擔保せられた債權。（第五順位の債權を除く。）但し、當該擔保權の目的たる財産を以て辨濟を受けることができる金額を限度とする。

第二　左に揭げる債權。但し、左の順位に從う。

一　國稅徵收法又は國稅徵收の例若しくは國稅滯納處分の例によつて徵收することができる債權

二　指定日（閉鎖機關令第三條第一項にいう指定日をいう。但し、舊昭和二十年大藏、外務、内務、司法、省令第一號別表に揭げる機關については、閉鎖機關令附則第六項の規定により讀み替えられた日をいう。以下同じ。）以前に確定した閉鎖機關の職員の給料及び賃金並びに閉鎖機關の役員又は職員の定期に支給せられる手當及び賞與の債權

三　閉鎖機關の役員又は職員の强制貯蓄金、保證金又は給與の中から積立てた積立金の返還を目的とする債權

四　前號に揭げるもの外、閉鎖機關の役員又は職員の退職金、年金その他これらに準ずべき利益、閉鎖機關の業務に關する臨時の役務に對する手當及び實費辨償並びに臨時に支給する賞與の債權

五　其の他大藏大臣及び主務大臣の指定する債權

第三　第一順位、第二順位及び第五順位の債權の外、指定日の前日において會社經理應急措置法に定める特別經理會社であつた閉鎖機關に對する債權で、昭和二十一年八月十一日以後の原因に基いて生じた債權又は金融機關經理應急措置法に定める金融機關である閉鎖機關に對する債權で、その新勘定に屬する債權

第四　前各順位及び第五順位の債權以外の債權

第五　社債（特別の法令により發行された債券を含む。）

同一順位の國内債權に關し、他の法令により順位の定めがあるものについては、當該國内債權の順位は、その法令の定めるところによる。

前二項の規定により同一順位において辨濟すべき國内債權は、その債權額の割合に應じてこれを辨濟する。

第五條　前條第一項に規定する第一順位（以下第一順位という。）の債權者は、第一順位に於て辨濟を受けない債權の部分についてのみ、當該債權に第一順位の優先權がない場合の順位において、擔保權の目的たる財産以外の財産から辨濟を受けることができる。但し、第一順位の優先權を抛棄した債權額につき、當該債權に第一順位の優先權のない場合の順位において、擔保權の目的たる財産以外の財産から辨濟を受けることを妨げない。

第一順位の債權者が、同一の債權の擔保として、數個の財産の上に擔保權を有する場合において、同時にその財産を以て辨濟するときは、各財産の價額に應じて、その債權の負擔を分つものとする。

ある擔保權の目的たる財産のみを以て辨濟するときは、第一順位の債權者は、その價額につき債權の全部の辨濟を受けることができる。この場合において、第一順位における次の順位の債權者は、前項の規定に從い、右の債權者が他の財産の價額につき辨濟を受くべき金額を限度として、これに代位して優先權を有する。

第六條　前二條の規定は、その同一順位又は優先順位に屬する國内債權に辨濟すべき金額に相當する財産を留保して、國内債權を辨濟することを妨げない。この場合において、異議のある債權、條件附債權その他不確定な債權がある場合において、異議のある債權についてはその主張される金額のうち最も多額の金額に相當する財産を、條件附債權についてはその金額に相當する財産を、その他不確定な債權（第一順位の債權で擔保權の目的たる財産を以て當該債權を完濟することができない場合における不足額を含む。）についてはその見込額に相當する財産を留保しなければならない。

前項の場合において條件附債權の條件が、大藏大臣の指定する日までに成就しないときは、その條件が停止條件のときはその債權者は特殊清算から除斥され、その條件が解除條件のときは無條件とする。

第七條　會社經理應急措置法に定める特別經理會社につき閉鎖機關令第一條の規定による指定があつた場合において、指定日から、當該特別經理會社の舊勘定の先取特權、質權又は抵當權は、會社經理應急措置法第十二條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その目的であつた會社財産について消滅せず又は會社經理應急措置法第十二條第二項の會社財産は、當該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、新勘定に所屬せしめられた會社財産が當該會社以外の者の所屬に歸した場合又は會社經理應急措置法第十二條第二項の會社財産が當該財團以外の財團に屬せしめられ若しくは第三者の權利の目的となつた場合においては、この限りでない。

前項の先取特權、質權又は抵當權と、これらの權利の目的であつた會社財産が新勘定に所屬した後當該會社財産の上に生じた先取特權、質權又は抵當權との間の順位に關しては、前項の先取特權、質權又は抵當權は、指定日において、設定されたものとみなす。

第一項但書の場合において、同項但書の會社財産に對して先取特權、質權又は抵當權を有した者は、第四順位における他の債權者に先立つて同項の當債權の辨濟を受ける權利を有する。

前項の規定は、第四順位において、民法の一般の先取特權の行使を妨げない。

附　則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年大藏省令第百十二號）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令施行の日において、閉鎖機關が、すでに本令第四條第一項第二順位第二號、第三號、第四號、第五號又は第三順位の債權の辨濟を開始しているときは、指定日以前に確定した閉鎖機關の役員の定期に支給せられる手當及び賞與の債權は、當該順位の債權を辨濟した後において、第四順位の債權の辨濟を開始しているときは、第四順位において、これを辨濟する。

3　前項の規定は、閉鎖機關の役員の强制貯蓄金、保證金又は給與の中から積み立てた積立金の返還を目的とする債權並びに閉鎖機關の役員の閉鎖機關の業務に關する臨時の役務に對する手當、實費辨償及び臨時に支給せられる賞與の債權の場合に、これを準用する。

4　この省令施行の日において、閉鎖機關が、すでに本令第四條第一項第二順位第四號、第五號、第三順位、第四順位又は第五順位の債權の辨濟を開始しているときは、當該閉鎖機關の役員の退職金、年金その他これ

らに準ずべき利益の債權は、當該順位の債權を辨濟した後において、これを辨濟する。

（昭和二十三年十月八日
大藏省令第六號
農林）

閉鎖機關令第三條、第十八條但書及び第二十八條の規定に基き、農地開發營團に對する債權で指定業務となつた業務に關するものについての利息の辨濟の特例に關する省令を次のように定める。

農地開發營團に對する債權で指定業務となつた業務に關するものについての利息の辨濟の特例に關する省令

農地開發營團が、昭和二十一年八月十一日以後の原因に基いて、金融機關から借り入れた借入金の債務については、閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四號）第一條、第十一條、第十八條但書及び第二十八條の規定による閉鎖機關の債務の辨濟等に關する命令（昭和二十二年總理廳令、大藏省令、外務省令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省令、第四號）第三條第二項の規定にかかわらず、昭和二十三年五月二十七日以後利息を附さないものとする。

附　則

この省令は、公布の日から、施行する。

## ●閉鎖機關の所有する株式の株金の拂込に關する命令



（昭和二十三年八月三日
法務廳、外務省、大藏省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、建設省、令第一號）

閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定に基き、閉鎖機關の所有する株式の株金の拂込に關する命令を次のように定める。

閉鎖機關の所有する株式の株金の拂込に關する命令

**第一條**　閉鎖機關に對してその所有する株式につき株金の拂込の催告があつた場合における株金の拂込に關しては、この命令の定めるところによる。

**第二條**　閉鎖機關がその所有する株式につき株金の拂込の催告を受けた場合においては、當該株金拂込請求權は、大藏大臣が別に定める場合を除く外、閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四號）第一條、第十一條、第十八條但書及び第二十八條の規定による閉鎖機關の債務の辨濟等に關する命令（昭和二十二年總理廳令、大藏省令、外務省令、運輸省令、厚生省令、商工省令、農林省令、司法省令、第四號。以下令という。）第四條第一項に規定する第四順位において、これを辨濟する。但し、閉鎖機關が、令第四條第一項に規定する第四順位又は第五順位の債權の辨濟を開始した後に株金の拂込の催告を受けた場合においては、當該株金拂込請求權は、當該順位の債權を辨濟した後においては、これを辨濟する。

2　令第四條第三項の規定は、前項但書の場合に、これを準用する。

3　前二項の規定により辨濟することができる金額が、催告額の總額を支拂うに足りない場合には、閉鎖機關は、大藏大臣の指示する株式につき催告額を支拂う。

**第三條**　閉鎖機關がその所有する株式につき株金の拂込の催告（企業再建整備法施行令（昭和二十一年勅令第五百一號）第十六條第一項若しくは同令第十七條第一項又は金融機關再建整備法（昭和二十一年法律第三十九號）第二十五條の四の規定による催告を除く。）を受けた場合において、當該閉鎖機關が大藏大臣の指定する日までに株金拂込請求權の辨濟をしなかつたときは、當該閉鎖機關は、その日において辨濟しなかつた株式につき株金拂込の義務を免れるとともに株主の權利を失う。

2　前項の規定により閉鎖機關がその權利を失つた株式は、同項の日において株金の拂込の催告をなした者（以下未拂込株金徵收者という。）に歸屬する。

**第四條**　閉鎖機關は、商法（明治三十二年法律第四十八號）第二百條第二項の規定にかかわらず、株金の拂込につき、相殺をなすことができる。

2　閉鎖機關が未拂込株金徵收者に對する債權で擔保の目的であるもの以外のものを有するときは、その辨濟期前においても、未拂込株金の拂込につきその債權をもつて相殺をなすことができる。この場合においては、當該債權及び未拂込株金の拂込請求權は、相殺の意思表示をなしたときにおいて、その對等額につき消滅する。

3　未拂込株金の拂込請求權その他大藏大臣の指定する債權は、前二項の規定にかかわらず、これをもつて株金拂込につき相殺をなすことができない。

**第五條**　閉鎖機關は、未拂込株金の拂込に代え未拂込株金徵收者に、國債、地方債その他大藏大臣の指定する有價證券を交付することができる。この場合においては、その交付は、未拂込株金の拂込と同一の效力を有する。

2　前項の場合における國債、地方債その他の有價證券の評價額は、大藏大臣の定めるところによる。

附　則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

## ●閉鎖機關に對する債權の指定日以後における利息の辨濟に關する省令

（昭和二十三年十二月二十二日
大藏省令第百十一號）

閉鎖機關令第十一條及び第十八條の規定に基き、閉鎖機關に對する債權の指定日以後における利息の辨濟に關する省令を次のように定める。

閉鎖機關に對する債權の指定日以後における利息の辨濟に關する省令

**第一條**　閉鎖機關が閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四號。以下令という。）第十一條及び第二十八條の規定による閉鎖機關に對する債權の申

總理廳令、大藏省令、外務省令、商工省令、農林省令、運輸省令、厚生省令、司法省令　第一號）第一條　出等に關する命令（昭和二十二年

及び第二條の規定によつて除斥されなかつた國內債權（以下國內債權という。）で社債（特別の法令により發行された債券を含む。以下同じ。）以外のもの（以下特定國內債權という。）の全部を辨濟した後において、なお財產が殘つているときは、當該特定國內債權（大藏大臣の指定するものを除く。）については、令第十八條但書の規定に基き、令第三條第一項にいう指定日（但し、昭和二十年大藏、外務、司法、省令第一號別表に揭げる機關については、令附則第六項の規定により讀み替えられた日をいう。）以後においても、從前の約定利率（大藏大臣が別に定める場合においては、その定める利率）により利息を附するものとする。

2　特定國內債權を完濟する以前において、その全部を辨濟した後なお財產が殘ることが明かとなつたときは、特殊淸算人は、前項の規定にかかわらず、大藏大臣の承認を得て、當該特定國內債權について、前項に規定する利率により利息を附することができる。

第二條　前條に規定する利息の債權は、特定國內債權の次に、當該利息の元本である國內債權の順位に從い、これを辨濟する。

2　閉鎖機關令第一條、第十一條、第十八條但書及び第二十八條の規定による閉鎖機關の債務の辨濟に關する命令（昭和二十二年總理廳令、外務省令、運輸省令、厚生省令、第四號）第四條第三項及び第六條の規定は、前項の場合に、これを準用する。



第三條　第二條の規定は、國內債權である社債の利息について、これを準用する。この場合において、第一條第一項中「國內債權（以下國內債權という。）で社債（特別の法令により發行された債券を含む。以下同じ。）以外のもの（以下特定國內債權という。）」とあるのは「（國內債權である社債）」と、「當該特定國內債權（大藏大臣の指定するものを除く。）」とあるのは「當該社債（大藏大臣の指定するものを除く。）」と、同條第二項中「特定國內債權」とあるのは「當該社債」と、「當該特定國內債權」とあるのは「當該社債」と第二條第一項中「特定國內債權の次に、當該利息の元本である國內債權の順位に從い、」とあるのは「當該社債の次に、」と讀み替えるものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十二年十一月十七日から適用する。

# 第五款　事業者團體

## 事業者團體法

（昭和二十三年七月二十九日）
（法律第百九十二號）

沿革　昭和二三年七月法律第一九三號、第二〇〇號、一二月第二二一號、第二四三號改正

事業者團體法をここに公布する。

事業者團體法

（目的）

**第一條**　この法律は、事業者團體の正當な活動の範圍を定め、且つ、その公正取引委員會に對する届出制を實施することをもつて目的とする。

（定義）

**第二條**　この法律において「事業者團體」とは、事業者としての共通の利益を增進することを目的に含む二以上の事業者の結合體又はその連合體をいい、それは、いかなる形態のものであるかを問わず、いかなる法令又は契約によつて設立されたものであるかを問わず、登記を要すると要しないとを問わず、法人であるとないとを問わず、營利を目的とするとしないとを問わず、その事業者の事業の規模の大小を問わず、且つ、左に揭げる形態のものを含むものとする。

一　二以上の事業者が株主又は社員（社員に準ずるものを含む。）である會社、社團法人その他の社團



二　二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財團法人その他の財團

三　二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合體

2　この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を營む者及びこれらの者の利益のためにする行爲を行う役員、從業員、代理人その他の者をいう。

3　この法律において「構成事業者」とは、事業者團體の構成員である事業者をいい、第一項各號の事業者を含むものとする。

（届出義務）

**第三條**　事業者團體は、その成立の日（この法律施行の際現に事業者團體であるものについては、この法律施行の日）から三十日以內に、文書をもつてその旨を公正取引委員會に届け出なければならない。この場合において、届出の文書には、左の各號に揭げる書類を添附しなければならない。

一　當該團體の定款、寄附行爲、規約又は契約の寫

二　理事その他の役員又は管理人（前條第一項第三號に揭げる事業者團體で役員の定のないものにあつては、組合員又は契約の當事者とする。）の名簿

三　當該團體が特別の法令の規定に基いて設立されたものである場合には、その規定を記載した文書

2　事業者團體が解散し、又は前項各號に揭げる事項に變更を生じたときは、その解散又は變更の日から三十日以內に、文書をもつてその旨を公

正取引委員會に届け出なければならない。

3　公正取引委員會は、前二項の規定による届出に關し必要な事項について、規則を定めることができる。

（許容活動）

第四條　事業者團體は、左に揭げる活動に限り、これを行うことができる。

一　統計資料の自由意思による提供を受けること及び特定の事業者の事業に關する情報又は狀態を明示することなくその資料を總括して公刊すること。

二　構成事業者の事業の經營に役立ち、且つ、その屬する事業分野における技能及び能率を向上させるような技術、科學又は將來の市場に關する情報を公刊すること。

三　構成事業者の間に、公開的且つ無差別的に、研究又は技術若しくは科學に關する情報の自發的交換を促進すること。（第五條第三項の規定により、自然科學の研究を實施するための施設を所有し、又は經營することの認可を受けた場合において、當該施設の所有又は經營から生ずる諸利益を構成事業者に對し、公開的且つ無差別的な條件で利用させることを含む。）

四　商品の品質の改善、規格の改良又は生產若しくは配分の能率の向上に對する寄與を、適當な政府機關、工業標準調査會その他一般に認められた有力な商品標準化の機關又は研究機關に自由意思により協力することのみによつて、行うこと。

五　啓發若しくは宣傳をし、又は構成事業者の屬する事業分野の利害に關係のある事項について、當該團體の立場を明かにする決議を行うこと。

六　構成事業者の全部又は一部から委任を受けた場合に、委任された權限の範圍内において、勞働組合と團體交涉を行うこと。

七　外國における通關のため必要がある場合において、社團法人である商工會議所が、輸出品の原產地證明をすること。

八　構成事業者その他の者と外國の事業者との間の事業に關する紛爭を仲裁し、又は解決すること。

九　私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四號、以下私的獨占禁止法という。）第七十一條その他の規定による公正取引委員會の職務の遂行に協力すること。

十　前各號に揭げるもの外、公正取引委員會の認可した行爲。

2　公正取引委員會は、前項第十號の規定による認可の申請があつた場合において、當該行爲が私的獨占禁止法の規定及び第五條第一項各號に違反しないと認めるときは、これを認可することができる。

3　公正取引委員會は、前項の規定による認可の申請に關し必要な規則を定めることができる。

（禁止行爲）

第五條　事業者團體は、左の各號の一に該當する行爲をしてはならない。

一　原材料若しくは注文の割當その他の方法による生產若しくは配分の統制をし、又はその統制に着手すること及び原材料、商品若しくは施設の制限に關する原案若しくは計畫を政府のために作成し、又はこれを政府に提出すること。

二　私的獨占禁止法第四條第一項各號の一に該當する事項を内容とする協定若しくは契約又は同法第六條第一項各號の一に該當する事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又はこれに參加すること。

三　構成事業者と他の構成事業者、構成事業者に物資、資金その他の經濟上の利益を供給する者、構成事業者の顧客若しくは構成事業者の競爭者との間の取引を不當に拘束し、若しくは拘束する意があり、若しくはこれらの者の間の對價を統制し、若しくは統制する意がある契約その他の合意をし、又はこれに參加すること。

四　將來の對價、將來の販賣條件若しくは顧客の分類に關する情報の流布その他いかなる方法をもつてするかを問わず、對價を統制し、又は決定し、その他對價に影響を與えるための行爲をすること。

五　一定の事業分野における現在若しくは將來の事業者の數を制限し、又はその制限に着手すること。

六　特定の事業者を公認し若しくは推薦する契若しくは特定の事業者を排斥するための表の配布、特定の事業者の事業内容、經理若しくは信用の狀態を誤り傳える情報の流布その他の方法により、特定の事業者に利益又は不利益を與えること。

七　構成事業者に對し、その販賣、價格、取引條件、注文、在庫、生產、工場設備能力、經理、事業活動若しくは事業上の便益に關する報告の提出を强要し、又は構成事業者の承諾なくその事業内容について助言し、監査し、若しくは調査すること。

八　構成事業者の機能若しくは活動を制限し、又はその制限に着手すること。

九　營業用の施設を所有し、若しくは經營し、又は株式（社員の持分を含む。以下同じ。）若しくは社債を所有すること。

十　自然科學に關する研究を實施するための施設を所有し、又は經營すること。但し、公正取引委員會の認可を受けてこれを所有し、又は經營する場合は、この限りではない。

十一　特許權を所有し、若しくは支配し、又は特許發明の實施の許諾若しくは共同利用のために斡旋その他の便宜を供すること。

十二　構成事業者その他の者のために融資をすること。

十三　購買、販賣、生產、製造、加工、包裝、荷扱、保管、輸送、配分その他の營業に從事すること。

十四　構成事業者その他の者のために、取引の代理人となり、又は取引上の契約をすること。

十五　構成事業者その他の者のために集金を行うこと。

十六　構成事業者その他の者の間の紛爭を仲裁し、若しくは解決し、又はその仲裁若しくは解決に着手すること。但し、第四條第一項第八號に揭げる場合を除く。

十七　不當に立法又は政府の政策に影響を與えること。

十八　注文者その他の者の依頼を受けることその他の方法により、公私の注文の入札に參加し、これを規制し、又はこれに影響を與えること。

2　事業者團體はいかなる名義をもつてするかを問わず、前項の禁止又は

制限を免れる行爲をしてはならない。

3　公正取引委員會は、第一項第十號但書の規定による認可の申請があつた場合において、當該團體が左の各號に掲げる要件を備えているときには、これを認可しなければならない。

一　構成事業者の屬する事業分野における總ての事業者の當該團體への加入が、不當な條件により制限されず、且つ、その資力に應じて可能であるような公正無差別な條件で開放されていること。

二　當該團體の構成事業者が比較的少數の有力な事業者に限られていることがなく、又は議決權の行使、事業活動、當該施設の所有若しくは經營から生ずる諸利益が比較的少數の有力な事業者により支配されていないこと。

三　當該團體の構成事業者が當該施設の所有又は經營から生ずる諸利益を當該團體に對する出資又は寄附金の多寡、事業規模の大小等にかかわらず利用することができること。

4　第一項第十號に規定する事項（但書を除く。）に關し持株會社整理委員會は、相當の理由があると認めるときは、過度經濟力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七號）の規定に基く決定指令又はその例外の定をなすことができる。第一項第十號に規定する事項をその內容に含む過度經濟力集中排除法の規定に基く決定指令又はその變更は同號但書に規定する認可となるものとする。

5　公正取引委員會は、第一項第十號但書の規定による認可の申請に關し必要な規則を定めることができる。

（適用除外團體）

第六條　この法律の規定は、左に掲げる團體に對しては、これを適用しない。但し、第三條の規定は、この限りではない。

一　私的獨占禁止法第二十四條各號に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の團體

イ　産業組合法（明治三十三年法律第三十四號）

ロ　鹽專賣法（明治三十八年法律第十一號）

ハ　貸家組合法（昭和十六年法律第四十七號）

ニ　市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五號）

ホ　蠶糸業法（昭和二十年法律第五十七號）

ヘ　林業會法（昭和二十一年法律第三十五號）

ト　商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一號）

二　左に掲げる法律の規定に基いて設立された團體

イ　北海道土功組合法（明治三十五年法律第十二號）

ロ　森林法（明治四十年法律第四十三號）

ハ　水利組合法（明治四十一年法律第五十號）

ニ　耕地整理法（明治四十二年法律第三十號。都市計畫法（大正八年法律第三十六號）第十二條第二項において準用する場合を含む。）

ホ　馬匹組合法（大正四年法律第一號）

ヘ　健康保險法（大正十一年法律第七十號）

ト　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）

チ　蠶糸業組合法（昭和六年法律第三十四號）

リ　牧野法（昭和六年法律第三十七號）

ヌ　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一號）

ル　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四號）

ヲ　漁船保險法（昭和十二年法律第二十三號）

ワ　農業協同組合自治監査法（昭和十三年法律第十五號）

カ　國民健康保險法（昭和十三年法律第六十號）

ヨ　木船保險法（昭和十八年法律第三十九號）

タ　舊農業團體法（昭和十八年法律第四十六號）

レ　舊水產業團體法（昭和十八年法律第四十七號）

ソ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二號）

ツ　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五號）

ネ　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百號）

ナ　水產業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二號）

三　左に掲げる團體

イ　證券取引法（昭和二十三年法律第二十五號）の規定に基いて設立された證券取引所

ロ　商品取引所法（明治二十六年法律第五號）の規定に基いて設立された商品取引所

ハ　損害保險料率算出團體に關する法律（昭和二十三年法律第百九十三號）に基いて設立された損害保險料率算出團體

ニ　種畜法（昭和二十三年法律第百五十五号）の規定に基いて設立された家畜登錄協會

四　左に掲げる團體。但し、それぞれの團體に固有な業務を遂行するに必要な範圍に限る。

イ　前號に掲げる證券取引所又は商品取引所に所屬する決濟機關

ロ　手形法（昭和七年法律第二十號）及び小切手法（昭和八年法律第五十七號）の規定により指定されている手形交換所

ハ　新聞業又は放送業を營む者に對し、報道材料を供給することを目的とする社團法人

ニ　金融業（證券業を含む。）を營む者の設立した一回の共同融資のため又は有價證券の一回の共同引受のため若しくは共同販賣のための團體

五　閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四號）第一條の規定に基いて指定された團體

六　臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二號）附則第二項の規定に基いて指定されている團體

七　臨時物資需給調整法に基く命令の規定により指定配給物資の出荷機關、集荷機關、荷受機關又は販賣業者として登錄された團體。但し、この法律施行後九十日を經たときは、この限りではない。

八　海事仲裁等に關する法律（昭和二十三年法律第二百二十一號）第一條の規定によつて認可を受けた海運に關する事業者團體。但し、海事に關する紛爭の仲裁又は解決のために行う正當な行爲に限る。

2　この法律の規定は、小規模な事業者である個人が相互扶助を目的として設立した團體であつて、構成事業者の數が十九人をこえないものには、これを適用しない。この場合において、小規模な事業者とは、從業員の數が二十人をこえないものをいう。

（適用除外行爲）

**第七條**　第五條の規定は、事業者團體が法令の規定で左に掲げるもの又はその法令の規定に基く命令によつて行う正當な行爲には、これを適用しない。

一　地方鐵道法（大正八年法律第五十二號）第二十五條第一項（軌道法（大正十年法律第七十六號）第二十六條において準用する場合を含む。）

二　道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一號）第二十三條及び第二十四條第一項（他の運送事業者又は小運送業者との設備の共用、連絡運輸、共同經營及び運輸に關する協定に關する部分に限る。）

三　たばこ專賣法（明治三十七年法律第十四號）第二十條の二

四　電氣測定法（明治四十三年法律第二十六號）第七條

五　船舶安全法（昭和八年法律第十一號）第八條

六　重要輸出品取締法（昭和十一年法律第二十六號）第二條

七　輸出水產物取締法（昭和九年法律第三十六號）第一條

八　ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二號）

（排除措置）

**第八條**　第四條第一項各號に掲げる許容活動の範圍をこえる行爲又は第五條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員會は、第九條に規定する手續に從い、事業者團體に對し、當該行爲の差止、資產の處分、當該團體の解散その他當該行爲の排除に必要な措置を命ずることができる。

（手續）

**第九條**　公正取引委員會の權限に關する私的獨占禁止法第四十條から第四十四條までの規定並びに違反事實の報告、事件の調查、審判、審決、審決の取消又は變更の訴、檢事總長に對する告發その他事件處理の手續及び訴訟に關する同法第四十五條から第六十四條までの規定、第六十六條第二項の規定、第六十七條から第七十條までの規定、第七十三條から第八十三條までの規定、第八十八條の規定及びこれらの規定に基く命令又は規則は、公正取引委員會がこの法律の目的を達成するために必要な職務を行う場合並びにこの法律の規定に違反する事實、事件及びこの法律の規定（第四十條及び第四十一條を除く。）中「事業者」とあるのは「事業者團體」と、「私的獨占をし、不當な取引制限をし、若しくは不公正な競爭方法を用いていると認める場合又は不當な事業能力の較差があると認める場合」とあるのは「第四條第一項各號に掲げる許容活動の範圍をこえると認める場合又は第五條の規定に違反すると認める場合」と、「第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置」とあるのは「第八條に規定する措置」と、「私的獨占、不當な取引制限又は不公正な競爭方法に該當する疑のある行爲」とあるのは「第四條第一項各號に掲げる許容活動の範圍をこえる疑のある行爲又は第五條の規定に違反する疑のある行爲」とそれぞれ讀み替えるものとする。

2　公正取引委員會は、第五條第三項又は第十三條第三項の規定による認可の申請があつた場合において、第五條第三項各號に掲げる要件を備えていないと認めるときは、審決をもつてこれを却下しなければならない。

3　私的獨占禁止法第六十五條第二項及び第六十六條第一項の規定は、前項の認可の申請、認可又は審決に、これを準用する。

（報告）

**第十條**　公正取引委員會は、この法律の適正な運用を圖るため、事業者團體に對し、必要な報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

（檢察官）

**第十一條**　公正取引委員會の檢察官たる職員は、この法律の規定に違反する犯罪に關する職務を掌ることが出來る。

（東京高等裁判所の管轄權）

**第十二條**　左の各號の一に該當する訴訟については、第一審の裁判權は、東京高等裁判所に屬する。

一　公正取引委員會の審決に係る訴訟

二　第十四條第一項第一號から第四號までの罪に係る訴訟

2　前項に掲げる訴訟事件並びに第九條において準用する私的獨占禁止法第六十二條第一項、第六十三條第一項（第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び第六十七條第一項並びに第十四條第六項において準用する私的獨占禁止法第九十七條及び第九十八條に規定する事件は、同法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議體が取り扱うものとする。

（資產の處分）

**第十三條**　この法律施行の際事業者團體が現に所有する營業用の施設、自然科學に關する研究を實施するための施設又は株式若しくは社債であつて、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百四條に規定する措置に關する政令（昭和二十二年政令第二百三十八號）及び私的獨占禁止及び公正取引の確保に關する法律第百五條に規定する措置に關する政令（昭和二十二年政令第二百三十九號）並びに私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第百七條、第百八條及び第百十條に規定する株式又は社債の處理に關する政令（昭和二十三年政令第四十三號）の規定に基き處分すべきもの以外のもの及び特許權は、この法律施行の日から九十日以內に、これを處分しなければならない。

2　前項の規定は、新たに事業者團體が成立した場合又は第六條第六號若しくは第七號に掲げる團體がこの法律の規定（第三條を除く。）の適用を受けるにいたつた場合に、これを準用する。この場合において、同項の規定中「この法律の施行の日」とあるのは「成立した日又はこの法律の適用を受けるにいたつた日」と讀み替えるものとする。

3　前二項の場合において、事業者團體が現に所有し、又は經營する自然科學に關する研究を實施するための施設につきこれを引續き所有し、又は經營しようとする場合には、文書をもつてその旨を第一項の期間內に公正取引委員會に屆け出て、その認可を受けなければならない。

4　第五條第三項の規定は、前項の屆出があつた場合に、これを準用する。

5　第四條第四項の規定は、第一項から第三項までの場合に、これを準用する。

6　公正取引委員會は、特別の事情があると認めるときは、申請により、第一項に規定する期間を延長することができる。この場合及び第三項の規定による屆出があつた場合において、申請又は屆出をした日からその承認又は却下の日までの期間は、これを九十日の期間に算入しない。

7　事業者團體は、第一項及び第二項の規定による處分をした日から三十日以内に、處分の内容を記載した報告書を、公正取引委員會に提出しなければならない。

8　公正取引委員會は、第三項及び前二項の規定による申請又は報告の手續に關する事項について規則を定めることができる。

（罰則）

**第十四條**　この法律の規定違反があつた場合におけるその違反行爲をした者に對する刑は、左の各號に揭げるものとする。

一　第五條の規定に違反した場合には、二年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金又はその兩者。

二　第九條第一項において準用する私的獨占禁止法第四十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに從わなかつた場合には、二年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金又はその兩者。

三　第三條の規定に違反し届出を怠り、又は虚僞の届出をした場合には、二萬圓以下の罰金。

四　第十三條第一項、第二項又は第六項に規定する期間内に營業用の施設、科學に關する研究を實施するための施設、株式、社債若しくは特許權を處分せず、又は同條第七項の規定による報告書を提出せず、若しくは虚僞の報告書を提出した場合には、一年以下の懲役若しくは五千圓以下の罰金又はその兩者。

五　第十條の規定に違反し報告、情報若しくは資料を提出せず又は虚僞の報告、情報若しくは資料を提出した場合には、五千圓以下の罰金。

2　前項の違反があつた場合においては、その違反の計畫を知りその防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行爲を知りその是正に必要な措置を講じなかつた當該事業者團體の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行爲を行うものである場合には、その事業者を含む。）に對しても、前項各本號の罰金刑を科する。

3　第一項の違反があつた場合においては、法人であるとないとにかかわらず、その事業者團體に對しても第一項各本號の罰金刑を科する。

4　前項の規定により法人でない事業者團體を處罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行爲につきその事業者團體を代表する外法人を被告人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

5　第二項の規定は、同項に揭げる事業者團體の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の團體である場合においては、當該團體の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

6　私的獨占禁止法第九十四條、第九十七條、第九十八條及び第九十九條の規定は、第九條第一項において同法第四十條、第四十六條、第四十八條第三項、第五十四條、第六十六條第一項及び第六十七條第一項の規定を準用する場合の違反に、これを準用する。

（附加制裁）

**第十五條**　裁判所は、充分な理由があると認めるときは、前條第一項各號に規定する刑の言渡と同時に、事業者團體の解散を宣告することができる。

2　前項の規定により、解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定にかかわらず、事業者團體は、その宣告により解散する。





（告發）

**第十六條**　第十四條第一項各號の罪は、公正取引委員會の告發を待つて、これを論ずる。私的獨占禁止法第九十六條第二項及び第四項の規定は、この場合の告發に、これを準用する。

2　公正取引委員會は、前項の告發をするに當り、その告發に係る犯罪についてときは、その旨を告發の文書に記載することができる。

（私的獨占禁止法の不變更）

**第十七條**　私的獨占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員會の權限は、この法律の規定によつて變更されるものと解釋されてはならない。

附　則

（施行期日）

**第十八條**　この法律は、公布の日から、これを施行する。

（違反する法令及び契約）

**第十九條**　この法律施行の際現に存する法令の規定、契約、定款又は寄附行爲でこの法律の規定に違反するものは、この法律施行の日から、その效力を失う。



## ●事業者團體法の規定による届出、認可申請及び報告に關する規則

（昭和二十三年七月三十一日公正取引委員會規則第二號）

事業者團體法（昭和二十三年法律第百九十一號）の規定による届出、認可申請及び報告に關する規則を次のように定める。

（用語）

**第一條**　この規則において使用する用語であつて、事業者團體法（以下法という。）において使用する用語と同一のものは、法において使用する用語と同一の意味において、これを使用するものとする。

（法第三條關係）

**第二條**　事業者團體の成立の旨（法施行の際現に事業者團體であるものについてはその旨）の届出書の記載事項及びその書式は、これを樣式第一號の通りとする。

**第三條**　事業者團體が解散したとき又は法第三條第一項各號に揭げる事項に變更を生じたときの届出書の記載事項及びその書式は、それぞれ樣式第二號又は第三號の通りとする。

前項の變更の届出書には變更を生じた事項に關する法第三條第一項各號に規定する書類を添附しなければならない。

（法第四條關係）

**第四條**　事業者團體が法第四條第一項第十號の規定による認可を申請しよ

うとするときの認可申請書の記載事項及びその書式は、これを様式第四號の通りとする。

（提出部數）

**第九條**　この規則に從つて作成する書類は、それぞれ正副二通を公正取引委員會に提出しなければならない。

**附　則**

この規則は、公布の日から、これを施行する。

様式第一號（日本標準規格B4）

事業者團體成立（現存）届出書

一、所在地及び電話番號
二、名　稱
三、成立年月日
四、分　類
五、地　區
六、構成事業者の數
七、法人格の有無及び法人格のある團體については、その種類（當該團體が特別の法令の規定に基いて設立されたものである場合を除く。）
八、法第六條第一項各號の一に該當する團體であるときは、その旨及びその說明
九、現に法第七條各號の一に該當する正當な行爲を行つているときは、その旨及びその行爲の概要
十、その他參考となるべき事項

右事業者團體法第三條第一項の規定により、同項各號に揭げる別紙書類を添附し届け出ます。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印

公正取引委員會御中

注意

一、様式第一號に同じ。

二、事業者團體が目的變更その他の事由により事業者團體でなくなつた場合にも、この様式により解散届出書を提出すること。

様式第三號（日本標準規格B4）

事業者團體變更届出書

一、所在地及び電話番號
二、名　稱
三、成立年月日
四、分　類
五、地　區
六、構成事業者の數



昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印

公正取引委員會御中

注意

一、「所在地及び電話番號」の欄には、その主たる事務所の所在地及び電話番號を、主たる事務所の定のないものにあつては代表者の住所及び電話番號を、代表者の定のないものにあつては組合員又は契約の當事者の住所及び電話番號を記載すること。（事業者團體の所在地が東京都以外の地區にある場合において、都内に支部、出張所、連絡所等があるときは、その所在地及び電話番號を附記すること。）

二、目的　更にその他の事由により事業者團體でないものが事業者團體となつたときは、その日を「成立年月日」の欄に記載すること。

三、「分類」の欄には、別表に從つて當該團體の分類番號及び業種分類を記載すること。

四、「地區」の欄には、定款、寄附行爲、規約又は契約に定める地區を、地區の定のないものにあつては構成事業者の主たる事務所の所在する都道府縣名を記載すること。

様式第二號（日本標準規格B4）

事業者團體解散届出書

一、所在地及び電話番號
二、名　稱
三、成立年月日
四、分　類
五、地　區
六、構成事業者の數

七、法人格の有無及び法人格のある團體については、その種類（當該團體が特別の法令の規定に基いて設立されたものである場合を除く。）
八、法第六條第一項各號の一に該當する團體であるときは、その旨及びその說明
九、現に法第七條各號の一に該當する正當な行爲を行つているときは、その旨及びその行爲の概要
十、法第三條第一項各號に揭げる事項の變更の年月日
十一、變更した事項及びその事由
十二、その他參考となるべき事項

右事業者團體法第三條第二項の規定により、同條第一項各號に揭げる事項の中變更を生じた箇所を記載した別紙書類を添附し屆け出ます。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印

公正取引委員會御中

注意　樣式第一號に同じ。

樣式第四號（日本標準規格B4）

法第四條第一項第十號の規定による認可申請書

一、事業者團體に關する事項
イ　所在地及び電話番號
ロ　名稱
ハ　成立年月日
ニ　分類
ホ　地區
ヘ　構成事業者の數
ト　法人格の有無及び法人格のある團體については、その種類（當該團體が特別の法令の規定に基いて設立されたものである場合を除く。）
二、認可を受けようとする行爲に關する事項
イ　行爲の內容及びその實施計畫
ロ　私的獨占禁止法に違反しないことの說明
ハ　法第五條第一項各號の規定に違反しないことの說明
三、その他參考となるべき事項

右行爲を事業者團體法第四條第一項第十號の規定により認可ありたく申請します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印

公正取引委員會御中

注意

一、樣式第一號に同じ。
二、「二、」の「ロ」及び「ハ」の說明を證明するに足る書類があるときは、これを添附すること。

樣式第五號（日本標準規格B4）

自然科學研究施設所有（經營）認可申請書

一、事業者團體に關する事項
イ　所在地及び電話番號



ロ　名稱
ハ　成立年月日
ニ　分類
ホ　地區
ヘ　構成事業者の數
ト　法人格の有無及び法人格のある團體については、その種類（當該團體が特別の法令の規定に基いて設立されたものである場合を除く。）
二、自然科學研究施設に關する事項
イ　所在地
ロ　施設の概要
ハ　當該施設の所有（經營）の目的
ニ　當該施設の所有（經營）を必要とする事由
三、法第五條第三項各號に揭げる要件に關する事項
イ　第一號に揭げる要件を備えていることの說明
ロ　第二號に揭げる要件を備えていることの說明
ハ　第三號に揭げる要件を備えていることの說明
四、その他參考となるべき事項

右施設の所有（經營）を事業者團體法第五條第一項第十號但書の規定により認可ありたく、規則第五條第二項の規定による別紙書類を添附し申請します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印



公正取引委員會御中

注意

一、樣式第一號に同じ。
二、「四、」の欄には、既存の施設を取得又は借入しようとする場合にはその相手方の住所及び名を、施設を新設しようとする場合にはその旨及びその他參考となるべき事項を記載すること。

樣式第六號（日本標準規格B4）

自然科學研究施設繼續所有（經營）認可申請書

一、事業者團體に關する事項
イ　所在地及び電話番號
ロ　名稱
ハ　成立年月日
ニ　分類
ホ　地區
ヘ　構成事業者の數
ト　法人格の有無及び法人格のある團體については、その書類（當該團體が特別の法令の規定に基いて設立されたものである場合を除く。）

二、自然科學研究施設に關する事項
イ　所在地
ロ　施設の概要
ハ　當該施設の所有（經營）の目的
ニ　當該施設の所有（經營）を必要とする事由
三、法第五條第三項各號に揭げる要件に關する事項

イ　第一號に掲げる要件を備えていることの說明
ロ　第二號に掲げる要件を備えていることの說明
ハ　第三號に掲げる要件を備えていることの說明
四、その他參考となるべき事項
右施設繼續所有（經營）を事業者團體法第十三條第三項の規定により認可ありたく、規則第六條第二項の規定による別紙書類を添附し申請します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印

公正取引委員會御中

注意　樣式第一號に同じ。

樣式第七號（日本標準規格B4）

營業用施設（自然科學研究施設）處分期間延長認可申請書

一、事業者團體に關する事項
イ　所在地及び電話番號
ロ　名稱
ハ　成立年月日
ニ　分類
ホ　地區
二、營業用施設（自然科學研究施設）に關する事項
イ　所在地
ロ　施設の概要及び用途
三、延長期間
四、延長を必要とする事情の說明
五、その他參考となるべき事項
右處分期間の延長を事業者團體法第十三條第六項の規定により認可ありたく申請します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印

公正取引委員會御中

注意　樣式第一號に同じ。

樣式第八號（日本標準規格B4）

株式（社債）處分期間延長認可申請書

一、事業者團體に關する事項
イ　所在地及び電話番號
ロ　名稱
ハ　成立年月日
ニ　分類
ホ　地區
二、株式（社債）に關する事項

| 銘柄 | 額面金額 | 數量 | 額面金額合計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |





三、延長期間
四、延長を必要とする事情の說明
五、その他參考となるべき事項
右處分期間の延長を事業者團體法第十三條第六項の規定により認可ありたく申請します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印

公正取引委員會御中

注意　樣式第一號に同じ。

樣式第九號（日本標準規格B4）

特許權處分期間延長認可申請書

一、事業者團體に關する事項
イ　所在地及び電話番號
ロ　名稱
ハ　成立年月日
ニ　分類
ホ　地區
二、特許權に關する事項
イ　特許番號
ロ　發明の名稱
ハ　存續期間
ニ　實施許諾の相手方



三、延長期間
四、延長を必要とする事情の說明
五、その他參考となるべき事項
右處分期間の延長を事業者團體法第十三條第六項の規定により認可ありたく申請します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　　印

公正取引委員會御中

注意　樣式第一號に同じ。

樣式第十號（日本標準規格B4）

營業用施設（自然科學研究施設）處分報告書

一、事業者團體に關する事項
イ　所在地及び電話番號
ロ　名稱
ハ　成立年月日
ニ　分類
ホ　地區
二、營業用施設（自然科學研究施設）に關する事項
イ　所在地
ロ　施設の概要及び用途
ハ　處分の價格及び日
三、處分の相手方の住所及び名

四、その他參考となるべき事項

右事業者團體法第十三條第七項の規定により報告します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　印

公正取引委員會御中

注意　樣式第一號に同じ。

樣式第十一號（日本標準規格B4）

株式（社債）處分報告書

一、事業者團體に關する事項

イ　所在地及び電話番號

ロ　名稱

ハ　成立年月日

ニ　分類

ホ　地區

二、株式（社債）に關する事項

| 銘柄 | 額面金額 | 數量 | 額面金額合計 | 處分の方法 | 處分の年月日 | 處分の相手方の住所及び名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

三、その他參考となるべき事項

右事業者團體法第十三條第七項の規定により報告します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　印

公正取引委員會御中

注意　樣式第一號に同じ。

樣式第十二號（日本標準規格B4）

特許權處分報告書

一、事業者團體に關する事項

イ　所在地及び電話番號

ロ　名稱

ハ　成立年月日

ニ　分類

ホ　地區

二、特許權に關する事項

イ　特許番號

ロ　發明の名稱

ハ　存續期間

ニ　處分の條件、價格及び日

ホ　處分の相手方の住所及び名

三、その他參考となるべき事項

右事業者團體法第十三條第七項の規定により報告します。

昭和　年　月　日

事業者團體の名稱
代表者の住所及び名　印

公正取引委員會御中

注意　樣式第一號に同じ。





事業者團體分類表

| 大分類 | 分類番號 | 業種分類 |
|---|---|---|
| ○一　農業 | ○一〇〇 | 農業一般 |
| | ○一〇一 | 穀作農及びそ菜農 |
| | ○一〇二 | 果樹園及び工業用作物栽培業 |
| | ○一〇三 | 養蠶業 |
| | ○一〇四 | 牧畜業 |
| ○二　林業 | ○二〇〇 | 林業一般 |
| ○三　水產業 | ○三〇〇 | 水產業一般 |
| | ○三〇一 | 遠洋及び沖合漁業 |
| | ○三〇二 | 沿岸漁業 |
| | ○三〇三 | 內水面漁業 |
| | ○三〇四 | その他の水產業 |
| ○四　鑛業 | ○四〇〇 | 鑛業一般 |
| | ○四〇一 | 金屬鑛業 |
| | ○四〇二 | 石炭鑛業 |
| | ○四〇三 | 石油鑛業 |
| | ○四〇四 | 非金屬鑛物の採掘及び採石業 |
| ○五　建設工業 | ○五〇〇 | 建設工業一般 |
| | ○五〇一 | 總合工事業 |
| | ○五〇二 | 職別工事業 |

（土木建築の工事を總合的に請負うものをいい、自らの經理で建設に從事する建設業又は投機的な建築業及び不動產業（以上○七〇九參照）を含まない。）

（總合請負工事の一部を請負い、或は所有者のために直接工事を行うものをいい、大工業、とび、鐵骨工事業、石工業、電氣配線工事業、配管工事業、さく井工事業等を含む。）





備考

○六〇〇　製造工業一般
○六〇一　食料品工業
○六〇二　紡績及び繊物製造業
○六〇三　衣服その他繊物製品製造業
○六〇四　製材業及び木製品工業
○六〇五　家具及び造作類製造業
○六〇六　パルプ及び製紙工業
○六〇七　新聞、印刷、製本及び出版業
○六〇八　化學製品工業
○六〇九　石油石炭工業
○六一〇　ゴム製品工業
○六一一　皮革及び皮革製品工業
○六一二　窯業及び土石工業
○六一三　金屬工業
○六一四　金屬製品工業
○六一五　機械器具工業
○六一六　電氣機械器具工業
○六一七　運輸機械器具工業
○六一八　實驗、醫療、光學、寫眞機械器具及び時計製造業
○六一九　その他の製造工業

○六　製造工業

○七〇〇　商業一般
○七〇一　一般卸賣業
○七〇二　物品販賣仲介業
○七〇三　總合小賣業
○七〇四　食料品小賣業

貿易業を含む。

百貨店、均一價格店等





○七〇五　自轉車小賣業
○七〇六　衣料品小賣業
○七〇七　その他の小賣業
○七〇八　飲食店業
○七〇九　不動産取扱業

（不動産賣買仲立業、建賣業、土地開發及び分譲業、不動産管理業、貸家貸間周旋業、貸事務所業を含む。）

○七　商業

○八〇〇　金融及び保險業一般
○八〇一　銀行及び信託業
○八〇二　農林水産金融業
○八〇三　中小企業及び庶民金融業
○八〇四　金融補助業
○八〇五　證券業及び商品取引業

短資業者、（證券業者を除く。）、兩替業者、手形交換所等

○八〇六　保險業
○八〇七　保險代理業及び保險サービス業

生命保險募集業、火災海上保險代理店、保險料率團體等を含む。

○八　金融業及び保險業

○九〇〇　運輸通信業その他の公益事業一般
○九〇一　鐵道及び軌道業
○九〇二　道路旅客運送業
○九〇三　道路貨物運送業
○九〇四　水運業
○九〇五　航空運輸業
○九〇六　倉庫及び保管業
○九〇七　運輸サービス業
○九〇八　通信業
○九〇九　光、熱、動力供給業
○九一〇　水道及び衛生業

貨物集配業、包裝業等を含む。

○九　運輸通信業その他の公益事業

一〇〇〇　サービス業一般
一〇〇一　旅館、下宿及び貸間業
一〇〇二　對個人サービス業
一〇　サービス業
一〇〇三　對事務所サービス業
一〇〇四　自動車修理及びガレージ業
一〇〇五　各種修理業及び手作業
一〇〇六　映畫
一〇〇七　興行娯樂（映畫を除く。）業
一一　一般及び雜　一一〇〇　一般雜

（洗たく業、染物業、寫眞業、理容業、浴場業、衣服修理業、物品預貸貸業、獸醫業等）
（廣告代理店、各種廣告業、興信所、取立業、速記筆耕業、育寫眞業、對住宅建物サービス業、ニュース供給業等）
映畫製作及び配給業、映畫館
商工會議所その他當該團體が特定の大分類に屬するとはいいえないもの以上の業種分類に屬さない團體

○記載上の注意

一、大分類は、書類作成に當つては記載する必要はない。（例「一四〇一　金屬鑛業」だけでよい。）

二、各大分類のはじめにある下位二けたの數字が零の業種分類（例「一六〇〇　製造工業一般」）は、當該大分類の中の特定のもののみに屬することのない團體のための分類項目である。

三、當該團體が特定の二以上の大分類又は特定の二以上の業種分類に屬するときは、そのすべてを併記すること。

（例　一六一五機械器具工業
一六一六電氣機械器具工業に屬する「機械器具工業會」
一六一七運輸機械器具工業
一四〇三石油業
一六〇九石油石炭工業　」に屬する「石油業會」

については、それぞれその全部を記載すること。）



# 第二章　銀行

## 第一款　普通銀行

### 銀行法（昭和二年三月三十日法律第二十一號）

沿革　昭和一四年四月法律第六八號、一八年三月第四二號改正
朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル銀行法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

銀行法

**第一條**　左ニ揭グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス
一　預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト
二　爲替取引ヲ爲スコト

營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス

**第二條**　銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

**第三條**　銀行業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ指定スル地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ二百萬圓ヲ下ルコトヲ得ズ
前項但書ノ規定ニ依リ地域ノ指定アリタル場合ニ於テ其ノ地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ニシテ資本金二百萬圓未滿ノモノハ指定ノ日ヨリ五年ヲ限リ前項但書ノ資本金ニ依ラザルコトヲ得

**第四條**　銀行ハ其ノ商號中ニ銀行ナル文字ヲ用フベシ
銀行ニ非ザルモノハ其ノ商號中ニ銀行タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

**第五條**　銀行ハ擔保附社債信託法ニ依リ擔保附社債ニ關スル信託業ヲ營ミ又ハ保護預リ其ノ他ノ銀行業ニ附隨スル業務ヲ營ムノ外他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ

**第六條**　銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
一　商號ヲ變更セントスルトキ
二　資本金ヲ變更セントスルトキ
三　支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ
四　本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ
五　支店以外ノ營業所ヲ支店ニ變更セントスルトキ

**第七條**　銀行ハ代理店主ヲシテ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシムルコトヲ得ズ
銀行ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設クルコトヲ得ズ

**第八條**　銀行ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

**第九條**　銀行ノ營業年度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄トス

**第十條**　銀行ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

**第十一條**　銀行ハ營業年度毎ニ主務大臣ノ定ムル樣式ニ依リ貸借對照表ヲ作成シテ之ヲ公告スベシ

**第十二條**　銀行ノ監査役ハ銀行ノ業務及財產ノ狀況ニ關スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ每營業年度一回作成シテ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ

**第十三條**　銀行ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

**第十四條**　銀行ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

**第十五條**　銀行ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第百條第一項ノ規定ニ依リテ爲スベキ催告ハ預金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

**第十六條**　銀行ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第百條第一項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第三百七十七條第一項但書ノ期間ニ付亦同ジ

**第十七條**　銀行ガ合併ニ因リテ貯蓄銀行法第一條第一項ノ業務ニ屬スル

契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ゲズ

貯蓄銀行法第九條、第十條及第十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第十八條**　銀行ノ休日ハ祭日、祝日、日曜日其ノ他銀行ノ營業所所在地ニ行ハルル一般ノ休日ニ限ル

銀行ガ天災其ノ他避クベカラザル事變ニ因リ臨時ニ休業スルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ地方長官ニ屆出ヅベシ

**第十九條**　銀行ガ預金ノ拂戻ヲ停止スルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ事由ヲ具シテ主務大臣ニ屆出ヅベシ

**第二十條**　主務大臣ハ何時ニテモ銀行ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

**第二十一條**　主務大臣ハ何時ニテモ部下ノ官吏ニ命ジテ銀行ノ業務及財産ノ狀況ヲ檢査セシムルコトヲ得

**第二十二條**　主務大臣ハ銀行ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ業務ノ停止又ハ財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

**第二十三條**　銀行ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

**第二十四條**　主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命セラレタル銀行ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

**第二十五條**　銀行業ノ廢止又ハ銀行ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

**第二十六條**　銀行ガ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ營ム會社トシテ存續スル場合ニ於テハ銀行ニ關スル事務ヲ管理スル主務大臣ハ其ノ會社ガ預金債務ヲ完濟スルニ至ル迄財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得合併ニ因リ銀行ニ非ザル會社ガ銀行ノ預金債務ヲ承繼シタル場合亦同ジ

第二十條乃至第二十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第二十七條**　銀行ガ營業ノ免許ヲ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解散ス

前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁判所之ヲ選任ス其ノ清算人ノ解任亦同ジ

**第二十八條**　前條ノ場合ヲ除クノ外裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタルトキハ裁判所ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

**第二十九條**　裁判所ハ銀行ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ檢査シ、財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

**第三十條**　銀行ノ清算、破產又ハ强制和議ノ場合ニ於テ裁判所ハ銀行ノ檢査監督ニ從事スル官吏ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

**第三十一條**　銀行ノ清算、破產又ハ强制和議ノ場合ニ於テ銀行ノ檢査監督ニ從事スル官吏ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

**第三十二條**　本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行ガ本法施行地內ニ支店、出張所又ハ代理店ヲ設ケ銀行業ヲ營マントスルトキハ各營業所毎ニ代表者ヲ定メ第二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受クベシ

前項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタルトキハ該營業所ハ本法ノ適用ニ付之ヲ銀行ト看做ス此ノ場合ニ於テハ第三條乃至第六條、第八條、第十二條乃至第十七條、第三十五條及第二十七條乃至前條ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第一項ノ免許ニ付テハ主務大臣ハ特ニ必要ナル制限ヲ附スルコトヲ得

**第三十三條**　主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ銀行業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

**第三十四條**　左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、清算人又ハ本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行ノ本法施行地ニ於ケル代表者ヲ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記載、虛僞ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ

二　本法ニ依ル檢査ニ際シ帳簿書類ノ隱蔽、不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ檢査ヲ妨ゲタルトキ

**第三十五條**　左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、代理店主（代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表者又ハ外國會社ノ代表者）、清算人又ハ本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行ノ本法施行地ニ於ケル代表者ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　第五條乃至第八條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第十七條ニ於テ準用スル貯蓄銀行法第九條ノ規定ニ違反シタルトキ

三　本法ニ依リ銀行ニ備ヘ置クベキ書類ノ備付若ハ主務大臣ニ提出スベキ書類ノ提出ヲ怠リ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

四　本法ニ定メタル屆出若ハ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不實ノ屆出若ハ公告ヲ爲シタルトキ

五　第二十二條、第二十三條、第二十六條又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル主務大臣又ハ裁判所ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

六　本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

**第三十六條**　第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

**第三十七條**　銀行ガ本法ニ依リ爲スベキ公告ハ新聞紙ニ依ルベシ

附　則

**第三十八條**　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和二年十一月勅令第三百六號ヲ以テ昭和三年一月一日ヨリ施行）

**第三十九條**　銀行條例ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ營業ノ認可ヲ受ケタル銀行ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ第四十條及第四十一條ノ定ムル制限ニ從ヒ本法ニ依リテ免許ヲ受ケタル銀行ト看做ス

舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

**第四十條**　前條第二項ノ銀行ニシテ株式會社又ハ外國銀行以外ノモノハ本法施行後五年ヲ限リ仍其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ舊法ニ依リ營業ノ認可ヲ受ケタル銀行カ本法施行後五年內ニ其ノ組織ヲ變更シ又ハ合併ニ因リ株式會社ト爲リタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ組織變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

**第四十一條**　第三十九條第二項ノ銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限リ第三條第一項本文ノ規定ヲ適用セズ第三十九條第二項ノ銀行ノ合併ニ因リテ設立シタル銀行ノ資本金ニ付亦同ジ

命令ヲ以テ定ムル人口一萬未滿ノ地ニ本法施行ノ際現ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ第三條第一項本文ノ規定ヲ適用セズ但シ其ノ資本金ハ本法施行後五年內ニ五十萬圓以上ト爲スコトヲ要ス

**第四十二條**　本法施行ノ際現ニ銀行ニシテ其ノ商號中ニ銀行タル文字ヲ用ヒザルモノ及銀行ニ非ズシテ其ノ商號中ニ銀行タルコトヲ示スベキ

文字ヲ用フルモノニ付テハ本法施行後六月ヲ限リ第四條ノ規定ヲ適用セズ

**第四十三條**　本法施行ノ際現ニ第五條ノ業務以外ノ業務ヲ營ム銀行ハ本法施行後五年ヲ限リ仍其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

**第四十四條**　第三十九條第二項ノ銀行ノ本法施行ノ際現ニ有スル本店及支店以外ノ營業所又ハ代理店ハ本法施行後一年内ニ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ存續スルコトヲ得ズ

前項ノ認可申請書ハ本法施行後三月内ニ主務大臣ニ提出スベシ

**第四十五條**　本法施行ノ際現ニ銀行ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ常務ニ從事スル者ハ本法施行後一年ヲ限リ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ引續キ其ノ會社ノ常務ニ從事スルコトヲ得

**第四十六條**　第三十九條第二項ノ銀行ニシテ株式會社又ハ外國銀行以外ノモノノ業務廢止ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

**第四十七條**　本法中取締役ニ關スル規定ハ第三十九條第二項ノ銀行ニシテ株式會社又ハ外國銀行以外ノモノニ付テハ其ノ營業主（營業主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員）ニ之ヲ準用ス

## 銀行法施行細則

（昭和二年十一月十七日大藏省令第三十一號）

沿革　昭和三年七月大藏省令第九號、八年三月第五號、一八年五月第四一號、二〇年一月第三號、一一月第一〇一號改正

銀行法施行細則左ノ通定ム

銀行法施行細則

**第一條**　銀行業ヲ營マントスル株式會社ハ免許申請書ニ定款、最終ノ財産目錄及貸借對照表ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

定款ニハ目的、商號、本店及支店ノ所在場所、資本ノ總額、株金ノ一株ノ金額、株金ノ全額ノ拂込ニ關スル事項、株金ノ拂込ノ方法、株券ノ樣式、株主ノ名簿ノ閉鎖ニ關スル事項、株主總會ノ招集ニ關スル事項、株主總會ノ決議ノ方法、營業年度、利益金ノ處分ニ關スル事項、役員ノ定數、役員ノ選任ニ關スル事項、役員ノ報酬ニ關スル事項、役員ノ責任ニ關スル事項、公告ノ方法、解散ニ關スル事項、清算人ノ選任ニ關スル事項、清算人ノ職務ニ關スル事項、清算ノ方法ニ關スル事項、株券ノ書換ニ關スル事項、株券ノ喪失ニ關スル事項、株券ノ發行ニ關スル事項、株券ノ不發行

其ノ事由ヲ具シテ之ヲ大藏大臣ニ届出ヅベシ

一　定款ヲ變更シタルトキ

二　銀行法第六條及第十四條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ實行シタルトキ

三　銀行ヲ代表スル取締役又ハ銀行ノ常務ニ從事スル取締役若ハ支配人ノ就任又ハ退任アリタルトキ

四　銀行ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ常務ニ從事スルモノガ該會社ノ常務ニ從事セザルニ至リタルトキ

五　代理店契約ノ變更、消滅又ハ更新アリタルトキ

六　預金拂戻停止中ノ銀行ガ預金ノ拂戻ヲ開始シタルトキ

七　和議開始ノ申立ヲ爲シ、和議認可ノ決定ガ確定シ又ハ和議ガ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

八　破産ノ宣告ヲ受ケ、破産宣告ニ對シ抗告ヲ爲シ又ハ抗告ニ對シ裁判所ノ決定ヲ受ケタルトキ

九　强制和議認可ノ決定ガ確定シ又ハ强制和議ガ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

十　會社合併ノ方法ニ依ラズシテ他人ノ營業ヲ讓受ケタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ株主總會ノ議事錄、第一號及第五號ノ場合ニ於テハ變更シタル條項ヲ記載シタル書面、第六號ノ場合ニ於テハ預金拂戻開始前日ノ日計表、第七號ノ場合ニ於テハ和議ノ條件ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

銀行法第十八條第二項ノ事由ニ因リ休業シタル銀行ガ開業シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第十八條　銀行法施行地外ニ本店ヲ有スル會社ガ銀行法施行地内ニ支店、出張所又ハ代理店ヲ設ケ銀行業ヲ營マントスルトキハ其ノ營業所ノ位置竝ニ該營業所ニ付定メタル代表者ノ氏名及住所ヲ記載シタル免許申請書ニ會社代表者署名ノ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

一　本店ノ存在ヲ證ムルニ足ル書面

二　會社ノ代表者タル資格ヲ證スル書面

三　代理店ヲ設クルトキハ代理店契約書

四　會社ノ定款又ハ會社ノ性質ヲ知ルニ足ル書面

五　營業所ノ設置ガ他ノ官廳（外國官廳ヲ含ム）ノ認可ヲ要スルモノナルトキハ其ノ認可書ノ謄本

六　會社ノ最終ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書、利益ノ處分ニ關スル書面其ノ他會社ノ營業狀態ヲ知ルニ足ル書面

七　會社ノ重ナル出資者及役員ノ氏名、圖



役、監査役、支配人又ハ銀行法第三十二條第一項ノ營業所ノ代表者ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

第三十一條　本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條　銀行條例施行細則ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依リテ爲シタル申請、認可其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十三條　本令施行ノ際現ニ存スル株式會社以外ノ銀行ニ付テハ本令中取締役トアルハ營業主（營業主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員）トシ株主總會ノ決議錄トアルハ合名會社又ハ合資會社ニ在リテハ社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面、商法施行前ニ設立シタル合資會社ニ在リテハ社員總會ノ決議錄トシ定款トアルハ商法施行前ニ設立シタル合資會社ニ在リテハ會社契約トス

第三十四條　商法施行前ニ設立シタル合資會社ニシテ舊法ニ依リ營業ノ認可ヲ受ケタル銀行ガ其ノ組織ヲ變更シテ商法ニ定メタル株式會社ト爲ラントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

一　理由書

二　定款

三　社員總會ノ決議錄

四　商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル貸借對照表

五　商法第七十八條第二項ノ規定ニ依ル公告及催告ヲ爲シタルコトヲ知ルニ足ル書面

第三十五條　第四條ノ規定ハ銀行法第四十四條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ニ之ヲ準用ス

第三十六條　第十五條ノ規定ハ銀行法第四十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ニ之ヲ準用ス

（業務報告書雛形）

第何期業務報告書

昭和　年　月　日ヨリ昭和　年　月　日ニ至ル間業務ノ成績左ノ通及報告候也

昭和　年　月　日

何府縣市何町何番地

株式會社　何　銀　行

取締役　氏　名印

取締役　氏　名印

取締役　氏　名印

〃　〃

監査役　氏　名印

〃　〃

大藏大臣　殿

目　次

一　第何期營業報告書

二　第何期末貸借對照表

三　第何期損益計算書



六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ニ之ヲ準用ス

第三十七條　昭和二年十二月ニ至ル迄ノ銀行ノ業務ニ付テハ舊令附屬雛形ニ準ジ業務報告書ヲ作成スベシ

附　則（昭和十八年大藏省令第四十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ノ屬スル營業年度ニ關スル監査書ノ作成期間ニ付テハ第十條ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

四　第何期損益金及利益ノ配當ニ關スル書面

備　考

一　本報告書雛形記載以外ノ勘定アルトキハ其ノ性質最モ近似セルモノノ例ニ準ジ別ニ項目ヲ設ケ適當ノ場所ニ之ヲ記載スベシ

二　本報告書ハ之ヲ横書シ數字ハ亞拉比亞數字ヲ用フルコトヲ得

三　銀行法第十七條ノ規定ニ依リ合併ニ因リテ貯蓄銀行業務ニ關スル契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル銀行ニ在リテハ之ニ關スル事項ヲ貯蓄銀行ノ營業報告書ノ例ニ準ジテ記載スベシ

第何期自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日　營業報告書

株式會社　何　銀　行

第一項　營業ノ景況

（本項ニハ主要勘定ノ增減ノ事由其ノ他營業狀況ノ推移ニ關シ特記スベキ事項ヲ記載スベシ）

第二項　營業所及代理店

一　營期間營業所及代理店ノ增減

| | 前期末現在數 | 當期增加數 | 當期減少數 | 當期末現在數 |
|---|---|---|---|---|
| 支店 | | | | |
| 出張所 | | | | |
| 代理店 | | | | |
| 計 | | | | |

二　當期末現在營業所及代理店ノ位置

| 店名 | 位置 |
|---|---|
| 何 | 府縣市何町何番地 |
| 〃 | 何郡何村何番地 |

| 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |

（本號ハ之ヲ別表ニ記載スルコトヲ得）

第三項　株主總會

（本項ニハ總會ノ種類、總會開會ノ年月日及總會ニ於テ決議シタル事項其ノ他總會ニ關スル重要ナル事項ノ要領ヲ記載スベシ）

第四項　（削除）

第五項　資本金

一　當期間ニ於ケル增減

| | 前期末現在高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 資本金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 內譯 拂込高 | | | | |
| 拂込未濟高 | | | | |

二　當期末現在株式ノ種類（一株ノ金額何圓）

| 株式種類 | 拂込濟ノモノ | 拂込未濟ノモノ 一株何圓拂込ノモノ | 、、、、 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株 | 株 | 株 | 株 | 株 |
| 拂込高 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 優先株 | 株 | 株 | 株 | 株 |
| 拂込高 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 合計 | 株 | 株 | 株 | 株 |
| 拂込高 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

（無記名ノ株式ヲ發行シタルモノアルトキハ該當事項ヲ各欄ノ左傍ニ內書スベシ）

三　當期末現在株主ノ氏名及其ノ持株數

| 何株式（何圓拂込濟）何株式（何圓拂込濟） | 株 | 株 | 株 | 合計 | 住所 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 、 | 何某 |
| 計 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

（最モ大口ノ株主ヨリ順次三十名ヲ記載シ其ノ他ノ株主ニ付テハ其ノ人員數及持株總數ノ記載ニ止ムルコトヲ得）

（株主ノ住所ハ府縣別ノ程度ニ止ムルコトヲ得）

（本號ハ之ヲ別表ニ記載スルコトヲ得）

第六項　準備金

| 種類 | 前期末現在高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 法定準備金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 何準備金 | | | | |
| 何積立金 | | | | |
| 何基金 | | | | |
| 、、、、 | | | | |
| 計 | | | | |

第七項　預金

| 種類 | 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 | 同上口數 | 當期平均殘高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 當座預金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 | 圓 |
| 特別當座預金 | | | | | | |
| 通知預金 | | | | | | |
| 定期預金 | | | | | | |





| 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 | 、 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | | | | | | | | | | |

第八項　諸貸付金

一　當期間ニ於ケル增減

| 種類 | 前期繰越高 | 當期貸付高 | 當期回收高 | 當期銷却高 | 當期末現在高 | 同上口數 | 當期平均殘高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 手形貸付 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 | 圓 |
| 證書貸付 | | | | | | | |
| 當座貸越（契約極度） | （ ） | | | （ ） | | | |
| 、、、、 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |
| コールローン | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

（一）「コールローン」ノ欄ニハ翌日モノ、無條件モノ又ハ七日以內据置ノ短期融通金ヲ記載スベシ。（二）「コールローン」ニシテ國債其ノ他確實アル有價證券ヲ擔保トセザルモノアルトキハ其ノ當期末現在高及口數ヲ當該欄ノ左傍ニ內書スベシ）

二　當期末現在諸貸付金擔保內譯

| 種類 | 評價額 | 當期末現在貸付高 |
|---|---|---|
| 國債 | 圓 | 圓 |
| 地方債 | | |
| 外國證券 | | |
| 社債 | | |
| 株式 | | |



| 自行預金證書 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 商品 | | | | | | | | | | |
| 土地建物 | | | | | | | | | | |
| 何財團 | | | | | | | | | | |
| 船舶 | | | | | | | | | | |
| 鑛業權 | | | | | | | | | | |
| 、、、、 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 保證 | | | | | | | | | | |
| 信用 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

第九項　割引手形

一　當期間ニ於ケル增減

| 種類 | 前期繰越高 | 當期割引高 | 當期決濟高 | 當期銷却高 | 當期末現在高 | 同上口數 | 當期平均殘高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 銀行引受手形 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 | 圓 |
| 商業手形 | | | | | | | |
| 荷付爲替手形 | | | | | | | |
| 、、、 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

二　當期末現在割引手形擔保內譯

（本號ハ諸貸付金擔保內譯ノ例ニ準ジテ記載スベシ）

第十項　他店貸

| 前期繰越高 | 當期貸高 | 當期決濟高 | 當期銷却高 | 當期末現在高 | 同上口數 |
|---|---|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 |

第十一項　他店借

（本項ハ前項ノ例ニ準ジテ記載スベシ）

第十二項　買入外國爲替

| 前期繰越高 | 當期買入高 | 當期決濟高 | 當期現在高 | 同上口數 |
|---|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 |

第十三項　利子爲替手形

（本項ハ前項ノ例ニ準ジテ記載スベシ）

第十四項　賣渡外國爲替

| 前期繰越高 | 當期賣渡高 | 當期決濟高 | 當期現在高 | 同上口數 |
|---|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 |

第十五項　外國他店貸

第十六項　外國他店借

第十七項　代理店貸

（前三項ハ他店貸ノ例ニ準ジテ記載スベシ）

第十八項　支拂承諾

一　當期間ニ於ケル增減

| 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

二　當期末現在高內譯

| 手形引受 | | 信用狀 | | 保證 | | 、、、、 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 口數 | 金額 | 口數 | 金額 | 口數 | 金額 | 口數 | 金額 | 口數 | 金額 |
| 口 | 圓 | 口 | 圓 | 口 | 圓 | 口 | 圓 | 口 | 圓 |

三　當期末現在支拂承諾見返受入擔保內譯

| 見返受入擔保ノ種類及價額 | | | | | | | | | 實價 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未現在高 | 有價證券 | 動產 | 不動產 | 債權 | 計 | 保證 | 信用 | 合計 | 實價 |
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

（求償力實價ノ桁ニハ支拂承諾ニ依ル債務ヲ履行シタル場合ニ主タル債務者其ノ他ニ對スル求償ニ依リ得ラルベキ賠償見込額ヲ各口毎ニ算定シテ其ノ合計額ヲ記載スベシ）

第十九項　預ケ金

| 種類 | 前期繰越高 | 當期入高 | 當期出高 | 當期銷却高 | 當期末現在高 | 同上口數 | 當期平均殘高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 當座 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 | 圓 |
| 預ケ金 | | | | | | | |
| 通知 | | | | | | | |
| 預ケ金 | | | | | | | |
| 定期 | | | | | | | |
| 、、、 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

（日本銀行ノ預ケ金ハ其ノ金額及口數ヲ各預ケ金ノ種類毎ニ當該欄ノ左傍ニ內書スベシ）

第二十項　借用金

一　當期間ニ於ケル增減

| 種類 | 前期繰越高 | 當期借用高 | 當期返濟高 | 當期現在高 | 同上口數 | 當期平均殘高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 借入金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 | 圓 |
| 再割引手形 | | | | | | |





| 、、、 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | | | | | | | | | | | |
| コールマネー | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |

（「コールマネー」ハ「コールローン」ニ對應スル性質ノモノヲ掲ゲ若シ國債其ノ他確實ナル有價證券ヲ擔保トセザルモノアルトキハ其ノ當期末現在高及口數ヲ當該欄ノ左傍ニ內書スベシ）

二　當期末現在借用金擔保內譯

（本號ハ諸貸付金擔保內譯ノ例ニ準ジテ記載スベシ）

第二十一項　未拂配當金

（本項ハ預金ノ例ニ準ジ當期間ニ於ケル增減ヲ記載スベシ但シ口數及當期平均殘高ノ桁ヲ省略スルコトヲ得）

第二十二項　未拂利息其ノ他

（本項ニハ利息其ノ他ノ損金ニシテ其ノ支拂期限到達セルモ未拂ニ係ルモノ及支拂期限ハ到達セザルモ當期ノ負擔ニ屬スルモノノ合計ヲ「未拂利息」及「未拂稅金其ノ他」ニ區分シ預金ノ例ニ準ジテ記載スベシ但シ口數及當期平均殘高ノ桁ヲ省略スルコトヲ得）

第二十三項　未經過割引料其ノ他

（本項ニハ割引料其ノ他ノ既收益金ニシテ翌期ノ利益ニ屬スベキモノヲ「未經過割引料」及「未經過利息其ノ他」ニ區分シ預金ノ例ニ準ジテ記載スベシ但シ口數及當期平均殘高ノ桁ヲ省略スルコトヲ得）

第二十四項　預金利子諸稅

（本項ニハ預金ノ利息ニ對シテ課セラレタル諸稅ニシテ未ダ納付セザルモノヲ預金ノ例ニ準ジテ記載スベシ但シ口數及當期平均殘高ノ桁ヲ省略スルコトヲ得）

第二十五項　所有有價證券

（本項ニハ應募引受又ハ買入等ニ係ル有價證券ノ外借入ニ係ル有價證券ニ付記載シ貸付ニ係ル有價證券ハ之ヲ減少高ニ記載スベシ）

一　當期間ニ於ケル增減

| 種類 | 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期銷却高 | 當期現在高 | 當期平均殘高 | 當期末現在高所在別 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 手許在高 | 他其ノ別 |
| 國債 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 地方債 | | | | | | | | |
| 外國證券 | | | | | | | | |
| 社債 | | | | | | | | |
| 株式 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

二　當期末現在有價證券種類內譯

| 種類 | 券面總額 | 拂込總額 | 價額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 單價 | 總額 |
| 國債 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 何公債 | | | | |
| 、、、 | | | | |
| 地方債 | | | | |
| 何市何公債 | | | | |
| 、、、 | | | | |
| 外國證券 | | | | |
| 何國何公債 | | | | |
| 何國何會社何社債 | | | | |
| 、、、 | | | | |

第二十六項　借入有價證券

（本項ニハ消費貸借ダルト賃貸借ダルトヲ問ハズ借入ニ係ル有價證券ニ付記載スベシ）

一　當期間ニ於ケル增減

| 種別 | 前期繰越高 | 當期借入高 | 當期返濟高 | 當期償還引上高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 社債 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 何會社何社債 | | | | | |
| 、、、 | | | | | |
| 計 | | | | | |
| 株式 | 株 | 株 | 株 | 株 | 株 |
| 何會社何株式（一株何圓拂込ノモノ） | | | | | |
| 、、、 | | | | | |
| 計 | | | | | |

二　當期末現在高內譯

| 種別 | 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

第二十七項　貸付有價證券

（本項ニハ貸付ニ係ル有價證券ノ外有價證券ニ付借入ニ係ル有價證券ノ例ニ準ジテ記載スベシ）

第二十八項　地金銀、外國通貨

| 種別 | 前期繰越高 | 當期買入高 | 當期賣渡高 | 當期償還引上高 | 當期末現有高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

第二十九項　營業用土地建物什器

一　當期間ニ於ケル增減

| 種別 | 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期償還引上高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 土地 | 何坪 | 何坪 | 何坪 | 何坪 | 何坪 |
| 建物 | 何棟 | 何棟 | 何棟 | 何棟 | 何棟 |
| 什器 | 何點 | 何點 | 何點 | 何點 | 何點 |

第三十項　所有動產不動產

（本項ハ營業用以外ノ動產不動產ヲ營業用土地建物什器ノ例ニ準ジテ記載スベシ）

第三十一項　現金

（現金ハ通貨及通貨ト同一視シ得ベキ小切手、利札ノ類ヲ指稱シ當期入金高及當期出金高ノ術ニハ振替取引ニ係ルモノヲモ合算記載スベシ）

一　當期間ニ於ケル增減

| 種別 | 前期繰越高 | 當期入金高 | 當期出金高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

二　當期末現在高內譯

| 種別 | 當期末現在高 | 內譯 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 貨幣 | 銀行券 | 小切手、利札ノ類 |
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

第三十二項　內國爲替取扱高

| 種別 | 送金爲替 | | 代金取立 | |
|---|---|---|---|---|
| | 口數 | 金額 | 口數 | 金額 |
| | | 圓 | | 圓 |





| 各地ヘ向ケタル分 | 口數 | 口數 |
|---|---|---|
| 各地ヨリ受ケタル分 | 口 | 口 |

（本項取扱高ノ中ニハ本店及各支店間並各支店相互間ニ於ケル取扱高ヲモ合算スルモノトス次項外國爲替取扱高ノ項亦同ジ）

第三十三項　外國爲替取扱高

| 種別 | 各地ヘ向ケタル分 | | | | 各地ヨリ受ケタル分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方 | 賣爲替 | | 買爲替 | | 賣爲替 | | 買爲替 | |
| | 口數 | 金額 | 口數 | 金額 | 口數 | 金額 | 口數 | 金額 |
| 滿洲 | 口 | 圓 | 口 | 圓 | 口 | 圓 | 口 | 圓 |
| 支那 | | | | | | | | |
| 、 | | | | | | | | |
| 、 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

第三十四項　（削除）

第三十五項　保證金

| 種別 | 當期末現在高 | |
|---|---|---|
| | 金額 | 口數 |
| | 圓 | 口 |
| 府縣公金 | | |
| 市町村公金 | | |
| 、 | | |
| 、 | | |
| 、 | | |
| 計 | | |

第三十六項　保護預リ

當期末現在高

| 種別 | 口數 | 口數 |
|---|---|---|
| | 口 | 口 |
| 被封預リ | | |
| 封緘預リ | | |
| 貸渡保護函 | | |
| 計 | | |

二　被封預リ物件種類別

| 種別 | 券面額 | 株數 | 證券ノ枚數 |
|---|---|---|---|
| | 圓 | | |
| 諸公債證書 | | | |
| 社債券 | | | |
| 株券 | | 株 | |
| 諸證券 | | | 枚 |
| 、 | | | |
| 、 | | | |
| 、 | | | |

第三十七項　損益

| 種別 | 金額 | 前期ニ對スル增減（△）額 | 前々期ニ對スル增減（△）額 |
|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 |
| 當期總益金 | | | |
| 內前期繰越金 | | | |
| 何積立金戻入 | | | |
| 當期總損金 | | | |
| 【內　前期繰越金】 | | | |
| 差引當期利益（損失）金 | | | |
| 內　當期純益（純損） | | | |
| 金 | | | |

二　第何期末昭和　年　月　日現在貸借對照表

株式會社　何　銀　行

| 資産（借方） | 金額 | 負債（貸方） | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預ケ金勘定 | 圓 | 預金勘定 | 圓 |
| 現金 | | 當座預金 | |
| 預ケ金 | | 特別當座預金 | |
| （内日本銀行ヘノ預ケ金） | （　） | 通知預金 | |
| 地金銀、外國通貨 | | 定期預金 | |
| コールローン | | 借用金勘定 | |
| 有價證券勘定 | | 借入金 | |
| 國債 | | 再割引手形 | |
| （内手許在高） | （　） | コールマネー | |
| 地方債 | | 借入有價證券 | |
| 外國證券 | | 外國爲替勘定 | |
| 社債 | | 賣渡外國爲替 | |
| 株式 | | 外國他店借 | |
| 割引手形勘定 | | 他店借 | |
| 銀行引受手形 | | 支拂承諾勘定 | |
| 商業手形 | | 雜勘定 | |
| 荷付爲替手形 | | 未拂配當金 | |
| 貸付金勘定 | | 未拂利息其ノ他 | |
| 手形貸付 | | 未經過割引料其ノ他 | |
| 證書貸付 | | 預金利子諸稅 | |
| 當座貸越 | | 株主勘定 | |
| | | 資本金 | |

備考

一　支店ヲ有スル銀行ハ本表（本支店合併貸借對照表）ノ外本店及各支店ノ貸借對照表ヲ本表ノ樣式ニ準ジテ作成添附スベシ

本支店別貸借對照表ニハ本店及各支店間竝各支店相互間ニ於ケル勘定ヲモ記載スベシ

二　本支店合併貸借對照表ハ之ヲ作成ニ當リ本店及各支店間竝各支店相互間ニ於ケル勘定中未達ノ爲期末ニ於テ整理ヲ了セザルモノアルトキハ之ヲ調査シ其ノ性質ニ從ヒ相當科目ニテ整理記載スベシ若シ本表作成前ニ之ヲ調査スルコトヲ得ザリシモノアル場合ニハ未達勘定ノ科目ヲ以テ之ヲ記載スベシ

尙本支店別貸借對照表ノ勘定ノ各合計金額ニシテ未達ノ爲本支店合併貸借對照表ノ各當該勘定ノ金額ニ符合セザルモノアルトキハ其ノ差額及整理ノ結果ヲ說明シタル書面（各店間勘定差額說明書）ヲ作成シ之ヲ本店貸借對照表ニ添附スベシ

| 貸付有價證券 | 金額 | 法定準備金 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 外國爲替勘定 | 圓 | 何準備金 | 圓 |
| 買入外國爲替 | | 何積立金 | |
| 利付爲替手形 | | 何基金 | |
| 外國他店貸 | | 當期利益金 | |
| 他店貸 | | （内前期繰越金何積立金戻入） | （　） |
| 代理店貸 | | | |
| 支拂承諾見返 | | | |
| 動產不動產勘定 | | | |
| 營業用土地建物什器 | | | |
| 所有動產不動產 | | | |
| 株主勘定 | | | |
| 拂込未濟資本金 | | | |
| 合計 | | 合計 | |



三　纏括科目名及其ノ金額ハ「コンマ」式活字若ハ大括ノ文字ヲ用フル等區別シ易キ方法ニ依リ之ヲ記載スベシ

三　第何期自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日損益計算書

株式會社　何　銀　行

| 利益 | 金額 | 損失 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 貸付金利息 | 圓 | 預金利息 | 圓 |
| 有價證券利息 | | 借用金利息 | |
| 受入雜利息 | | 支拂雜利息 | |
| 割引料 | | 再割引料 | |
| 株式配當金 | | 戻割引料 | |
| 受入手數料 | | 支拂手數料 | |
| 外國爲替賣買益 | | 外國爲替賣買損 | |
| 何賣買益 | | 何賣買損 | |
| 何償還益 | | 滯貸金銷却 | |
| 有價證券貸付料 | | 有價證券價額銷却 | |
| 土地建物賃貸料 | | 何價額銷却 | |
| 銷却債權取立益 | | 有價證券借入料 | |
| 、、、、、、 | | 土地建物賃借料 | |
| 未拂利息其ノ他戻入 | | 稅金 | |
| 計 | | 行員恩給及一時給與金 | |
| 前期繰越金 | | 給料 | |
| 何積立金戻入 | | 手當 | |
| 計 | | 旅費 | |
| | | 、、、、、、 | |

未經過割引料其ノ他戻入

| | | |
|---|---|---|
| 計 | | |
| 當期利益金 | | |
| （内當期純益金） | （　） | |
| 合計 | | |



備考

本計算書ニハ本店及各支店間竝各支店相互間ニ於ケル利息其ノ他ノ損益ヲ控除シテ記載スベシ

四　第何期自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日準備金及利益ノ配當ニ關スル書面

株式會社　何　銀　行

| | | |
|---|---|---|
| 當期純益金 | 何圓 | |
| 前期繰越金 | 何圓 | |
| 何積立金戻入 | 何圓 | |
| 合計當期利益金 | 何圓 | |
| 之ヲ處分スルコト左ノ如シ | | |
| 法定準備金 | 何圓 | |
| 何準備金 | 何圓 | |
| 何積立金 | 何圓 | |
| 何基金 | 何圓 | |
| 賞與金 | 何圓 | |
| 配當金（一株ニ付何圓年何分ノ割） | 何圓 | |
| 後期繰越金 | 何圓 | |

（監査報告雛形）

第何期自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日監査書

何銀行第何回營業報告書

會社
昭和　年　月　日作成　監査役　氏　名印
昭和　年　月　日現在　〃　〃　〃

（不要ノ文字ヲ抹消スヘシ）

（不要ノ文字ヲ抹消スヘシ）

第一　營況

（本期ノ營業及財產ノ狀況ニ付參考ニ供スヘキ事項ヲ記載スヘシ）

第二　監査

（監査ノ結果ヲ記載スヘシ）

甲　新舊役員及是等ノ關係先ニ對スル債權圖

甲號表　　算何期末昭和　年　月　日現在圖　　株式會社　何　銀　行

| 債務者（借主） | | | 割引手形 | 手形貸付 | 證書貸付 | 當座貸越 | 、、 | 合計 | 擔保ノ有無 | | | 債務ノ保證又ハ裏書 | 當期間ニ於ケル增減ノ大要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新舊役員トノ續柄等ノ關係 | 氏名又ハ商號 | 職業 | | | | | | | 擔保物件金額 | 同上ノ內擔保不足金額 | 無擔保金額 | | | |
| | | | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | |

備考

㈠　支店ヲ有スル銀行ニ在リテハ本支店分ヲ合算シテ記載スベシ以下各號諸表ニ付亦同ジ

㈡　新舊役員トハ現任取締役、監査役及支配人竝退任後五年ヲ經過セザル取締役、監査役及支配人ヲ指稱シ是等ノ關係先トハ其ノ家族、親族、使用人又ハ關係會社等ヲ指稱ス

㈢　割引手形及手形貸付ニ付テハ銀行ヨリ實際貸出ヲ受ケタル者ヲ債務者（借主）欄ニ掲グルモノトス以下手形ニ依ル貸出ニ關スル各號諸表ニ付亦同ジ

㈣　本表ニハ債務者（借主）毎ニ各口ヲ合算シタルモノヲ記載スベシ

㈤　銀行ガ新舊役員及是等關係先ニ對スル支拂承諾ヲ爲シタルモノアルトキハ役員及是等ノ關係先毎ニ其ノ金額ヲ備考欄ニ記載スベシ

㈥　債務者（借主）ニシテ銀行ニ對シテ預金ヲ有スルモノアルトキハ備考欄ニ之ガ種類及金額ヲ記載スベシ



乙　大口債權圖

拂込資本金及準備金ノ合計額　圓

乙號表　　算何期末昭和　年　月　日現在圓　　株式會社　何　銀　行

| 債務者（借主） | | | 割引手形 | 手形貸付 | 證書貸付 | 當座貸越 | 其ノ他ノ債權 | 保證及裏書 | 合計 | 擔保ノ有無 | | | 當期間ニ於ケル增減ノ大要 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職業 | 氏名 | 同一利害關係者トノ續柄 | | | | | | | | 擔保物件金額 | 同上ノ內擔保不足金額 | 無擔保金額 | | |
| | 甲某<br>乙某<br>、、、 | 甲ノ妻 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | |
| | 丙某<br>丁會社<br>、、、 | 丙ノ經營スル會社 | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | |
| | 、、、<br>、、、<br>、、、 | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | |

備考

㈠　大口債權トハ同一債務者及之ト同一利害關係ヲ有スル者ニ對スル債權各計額ガ拂込資本金及準備金合計額ノ十分ノ一ヲ超ユルモノヲ指稱ス

㈡　本表ニハ債務者（借主）毎ニ各口ヲ合計シタルモノヲ記載スベシ

㈢　銀行ガ債務者（借主）ニ對シ支拂承諾ヲ爲シタルモノアルトキハ其ノ金額ヲ各人ニ付備考欄ニ記載スベシ

㈣　債務者（借主）ニシテ銀行ニ對シ預金ヲ有スルモノアルトキハ其ノ種類及金額ヲ備考欄ニ記載スベシ

㈤　預ケ金及社債ハ之ヲ其ノ他ノ債權ニ包含セシメズ其ノ金額又ハ券面額及帳簿記載價額ヲ備考欄ニ記載スベシ

丙

## 丙　大口ノ所有又ハ擔保株式調

第何期末昭和　年　月　日現在調

丙號表　　株式會社　何　銀　行

| 會社名 | 會社ノ公稱資本金 | 一株金額 | 會社總株數及單價 | | | 所有株式 | | 債權ノ擔保トシテ受入レタル株式 | | 合計 | | 合計株數ノ會社ノ總株數ニ對スル割合 | 當期ニ於ケル增減 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 會社ノ總株數 | 一株ノ普通價額 | 株數 | 時價 | 株數 | 時價 | 株數 | 時價 | | | |
| | 圓 | 圓 | 全額拂込 | | 圓 | | 圓 | | 圓 | | 圓 | | | |
| | | | 何圓拂込 | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | |
| | | | 全額拂込 | | | | | | | | | | | |
| | | | 何圓拂込 | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | |
| | | | 全額拂込 | | | | | | | | | | | |
| | | | 何圓拂込 | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | |

備考

大口ノ所有又ハ擔保株式トハ銀行ノ所有シ若ハ債權ノ擔保トシテ受入レタル一會社ノ株式ガ該會社ノ總株式ノ五分ノ一ヲ超ユルモノヲ指稱ス

丁號表

## 丁　不良ト認ムル債權調

第何期末昭和　年　月　日現在

株式會社　何　銀　行

| 債務者(借主)氏名又ハ商號 | 業種 | 割引手形 | | | 手形貸付 | | | 證書貸付 | | | 當座貸越 | | | 、、、、 | | | 合計 | | | 當期ニ於ケル增減 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | | |
| | | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考

(一) 本表ニハ各債權ニ付其ノ期限ノ到來セルト否トニ拘ラズ債務者保證人ノ資產信用擔保物ノ現況ヲ調査シ之ニ正ニ査定シテ回收不能見込額又ハ回收困難額（回收上特ニ手數費用又ハ年月ヲ要スルモノ）ヲ記載スベシ

(二) 本表ニハ債務者毎ニ各口各ニ合算シタルモノヲ記載スベシ

## ◉銀行法第三條第一項但書ノ規定ニ依ル地域指定ノ件

（昭和二年十一月十六日勅令第三百二十七號）

沿革　昭和七年九月勅令第二六八號改正

朕銀行法第三條第一項但書ノ規定ニ依ル地域指定ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

銀行法第三條第一項但書ノ規定ニ依リ地域ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京市

大阪市

前項ノ地域ハ當分ノ內昭和三年一月一日現在ノ地域トス

附　則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

## ◉銀行法第四十一條第二項ノ規定ニ依ル人口一萬未滿ノ地ヲ定ムルノ件

（昭和二年十一月十六日勅令第三百二十九號）

朕銀行法第四十一條第二項ノ規定ニ依ル人口一萬未滿ノ地ヲ定ムルノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

銀行法第四十一條第二項ノ地ハ大正十四年國勢調査ノ結果（大正十五年六月十一日內閣告示第一號）ニ依ル人口一萬未滿ノ町村トス

附　則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

## ◉銀行法等特例法（昭和二十年二月十六日法律第十一號）

沿革　昭和二一年五月勅令第二八三號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル銀行等金融等特別措置法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

銀行法等特例法

**第一條**　勅令ヲ以テ定ムル金融機關ガ其ノ營業ノ全部若ハ一部ノ讓渡又ハ勅令ヲ以テ定ムル他ノ金融機關ノ營業ノ全部若ハ一部ノ讓受ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間內ニ決議ノ要旨及營業ノ讓渡又ハ讓受ニ異議アル債權者ハ一定ノ期間內ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ預金者其ノ他勅令ヲ以テ定ムル債權者以外ノ知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

債權者ガ第一項ノ期間內ニ異議ヲ述ベザリシトキハ營業ノ讓渡又ハ讓受ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者ガ第一項ノ期間內ニ異議ヲ述ベタルトキハ營業ノ讓渡又ハ讓受ヲ爲サントスル同項ノ金融機關ハ辨濟ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ債權者ニ辨濟ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託業務ヲ營ム銀行若ハ信託會社ニ相當ノ財產ヲ信託スルコトヲ要ス

第一項ノ公告アリタルトキハ營業ノ讓渡ヲ爲シタル金融機關ノ預金者及同項ノ勅令ヲ以テ定ムル債權者ニ對シ民法第四百六十七條ノ規定ニ依ル確定日附アル證書ヲ以テスル通知アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ其ノ公告ノ日附ヲ以テ確定日附トス

**第二條**　勅令ヲ以テ定ムル金融機關ハ預金契約其ノ他ノ多數人ヲ相手方トスル定型的契約ニ付約款ノ變更ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ當該變更ニ異議アル相手方ハ一定ノ期間內ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

相手方ガ前項ノ期間內ニ異議ヲ述ベザリシトキハ契約ノ變更ヲ承諾シタルモノト看做ス

**第三條**　勅令ヲ以テ定ムル金融機關ハ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ社債其ノ他ノ債券ノ償還ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ隨契約ニ拘ラズ抽籤ノ方法ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ規定ハ勅令ヲ以テ定ムル金融機關ガ擔保附社債信託法第二十三條又ハ第二十八條（第三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ社債ノ償還ヲ爲ス權限ヲ有スル場合ニ於ケル社債ノ償還ニ之ヲ準用ス

**第四條**　勅令ヲ以テ定ムル金融機關ニ關シ必要アルトキハ業務ノ制限、取締等ニ關スル法律ノ規定ニ付勅令ヲ以テ其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クルコトヲ得

**第五條**　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定ムル事業ヲ營ム者ニ對シ資金ノ調達若ハ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

**第六條**　政府ハ本法又ハ本法ニ基キテ爲ス命令若ハ處分ノ效果ノ確保上支障アリト認ムルトキハ金融機關ノ取締役、監査役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和二十年三月勅令第百二十五號ヲ以テ同年三月二十三日ヨリ施行）

貯蓄銀行法中左ノ通改正ス

第十五條　削除

附　則（昭和二十一年勅令第二百八十三號）

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、軍需金融等特別措置法施行令第二條の規定に關する部分は、昭和二十一年四月一日から、これを適用する。

この勅令の施行前の行爲に關する罰則の適用については從前の法律第八條及び第二十二條第二項の規定、從前の法律第十二條の規定による積立金については同條の規定及び從前の勅令第二條乃至第四條の規定による財團目錄に關する一括表示の效力については同條の規定及び從前の勅令第五條の規定は、それぞれこの勅令の施行後もなほその效力を有する。

從前の法律第二條及び第三條の規定は、前項の規定の適用について必要な範圍內において、この勅令の施行後もなほその效力を有する。

## ◉銀行法等特例法施行令（昭和二十年三月二十日勅令第百二十六號）

沿革　昭和二〇年七月勅令第三九八號、一〇月第五五八號、二一年五月第二八三號、二二年四月第一二五號、二三年二月政令第四三號改正

朕銀行法等特例法施行令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

銀行法等特例法施行令

**第一條**　銀行法等特例法第一條第一項ノ規定ニ依リ定ムル金融機關ハ銀行及營業ノ一部ノ讓渡又ハ讓受ノ決議ヲ爲シタル無盡會社トシ同項但書ノ規定ニ依リ定ムル債權者ハ積金者及掛金者トス

**第二條**　銀行法等特例法第二條ノ規定ニ依リ定ムル金融機關ハ銀行、貯蓄銀行、無盡會社、商工組合中央金庫、都道府縣農業會、市町村農業

會及市街地信用組合トス

**第三條**　社債其ノ他ノ債券ノ發行ヲ爲シタル金融機關ハ銀行法等特例法第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ社債其ノ他ノ債券ノ償還ニ付主務大臣ノ定ムル所ニ依リ償還ヲ爲スベキ金額ニ相當スル金額ノ社債其ノ他ノ債券ノ買入消却ヲ爲スコトヲ得

銀行法等特例法第三條第二項ノ規定ニ依リ定ムル金融機關ハ銀行及信託會社トス

前二項ノ金融機關ハ銀行法等特例法第三條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ公告スベシ

**第四條**　日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及日本興業銀行ハ擔保ヲ徵セズシテ貸付ヲ爲シ、債務ノ保證若ハ手形ノ引受ヲ爲ス

日本勸業銀行及貯蓄銀行ハ爲替業務ヲ營ムコトヲ得

無盡會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ預金ノ受入ヲ爲シ又ハ受入レタル預金ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

主務大臣ノ指定スル貯蓄銀行ハ主務大臣ノ指定スル場合ニ於テハ擔保ヲ徵セズシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

庶民金庫ハ主務大臣ノ指定スル金融機關ニ對シ資金ノ融通ヲ爲スコトヲ得

庶民金庫ハ無盡會社又ハ市街地信用組合ノ爲手形ノ割引ヲ爲シ、有價證券ノ保證預リ若ハ委託賣買ヲ爲シ又ハ爲替業務ヲ爲スコトヲ得

**第四條ノ二**　貯蓄銀行ハ社債ノ募集又ハ其ノ元利金支拂ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

**第四條ノ三**　貯蓄銀行ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ應募、引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得

**第四條ノ四**　貯蓄銀行ハ國債、地方債、社債其ノ他ノ債券、株式、預金又ハ不動産ヲ擔保トスル有價證券ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ擔保トシテ受入ルル株式ニ付テハ貯蓄銀行法第十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル貸付ノ總額ハ第四條ノ六第一項ニ規定スル貸付金ノ總額ト合シテ貯蓄銀行法第一條第一號、第五號及第六號ニ規定スル受入金（以下貯蓄銀行ノ預金等ト稱ス）ノ十分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ貯蓄銀行ノ預金等ノ金額ハ前營業年度末日現在ニ依リ之ヲ定ム

**第四條ノ五**　貯蓄銀行ハ社債其ノ他ノ債券發行ノ計畫アル法人ニ對シ其ノ債券發行ニ依リ得タル資金ヲ以テ返濟セラルルコトヲ條件トスル貸付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル貸付金ノ總額ハ貯蓄銀行ノ拂込資本金及準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

**第四條ノ六**　貯蓄銀行ハ貯蓄銀行ノ預金等ノ十分ノ三ヲ限度トシテ貯蓄銀行法第十一條第二號又ハ第三號ノ規定ニ依ル貸付ヲ爲スコトヲ得

前項ニ規定スル貸付金中貯蓄銀行法第十一條第一項第三號ノ規定ニ依ル貸付金ノ總額ハ同項第七號ノ規定ニ依ル貸付金ノ總額ト合シテ貯蓄銀行ノ預金等ノ十分ノ一ヲ限度トス

貯蓄銀行ハ貯蓄銀行ノ預金等ノ二十分ノ一ヲ限度トシテ貯蓄銀行法第





十一條第一項第八號ノ規定ニ依ル貸付ヲ爲スコトヲ得

前項ニ規定スル貸付金ハ一人ニ付五萬圓以下トシ且確實ナル二人以上ノ保證アルコトヲ要スルモノトス

第四條ノ四第四項ノ規定ハ第一項乃至第三項ノ貯蓄銀行ノ預金等ノ金額ニ付之ヲ準用ス

**第四條ノ七**　貯蓄銀行ハ貯蓄銀行ノ預金等ノ十分ノ三ヲ限度トシテ銀行、信託會社其ノ他主務大臣ノ指定スル金融機關ニ對スル預ケ金、財產ノ信託又ハ銀行、信託會社其ノ他主務大臣ノ指定スル金融機關ノ引受ケタル手形ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第四條ノ四第四項ノ規定ハ前項ノ貯蓄銀行ノ預金等ノ金額ニ付之ヲ準用ス

**第五條**　日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及日本興業銀行ハ勸業債券、北海道拓殖債券又ハ興業債券ノ償還ニ付抽籤ノ方法ニ依ラザルコトヲ得

**第五條ノ二**　信託會社ハ有價證券信託ノ引受ヲ爲ス場合ニ於テ信託株式ニ付有スル議決權ノ行使ヲ當該信託ノ各委託者ニ無條件ニ委任スルコトヲ得

**第五條ノ三**　前條ノ規定ニヨリ議決權ノ行使ノ委任ヲ受ケタル委託者ハ定款ノ規定ニ拘ラズ議決權ヲ行使スルコトヲ得

**第六條**　貯蓄銀行法第九條、第十條（銀行法第十七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十三條第一項及第十四條、昭和十八年法律第四十三號第二條（同法第九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）竝ニ國民貯蓄組合法第十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

貯蓄銀行法第十一條第二項ノ規定ハ同條第一項ニ規定スル社債ニ付テハ之ヲ適用セズ



**第七條**　本令ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣トス但シ農林中央金庫、都道府縣農業會及市町村農業會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣、商工組合中央金庫及國民更生金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、恩給金庫ニ付テハ內閣總理大臣及大藏大臣、南方開發金庫ニ付テハ外務大臣トス

**第八條**　銀行法等特例法ニ於テ政府トアルハ大藏大臣トス

大藏大臣銀行法等特例法第五條ノ規定ニ依リ事業者ニ對シ命令ヲ爲サントスルトキハ當該事業者ノ營ム事業ノ所管大臣ニ協議スベシ

附　則

本令ハ軍需金融等特別措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五條ノ規定ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十一年勅令第二百八十三號）

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、軍需金融等特別措置法施行令第二條の規定に關する部分は、昭和二十一年四月一日から、これを適用する。

この勅令の施行前の行爲に關する罰則の適用については從前の法律第八條及び第二十二條第二項の規定、從前の法律第十二條の規定による積立金については同條の規定及び從前の勅令第二條乃至第四條の規定、從前の法律第十五條の規定による財團目錄に關する一括表示の效力については同條の規定及び從前の勅令第五條の規定は、それぞれこの勅令の施行後もなほその效力を有する。

從前の法律第二條及び第三條の規定は、前項の規定の適用について必要な範圍內において、この勅令の施行後もなほその效力を有する。

## ●銀行法等特例法施行規則

（昭和二十一年五月二十四日 大藏 商工 農林 省令第一號）

銀行法等特例法施行規則を次のやうに制定する。

銀行法等特例法施行規則

大藏大臣は必要と認めるときは、事業者を指定して、大藏大臣の指定する調達方法に依り資金を調達するやう指示することが出來る。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

軍需金融等特別措置法施行規則は、これを廢止する。

## ●外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル件

（明治三十八年三月十日 法律第四十七號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

外國ニ於テ銀行業ヲ營ムモノニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケ之ニ準據セシムルコトヲ得

## ●普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル件



（昭和十八年三月十一日 法律第四十三號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

**第一條**　銀行法ニ依リ銀行業ノ免許ヲ受ケタル銀行（以下普通銀行ト稱ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貯蓄銀行法ニ依リ貯蓄銀行ノ營ム業務（以下貯蓄銀行業務ト稱ス）又ハ信託業法ニ依リ信託會社ノ營ム業務（以下信託業務ト稱ス）ヲ營ムコトヲ得

普通銀行前項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

**第二條**　貯蓄銀行業務ヲ營ム普通銀行ハ貯蓄銀行法第一條第一項及第五條第六號ニ掲グル業務ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スベシ但シ供託金額中受入金額ノ五分ノ一ヲ超ユル額ニ付テハ主務大臣ノ指定スル有價證券ヲ以テ國債ニ代フルコトヲ得

前項ノ普通銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ大藏省預金部ヘノ預ケ金ヲ以テ同項ノ供託ニ代フルコトヲ得

第一項ノ受入金額ハ每營業年度末日現在ニ依リ之ヲ定ム

貯蓄銀行法第十條ノ規定ハ第一項ノ普通銀行ノ同法第一條第一項ニ掲グル業務ニ依ル預金者及給付金ノ債權者竝ニ同法第五條第六號ニ掲グル業務ニ依ル有價證券ノ給付ヲ受クベキ債權者ニ付之ヲ準用ス

**第三條**　有價證券割賦販賣業法第八條乃至第十一條ノ規定ハ普通銀行ガ貯蓄銀行法第五條第六號ニ掲グル業務ヲ營ム場合ニ之ヲ準用ス

**第四條**　信託業法第七條乃至第十條ノ規定ハ普通銀行ガ信託業務ヲ營ム場合ニ之ヲ準用ス

**第五條**　普通銀行ガ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ム場合ニ於テ當該業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ム普通銀行ニ對シ當該業務ノ種類若ハ方法ヲ制限シ又ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

**第六條**　信託會社又ハ信託業務ヲ營ム普通銀行ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第百條第一項ノ規定ニ依リテ爲スベキ催告ハ金錢信託ノ受益者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

信託會社ガ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第百條第一項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第三百七十七條第一項但書ノ期間ニ付亦同ジ

**第七條**　信託業務ヲ營ム普通銀行ト信託會社又ハ信託業務ヲ營ム普通銀行トガ合併シタルトキハ合併後存續シ又ハ合併ニ因リテ設立シタル信託業務ヲ營ム普通銀行ハ合併ニ因リテ消滅シタル信託會社又ハ信託業務ヲ營ム普通銀行ノ信託ニ關スル權利義務ヲ承繼ス

信託業法第十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第八條**　普通銀行ノ營ム貯蓄銀行業務ハ租稅ニ關スル法令ノ適用ニ關シ之ヲ貯蓄銀行ノ營ム業務ト看做ス

信託業務ヲ營ム普通銀行ハ其ノ信託業務ニ付テハ租稅ニ關スル法令ノ適用ニ關シ之ヲ信託會社ト看做ス

**第九條**　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ（以下指定銀行ト稱ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ムコトヲ得

指定銀行貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營マントスルトキハ業務ノ種類及方法ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二條乃至前條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第十條**　左ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ム普通銀行又ハ指定銀行ノ役員又ハ清算人ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第二條第一項（前條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三條（前條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル有價證券割賦販賣業法第十條及第四條（前條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ）ニ於テ準用スル信託業法第七條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第四條ニ於テ準用スル信託業法第九條ノ規定又ハ同法同條ニ基ク命令ニ違反シテ信託ニ付補塡又ハ補足ノ契約ヲ爲シタルトキ

三　第四條ニ於テ準用スル信託業法第十條ノ規定ニ違反シテ信託財產ヲ固有財產ト爲シタルトキ

四　第五條（前條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ）第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

五　第五條第二項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

六　前條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

七　信託法第二十八條ノ規定ニ依リテ爲スベキ信託財產ノ管理ヲ爲サザルトキ

八　信託法第三十九條ニ規定スル事務ノ處理若ハ計算ヲ爲サズ又ハ財

産目錄ヲ作成セザルトキ

九　正當ノ理由ナクシテ信託法第四十條ノ規定ニ依ル閲覽ヲ拒ミ又ハ說明ヲ爲サザルトキ

附　則

**第十一條**　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十八年五月勅令第四百三十號ヲ以テ同年同月二十日ヨリ施行）

**第十二條**　貯蓄銀行法中左ノ通改正ス

（省略）

**第十三條**　無盡業法中左ノ通改正ス

（省略）

**第十四條**　國民貯蓄組合法中左ノ通改正ス

（省略）



# ●普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル件

（昭和十八年五月十五日大藏省令第四十四號）

沿革　昭和二〇年一月大藏省令第五號改正

普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル件左ノ通定ム

**第一條**　昭和十八年法律第四十三號第一條ノ規定ニ依リ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營マントスル普通銀行ハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

一　業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面

二　定款中貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ミ得ルコトヲ明ニシタル條項ヲ記載シタル書面

三　最近ノ日計表

**第二條**　貯蓄銀行業務ヲ營マントスル普通銀行ハ業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ニ左ノ區分ニ依リ其ノ營ム貯蓄銀行業務ノ種類ヲ記載スベシ

一　普通貯金（貯蓄銀行法第一條第一項第一號及第二號ノ預金）

二　掛置貯金（貯蓄銀行法第一條第一項第三號ノ預金）

三　定期積金（貯蓄銀行法第一條第一項第四號ノ受入金）

四　有價證券割賦販賣（貯蓄銀行法第五條第六號ノ割賦販賣）

**第三條**　貯蓄銀行法施行細則第三條、第四條ノ二乃至第八條ノ二及第十二條ノ規定ハ普通銀行ガ貯蓄銀行業務ヲ營ム場合ニ之ヲ準用ス

**第四條**　昭和十八年法律第四十三號第二條第一項但書ノ規定ニ依ル有價證券ノ指定ハ官報ニ告示シテ之ヲ爲ス

**第五條**　信託業法施行細則第二條、第三條、第六條、第七條、第二十一條及第二十七條ノ規定ハ普通銀行ガ信託業務ヲ營ム場合ニ之ヲ準用ス

**第六條**　信託業務ヲ營ム認可ヲ受ケタル普通銀行信託業務ヲ開始シタルトキハ一月內ニ資本金ノ十分ノ一以上（資本金千萬圓以上ナルトキハ百萬圓以上）ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スベシ

信託業法施行細則第十六條乃至第二十條ノ規定ハ信託業務ヲ營ム普通銀行ノ爲ス供託ニ付之ヲ準用ス

**第七條**　大藏大臣普通銀行ニ對シ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ム認可ヲ爲シタルトキハ之ヲ官報ニ告示ス

**第八條**　貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ム認可ヲ受ケタル普通銀行ガ認可ノ日ヨリ六月內ニ其ノ認可ヲ受ケタル業務ヲ開始セザルトキハ其ノ認可ハ效力ヲ失フ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ豫メ大藏大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

**第九條**　普通銀行貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ届出ヅベシ

**第十條**　貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ム普通銀行ガ銀行法第十條ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ提出スベキ業務報告書ハ銀行法施行細則第八條第一項ノ規定ニ依ルノ外其ノ營ム貯蓄銀行業務又ハ信託業務ニ關シ貯蓄銀行法施行細則附屬雛形又ハ信託業法施行細則附屬雛形ニ依リテ其ノ該當事項ヲモ記載シ之ヲ作成スベシ

**第十一條**　貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ム普通銀行ノ公告スベキ貸借

對照表ハ前條ノ業務報告書ノ一部ダル貸借對照表ト同一ノ様式ニ依ルベシ但シ總括科目ノ内譯ハ之ヲ省略スルコトヲ得

**第十二條**　大藏大臣昭和十八年法律第四十三號第九條第一項ノ規定ニ依リ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル銀行ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ官報ニ告示ス

**第十三條**　第二條乃至第六條及第九條ノ規定ハ昭和十八年法律第四十三號第九條ノ規定ニ依リ指定銀行ガ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ヲ營ム場合ニ之ヲ準用ス

**第十四條**　昭和十八年法律第四十三號又ハ本令ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ提出スベキ書類ハ總テ地方長官ヲ經由スルコトヲ要ス但シ指定銀行ノ提出スル書類及屆出又ハ報告書類ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ昭和十八年法律第四十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十八年五月二十五日ヨリ施行）





## 第二款　貯蓄銀行

### ●貯蓄銀行法（大正十年四月十四日法律第七十四號）

沿革　昭和二年三月法律第二四號、六年四月第四一號、一二年六月第四四號、一五年三月第三三號、一八年三月第四三號、第四六號改正

旧帝國議會ノ協賛ヲ經タル貯蓄銀行法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

貯蓄銀行法

**第一條**　左ニ掲グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

一　複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルルコト

二　一回十圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト

三　豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト

四　期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト

貯蓄銀行ニ非サルモノハ前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ貯蓄銀行ニ非サル銀行カ預金取引ヲ有スル者ヨリ其ノ者トノ取引ノ結果生シタル十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入レ又ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲スヘキ預金取引ヲ有スル者ヨリ十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第二條**　貯蓄銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款及業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

**第三條**　貯蓄銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

**第四條**　貯蓄銀行ハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行ナル文字ヲ用ヰヘシ

貯蓄銀行ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ヰルコトヲ得ス

**第五條**　貯蓄銀行ハ第一條第一項ノ業務ノ外左ニ掲グル業務ヲ併セ營ムコトヲ得

一　定期預リ金

二　保護預リ

三　債權ノ取立

四　公共團體、市町村農業會又ハ產業組合ノ金錢出納事務ノ取扱

五　公共團體、市町村農業會又ハ產業組合ヨリノ要求拂預リ金

六　國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ割賦販賣

七　國債其ノ他前號ニ揭グル有價證券ノ募集又ハ其ノ元利金支拂ノ取扱

**第六條**　貯蓄銀行ハ本法ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

**第七條**　貯蓄銀行カ貯蓄銀行ノ營ムコトヲ得サル業務ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ合併ニ因リテ承繼シタル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

**第八條**　貯蓄銀行ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲ス第一條第一項第一號第二號ノ預金取引ヲ爲スコトヲ得ス

**第九條**　貯蓄銀行ハ第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スヘシ但シ供託金額中受入金額ノ五分ノ一ヲ超ユル額ニ付テハ第十一條第一項第一號ノ有價證券ヲ以テ國債ニ代フルコトヲ得

貯蓄銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ大藏省預金部ヘノ預ケ金ヲ以テ前項ノ供託ニ代フルコトヲ得

第一項ノ受入金額ハ毎半年末日現在ニ依リ之ヲ定ム

**第十條**　預金者、第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者及第

五條第六號ノ規定ニ依ル有價證券ノ給付ヲ受クヘキ債權者ハ其ノ預金、給付金及有價證券ノ給付ヲ受クヘキ債權ニ關シテハ前條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債及有價證券竝ニ供託ニ代ヘタル大藏省預金部ヘノ預ケ金ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ規定ニ依リ優先辨濟ヲ受クル範圍ハ預金部、給付金額又ハ給付ヲ受クヘキ有價證券ノ時價ヲ限度トス但シ給付金又ハ有價證券ノ給付ヲ受クヘキ債權ニシテ給付金又ハ有價證券ノ給付時期到來セサルモノニ付テハ既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トス

**第十一條**　貯蓄銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

一　國債、地方債、社債、株式又ハ滿洲國有價證券ノ應募、引受又ハ買入

二　國債其ノ他前號ニ揭クル有價證券ヲ質トスル貸付

三　不動産ヲ抵當トスル貸付

四　預金者ニ對シ其ノ預金額ヲ限度トスル貸付

五　第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債權者ニ對シ其ノ給付金額ヲ限度トスル貸付

六　第五條第六號ノ規定ニ依ル有價證券ノ給付ヲ受クヘキ債權者ニ對シ既ニ拂込ミタル賦拂金ヲ限度トスル貸付

七　道府縣市町村ニ對スル五年內ノ貸付

八　割賦償還ノ方法ニ依ル二年內ノ貸付

九　銀行若ハ大藏省預金部ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

十　主務大臣ノ定ムル所ニ依リ信託業務ヲ營ム銀行又ハ信託會社ヘ爲ス金錢又ハ有價證券ノ信託

十一　手形ノ買入

前項ニ規定スル社債、株式及滿洲國有價證券ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第十一號ニ規定スル手形ニシテ銀行又ハ信託會社ノ引受アルモノ以外ノモノニ付亦前項ニ同シ

**第十二條**　貯蓄銀行ノ所有シ又ハ貸付金若ハ預ケ金ノ擔保トシテ受入ルル一會社ノ株式ハ該會社ノ總株式ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス、

**第十三條**　一人ニ對スル貸付金額ハ拂込資本金及準備金ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條第一項第三號又ハ第七號ノ規定ニ依ル貸付金ノ總額ハ各拂込資本金及準備金ノ總額ヲ、第十一條第一項第八號ノ規定ニ依ル貸付金ノ總額ハ拂込資本金及準備金ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第五號ノ貸付金額中既ニ受入レタル金額ヲ超過スル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證アルコトヲ要ス

第十一條第一項第八號ノ規定ニ依ル貸付金ハ一人ニ付千圓以下トシ且確實ナル二人以上ノ保證アルコトヲ要ス

**第十四條**　一銀行ニ對スル預ケ金、信託財産及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額ハ第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ニ規定スル受入金ノ十分ノ一ヲ限度トシ且該銀行ノ拂込資本金及準備金ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ總額中國債其ノ他第十一條第一項第一號ニ揭クル有價證券ヲ以テ擔保セラレタル額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

**第九條**　第三項ノ規定ハ前項ノ受入金ノ額ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ一信託會社ニ對スル信託財産及其ノ信託會社ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額ニ付之ヲ準用ス

**第十五條**　貯蓄銀行カ其ノ財産ヲ以テ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタルトキハ第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ノ規定ニ依ル契約ニ基ク銀行ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス

前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス

**第十六條**　貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一　定款ヲ變更セムトスルトキ

二　業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ヲ制限シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

**第十七條**　有價證券割賦販賣業法ハ第一條及第八條乃至第十一條ノ規定ニ限リ貯蓄銀行ニシテ第五條第六號ノ業務ヲ營ム者ニ付之ヲ適用ス

**第十八條**　主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ貯蓄銀行業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

**第十九條**　左ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行ノ取締役、監査役又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第六條、第八條、第九條、第十一條乃至第十四條及第十六條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第十六條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ





三　有價證券割賦販賣業法第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

**第二十條**　第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

**第二十一條**　本法ニ別段ノ規定ヲ設ケサル事項ニ付テハ銀行法ニ依ル

銀行法第十五條又ハ第二十六條ノ規定ノ適用ニ付テハ第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金及第五條第六號ノ規定ニ依リ給付ヲ爲スヘキ有價證券ハ之ヲ預金ト看做ス

**第二十二條**　削除

附　則

**第二十三條**　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十年六月勅令第二八四號ヲ以テ同十一年一月一日ヨリ施行）

**第二十四條**　貯蓄銀行條例ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ營業ノ認可ヲ受ケタル貯蓄銀行ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リテ免許ヲ受ケタル貯蓄銀行ト看做ス

舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

**第二十五條**　前條第二項ノ貯蓄銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限リ仍舊法ニ依ル

**第二十六條**　第二十四條第二項ノ貯蓄銀行ニシテ現ニ其ノ商號中ニ貯蓄銀行又ハ貯金銀行ナル文字ヲ用ウルモノニ限リ第四條第一項ノ規定ニ拘ラス仍其ノ商號ヲ用ウルコトヲ得

**第二十七條**　第二十四條第二項ノ貯蓄銀行カ第九條ノ規定ニ依リテ爲ス

ヘキ供託ニ付テハ本法施行後二年ヲ限リ仍舊法ニ依ル但シ其ノ期間内ニ於テ新ニ供託ヲ爲ス場合ニ於テハ第一條第一項ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ四分ノ一迄ハ國債ニ限ル

**第二十八條**　本法施行前貯蓄銀行ノ爲シタル契約ニシテ本法ニ依リ貯蓄銀行ノ爲スコトヲ得サル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

**第二十九條**　本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル公債、社債又ハ株式ニシテ第十一條第一項第一號ノ規定ニ依リ應募、引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得サルモノハ本法施行後三年ヲ限リ仍之ヲ所有スルコトヲ得

本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル株式ニシテ第十二條ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユルモノニ付テハ本法施行後三年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ

**第三十條**　本法施行ノ際一銀行ニ對スル預ケ金及其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額カ第十四條第一項ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユル場合ニ於テハ本法施行後二年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ

**第三十一條**　貯蓄銀行ノ取締役ニシテ本法施行前退任シタル者ノ貯蓄銀行條例第三條ノ規定ニ依ル責任ニ付テハ仍舊法ニ依ル

**第三十二條**　本法施行前貯蓄銀行條例第一條ノ事業ヲ廢止シタル者ハ既ニ締結シタル契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行條例第三條乃至第六條ノ二及第九條ノ二ノ規定ヲ準用ス

**第三十三條**　本法施行ノ際貯蓄銀行ニ非スシテ現ニ大正四年法律第二十三號附則第四項ノ規定ニ依リ本法第一條第一項第三號第四號ノ業務ヲ繼續スル者ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

## ●貯蓄銀行法施行細則

（大正十年八月五日大藏省令第二十九號）

沿革　大正一一年三月大藏省令第二四號、昭和二年一一月第三二號、六年六月第二〇號、一一年六月第二一號、一八年五月第四二號改正

貯蓄銀行法施行細則左ノ通定ム

貯蓄銀行法施行細則

**第一條**　貯蓄銀行業ヲ營マムトスル株式會社ハ免許申請書ニ總取締役署名シ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　定款
二　業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面
三　會社登記簿ノ謄本
四　株主ノ氏名又ハ商號及其ノ持株數ヲ記載シタル書面
五　創立總會ノ議事錄
六　營業所ノ位置ヲ記載シタル書面
七　最近ノ日計表

株式會社カ其ノ目的ヲ變更シテ貯蓄銀行業ヲ營マムトスル場合ニ於ケル免許申請書ニハ前項第一號乃至第四號、第六號及第七號ニ掲ケタル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　免許申請ノ際現ニ存スル取引ノ性質ヲ知ルニ足ル書面
二　最終ノ財産目錄及貸借對照表
三　最終ノ損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書面

**第二條**　業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ左ノ區分ニ依リ其ノ營ム業務ノ種類ヲ記載スヘシ

一　普通貯金（貯蓄銀行法第一條第一項第一號及第二號ノ預金）
二　据置貯金（貯蓄銀行法第一條第一項第三號ノ預金）
三　定期積金（貯蓄銀行法第一條第一項第四號ノ受入金）
四　定期預リ金
五　保護預リ
六　債權ノ取立
七　公共團體、市町村農業會又ハ産業組合ノ金錢出納事務ノ取扱
八　公共團體、市町村農業會又ハ産業組合ヨリノ要求拂預リ金
九　有價證券割賦販賣（貯蓄銀行法第五條第六號ノ割賦販賣）
十　國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ募集又ハ其ノ元利金支拂ノ取扱

**第三條**　業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ業務ノ方法ニ付左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　預金拂戻ノ豫告期間ニ關スルコト





二　預金者又ハ積金者ニ對スル利益ノ分配又ハ特別利益ノ提供ニ關スルコト
三　預金利息ノ計算ニ關スルコト
四　勸誘又ハ集金ノ地域、方法及經費ニ關スルコト
五　其ノ他重要ナル事項

据置貯金又ハ定期積金ニ付テハ前項ニ掲ケタルモノノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　契約期間、利率竝預ケ入又ハ拂込ノ時期、回數及金額
二　拂戻又ハ給付ノ時期、回數及金額
三　契約ノ不履行、契約ノ解除又ハ契約ニ基ク權利義務ノ讓渡ニ關スルコト
四　給付補塡備金ニ關スルコト

有價證券ノ割賦販賣ニ付テハ第一項第四號及第二項第三號ニ掲ケタルモノノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　販賣スヘキ有價證券ノ種類
二　賦拂金拂込ノ時期、回數及毎回ノ拂込金額
三　有價證券ノ所有權移轉及其ノ引渡ノ時期
四　賦拂金拂込ノ催告ノ方法及催告ノ費用負擔ニ關スルコト
五　買主ニ對スル利益ノ分配又ハ特別利益ノ提供竝給付ノ特約ニ關スルコト
六　有價證券給付補塡備金ニ關スルコト

**第三條ノ二**　業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ左ノ事項ヲ併セ記載スヘシ

一　積金者ニ對スル貸付（貯蓄銀行法第十一條第一項第五號ノ貸付）ニ關スルコト
二　割賦償還ノ方法ニ依ル貸付（貯蓄銀行法第十一條第一項第八號ノ貸付）ニ關スルコト

**第四條**（削除）

**第四條ノ二**　有價證券割賦販賣契約ノ期間ハ割增金附債券ノ販賣契約ニ在リテハ一年其ノ他ノモノニ在リテハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス

**第四條ノ三**　有價證券割賦販賣契約ニ基キ貯蓄銀行ノ給付スヘキ有價證券ノ所有權ノ移轉ハ賦拂金ノ全額ヲ受入レタル後ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

**第四條ノ四**　有價證券割賦販賣契約ニ基キ貯蓄銀行ノ受入ルヘキ賦拂金總額及給付スヘキ有價證券ノ種類、記號ハ販賣契約締結ノ際之ヲ定ムルコトヲ要ス

**第四條ノ五**　有價證券割賦販賣業法施行細則ハ第十二條ノ規定ニ限リ貯蓄銀行ニシテ有價證券割賦販賣ノ業務ヲ營ム者ニ付之ヲ適用ス

**第五條**　貯蓄銀行法第九條第一項ノ規定ニ依ル供託ハ本店ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スヘシ

**第六條**　貯蓄銀行法第九條第一項ノ規定ニ依リ供託スル國債及有價證券ノ供託價格ハ毎營業年度末日ノ時價ヲ超ユルコトヲ得ス

**第七條**　貯蓄銀行ハ貯蓄銀行法第九條第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキハ供託受領證ノ寫及供託價格ヲ記載シタル書面ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ届出ツヘシ

**第八條**　貯蓄銀行ハ貯蓄銀行法第九條第一項ノ規定ニ依リ供託シタル國債又ハ有價證券ノ下戻ヲ受ケタルトキハ其ノ事由竝國債又ハ有價證券ノ種類、記號、番號、枚數、券面額及供託價格ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ届出ツヘシ

**第八條ノ二**　貯蓄銀行法第九條第二項ノ規定ニ依ル供託代用ニ關シテハ昭和六年大藏省令第二十一號預金部預金供託代用規程ノ定ムル所ニ依ル

**第八條ノ三**　貯蓄銀行ハ信託業務ヲ營ム銀行又ハ信託會社ニ對シ金錢又ハ有價證券ノ信託ヲ爲サムトスルトキハ左ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヘシ

一　當該貯蓄銀行ヲ元本及利益ノ受益者ト爲スコト
二　金錢信託ニ付テハ元本ニ損失ヲ來シタル場合ニ於テハ其ノ損失額ノ全額ニ對シ補塡セシムル契約ヲ爲スコト
三　金錢信託以外ノ信託ニ付テハ信託財産ノ運用ヲ貯蓄銀行法第十一條ニ定ムル方法ニ限ルコト

**第八條ノ四**　貯蓄銀行ハ金錢又ハ有價證券ノ信託ヲ爲スコトニ依リ貯蓄銀行法第十二條乃至第十四條ノ制限ヲ免ルルコトヲ得ス

**第九條**　貯蓄銀行ハ貯蓄銀行法第十一條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケムトスルトキハ認可申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　有價證券ノ種類
二　會社ノ發行シタル有價證券ニ在リテハ發行會社ノ商號及其ノ本店ノ所在地
三　擔保附社債信託法ニ依リテ發行シタル社債ニ在リテハ其ノ受託會社ノ商號
四　有價證券ノ元金又ハ利息若ハ配當金ノ支拂ニ付保證アルモノニ在リテハ其ノ保證人ノ氏名又ハ商號及住所

**第十條**　貯蓄銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法第九十九條及第百條第一項ノ規定ニ依ル手續ヲ了シタル後貯蓄銀行ノ總取締役ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　株主總會ノ議事錄
二　合併ニ關スル契約書
三　合併後存續スル銀行又ハ合併ニ因リテ設立スル銀行ノ定款竝業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面
四　商法第九十九條ノ規定ニ依リ作成シタ

ル貸借對照表

五　商法第百條第一項ノ規定ニ依ル公告、催告及商法第三百七十七條第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シタルコトヲ知ルニ足ル書面

**第十一條**　貯蓄銀行カ定款ヲ變更セムトスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　理由書

二　株主總會ノ議事錄

三　資本金ヲ增加スル場合ニハ最近ノ日計表

四　資本金ヲ減少スル場合ニハ第十條第四號及第五號ニ揭ケタル書類

五　本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ支店以外ノ營業所ヲ支店ニ變更スル場合ニハ當該營業所ノ最近ノ業況ヲ記載シタル書面

六　代理店ヲ設置スル場合ニハ代理店契約書

**第十二條**　貯蓄銀行カ業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキハ認可申請書ニ理由書ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

**第十三條**　（削除）

**第十四條**　（削除）

**第十五條**　貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シテ之ヲ大藏大臣ニ屆出ツヘシ

一　筆何期　自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日　營業報告書

株式會社　何貯蓄銀行

**第一項**　營業ノ景況

（本項ニハ主要勘定ノ增減ノ事由其ノ他營業狀況ノ推移ニ關シ特記スヘキ事項ヲ記載スヘシ）

**第二項**　營業所及代理店

（本號ハ之ヲ別表ニ記載スルコトヲ得）

二　當期末現在營業所ノ位置

| | 名稱 | 位置 |
|---|---|---|
| 支店 | | |
| 出張所 | | |
| 代理店 | | |
| 計 | | |

三　當期末現在代理店ノ位置及代理店主

| 店名 | 位置 | 代理店主ノ氏名又ハ商號及其ノ營業所名 |
|---|---|---|
| 何々 | 何府縣何郡何町村何番地 | 株式會社何銀行何支店 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 |

（本號ハ之ヲ別表ニ記載スルコトヲ得）

一　當期間ニ於ケル營業所及代理店ノ增減

| | 前期末現在數 | 當期增加數 | 當期減少數 | 當期末現在數 |
|---|---|---|---|---|
| 支店 | | | | |
| 出張所 | | | | |
| 代理店 | | | | |
| 計 | | | | |

**第二項**　營業所及代理店ノ增減

（本項ニハ主要勘定ノ增減ノ事由其ノ他營業狀況ノ推移ニ關シ特記スヘキ事項ヲ記載スヘシ）

**第三項**　株主總會

（本項ニハ總會ノ種類、總會開會ノ年月日及總會ニ於テ決議シタル事項其ノ他總會ニ關スル重要ナル事項ノ要領ヲ記載スヘシ）

**第四項**　（削除）

**第五項**　資本金

一　當期間ニ於ケル增減

| | 前期末現在高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 資本金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 內譯 拂込高 | | | | |
| 內譯 拂込未濟高 | | | | |

二　當期末現在株式ノ種類（一株ノ金額何圓）

| 株式種類 | 拂込濟ノモノ | | 拂込未濟ノモノ | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 株數 | 拂込高 | 株數 | 拂込高 | |
| 普通株 | | 圓 | | 圓 | 圓 |
| 優先株 | | 圓 | | 圓 | 圓 |
| 合計 | | 圓 | | 圓 | 圓 |

（無記名ノ株式ヲ發行シタルモノアルトキハ該當事項ヲ各欄ノ左傍ニ內書スヘシ）

三　當期末現在株主ノ氏名及其ノ持株數







一　銀行法第六條ニ揭ケタル事項ニ付定款變更ノ認可ヲ受ケテ之ヲ實行シタルトキ

二　取締役又ハ監査役ノ就任又ハ退任アリタルトキ

**第十六條**　貯蓄銀行ノ業務報告書ハ附屬雛形ニ依リ調製スヘシ

**第十六條ノ二**　貯蓄銀行ノ監査役カ作成スヘキ監査書ハ附屬雛形ニ依ルヘシ

**第十七條**　本令ニ定メタル屆出ヲ怠リ又ハ其ノ屆出ニ虛僞ノ記載ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキハ取締役又ハ監査役ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

**第十八條**　本令ニ別段ノ規定ヲ設ケサル事項ニ付テハ銀行法施行細則ニ依ル

附　則

**第十九條**　本令ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

**第二十條**　貯蓄銀行條例施行細則ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依リテ爲シタル申請其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

**第二十一條**　貯蓄銀行ハ本令施行ノ際其ノ現ニ營ム業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ本令施行後三月內ニ新ニ大藏大臣ニ提出スヘシ

昭和六年六月ニ至ル迄ノ業務ニ付テハ從前ノ附屬雛形ニ依リ業務報告書ヲ作成スヘシ

**第二十二條**　本令施行前貯蓄銀行ノ爲シタル契約ニシテ本令第四條ノ規定ニ適合セサルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍之ヲ繼續スルコトヲ得

**第二十三條**　貯蓄銀行カ提出スル大正十年七月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ル間ノ營業ノ報告書ハ舊令附屬雛形ニ依リ調製スヘシ

**第二十四條**　貯蓄銀行法施行ノ際貯蓄銀行ニ非スシテ現ニ大正四年法律第二十三號附則第四項ノ規定ニ依リ貯蓄銀行法第一條第一項第三號第四號ノ業務ヲ繼續スル者ノ提出スル營業ノ報告書ハ附屬雛形ニ依ルコトヲ要セス

附　則（大正十一年大藏省令第二十四號）

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

貯蓄銀行カ大正十一年司法省令第五號ノ規定ニ依リ貯蓄銀行法第九條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債又ハ有價證券ノ下渫ヲ受ケムトスル場合ニ付テハ仍舊令ニ依ル

附　則（昭和六年大藏省令第二十號）

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

貯蓄銀行ハ本令施行ノ際其ノ現ニ營ム業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ本令施行後三月內ニ新ニ大藏大臣ニ提出スヘシ

昭和六年六月ニ至ル迄ノ業務ニ付テハ從前ノ附屬雛形ニ依リ業務報告書ヲ作成スヘシ

（業務報告書雛形）

第何期業務報告書

昭和　年　月　日ヨリ昭和　年　月　日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也

昭和　年　月　日

何府市何町何番地
何縣何郡何村
株式會社　何貯蓄銀行
取締役　氏　名印
取締役　氏　名印
〃　〃
監査役　氏　名印
〃　〃

大藏大臣　殿

目　次

一　第何期營業報告書
二　第何期末貸借對照表
三　第何期損益計算書
四　第何期準備金及利益ノ配當ニ關スル書面

備　考

一　本報告書雛形記載以外ノ勘定アルトキハ銀行法施行細則附屬業務報告書雛形ニ記載アルモノハ其ノ例ニ依リ之ニ記載ナキモノハ其ノ性質最モ近似セルモノノ例ニ準シ別ニ項目ヲ設ケ適當ノ場所ニ之ヲ記載スヘシ

二　本報告書ハ之ヲ橫書シ數字ハ亞拉比亞數字ヲ用フルコトヲ得

| 何株式（何圓拂込濟） | 何株式（何圓拂込濟） | 合計 | 住所 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|
| | 株 | 株 | 、 | 某 |
| 計 | 計 | | | |

（最モ大口ノ株主ヨリ順次三十名ヲ記載シ其ノ他ノ株主ニ付テハ其ノ人員數及持株總數ノ記載ニ止ムルコトヲ得）

（株主ノ住所ハ府縣別ノ程度ニ止ムルコトヲ得）

（本號ハ之ヲ別表ニ記載スルコトヲ得）

### 第六項　雜備金

| 種類 | 前期末現在高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 法定準備金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 何準備金 | | | | |
| 何積立金 | | | | |
| 何基金 | | | | |
| 、、、、 | | | | |
| 計 | | | | |

### 第七項　預金、積金及賦拂金

| 種類 | 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 | 同上口數 | 當期平均殘高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通貯金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | | 圓 |
| 据置貯金 | | | | | | |
| 定期積金 | | | | | | |
| 定期預金 | | | | | | |

| 當座預金 | |
|---|---|
| 特別當座預金 | |
| 通知預金 | |
| 、、、、 | |
| 賦拂金 | |
| 計 | |

（合併其ノ他ノ事由ニ因リ貯蓄銀行法第一條第一項及第五條第一號第五號第六號ノ受入金以外ノモノアルトキハ各當該欄ノ左傍ニ內書シ且其ノ事由ヲ附記スヘシ）

（附）當期間ニ於ケル定期積金給付契約高ノ增減

| 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

第八項（削除）

第九項（削除）

第十項（削除）

### 第十一項　保護預リ

一　當期末現在高

| 種類 | 口數 |
|---|---|
| 披封預リ | |
| 封緘預リ | |
| 貸渡保護函 | |
| 計 | |

二　披封預リ物件種類別





| 種類 | 券面總額株數諸證券ノ枚數 |
|---|---|
| 諸公債證書 | 圓 |
| 社債券 | |
| 株券 | |
| 諸證券 | 株　株 |
| 、、、、 | |
| 計 | |

### 第十二項　代理事務ニ關スル受拂金

| 種類 | 前期繰越高 | 當期受入金及拂金受入高 | 當期拂高 | 當期末現在高 | 同上ノ內保管金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公共團體ノ金錢出納事務ノ取扱 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 市町村農業會及產業組合ノ金錢出納事務ノ取扱 | | | | | |
| 國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ募集ノ取扱 | | | | | |
| 國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ元利金支拂ノ取扱 | | | | | |
| 計 | | | | | |

### 第十三項　債權取立ノ取扱

| 種類 | 前期繰越高 | 當期引受高 | 當期取立高 | 當期末現在高 取立未濟高 |
|---|---|---|---|---|
| 債權取立ノ取扱 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

### 第十四項　有價證券割賦販賣

| 種類 | 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 國債 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 地方債 | | | | |
| 社債 | | | | |
| 、、、 | | | | |
| 計 | | | | |

### 第十五項　國債、地方債及特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ募集ノ當期間ニ於ケル取扱高

（本表ハ給付券面額ニ依リ記載スヘシ）

| 種類 | 券面總額 |
|---|---|
| 國債 | 圓 |
| 地方債 | |
| 社債 | |
| 、、、 | |
| 計 | |

### 第十六項　供託有價證券及供託代用預金部預金

| | |
|---|---|
| 預金、積金及賦拂金當期末現在高 | 圓 |
| 同　上ノ三分ノ一相當高 | |
| 同　上ノ五分ノ一相當高 | |

| 種類 | 券面總額又ハ株數 | 價額 |
|---|---|---|
| 國債 | 圓 | 圓 |
| 預金部預金 | | |
| 計 | | |
| 地方債 | | 圓 |
| 社債 | | |
| 株式 | 株 | |
| 滿洲國有價證券 | | 圓 |
| 合計 | | |

（當期末現在高ニ對シ翌期ニ入リテ新ニ供託若ハ供託代用ヲ爲シタル場合又ハ下戻若ハ代用變止ヲ爲サムトスル場合ト雖之ヲ加除シ記載スヘシ）

（供託代用預金部預金アルトキハ備考トシテ供託代用濟年月日及拂戻期限ヲ記載スヘシ）

第十七項　（削除）

第十八項　給付補塡備金

| 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

（本項ニハ定期積金ノ給付金額ノ拂込總額ヲ超過スル額ニ付之ヲ記載スヘシ）

第十九項　有價證券給付補塡備金

（本項ニハ有價證券抽賦販賣ノ給付豫定價額ノ賦拂金總額ヲ超過スル額ニ付前項ノ例ニ準シテ記載スヘシ）

第二十項　未拂利息其ノ他

（本項ニハ第十八項及第十九項以外ノ損金ニシテ其ノ支拂期限到達セルモ未拂ニ係ルモノ及支拂期限到達セサルモ當期ノ計算ニ屬スルモノノ合計ヲ「未拂預金利息」及「未拂稅金其ノ他」ニ區分シ第七項ノ例ニ準シテ記載スヘシ但シ口數及當期平均殘高ノ欄ヲ省略スルコトヲ得）



第二十一項　未拂配當金

（本項ハ第十八項ノ例ニ準シテ記載スヘシ）

第二十二項　未經過利益

（本項ニハ既收益金ニシテ翌期ノ利益ニ屬スヘキモノヲ第十八項ノ例ニ準シテ記載スヘシ）

第二十三項　預金利子讓稅

（本項ニハ預金ノ利息ニ對シテ課セラレタル讓稅ニシテ未タ納付セサルモノヲ第十八項ノ例ニ準シテ記載スヘシ）

第二十四項　所有有價證券

一　當期間ニ於ケル增減

| 種類 | 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期末現在高 | 當期末現在高所在別 手許在高 | 當期末現在高所在別 其ノ他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 國債 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 地方債 | | | | | | |
| 社債 | | | | | | |
| 株式 | | | | | | |
| 滿洲國有價證券 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

二　當期末現在有價證券種類內譯

| 種類 | 券面總額又ハ株數 | 拂込總額 價額 | 拂込總額 單價總額 |
|---|---|---|---|
| 國債 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 何公債 | | | |
| 、、 | | | |

抽賦販賣契約者ニ對スル貸付金

道府縣市町村ニ對スル貸付金

抽賦償還貸付金

| 計 | | | |
|---|---|---|---|





| 地方債 | | | |
|---|---|---|---|
| 何市何公債 | | | |
| 、、、 | | | |
| 社債 | | | |
| 何會社何社債 | | | |
| 、、、 | | | |
| 株式 | 株 | | |
| 何會社（何株式（一株何圓拂込ノモノ）） | | | |
| 、、、 | | | |
| 滿洲國有價證券 | 圓 | | |
| 何公債 | | | |
| 、、、 | | | |

（合併其ノ他ノ事由ニ因リ滿洲國以外ノ外國證券又ハ認可ヲ受ケサル有價證券ヲ所有スルトキハ各相當欄ノ左傍ニ內書シ且其ノ事由ヲ附記スヘシ第二十五項第二號裏ニ付亦同シ）

（株式中合併其ノ他ノ事由ニ因リ貯蓄銀行法第十二條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユルモノアルトキハ當該會社ノ總株數、資本金額及所有又ハ擔保ニ供シタル株數ヲ附記スヘシ）

第二十五項　讓貸付金

當期間ニ於ケル增減

| 種類 | 前期繰越高 | 當期貸付高 | 當期回收高 | 當期銷却高 | 當期末現在高 口數 | 當期平均殘高 口數 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 有價證券擔保貸付金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 口 | 口 |
| 不動產抵當貸付金 | | | | | | |
| 預金者ニ對スル貸付金 | | | | | | |
| 定期積金者ニ對スル貸付金 | | | | | | |

| 種類 | 評價額 | 貸付高 |
|---|---|---|
| 國債 | 圓 | 圓 |
| 地方債 | | |
| 社債 | | |
| 株式 | | |
| 滿洲國有價證券 | | |
| 何公債 | | |
| 、、、 | | |
| 計 | | |
| 保證 | | |
| 信用 | | |
| 合計 | | |

備考

一　定期積金者ニ對スル當期末現在貸付高內譯

| | 内譯 | | |
|---|---|---|---|
| 當期末現在高 | 定期積金受入高ニ相當スル金額 | 定期積金受入高ヲ超過スル金額 | |
| | | 擔保アル金額 | 保證アル金額 |
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

（貸付金額カ定期積金受入高以内ノモノハ其ノ金額ヲ當該末現在高ノ桁ニ内書スヘシ）

二　制限借還貸付金ニ對シ債務者ヨリ受入アル預金、積金ノ當期末現在高

| 種類 | 金額 | 口數 |
|---|---|---|
| 普通貯金 | 圓 | 口 |
| 定期積金 | | |
| 、、、、 | | |
| 計 | | |

第二十六項乃至第三十一項（削除）

第三十二項　預ケ金、買入手形並金錢及有價證券信託

一　當期間ニ於ケル增減

| 種類 | 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期銷却高 | 當期末現在高 | 當期平均殘高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 銀行預金 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 當座預金 | | | | | | |
| 通知預金 | | | | | | |
| 定期預金 | | | | | | |
| 、、、、 | | | | | | |
| 預金部預金 | | | | | | |
| 普通預金 | | | | | | |
| 定期預金 | | | | | | |
| 郵便貯金 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 買入手形 | | | | | | |
| 銀行引受手形 | | | | | | |
| 信託會社引受手形 | | | | | | |
| 其ノ他ノ手形 | | | | | | |
| 信託財産 | | | | | | |
| 金錢信託 | | | | | | |
| 金錢信託以外ノ金錢ノ信託 | | | | | | |
| 有價證券信託 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

二　當期末現在預ケ先別、引受先別及信託先別

| 銀行名會社名 | 拂込資本金及準備金ノ合計額 | 貯蓄銀行法第十四條ノ制限ヲ超過スル金額 | 擔保 種類 | 數量 | 單價 | 價額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預ケ先何銀行 | 圓 | 圓 | | 圓 | 圓 | 圓 |
| 、、、 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 手形引受先何銀行 | | | | | | |
| 、、、 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 手形引受先何信託會社 | | | | | | |





（金錢信託ノ金額ハ金額欄ニ内書スヘシ）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 、、、、 | | | | | |
| 計 | | | | | |
| 信託先何會社 | | | | | |
| 、、、、 | | | | | |
| 計 | | | | | |

第三十三項乃至第三十五項（削除）

第三十六項　代理店貸

一　當期間ニ於ケル增減

| 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期銷却高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

二　當期末現在代理店別

| 店名 | 金額 | 擔保ノ種類及價額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 有價證券 | | 不動産 | |
| 何々 | 圓 | 圓 | | 圓 | |
| 、、 | | | | | |
| 計 | | | | | |

第三十七項　營業用土地建物什器

一　當期間ニ於ケル增減

| 前期繰越高 | 當期增加高 | 當期減少高 | 當期銷却高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

二　當期末現在高内譯

| 種類 | 數量 | 價額 |
|---|---|---|
| 土地 | 何坪 | 圓 |
| 建物 | 何棟何坪 | |
| 什器 | 何點 | |
| 計 | | |

第三十八項　所有動産不動産

（本項ニハ營業用以外ノ動産不動産ヲ前項ノ例ニ準シテ記載スヘシ）

第三十九項　現金

（現金ハ通貨及通貨ト同一視シ得ヘキ小切手、利札ノ類ヲ指稱シ當期入金高及當期出金高ノ桁ニハ振替取引ニ係ルモノヲモ合算記載スヘシ）

一　當期間ニ於ケル增減

| 前期繰越高 | 當期入金高 | 當期出金高 | 當期末現在高 |
|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |

二　當期末現在高内譯

| 當期末現在高 | 内譯 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 貨幣 | 銀行券 | 小切手、利札ノ類 | |
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | |

第四十項　損益

| | 金額 | 前期ニ對スル增減 | | 前々期ニ對スル增減 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (△)額 | | (△)額 | |
| 當期總益金 | 圓 | 圓 | | 圓 | |
| 内 前期繰越金 | | | | | |

| | |
|---|---|
| 何積立金戻入 | |
| 當期總損金 | |
| （內前期繰越損金） | |
| 差引當期利益（損失）金 | |
| 內當期純益（純損）金 | |

二　第何期末昭和　年　月　日現在貸借對照表

株式會社　何貯蓄銀行

| 資産（借方） | 金額 | 負債（貸方） | 金額 |
|---|---|---|---|
| 現金預ケ金勘定 | 圓 | 預金、積金及賦拂金勘定 | 圓 |
| 現金 | | 普通貯金 | |
| 郵便貯金 | | 据置貯金 | |
| 預金部預金 | | 定期積金 | |
| 銀行預ケ金 | | 定期預金 | |
| 有價證券勘定 | | 當座預金 | |
| 國債 | | 特別當座預金 | |
| 地方債 | | 通知預金 | |
| 社債 | | 賦拂金 | |
| 株式 | | 備金勘定 | |
| 滿洲國有價證券 | | 給付補塡備金 | |
| 買入手形勘定 | | 有價證券給付補塡備金 | |
| 銀行引受手形 | | 雜勘定 | |
| 信託會社引受手形 | | 未拂利息其ノ他 | |
| 其ノ他ノ手形 | | 未拂配當金 | |
| 信託財産勘定 | | 未經過利益 | |
| 金錢信託 | | 預金利子諸稅 | |
| 金錢信託以外ノ金錢ノ信託 | | 株主勘定 | |
| 有價證券信託 | | 資本金 | |
| 貸付金勘定 | | 法定準備金 | |
| 有價證券擔保貸付金 | | 何準備金 | |
| 不動産抵當貸付金 | | 何積立金 | |
| 預金者ニ對スル貸付金 | | 何基金 | |
| 定期積金者ニ對スル貸付金 | | 當期利益金 | |
| 割賦販賣契約者ニ對スル貸付金 | | （內前期繰越金 何積立金戻入） | （　） |
| 道府縣市町村ニ對スル貸付金 | | | |
| 割賦償還貸付金 | | | |
| 代理店貸 | | | |
| 動産不動産勘定 | | | |
| 營業用土地建物什器 | | | |
| 所有動産不動産 | | | |
| 株主勘定 | | | |
| 拂込未濟資本金 | | | |
| 合計 | | 合計 | |

備考

一　支店ヲ有スル銀行ハ本表（本支店合併貸借對照表）ノ外本店及各支店ノ貸借對照表ヲ本表ノ樣式ニ準シテ作成添附スヘシ

本支店別貸借對照表ニハ本店及各支店間竝各支店相互間ニ於ケル勘定ヲモ記載スヘシ

二　本支店合併貸借對照表作成ニ當リ本店及各支店間竝各支店相互間ニ於ケル勘定中未達ノ爲期末ニ於テ整理ヲ了セサルモノアルトキハ之ヲ調査シ其ノ性質ニ從ヒ相當科目ニテ整理記載スヘシ若シ本表作成前ニ之ヲ調査スルコトヲ得サリシモノアル場合ニハ未達勘定ノ科目ヲ以テ之ヲ記載スヘシ

尙本支店別貸借對照表ノ勘定ノ各合計金額ニシテ未達ノ爲本支店合併貸借對照表ノ各當該勘定ノ金額ニ符合セサルモノアルトキハ其ノ差額及整理ノ結果ヲ說明シタル書面（各店間勘定差額說明書）ヲ作成シ之ヲ本店貸借對照表ニ添附スヘシ

三　總括科目名及其ノ金額ハ「ゴシック」式活字若ハ大型ノ文字ヲ用フル等識別シ易キ方法ニ依リ之ヲ記載スヘシ

三　第何期自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日損益計算書

株式會社　何貯蓄銀行

| 利益 | 金額 | 損失 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 國債利息 | 圓 | 普通貯金利息 | 圓 |
| 地方債利息 | | 給付補塡備金繰入 | |
| 社債利息 | | 有價證券給付補塡備金繰入 | |
| 株式配當金 | | 預金其ノ他ノ利息 | |
| 滿洲國有價證券利息及配當金 | | 勸誘及集金費 | |
| 貸付金利息 | | 代理店手數料 | |
| 信託利益金 | | 特別利益提供金 | |
| 手形賣買益 | | 有價證券價額銷却 | |
| 預ケ金其ノ他ノ利息 | | 滯貸金銷却 | |
| 受入手數料 | | 何價額銷却 | |
| 有價證券賣却益 | | 土地建物賃借料 | |
| 有價證券償還益 | | 稅金 | |
| 銷却債權取立益 | | 行員恩給及一時給與金 | |
| 、、、、、、 | | 給料 | |
| 未拂利息其ノ他戻入 | | 手當 | |
| 計 | | 旅費 | |
| 前期繰越金 | | 、、、、 | |
| 何積立金戻入 | | 未經過利益戻入 | |
| 計 | | 計 | |
| 合計 | | 當期利益金（內當期純益金） | （　） |
| | | 合計 | |

（本店及各支店間竝各支店相互間ニ於ケル利息其ノ他ノ損益ハ之ヲ控除シテ記載スヘシ）

四　第何期自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日準備金及利益ノ配當ニ關スル書面

株式會社　何貯蓄銀行

| | |
|---|---|
| 當期純益金 | 何圓 |
| 前期繰越金 | 何圓 |
| 何積立金戻入 | 何圓 |
| 合計當期利益金 | 何圓 |

之ヲ處分スルコト左ノ如シ

| | |
|---|---|
| 法定準備金 | 何圓 |
| 何準備金 | 何圓 |
| 何積立金 | 何圓 |
| 何基金 | 何圓 |
| 賞與金 | 何圓 |
| 配當金（一株ニ付何圓年何分ノ割） | 何圓 |
| 後期繰越金 | 何圓 |

（書式参照）

（表題）（何年何月何日現在）

何銀行何都何町何番地
株式会社何貯蓄銀行

昭和　年　月　日作成　　監査役　氏　名印
昭和　年　月　日届出　　〃　〃　〃

（未満ニハ監査役全員署名スベシ）
（未満ニハ各期末現在ノ日計表ヲ添附スベシ）

第一圖　況
（未満ニハ銀行ノ業務及財産ノ状況ニ付各監査ノ報告ヲ要ス記載ヘ指定位置ニ第二圖ノ圖表ヲ記載スベシ）

第二圖　表
（圖表ハ左記樣式ニ依リ各別ニ表スベシ）

甲　新舊役員及其等ノ關係先ニ對スル債權ノ圖

甲　號　表

株式會社何貯蓄銀行

調在現日　月　年和昭末期何第

| 債務者（借主） | | | 有價證券擔保貸付金 | 不動産抵當貸付金 | 預金者ニ對スル貸付金 | 定期積金者ニ對スル貸付金 | 割賦販賣契約者ニ對スル貸付金 | 割賦償還貸付金 | 〃 〃 | 合計 | 擔保ノ有無 | | | 債務ノ保證又ハ證書ノ | 當期間ニ於ケル增減ノ | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新舊役員又ハ其等ノ關係 | 氏名又ハ商號 | 職業 | | | | | | | | | 擔保付金額 | 同上ノ內不足金額 | 無擔保金額 | | | |
| | | | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |

第四十四號

備考

㈠　支店ヲ有スル銀行ニ在リテハ本支店分ヲ合算シテ記載スヘシ以下各號諸表ニ付亦同シ

㈡　新舊役員トハ現任取締役、監査役及支配人竝退任後五年ヲ經過セサル取締役監査役及支配人ヲ指稱シ是等ノ關係先トハ其ノ家族、親族、使用人又ハ關係會社等ヲ指稱ス

㈢　本表ニハ債務者（借主）毎ニ各口ヲ合算シタルモノヲ記載スヘシ

㈣　債務者（借主）ニシテ銀行ニ對シ預金ヲ有スルモノアルトキハ備考欄ニ之カ種類別金額ヲ記載スヘシ

乙　號　表

乙　不　良　ト　認

第何期末昭和　年

| 債務者（借主） | | | 有價證券擔保貸付金 | | | 不動産抵當貸付金 | | | 預金者ニ對スル貸付金 | | | 定期積金者ニ對スル貸付金 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 氏名又ハ商號 | | 職業 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 | 現在高 | 回收不能見込額 | 回收困難額 |
| | | | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | |

ム　ル　債　權　額

月　日現在調

株式會社何貯蓄銀行

| 銀行ノ種類 | 銀行ノ名稱 | 銀行ノ住所 | 銀行ノ代表者ノ氏名 | 銀行ノ資本金 | 銀行ノ積立金 | 銀行ノ預金 | 銀行ノ貸出金 | 銀行ノ有價證券 | 銀行ノ營業收益 | 銀行ノ營業費 | 銀行ノ營業純益 | 銀行ノ配當率 | 銀行ノ配當金 | 銀行ノ役員數 | 銀行ノ使用人數 | 銀行ノ營業所數 | 銀行ノ代理店數 | 銀行ノ預金者數 | 銀行ノ借入金 | 銀行ノ支拂準備 | 銀行ノ支拂能力 | 銀行ノ流動資産 | 銀行ノ固定資産 | 銀行ノ負債 | 銀行ノ純資産 | 銀行ノ利益金 | 銀行ノ損失金 | 銀行ノ繰越金 | 銀行ノ積立金 | 銀行ノ配當金 | 銀行ノ役員報酬 | 銀行ノ使用人給料 | 銀行ノ營業費 | 銀行ノ營業收益

**第九條**　商工組合中央金庫ガ業務上ノ餘裕金ヲ預入ルル銀行ニ付テハ商工組合中央金庫法第二十九條第一項第二號ノ規定ニ依ル認可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

**第十條**　商工組合中央金庫ガ事業年度毎ニ定ムベキ貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ガ直前事業年度ニ於ケルモノト同一ナルトキハ商工組合中央金庫法第四十五條前段ノ規定ニ依ル認可ハ之ヲ受ダルコトヲ要セズ

**第十一條**　庶民金庫ガ毎事業年度ノ初ニ於テ定ムベキ貸付利率、融通利率及補償料ノ最高限度其ノ他貸付、融通及補償ニ關スル條件ガ直前事業年度ニ於ケルモノト同一ナルトキハ庶民金庫法第三十三條前段ノ規定ニ依ル認可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

**第十二條**　恩給金庫ハ業務ノ執行ニ關スル事務ノ一部ノ取扱ヲ委託スルコトニ付恩給金庫法第二條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セズ

**第十三條**　恩給金庫ハ恩給金庫法第二十條第一項ノ規定ニ依リ充當ヲ爲シタル殘餘ノ貸付金ノ債權ヲ拋棄スルコトニ付同條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セズ

**第十四條**　恩給金庫ガ毎事業年度ノ初ニ於テ定ムベキ貸付利率ノ最高限度其ノ他貸付ニ關スル條件ガ直前事業年度ニ於ケルモノト同一ナルトキハ恩給金庫法第四十九條前段ノ規定ニ依ル認可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



# 第三款　特殊銀行

## 日本銀行法

（昭和十七年二月二十四日）
（法律第六十七號）

沿革　昭和二〇年一二月大藏省令第一〇一號、二二年四月法律第四六號、二四年一二月第一九七號、二三年七月第一一〇號改正

股帝國議會ノ協賛ヲ經タル日本銀行法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

日本銀行法

### 第一章　總則

**第一條**　日本銀行ハ國家經濟總力ノ適切ナル發揮ヲ圖ル爲國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス

日本銀行ハ法人トス

**第二條**　日本銀行ハ專ラ國家目的ノ達成ヲ使命トシテ運營セラルベシ

**第三條**　日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ通貨及金融ニ關スル國ノ事務ヲ取扱フモノトス

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ法令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ノ負擔トス





**第四條**　日本銀行ハ本店ヲ東京市ニ置ク

日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ支店若ハ出張所ヲ設置シ又ハ主務大臣ノ指定スル者ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ得

**第五條**　日本銀行ノ資本金ハ一億圓トシ之ヲ百萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ五千五百萬圓ヲ日本銀行ニ出資スベシ

**第六條**　削除

**第七條**　日本銀行ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

前項ノ出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第八條**　出資者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得

**第九條**　日本銀行ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一　目的
二　名稱
三　本店、支店及出張所ノ所在地
四　資本金額、出資及資產ニ關スル事項
五　役員ニ關スル事項
六　業務及其ノ執行ニ關スル事項
七　銀行券ノ發行ニ關スル事項
八　事業年度
九　經理ニ關スル事項
十　公告ノ方法

定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十條　日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十一條　削除

第十二條　日本銀行ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
日本銀行ノ解散シタル場合ニ於テ拂込資本金額ヲ超ユル殘餘財産ハ國庫ニ歸屬ス

第十三條　民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條竝ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ日本銀行ニ之ヲ準用ス

## 第二章　職員

第十四條　日本銀行ニ役員トシテ總裁副總裁各一人、理事三人以上、監事二人以上及參與若干人ヲ置ク

第十五條　總裁ハ日本銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ノ業務ヲ掌理ス
監事ハ日本銀行ノ業務ヲ監査ス
參與ハ日本銀行ノ業務ニ關スル重要事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ又ハ總裁ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十六條　總裁及副總裁ハ內閣ニ於テ之ヲ命ズ
理事ハ總裁ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ
監事ハ主務大臣之ヲ命ズ
參與ハ金融業若ハ產業ニ從事スル者又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ
總裁及副總裁ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四年、監事ノ任期ハ三年、參與ノ任期ハ二年トス

第十七條　總裁ハ日本銀行ノ本店、支店又ハ出張所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十八條　總裁、副總裁、理事及監事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條　日本銀行ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス
前項ノ職員ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 第三章　業務

第二十條　日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス
一　商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割引
二　手形、國債其ノ他ノ有價證券、地金銀又ハ商品ヲ擔保トスル貸付
三　預リ金
四　內國爲替
五　商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、國債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ賣買
六　地金銀ノ賣買
七　手形ノ取立、保護預リ其ノ他前各號ノ業務ニ附隨スル業務

第二十一條　日本銀行ハ前條第一號ノ割引ニ付基準ト爲スベキ割引歩合及同條第二號ノ貸付ニ付基準ト爲スベキ貸付利子歩合ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
日本銀行前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ公告スベシ

第二十二條　日本銀行ハ政府ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ貸付ヲ爲スコトヲ得
日本銀行ハ國債ノ應募又ハ引受ヲ爲スコトヲ得

第二十三條　日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外國爲替ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

第二十四條　日本銀行ハ國際金融取引上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ外國金融機關ニ對シ出資ヲ爲シ若ハ資金ヲ融通シ又ハ外國金融機關ト爲替決濟ニ關スル取引ヲ爲スコトヲ得

第二十五條　日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信用制度ノ保持育成ノ爲必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第二十六條　日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ取扱ヲ爲スベシ

第二十七條　日本銀行ハ本法ニ規定セザル業務ヲ行フコトヲ得ズ但シ日本銀行ノ目的達成上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條　主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ銀行其ノ他ノ金融機關ニ對シ日本銀行ノ業務ニ協力セシムル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

## 第四章　銀行券

第二十九條　日本銀行ハ銀行券ヲ發行ス
前項ノ銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス

第三十條　主務大臣ハ通貨發行審議會ノ議決ニ基キ閣議ヲ經テ前條第一項ノ銀行券ノ發行限度ヲ定ムベシ
主務大臣前項ノ發行限度ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス

第三十一條　日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ發行限度ヲ超エテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
日本銀行前項ノ規定ニ依リ三十日ヲ超エテ前條第一項ノ發行限度ヲ超エル銀行券ノ發行ヲ繼續セントスル場合ニ於テ主務大臣前項但書ノ認可ヲ爲スニハ通貨發行審議會ノ議決ニ基クコトヲ要ス

第三十一條ノ二　日本銀行ハ十五日ヲ超エテ發行限度ヲ超ユル銀行券ノ發行ヲ繼續シタル場合ニ於テハ十六日以後ノ發行限度ヲ超ユル銀行券ノ發行高ニ對シ其ノ日數ニ應ジ主務大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムベシ但シ其ノ割合ハ通貨發行審議會ノ議ヲ經テ主務大臣ノ定ムル割合ヲ下ルコトヲ得ズ

第三十二條　日本銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ保證ヲ保有スルコトヲ要ス
前項ノ保證ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス
一　商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形
二　第二十條第二號又ハ第二十二條第一項ノ規定ニ依ル貸付金
三　國債
四　第二十條第五號ノ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券
五　外國爲替
六　地金銀（金銀貨ヲ含ム）

前項第一號、第二號及第五號ノ手形、貸付金及外國爲替ハ三月以內ニ滿期ノ到來スルモノナルコトヲ要ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

**第二十四條**　ノ規定ニ依リ外國金融機關ニ對シ出資ヲ爲シタル場合其ノ他特別ノ必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ第二項各號ニ該當セザル有價證券又ハ債權ヲ以テ第一項ノ保證ニ充ツルコトヲ得

日本銀行ハ第二項各號及前項ノ保證ノ價格ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

**第三十三條**　銀行券ノ種類及樣式ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ通貨發行審議會ノ議決ニ基キ第二項第一號乃至第四號及第四項ニ揭グルモノニ付各別ニ保證ニ充ツルコトヲ得ル金額ノ限度ヲ定ムベシ

**第三十四條**　日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ銀行券發行高ヲ公告スベシ

**第三十五條**　日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ本店、支店又ハ出張所ニ於テ染汚、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ通用シ難キ銀行券ヲ無手數料ニテ引換フベシ

**第三十六條**　日本銀行ハ銀行券ノ製造及鎖却ノ手續ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

## 第五章　經理

**第三十六條ノ二**　通貨發行審議會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

**第三十七條**　日本銀行ハ主務大臣之ヲ監督ス

算ヲ定メ事業年度開始迄ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

**第三十八條**　日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ每事業年度ニ財產目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ每事業年度經過後二月以內ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ承認ヲ受クベシ

**第三十九條**　日本銀行ハ每事業年度ニ準備金トシテ損失塡補及配當準備ノ爲剩餘金ノ二十分ノ一ヲ積立ツベシ

日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ準備金ノ外目的ヲ定メ積立ヲ爲スコトヲ得

日本銀行ハ剩餘金中ヨリ拂込出資金額ニ對シ配當ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ其ノ配當ハ年五分ノ割合ヲ超エルコトヲ得ズ

日本銀行ハ剩餘金中ヨリ第一項及第二項ノ規定ニ依ル準備金並ニ前項ノ規定ニ依ル配當金ヲ控除シタル殘額ヲ事業年度經過後二月以內ニ政府ニ納付スベシ

前項ノ規定ニ依ル納付金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人稅法ニ依ル所得、臨時利得稅法ニ依ル利益及地方稅法（昭和二十三年法律第百十號）ニ依リ事業稅ヲ課スル場合ニ於ケル所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

**第四十條**　削除

**第四十一條**　日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ每事業年度ノ事業ノ概況ヲ公示スベシ

## 第六章　監督

**第四十二條**　日本銀行ハ主務大臣之ヲ監督ス



**第四十三條**　主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

**第四十四條**　主務大臣ハ日本銀行ニ對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、檢查ヲ爲シ其ノ他監督上必要アル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

**第四十五條**　主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本銀行ノ業務ヲ監視セシム

**第四十六條**　日本銀行監理官ハ何時ニテモ日本銀行ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢查スルコトヲ得

日本銀行監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ日本銀行ニ命ジ業務及財產ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本銀行監理官ハ日本銀行ノ諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

**第四十七條**　日本銀行ノ役員ノ行爲ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害シタルトキ又ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ總裁及副總裁ニ付テハ內閣、理事、監事及參與ニ付テハ主務大臣之ヲ解任スルコトヲ得

## 第七章　罰則

**第四十八條**　日本銀行ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ掌理スル業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

## 附則

**第四十九條**　本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭和十七年勅令第百十四號ヲ以テ第一條乃至第六十條及第六十四條乃至第七十二條ノ規定ハ昭和十七年三月二十日ヨリ施行）

（昭和十七年勅令第四百三十九號ヲ以テ第六十一條乃至第六十三條及第七十三條乃至第七十八條ノ規定ハ昭和十七年五月一日ヨリ施行）

**第五十條**　日本銀行條例ニ依ル日本銀行（以下舊日本銀行ト稱ス）ハ第五十一條乃至第六十條ノ規定ニ依リ本法ニ依ル日本銀行（以下日本銀行ト稱ス）ト爲ルモノトス

**第五十一條**　舊日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ株券ノ名義書換ヲ停止スベシ

**第五十二條**　主務大臣ハ改組委員ヲ命ジ舊日本銀行ヲ日本銀行ト爲ス爲ニ必要ナル事務ヲ處理セシム

**第五十三條**　改組委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

**第五十四條**　前條ノ認可アリタルトキハ改組委員ハ舊日本銀行ノ株式ニ對シ日本銀行ノ出資ヲ引當ツベシ

前項ノ出資ノ引當ハ舊日本銀行ノ金額拂込濟株式一株ニ付日本銀行ノ金額拂込濟出資二口、舊日本銀行ノ未拂込株式一株ニ付日本銀行ノ金額拂込濟出資一口ノ割合ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

**第五十五條**　第五十三條ノ認可アリタルトキハ改組委員ハ遲滯ナク出資ノ引受ヲ政府ニ稟請スベシ

**第五十六條**　第五十四條第一項ノ引當及前條ノ引受ヲ了シタルトキハ其ノ際現ニ舊日本銀行ノ總裁、副總裁、理事及監事タル者ハ其ノ殘任期間ヲ

限リ各日本銀行ノ總裁、副總裁、理事及監事トシテ就職シタルモノト看做ス

**第五十七條**　第五十四條第一項ノ引當及第五十五條ノ引受ヲ了シタルトキハ改組委員ハ其ノ事務ヲ日本銀行總裁ニ引渡スベシ

**第五十八條**　日本銀行總裁前條ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ本店ノ所在地ニ於テ成立ノ登記ヲ爲スベシ

日本銀行ハ前項ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

**第五十九條**　日本銀行ノ成立ニ因リ舊日本銀行ハ之ニ吸收セラルルモノトシ舊日本銀行ノ一切ノ權利義務ハ日本銀行ニ於テ之ヲ承繼ス

**第六十條**　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外舊日本銀行ガ日本銀行ト爲ルニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第六十一條**　日本銀行條例、昭和十六年法律第十四號其ノ他ノ法令ニ依リテ爲シタル許可、認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

**第六十二條**　他ノ法令中舊日本銀行又ハ其ノ職員ニ關スル規定ハ日本銀行又ハ其ノ職員ニ關スル規定トス

**第六十三條**　舊日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ノ發行シタル銀行券ト看做ス

日本銀行ハ當分ノ內第三十三條第一項ノ規定ニ拘ラズ舊日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ト同一ノ種類及樣式ノ銀行券ヲ本法ニ依ル銀行券トシテ發行スルコトヲ得

**第六十四條**　舊日本銀行ガ日本銀行ト爲リタルトキハ舊日本銀行ノ金額拂込濟株券ハ一株ニ付二口ノ割合ヲ以テ計算シタル口數ノ日本銀行ノ



拂込濟出資證券ト看做シ舊日本銀行ノ未拂込株券ハ一株ニ付一口ノ割合ヲ以テ計算シタル口數ノ日本銀行ノ金額拂込濟出資證券ト看做ス

**第六十五條**　舊日本銀行ノ株式ヲ目的トスル質權其ノ他ノ權利ハ其ノ株式ニ對シ引當テラレタル出資ノ持分ノ上ニ存在ス

**第六十六條**　舊日本銀行ガ日本銀行ト爲リタルトキハ日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ還滯ナク其ノ旨ヲ公告スベシ

**第六十七條**　日本銀行ガ第五十九條ノ規定ニ依リ舊日本銀行ヨリ不動產ニ關スル權利ヲ承繼スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付受クル登記ニ付テハ登錄稅ヲ課セズ

第五十九條ノ規定ニ依ル舊日本銀行ヨリ日本銀行ヘノ有價證券ノ移轉ニ付テハ有價證券移轉稅ヲ課セズ

**第六十八條**　日本銀行ハ第五十四條第一項ノ規定ニ依リ日本銀行ノ出資者ト爲リタル者ニ對シ補償金ヲ交付スベシ

前項ノ補償金ノ額ノ算出ノ基準ハ舊日本銀行株式ノ昭和十五年及昭和十六年中ニ於ケル時價竝ニ日本銀行成立ノ日ニ於ケル出資者ノ持分ノ價格ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣前項ノ基準ヲ決定セントスルトキハ日本銀行株式補償審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

日本銀行株式補償審査委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム

日本銀行ハ第三十九條第一項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ補償金ヲ交付スル



爲ノ準備金ヲ使用スルコトヲ得

**第六十九條**　第六十五條ノ規定ニ依リ出資ノ持分ノ上ニ存在スル質權其ノ他ノ權利ノ效力ハ前條第一項ノ補償金ニ及ブ

**第七十條**　第六十八條第一項ノ補償金ニ付テハ所得稅ヲ課セズ

**第七十一條**　舊日本銀行ガ事業年度中ニ日本銀行ト爲リタル場合ニ於テハ舊日本銀行ノ最終ノ事業年度ニ於ケル利益ノ配當ハ之ヲ爲サズ但シ日本銀行ノ最初ノ事業年度ニ於ケル剩餘金ノ配當ヲ爲スニ當リテハ舊日本銀行ノ株式ニ引當テタル出資ニ付テハ舊日本銀行ノ最終ノ事業年度ノ初ヨリ日本銀行ニ其ノ出資存在シタルモノト看做シテ配當スベキ金額ヲ算定スベシ

**第七十二條**　舊日本銀行ガ事業年度中ニ日本銀行ト爲リタル場合ニ於テハ第三十八條乃至第四十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ舊日本銀行ノ最終ノ事業年度ノ初ヨリ日本銀行ノ最初ノ事業年度ノ終ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ日本銀行ノ一事業年度ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ日本銀行條例第十條ノ規定及日本銀行納付金法ハ舊日本銀行ノ最終ノ事業年度分ニハ之ヲ適用セズ

舊日本銀行ガ日本銀行ト爲リタルトキハ日本銀行ハ還滯ナク最初ノ事業年度ノ經費ノ豫算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

**第七十三條**　登錄稅法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「恩給金庫」ノ上ニ「日本銀行、」ヲ、「恩給金庫法」ノ上ニ「日本銀行法、」ヲ加フ

**第七十四條**　印紙稅法中左ノ通改正ス



第五條第四號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ三　日本銀行ノ發スル出資證券

**第七十五條**　日本銀行ハ第三十二條第二項ノ規定ニ依リ保有スル金地金及金貨ノ價格ヲ定ムルニ付テハ當分ノ內貨幣法第二條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

朝鮮銀行又ハ臺灣銀行ハ昭和十六年法律第十五號第二條第一項ノ規定ニ依リ保有スル金地金及金貨ヲ當分ノ內貨幣法第二條ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル價格ヲ以テ評價スベシ

**第七十六條**　貨幣法第十四條ノ規定ハ當分ノ內之ヲ適用セズ

**第七十七條**　朝鮮銀行法第二十一條第二項中「金貨又ハ日本銀行兌換券」ヲ「日本銀行券」ニ、同法第二十二條第一項中「日本銀行兌換券」ヲ「日本銀行券」ニ、臺灣銀行法第八條第二項中「金貨又ハ兌換銀行券」ヲ「日本銀行券」ニ、同法第九條第一項及昭和十六年法律第十五號第二條中「兌換銀行券」ヲ「日本銀行券」ニ改ム

**第七十八條**　日本銀行條例、兌換銀行券條例、日本銀行納付金法、昭和十六年法律第十四號及金準備評價法ハ之ヲ廢止ス

**附　則**　（昭和二十二年第四十六號）

この法律施行の期日は、各規定につき、勅令でこれを定める。

この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

第三十九條第三項の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、昭和二十年四月一日を含む事業年度以後の事業年度につき、これを適用する。

第十六條の改正規定施行の際現に日本銀行の總裁及び副總裁たる者は、

その殘任期間を限り、改正後の同條の規定により、就職しているものとみなす。

日本銀行は、當分の間、剩餘金の配當をしない場合においては、剩餘金の金額から日本銀行法第三十九條第一項及び第二項の準備金に相當する金額を控除した金額を、拂込出資金額に對し年五分の割合に相當する金額に達するまで、特別準備金として積み立てなければならない。

日本銀行が剩餘金の配當をした場合において、その配當金額が、前項の規定を適用した場合に積み立つべき特別準備金の金額に達しないときは、その差額に相當する金額についても、當分の間、また、前項と同樣とする。

前二項の規定による特別準備金（以下特別準備金という。）は、改正後の日本銀行法第三十九條第四項の規定の適用に關しては、これを改正後の同條第三項の規定による配當金とみなす。

特別準備金は、損失の塡補又は主務大臣の定めるその他の目的以外には、これを使用することができない。

當分の間、日本銀行法第三十九條第一項及び第二項の準備金（同條第二項の準備金については、損失の塡補又は配當に充てることのできるものに限る。）並びに特別準備金の金額を使用しても、なお每事業年度に生じた損失を塡補するに不足する場合には、政府は、その不足額に相當する金額を補給しなければならない。

日本銀行が解散した場合において、特別準備金があるときは、日本銀行法第十二條第二項の規定にかかわらず、拂込資本金額及び特別準備金の金額の合計額を超える殘餘財産を以て國庫に歸屬するものとする。

日本銀行特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第三條中「二十年」を「二十五年」に改める。

## 日本銀行法施行令

（昭和十七年三月十四日）
（勅令第百七十五號）

沿革　昭和二〇年一一月大藏省令第一〇一號、二二年五月第二〇二號、二三年八月政令第二五〇號改正

旣日本銀行法施行令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

日本銀行法施行令

### 第一章　總則

**第一條**　日本銀行出資ノ拂込ヲ政府ニ專請セシントスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ

**第二條**　政府ノ出資ノ拂込ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

**第三條**　削除

### 第二章　出資證券

**第四條**　日本銀行ノ出資證券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ總裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一　日本銀行ノ名稱

二　日本銀行成立ノ年月日

三　資本金額

四　出資一口ノ金額

五　出資一口ニ付拂込ミタル金額

政府ノ出資ニ付一時ニ拂込ヲ爲サシメザル場合ニ於テハ拂込アル每ニ其ノ金額ヲ出資證券ニ記載スルコトヲ要ス

**第五條**　出資證券ハ記名式トス

**第六條**　出資者ノ日本銀行ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得

出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ日本銀行其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

**第七條**　出資者ノ持分ヲ以テ質權ノ目的ト爲スニハ出資證券ヲ交付スルコトヲ要ス

質權者ハ繼續シテ出資證券ヲ占有スルニ非ザレバ其ノ質權ヲ以テ日本銀行其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

**第八條**　出資者ノ持分ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ日本銀行ガ質權設定者ノ請求ニ依リ質權者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載シタルトキハ質權者ハ日本銀行ヨリ剩餘金ノ配當ヲ受ケ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ニ充ツルコトヲ得

**第九條**　日本銀行ハ政府ノ出資ニ對シテハ第一回ノ拂込アリタル後出資證券ヲ發行ス

**第十條**　日本銀行ハ出資者原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

出資者原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　出資者ノ氏名及住所

二　各出資者ノ出資口數及出資證券ノ番號

三　出資各口ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日

四　各出資證券ノ取得ノ年月日

日本銀行ノ出資者ハ業務時間內何時ニテモ出資者原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

**第十一條**　出資者ニ對スル通知又ハ催告ハ出資者原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ日本銀行ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

**第十二條**　商法第二百三十條ノ規定ハ出資證券ニ之ヲ準用ス

### 第三章　登記

**第十三條**　日本銀行ノ成立ノ登記ハ總裁ガ日本銀行法第五十七條ノ事務ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ二週間以內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

成立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ揭グルコトヲ要ス

一　目的

二　名稱

三　本店、支店及出張所

四　資本金額

五　出資一口ノ金額

六　出資一口ニ付拂込ミタル金額

七　總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所

八　公告ノ方法

日本銀行ハ成立ノ登記ヲ爲シタル後二週間以內ニ支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テ前項ニ揭グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

**第十四條**　日本銀行ノ成立後支店又ハ出張所ヲ設ケタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ支店又ハ出張所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ支店又ハ出張所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

本店、支店又ハ出張所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ支店又ハ出張所ヲ設ケタルトキハ其ノ支店又ハ出張所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

**第十五條**　日本銀行ガ本店ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

日本銀行ガ支店又ハ出張所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第十三條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ支店又ハ出張所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

**第十六條**　第十三條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

**第十七條**　日本銀行法第十七條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ四週間以内ニ之ヲ置キタル本店、支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名及住所竝ニ代理人ヲ置キタル本店、支店又ハ出張所ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

**第十八條**　登記スベキ事項ニシテ大藏大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

**第十九條**　登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

**第二十條**　日本銀行ノ登記ニ付テハ其ノ本店、支店又ハ出張所ノ所在地ノ區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ日本銀行登記簿ヲ備フ

**第二十一條**　本令ニ依ル登記ハ總裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

**第二十二條**　成立ノ登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ引受ヲ證スル書面及總裁ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

**第二十三條**　日本銀行法第十七條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

**第二十四條**　支店又ハ出張所ノ新設又ハ本店、支店若ハ出張所ノ移轉其ノ他第十三條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ支店若ハ出張所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

**第二十五條**　前條ノ規定ハ第十七條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

**第二十六條**　非訟事件手續法第百四十二條乃至第百四十九條、第百五十條ノ二乃至第百五十一條ノ六及第百五十四條乃至第百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス但シ同法第百四十九條第二項第一號、第百五十條ノ三及第百五十一條ノ五中支店トアルハ支店又ハ出張所トス

## 第四章　職員

**第二十七條**　日本銀行法第十九條第一項ノ規定ニ依リ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス日本銀行ノ職員ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

一　日本銀行ノ監事

二　日本銀行ノ使用人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

## 第五章　經理

**第二十八條**　日本銀行法第三十九條第四項ノ規定ニ依ル納付金額ハ同條第五項ノ規定ニ依リ法人稅法ニ依ル所得及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

## 附則

**第二十九條**　本令ハ昭和十七年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

**第三十條**　日本銀行條例ニ依ル日本銀行（以下舊日本銀行ト稱ス）ハ昭和十七年四月十日以後株券ノ名義書換ヲ停止スベシ

舊日本銀行ハ前項ノ期日ヨリ二週間以前ニ株券ノ名義書換ノ停止ヲ爲スベキ旨ヲ公告スベシ

**第三十一條**　日本銀行法第五十三條ノ定款ニハ同法第九條第一項ニ規定スル事項ノ外同法第五十四條第一項ノ規定ニ依リ舊日本銀行ノ株式ニ引當ツベキ出資ノ口數及拂込金額ヲ記載スルコトヲ要ス

**第三十二條**　日本銀行總裁日本銀行法第五十七條ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ大藏大臣ニ屆出ヅベシ

**第三十三條**　日本銀行成立シタルトキハ日本銀行ハ遲滯ナク其ノ成立ノ日ニ於ケル財產目錄及貸借對照表ヲ作成シ大藏大臣ノ承認ヲ受クベシ

**第三十四條**　日本銀行成立シタルトキハ日本銀行ハ遲滯ナク舊日本銀行ガ日本銀行ト爲リタル旨、日本銀行成立ノ年月日竝ニ舊日本銀行ノ株式ニ引當テラレタル出資ノ口數及拂込金額ヲ公告スベシ

**第三十五條**　日本銀行ハ政府以外ノ者ノ出資ニ付第四條第一項及第五條ノ規定ニ依ル出資證券ヲ作成シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本銀行法第六十四條ノ規定ニ依リ出資證券ト看做サレタル舊日本銀行ノ株券ト引換フルコトヲ得

**第三十六條**　信託財產ニ屬スル舊日本銀行ノ株式ニ付日本銀行成立ノ際現ニ存スル信託法第三條第二項ノ規定ニ依ル信託財產ノ表示ハ當該株式ニ引當テラレタル出資ニ對シ日本銀行法第六十四條ノ規定ニ依リ發行セラレタルモノト看做サレタル出資證券ニ爲サレタル信託財產ノ表示ト看做ス

**第三十七條**　日本銀行ノ成立ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ舊日本銀行ノ登記用紙ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スベシ

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ舊日本銀行ノ支店ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スベシ

第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

（昭和十七年四月二十日大藏省令第三十號）

日本銀行法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ日本銀行法第十九條第一項ノ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス使用人ノ範圍左ノ通定ム

日本銀行ノ使用人ニシテ守衞、小使其ノ他勞働ニ從事スル者以外ノモノ

## 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ●日本銀行特別融通及損失補償法

（昭和二年五月九日法律第五十五號）

沿革　昭和九年三月法律第三四號、一一年五月第八號、一六年三月第三五號、二二年四月第四六號改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル日本銀行特別融通及損失補償法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

日本銀行特別融通及損失補償法

**第一條**　日本銀行ハ現ニ預金ノ拂戻停止中ニ非ザル銀行ヨリ其ノ預金（定期積金ヲ含ム）ノ支拂準備ニ充ツル爲資金融通ノ請求アリタル場合ニ於テ財界ノ安定ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ之ニ對シ手形割引ノ方法ニ依リ大藏大臣ノ定ムル特別融通ヲ爲スコトヲ得

現ニ預金ノ拂戻停止中ノ銀行ニシテ將來營業繼續ノ見込アルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス

**第二條**　日本銀行ガ前條ノ特別融通ノ爲ニスル手形割引ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本令施行ノ日ヨリ一年トス

**第三條**　第一條ノ特別融通ノ爲ニスル手形ノ書換ノ爲ニ振出シタル手形ノ割引ニ依ル特別融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ二十五年ヲ超ユルコトヲ得ズ

**第四條**　政府ハ本法ニ依ル特別融通ニ因リテ日本銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ同行ニ對シ五億圓ヲ限リ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大藏大臣之ヲ定ム

**第五條**　本法ニ依ル特別融通ニ因リテ日本銀行ノ受ケタル損失及其ノ額ハ特別融通損失審査會之ヲ決定ス



特別融通損失審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第六條**　第四條第一項ノ契約ニ基キ政府ガ日本銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

**第七條**　政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

**第八條**　本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年四月二十二日ヨリ本法施行ノ日ノ前日迄ニ日本銀行ノ爲シタル手形割引ニ依ル融通ニシテ第一條ノ特別融通ニ相當スルモノハ之ヲ第一條ノ特別融通ト看做ス

## ●日本銀行特別融通及損失補償法第一條ニ依ル特別融通ニ關スル規程

（昭和二年五月九日大藏省令第十二號）

沿革　昭和二年一二月省令第三六號、二〇年七月第六四號改正

日本銀行特別融通及損失補償法第一條ニ依ル特別融通ニ關スル規程左ノ通定ム

日本銀行特別融通及損失補償法第一條ニ依ル特別融通ニ關スル規程

**第一條**　日本銀行カ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ本令ノ定ムル所ニ依リ特別融通審査會ノ議ヲ經ルモノトス

**第二條**　日本銀行カ特別融通ノ爲手形割引ヲ爲ス場合ニ於テハ有價證券、不動產及法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トスル債權ヲ見返ト爲スコトヲ得

特別ノ必要アル場合ニ於テハ日本銀行ハ大藏大臣ノ承認ヲ受ケ前項ニ定ムル以外ノモノヲ見返ト爲シ手形割引ヲ爲スコトヲ得

**第三條**　日本銀行カ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル割引歩合ハ國債擔保ノ貸付利率ニ依ルモノトス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ日本銀行ハ大藏大臣ノ承認ヲ受ケ前項ノ利率ニ依ラス特別融通ヲ爲スコトヲ得

日本銀行ハ特別融通ヲ爲シタル銀行ノ狀況ニ依リ特別融通資金ノ回收ヲ促進スル爲必要アリト認ムルトキハ特別融通手形書換ノ場合ニ於テ其ノ割引歩合ヲ高ムルコトヲ得

**第四條**　日本銀行ハ特別融通ノ爲割引ヲ爲シタル手形ニ關シ必要ナル事項ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

**第五條**　日本銀行ハ特別融通ヲ爲シタル銀行ニ對シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ資產負債及營業ノ狀態ヲ調査スルコトヲ得ヘキ旨契約ヲ締結スヘシ

日本銀行カ前項ノ契約ニ依リ調査ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

**第六條**　日本銀行ハ特別融通ヲ爲シタル銀行ト契約ヲ締結シ少クトモ六箇月毎ニ一回日計表其ノ他必要ト認ムル書類各二通ヲ提出セシムヘシ

日本銀行ハ前項ノ契約ニ依リ徵シタル書類各一通ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

**第七條**　不動產又ハ法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トスル債權ヲ見返トスル特別融通ニ付テハ日本銀行ハ株式會社日本勸業銀行、農





工銀行、株式會社北海道拓殖銀行又ハ株式會社日本興業銀行ヲシテ日本銀行ノ爲其ノ事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル朝鮮銀行以外ノ銀行ニ對スル特別融通ニ付テハ日本銀行ハ朝鮮銀行ヲシテ日本銀行ノ爲其ノ業務ヲ代理セシムルコトヲ得

臺灣ニ於ケル株式會社臺灣銀行以外ノ銀行ニ對スル特別融通ニ付テハ日本銀行ハ株式會社臺灣銀行ヲシテ日本銀行ノ爲其ノ業務ヲ代理セシムルコトヲ得

樺太ニ於ケル株式會社北海道拓殖銀行以外ノ銀行ニ對スル特別融通ニ付テハ日本銀行ハ株式會社北海道拓殖銀行ヲシテ日本銀行ノ爲其ノ業務ヲ代理セシムルコトヲ得

**第八條**　特別融通ニ關シテハ本令ニ依ルモノノ外大藏大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# ●日本勸業銀行法（明治二十九年四月二十日法律第八十二號）

沿革　明治三一年六月法律第二號、三三年三月第三九號、三五年四月第四一號、三六年六月第九號、三八年三月第四八號、四〇年四月第三七號、四二年四月第三二號、四三年四月第三五號、四四年三月第二六號、四五年四月第一五號、大正三年三月第二四號、四年六月第二〇號、六年七月第一七號、七年三月第二五號、九年七月第一八號、一〇年四月第八一號、一二年八月第二號、四月第四三號、一五年三月第一號、昭和六年三月第二一號、四月第六一號、八年三月第三一號、一一年五月第一一號、一四年四月第六八號、一九年三月第三九號、一七年二月第一二號、一八年三月第四六號、二一年一〇月第四九號改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル日本勸業銀行法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

日本勸業銀行法

## 第一章　總則

**第一條**　日本勸業銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

**第二條**　日本勸業銀行ノ資本金ハ一千萬圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經テ資本金ヲ增加スルコトヲ得

**第三條**　日本勸業銀行ノ各株式ノ金額ハ五十圓トス

**第四條**　日本勸業銀行ノ存立時期ハ設立免許ノ日ヨリ百箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經テ存立時期ヲ延長スルコトヲ得

## 第二章　重役

**第五條**　日本勸業銀行ハ總裁副總裁各一人理事監査役各三人以上ヲ置ク

前項ニ規定スルモノノ外農工銀行ノ存在セサル府縣毎ニ地方顧問二人以內ヲ置クコトヲ得

**第六條**　總裁ハ日本勸業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監査役ハ日本勸業銀行ノ業務ヲ監査ス

地方顧問ハ定款ノ定ムル所ニ依リ當該府縣內ニ於ケル日本勸業銀行ノ業務ニ關シ總裁ノ諮問ニ應ス

**第七條**　總裁副總裁ハ四百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

理事ハ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選擧シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後本條ノ手續ニ依リ再任ヲ命スルコトヲ得

監査役ハ百二十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再選スルコトヲ得

地方顧問ハ當該府縣內ニ住所ヲ有シ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

**第八條**　總裁副總裁及日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌スル理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

## 第三章　株主總會

**第九條**　通常株主總會ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ總裁之ヲ招集ス

**第十條**　臨時株主總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲何時ニテモ總裁之ヲ招集スルコトヲ得

**第十一條**　監査役又ハ總株金ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的ヲ示シテ臨時株主總會ノ招集ヲ總裁ニ請求スルコトヲ得

總裁前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ



**第十二條**　株主總會ニ於テハ株主ハ議決權ヲ有スル株主ノ外代理ヲ委託スルコトヲ得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス

日本勸業銀行ノ役員及使用人ハ株主總會ニ於テ株主ノ代理人タルコトヲ得ス

**第十三條**　（削除）

## 第四章　營業

**第十四條**　日本勸業銀行ハ五十箇年以內ニ於テ割賦償還ノ方法ニ依リ不動產ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スモノトス

日本勸業銀行ハ不動產ヲ抵當トシテ五箇年以內ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得但シ水產業ノ爲貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ漁業權又ハ漁船ヲ抵當ト爲シ、山林ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ二十箇年以內ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

法律ノ規定ニ依リ一箇ノ物ト看做サルル財團ハ本法ノ適用ニ付キテハ之ヲ不動產ト看做ス

**第十四條ノ二**　工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權（抵當證券ヲ含ム）ヲ買トスル貸付金額竝第十五條第五項ノ貸付金額ハ拂込資本金額、積立金總高及勸業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

**第十五條**　日本勸業銀行ハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ貸付ヲ爲ス場合ニ於テ抵當ヲ徵セサルコトヲ得

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ割賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

**第十五條ノ二**　日本勸業銀行ハ割增金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ田、畑、鹽田、山林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權（抵當證券ヲ含ム）ヲ買トスル貸付、漁業權又ハ漁船ヲ抵當トスル貸付、前條第一項乃至第四項ノ貸付及農工債券又ハ產業債券ノ引受ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第十六條**　（削除）

**第十七條**　日本勸業銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

日本勸業銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險付ノモノニ限ル但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル法人中農林業、畜產業、水產業、工業又ハ不動產ニ關スル事業ヲ行フモノニシテ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニ對シテハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ割賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

一　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人

二　法令ニ依リ組織セラレタル組合又ハ其ノ聯合會

五人以上ノ農業者、林業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以內ニ於テ割賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得但シ農工銀行ノ存在スル府縣內ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ割賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

**第十五條ノ二**　日本勸業銀行ハ割增金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ田、畑、鹽田、山林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權（抵當證券ヲ含ム）ヲ買トスル貸付、漁業權又ハ漁船ヲ抵當トスル貸付、前條第一項乃至第四項ノ貸付及農工債券又ハ產業債券ノ引受ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第十六條**　（削除）

**第十七條**　日本勸業銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

日本勸業銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險付ノモノニ限ル但シ

抵當物ノ外ニ貸付金高二倍以上ノ價格ヲ有スル動産又ハ不動産ヲ添抵當ト爲ス場合ニ於テハ保險ニ付セサルコトヲ得

**第十八條**　不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ日本勸業銀行ニ於テ鑑定シタル價格以内トス漁業權又ハ漁船ヲ抵當トスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ先順位又ハ同順位ノ抵當權者アルトキハ日本勸業銀行ノ貸付クル金額ハ前項ノ鑑定價格ヨリ先順位又ハ同順位ノ抵當權者ノ貸付金額（先順位ノ抵當權者ノ貸付金中日本勸業銀行又ハ之ト同順位ノ抵當權者ノ貸付金ヲ以テ償還セラルヘキ分アルトキハ之ヲ控除ス）ヲ控除シタル額以内トス

**第十九條**　日本勸業銀行ハ財團ヲ抵當トスル貸付ヲ爲サントスル場合ニ於テ財團設定ニ關スル登記又ハ登錄ノ申請アリテ其ノ財團ノ設定セラルルコト確實ト認メタルトキハ抵當權設定ノ登記又ハ登錄ノ完了前ト雖貸付ヲ爲スコトヲ得

**第二十條**　（削除）

**第二十一條**　貸付金ノ割賦償還ニ付キテハ五箇年以内ニ於テ據置期間ヲ定ムヘシ但シ其ノ期間内ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ據置期間ハ相手方ノ希望ニ因リ之ヲ定メサルコトヲ得

**第二十一條ノ二**　割賦償還期限前天災事變其ノ他避クヘカラサル事故アリタルトキハ五箇年以内ニ於テ更ニ據置期間ヲ定ムルコトヲ得

**第二十二條**　債務者割賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込ヲ遲延シタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ其ノ金額ニ對シ利子ヲ仕拂フノ義務ヲ負フ

**第二十三條**　割賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借用金ノ全部若ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ日本勸業銀行ハ定款ニ於テ定ムル所ノ率ニ依リ相當ノ手數料ヲ要求スルコトヲ得

**第二十四條**　債務者ハ借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應シ抵當物一部ノ解除ヲ要求スルコトヲ得其ノ殘額ニ對シテモ亦同シ

**第二十五條**　日本勸業銀行ハ割賦金ノ拂込ヲ遲延スル債務者ニ對シ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

**第二十六條**　日本勸業銀行ハ抵當物ノ價格減少シ日本勸業銀行ノ貸付金償還殘額又ハ先順位若ハ同順位ノ抵當權者アルトキハ其ノ貸付金償還殘額ト日本勸業銀行ノ貸付金償還殘額トノ合計額ニ對シ不足ヲ生シタルトキハ增抵當ヲ要求シ若ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

債務者前項ノ要求ニ應セサルトキハ日本勸業銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

**第二十七條**　抵當不動産ノ全部若ハ一部カ土地收用法ニ依リ收用セラルル場合ニ於テ日本勸業銀行ハ償還期限前ト雖貸付金ノ償還ヲ要求スルコトヲ得但シ債務者ニ於テ收用補償金ヲ供託シ又ハ相當ノ不動産ヲ以テ增抵當トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

其ノ收用一部ニ止マルトキハ償還ノ要求モ其ノ割合ニ應スヘキモノトス

**第二十八條**　無抵當ニテ借入ヲ爲シタル府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ於テ割賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ之ヲ拂込マサルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ日本勸業銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ日本勸業銀行ハ府縣ニ對シテハ内務大臣ニ市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ



監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ命令シテ延滯金及第二十二條ノ利子ヲ拂込マシムヘシ

**第二十九條**　日本勸業銀行ハ農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル債券ヲ引受クルコトヲ得

**第三十條**　日本勸業銀行ハ農工債券、北海道拓殖債券、産業債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル債券ヲ引受ケムトスル場合ニ於テ農工銀行、北海道拓殖銀行、産業組合中央金庫又ハ朝鮮殖産銀行ノ業務及財産ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

**第三十一條**　日本勸業銀行ハ農工銀行ノ割賦償還貸付金ノ債權及其ノ擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ割賦償還ノ方法ニ依リ貸付金ヲ爲スコトヲ得

**第三十一條ノ二**　日本勸業銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權（抵當證券ヲ含ム）ヲ質トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第十七條、第十八條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ前項ノ貸付ノ擔保タル債權ニ附隨スル抵當權及其ノ目的タル不動産ニ之ヲ準用ス

**第三十一條ノ三**　日本勸業銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

**第三十一條ノ四**　日本勸業銀行ハ預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得但シ定期預リ金及第三十二條ノ二ニ依リ取扱ヒタル金錢ニシテ運用ヲ許サレタル公金預リ金以外ノ預リ金ノ總額ハ拂込資本金額及積立金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

**第三十二條**　日本勸業銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

一　預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募、引受若ハ買入ヲ爲シ又ハ大藏省預金部若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ヲ爲スコト但シ國債證券以外ノ有價證券ノ保有額ハ預リ金ノ總額ヲ超過スルコトヲ得ス

二　前號ノ證券又ハ農産物、林産物、水産物若ハ工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコト

三　第十五條第三項ノ法人ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

四　五人以上ノ農業者、林業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト但シ農工銀行ノ存在スル府縣内ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

五　公共團體ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

六　前各號ノ外大藏大臣ノ認可ヲ受ケ手形ノ割引、當座預金貸越又ハ短期貸付ヲ爲スコト

**第三十二條ノ二**　日本勸業銀行ハ府縣市ノ爲ニ其ノ金錢出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

**第三十二條ノ三**　日本勸業銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ法人ノ爲ニ金錢ノ出納又ハ有價證券ノ受拂保管ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

**第三十三條**　日本勸業銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

## 第五章　勸業債券

**第三十四條**　日本勸業銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限リ勸業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ割賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高竝其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

勸業債券ヲ發行スル場合ニハ商法第二百九十六條及第二百九十八條ノ規定ヲ適用セス

勸業債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

**第三十五條**　勸業債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名トナスコトヲ得

**第三十五條ノ二**　日本勸業銀行ハ券面金額二十圓以下ノ勸業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

**第三十五條ノ三**　日本勸業銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ勸業債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第三百一條第二項第一號乃至第五號、第七號及第八號ニ揭ケタル事項ヲ公告スヘシ

**第三十五條ノ四**　賣出ノ方法ニ依リ發行シタル勸業債券ニ付キテハ變更ノ登記ハ之ヲ爲スコトヲ要セス但シ其ノ總額ノ償還アリタルトキハ其ノ登記ヲ爲シ且每年末ニ於ケル其ノ償還ヲ了ヘサル額ノ合計額ヲ本店ノ所在地ニ於テハ四週間、支店ノ所在地ニ於テハ五週間以內ニ登記スルコトヲ要ス

**第三十五條ノ五**　勸業債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

**第三十六條**　日本勸業銀行ハ少クトモ割賦償還貸付金竝其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券、產業債券及朝鮮殖產銀行ノ發行シタル債券ノ償還高ニ應シ每年二回以上抽籤ヲ以テ勸業債券ヲ償還スヘシ

日本勸業銀行ニ於テ勸業債券ヲ償還スル場合ニ於テハ割增金ヲ附與スルコトヲ得但シ其ノ方法及金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第三十六條ノ二**　日本勸業銀行ハ第二十三條ニ依リ期限前ノ償還ヲ受ケタル場合ニ於テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ金額ヲ限度トシ勸業債券ノ買入消却ヲ爲スコトヲ得

**第三十七條**　日本勸業銀行ハ勸業債券借換ノ爲一時第三十四條ノ制限ニ依ラス低利ノ勸業債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ勸業債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以內ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊勸業債券ヲ償還スヘシ

**第三十八條**　勸業債券ノ利子ハ每年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ仕拂フヘシ

但シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ六箇月每ニ複利ノ計算ヲ爲シ一定ノ年數每ニ又ハ元金償還ノ時迄据置キ之ヲ仕拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ元金償還ノ時迄利子据置ノ方法ヲ以テ發行スル勸業債券ニハ利札ヲ附セサルコトヲ得

**第三十九條**　日本勸業銀行ハ割賦償還貸付金ノ償還延滯シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキ及其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券、產業債券又ハ朝鮮殖產銀行ノ發行シタル債券ニシテ之ヲ發行シタル農工銀行、北海道拓殖銀行、產業組合中央金庫又ハ朝鮮殖產銀行解散ノ爲ニ全額ノ償還ヲ得ルコト能ハサルトキハ第三十六條ノ償還ト同時期ニ抽籤ヲ以テ其ノ延滯金額又ハ償還ヲ得サル農工債券、北海道拓殖債券、產業債券又ハ朝鮮殖產銀行ノ發行シタル債券面金額ニ相當スル勸業債券ヲ償還スヘシ

**第四十條**　勸業債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

**第四十一條**　勸業債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

**第四十二條**　割增金附無記名勸業債券又ハ其ノ利札ヲ喪失シタル者ハ擔保ヲ提供シ又ハ確實ナル保證人ヲ立テ其ノ元金、割增金又ハ利子ノ仕拂ヲ請求スルコトヲ得





## 第六章　準備金

**第四十三條**　日本勸業銀行ハ每年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

## 第七章　政府ノ監督及補助

**第四十四條**　大藏大臣ハ日本勸業銀行ノ業務ヲ監督ス

**第四十五條**　日本勸業銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第四十六條**　日本勸業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ又大藏大臣ニ於テ支店若ハ代理店ヲ要用ナリトスルトキハ日本勸業銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

**第四十七條**　日本勸業銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

**第四十八條**　大藏大臣ハ日本勸業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

**第四十九條**　日本勸業銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

**第五十條**　大藏大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ日本勸業銀行ノ貸付割引ノ金額及方法ヲ制限スルコトヲ得

**第五十一條**　日本勸業銀行貸付金ノ利子ノ最高歩合ハ每營業年度ノ初ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ其ノ營業年度內ニ於テ之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

**第五十二條**　日本勸業銀行ニ於テ勸業債券ヲ發行セムトスルトキハ直接ニ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第五十三條**　大藏大臣ハ特ニ日本勸業銀行監理官ヲ置キ日本勸業銀行ノ業務ヲ監視セシム

大藏大臣ハ農工銀行ノ存在セサル府縣ニ日本勸業銀行地方監理官ヲ置キ當該府縣內ニ於ケル日本勸業銀行ノ業務ヲ監視セシム

**第五十四條**　日本勸業銀行監理官及日本勸業銀行地方監理官ハ何時ニテモ日本勸業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢查スルコトヲ得

日本勸業銀行監理官及日本勸業銀行地方監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ日本勸業銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本勸業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

**第五十五條**　日本勸業銀行ノ配當金年百分ノ五ニ達セサルトキハ政府ハ創立初季ヨリ十箇年間ヲ限リ之ニ達セシムヘキ金額ヲ補給スヘシ其ノ額ハ如何ナル場合ト雖拂込資本金ノ百分ノ五ヲ超過スルコトヲ得ス

## 第八章　罰則

**第五十六條**　日本勸業銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁若ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス其ノ事犯副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副總裁理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

一　第十四條第十四條ノ二又ハ第十五條ノ二ノ規程ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ

二　第三十一條ノ四但書ノ規定ニ反シ預リ金ヲ爲シ又ハ第三十二條ノ規定ニ反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

三　第三十三條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

四　第三十四條又ハ第三十五條ノ三ノ規程ニ反シ勸業債券ヲ發行シタルトキ但シ第三十七條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

五　第三十六條第一項第三十七條第二項及第三十九條ノ規程ニ反シ勸業債券ノ償還ヲ爲サヽルトキ

六　第四十三條ノ規程ニ反シ利益金ヲ處分シタルトキ

**第五十七條**　日本勸業銀行ノ總裁副總裁及理事第八條ノ規程ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

**第五十八條**　（削除）

附　則

**第五十九條**　政府ハ設立委員ヲ置キ日本勸業銀行設立ノ免許ヲ與フルマテ其ノ發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

**第六十條**　設立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス

**第六十一條**　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込簿ヲ政府ニ差出シ銀行設立ノ免許ヲ稟請スヘシ

**第六十二條**　設立委員前條ノ免許ヲ得タルトキハ其ノ事務ヲ日本勸業銀行總裁ニ引渡スヘシ

**第六十三條**　設立初度ノ總裁副總裁理事及監査役ノ第七條ニ依リ所有スヘキ株數ノ時期ニ付テハ同條第四項ヲ適用スルノ限ニ在ラス

**第六十四條**　設立初度ノ總裁副總裁及理事ノ任期ハ三箇年トス

設立初度ノ理事及監査役ハ株主中ヨリ政府之ヲ命ス

附　則　（昭和十六年三月法律第三九號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

復興貯蓄債券法第九條及臨時資金調整法第十五條中「第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、」ヲ「第三十五條ノ二乃至第三十五條ノ四、」ニ改ム

## ●日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル件（大正十年四月二十二日法律第八十號）

【沿革】　昭和十四年四月法律第六八號改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

**第一條**　農工銀行ハ日本勸業銀行ニ合併ヲ爲スコトヲ得

日本勸業銀行及農工銀行ハ前項ノ規定ニ依リ合併ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第二條**　合併ニ因リテ消滅シタル農工銀行ノ農工債券ハ之ヲ勸業債券ト看做ス

**第三條**　日本勸業銀行及農工銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第百條第一項ノ規定ニ依リテ爲スヘキ催告ハ預金者、保護預ケ人竝記名ノ勸業債券及農工債券ノ所有者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セス

**第四條**　日本勸業銀行及農工銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第百條第一項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第三百七十七條第一項但書ノ期間ニ付亦同シ

**第五條**　日本勸業銀行ハ農工銀行ト合併ヲ爲シタルトキハ當該農工銀行ノ本店及支店ノ所在地ニ支店ヲ設クヘシ但シ日本勸業銀行ノ本店又ハ支店ノ所在地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

## ●日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル手續（大正十年四月二十二日大藏省令第十二號）

日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル手續左ノ通定ム

日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル手續

**第一條**　日本勸業銀行及農工銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法第七十八條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲シタル後日本勸業銀行總裁及農工銀行總取締役ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

一　總會ノ決議錄

二　合併ニ關スル契約書

三　商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル貸借對照表

四　商法第七十八條第二項ノ規定ニ依ル公告及催告竝商法第二百二十條ノ二ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シタルコトヲ知ルニ足ル書面

**第二條**　日本勸業銀行カ本店及支店ノ所在地ニ於テ合併ニ因ル變更ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記申請書ニ添附シタル書類ヲ添ヘ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ屆出ツヘシ但シ合併ノ認可申請書ニ添附シタル書類及株式ノ割當竝引受ヲ證スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

## ●日本興業銀行法（明治三十三年三月二十三日法律第七十號）

【沿革】　明治三十八年三月法律第四九號、同三十九年二月同第二號、同四十四年三月同第二八號、大正三年三月同第八號、同七年三月同第二六號、同九年七月同第一九號、同十一年四月同第六七號、同十二年三月同第五號、昭和四年四月同第四三號、同八年三月同第八號、同十四年四月同第六八號改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル日本興業銀行法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

日本興業銀行法

第一章　總則

**第一條**　日本興業銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

**第二條**　日本興業銀行ノ資本金ハ一千七百五十萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ增加スルコトヲ得

**第三條**　日本興業銀行ノ株式ノ金額ハ五十圓トス

**第四條**　日本興業銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章　重役

**第五條**　日本興業銀行ニ總裁副總裁各一人理事三人以上監査役三人以上ヲ置ク

**第六條**　總裁ハ日本興業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁闕員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本興業銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監査役ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監査ス

**第七條**　總裁及副總裁ハ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス

理事ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選擧シタル二倍ノ候補者中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ三箇年トス

監査役ハ六十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年トス

**第八條**　總裁、副總裁及日本興業銀行ノ業務ヲ分掌スル理事ハ何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章　營業

**第九條**　日本興業銀行ハ左ノ事務ヲ營ムモノトス

第一　國債證券、地方債證券、社債券及株券ヲ質トスル貸付

**第二**　國債證券、地方債證券、社債券ノ應募又ハ引受

**第三**　預リ金及保護預リ

**第四**　擔保附社債ニ關スル信託事業

**第五**　手形ノ割引

**第六**　爲替及荷爲替

**第七**　法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付

**第八**　工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ抵當トスル貸付

**第九**　十五年以内ニ於ケル年賦償還又ハ五年以内ニ於ケル定期償還ノ方法ニ依リ船舶又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付

**第十**　造船材料又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付

**第十一**　國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

前項ノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケ株式ノ應募又ハ引受ヲ爲スコトヲ得

**第九條ノ二**　日本興業銀行ハ市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地又ハ建物ヲ擔保トシテ當座貸又ハ定期貸ヲ爲スコトヲ得

但シ其ノ貸付金總高ハ拂込資本金額ノ三分ノ二ヲ超過スルコトヲ得ス

**第十條**　日本興業銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券、地方債證券、社債券、株券及地金銀ノ買入ヲ爲スコトヲ得

**第十一條**　日本興業銀行ハ本法ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ外國ニ於テ營ム銀行業務及其ノ附帶業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

## 第四章　興業債券

**第十二條**　日本興業銀行ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金現在高、割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル國債證券、地方債證券、社債券、株券、地金銀現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

**第十二條ノ二**　日本興業銀行ハ外國ニ於ケル公益事業ニ對シ資金ノ需要アル場合ニ限リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本法第十二條、第十五條及商法第二百九十七條第一項第二項ノ規定ニ依ラスシテ債券ヲ發行スルコトヲ得

前項公益事業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第十三條**　債券ハ券面金額二十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名ト爲スコトヲ得

**第十三條ノ二**　日本興業銀行ハ券面金額五十圓以下ノ興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

**第一項ノ規定ニ依リ發行スル興業債券ニハ商法第三百一條第二項第一號及第三號乃至第五號ニ揭ケタル事項竝ニ債券ノ番號ヲ記載スルコトヲ要ス**

**商法第三百五條第一項ノ期間ハ興業債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル興業債券ノ賣上總額及商法第三百一條第二項第三號乃至第五號ニ揭ケタル事項トス**

賣出ノ方法ニ依リ興業債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル興業債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

**第十三條ノ三**　日本興業銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ興業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金現在高、割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル國債證券、地方債證券、社債券、株券、地金銀現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

**第十二條ノ二**　日本興業銀行ハ外國ニ於ケル公益事業ニ對シ資金ノ需要アル場合ニ限リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本法第十二條、第十五條及商法第二百九十七條第一項第二項ノ規定ニ依ラスシテ債券ヲ發行スルコトヲ得

前項公益事業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第十三條**　債券ハ券面金額二十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名ト爲スコトヲ得

**第十三條ノ二**　日本興業銀行ハ券面金額五十圓以下ノ興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル興業債券ニハ商法第三百一條第二項第一號及第三號乃至第五號ニ揭ケタル事項竝ニ債券ノ番號ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第三百五條第一項ノ期間ハ興業債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間内ニ於ケル興業債券ノ賣上總額及商法第三百一條第二項第三號乃至第五號ニ揭ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ興業債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル興業債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

**第十三條ノ三**　日本興業銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ興業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金現在高、割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル國債證券、地方債證券、社債券、株券、地金銀現在高ヲ超過スルコトヲ得ス



スルトキハ賣出期間及商法第三百一條第二項第一號乃至第五號、第七號及第八號ニ揭ケタル事項ヲ公告スヘシ

**第十三條ノ四**　興業債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

**第十四條**　日本興業銀行ニ於テ債券ヲ發行セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第十四條ノ二**　日本興業銀行ニ於テ債券ヲ發行スル場合ニハ商法第二百九十六條及第二百九十八條ノ規定ヲ適用セス

興業債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

**第十五條**　日本興業銀行ノ債券ノ利子ハ毎年二回以上之ヲ支拂ヒ其ノ元金ハ發行ノ年ヨリ三十箇年以内ニ抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

**第十六條**　日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲低利ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ第十二條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後三箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

**第十六條ノ二**　興業債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

**第十六條ノ三**　日本興業銀行ノ債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

## 第五章　準備金

**第十七條**　日本興業銀行ハ毎營業年度準備金トシテ資本ノ闕損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

## 第六章　政府ノ監督及補助

**第十八條**　政府ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監督ス

**第十九條**　日本興業銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第二十條**　日本興業銀行ニ於テ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締結セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

**第二十一條**　日本興業銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第二十二條**　主務大臣ハ日本興業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戻シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

**第二十三條**　日本興業銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

**第二十四條**　主務大臣ハ特ニ日本興業銀行監理官ヲ置キ日本興業銀行ノ業務ヲ監視セシム

**第二十五條**　日本興業銀行監理官ハ何時ニテモ日本興業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

日本興業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

**第二十六條**　日本興業銀行ノ配當金ニシテ每營業年度ニ於テ年百分ノ五ノ割合ニ達セサルトキハ政府ハ創立初期ノ末日ヨリ五箇年間ヲ限リ之

ニ達セシムヘキ金額ヲ補給スヘシ但シ其ノ補給額ハ如何ナル場合ト雖拂込資本金ノ百分ノ五ヲ超過スルコトヲ得ス

**第七章**　罰則

**第二十七條**　日本興業銀行ニ於テ左ノ事犯アリタルトキハ總裁、副總裁及理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ事犯ニ關セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　本法ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二　第九條ノ二但書ノ規定ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ

三　第十一條ノ規定ニ反シ本法ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

四　第十二條、第十三條ノ三又ハ第十六條ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ

**第二十八條**　日本興業銀行ノ總裁、副總裁及理事第八條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

附　則

**第二十九條**　政府ハ設立委員ヲ置キ日本興業銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

**第三十條**　設立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

**第三十一條**　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ日本興業銀行設立ノ認可ヲ禀請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

**第三十二條**　創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本興業銀行總裁ニ引渡スヘシ

附　則（大正九年八月法律第一九號）

本法施行前ニ發行シタル興業債券ニ關シテハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル期間ハ本法施行ノ日（大正九年八月二十一日）ヨリ之ヲ起算ス

## ●日本興業銀行法ニ於ケル公益事業ノ種類ニ關スル件

（明治四十二年四月二十七日　勅令第百十三號）

脫日本興業銀行法ニ於ケル公益事業ノ種類ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

日本興業銀行法第十二條ノ二ニ依ル外國ニ於ケル公益事業ノ種類左ノ如シ

一　帝國政府、外國政府又ハ居留民團ノ施設スル事業

二　交通事業

三　大藏大臣ノ公益ニ關スト認メタル拓殖事業







## ●横濱正金銀行條例

（明治二十年七月七日　勅令第二十九號）

沿革　明治二二年二月勅令第一〇號、昭和二年八月法律第六五號、二〇年一一月大藏省令第一〇一號改正

脫横濱正金銀行條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

横濱正金銀行條例

**第一條**　横濱正金銀行ハ有限責任ニシテ其負債ニ對シテ株主ノ負擔スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス

**第二條**　横濱正金銀行ハ本店ヲ横濱ニ設置ス又內外國ニ於テ貿易上要用ナル地ニ支店又ハ出張所ヲ設置シ又他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得但支店出張所ヲ設置若クハ廢止シ又ハ外國銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約若クハ解約スルトキハ其事由ヲ大藏大臣ニ具狀シテ許可ヲ受クヘシ

**第三條**　横濱正金銀行ノ營業年限ハ開業ノ日即チ明治十三年二月二十八日ヨリ滿二十箇年トス但株主總會ノ決議ニ依リ營業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得

**第四條**　横濱正金銀行ノ資本金ハ六百萬圓ト定メ之ヲ六萬株ニ分チ一株ヲ百圓トス但株主總會ノ決議ニ依リ資本金ノ增減ヲ請願スルコトヲ得

**第五條**　削除

**第六條**　横濱正金銀行ノ株券ハ記名券ニシテ定款ニ從ヒ賣買讓與スルコトヲ得

**第七條**　横濱正金銀行ノ營業ハ左ノ如シ

第一　外國ノ爲替及荷爲替

第二　內國ノ爲替及荷爲替

第三　貸付
第四　諸預金及保護預
第五　爲替手形約束手形其他諸證券ノ割引又ハ其代金取立
第六　貨幣ノ交換

**第八條**　橫濱正金銀行ハ營業ノ都合ニ依リ公債證書地金銀又ハ外國貨幣ヲ買入レ又ハ賣拂フコトヲ得

**第九條**　橫濱正金銀行ハ政府ノ命令ニ依リ外國ニ關スル公債及官金ノ取扱ヲ爲スコトアルヘシ

**第十條**　橫濱正金銀行ハ第七條第八條及第九條ニ記載スル事業ノ外他ノ營業ヲ爲スコトヲ許サス

**第十一條**　橫濱正金銀行ハ左ノ場合ヲ除クノ外不動產株券其他ノ物件ヲ買取リ又ハ引受クルコトヲ得ス

第一　銀行營業ノ爲メ地所家屋ノ必要アルトキ
第二　貸金返濟ノ爲メ負債者ヨリ之ヲ引渡シ又ハ賣却スルトキ
第三　貸金ノ抵當ニシテ裁判上公賣ニ付シタルトキ

**第十二條**　橫濱正金銀行ハ本行ノ株券ヲ抵當ニ取リ又ハ之ヲ買戻スヘカラス但負債者其辨償ヲ怠リテ他ニ相當ノ抵當ナク若クハ返濟ノ道ナキ場合ニ於テ之ヲ抵當ニ取リ又ハ引受クルハ此限ニ在ラス

**第十三條**　第十一條第二項第三項及第十二條ノ場合ニ於テ不動產株券其他ノ物件ヲ引受ケシトキハ必ス十箇月以內ニ之ヲ賣却スヘシ但賣却代價不相當ト認メタルトキハ其事實ヲ大藏大臣ニ具申シ延期ヲ請フコトヲ得

**第十四條**　橫濱正金銀行ハ權利者ノ請求次第ニ支拂フヘキ諸預金ニ對シ其四分ノ一以上ニ當ル準備金ヲ備ヘ置クヘシ

**第十五條**　橫濱正金銀行取締役ハ五人以上トシ其任期ヲ一箇年トシ株主總會ニ於テ其人員ヲ定メ五十株以上ヲ所有スル株主中ニ就キ之ヲ選擧シ大藏大臣ノ認許ヲ受クヘシ其滿期ニ當リ復選セラルヽ者モ亦同シ

**第十六條**　頭取ハ取締役ニ於テ之ヲ互選シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ但大藏大臣ニ於テ必要ト思考スルトキハ特ニ日本銀行副總裁ヲシテ橫濱正金銀行頭取ヲ兼ネシメ又ハ橫濱正金銀行頭取ヲシテ日本銀行理事ヲ兼ネシムルコトアルヘシ

銀行事務ノ都合ニ依リ取締役ニ於テ副頭取一人ヲ互選スルコトヲ得

**第十七條**　橫濱正金銀行ハ每年二回定式株主總會ヲ開キ定款ニ定メタル事項ヲ決定スヘシ又臨時ノ事件ヲ議スル爲メ何時ニテモ臨時總會ヲ開クコトヲ得

大藏大臣ニ於テ必要ト思考スルトキハ前項ノ規定ニ依ル副頭取ノ外副頭取一人ヲ置キ日本銀行理事ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトアルヘシ

頭取副頭取及取締役ノ職權及責任ハ定款ヲ以テ定ムヘシ

**第十八條**　每半季利益金ヲ配當スルトキハ豫メ其割合ヲ大藏大臣ニ具申シテ認可ヲ受クヘシ

**第十九條**　每半季純益金總額ノ十分ノ一以上ヲ積立テ左ノ目的ニ供スヘシ

第一　資本金ノ損失ヲ補フコト
第二　配當金ノ不足ヲ補フコト

**第二十條**　貸金返濟ノ期限ヲ過キ到底損失ニ歸スヘキモノト認ムルトキハ其損失ト見積リタル金額ニ對シテ準備金ヲ積立ツヘシ

**第二十一條**　橫濱正金銀行營業上ニ於テ損失ヲ生シ資本金ノ半額以上ヲ減少シタルトキ又ハ此條例ニ背戾シタル所爲アリテ大藏大臣ニ於テ必要ト思考スルトキハ其營業ヲ停止シ又ハ解散ヲ命スルコトヲ得

又株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ受クルニ於テハ任意ノ解散ヲ爲スコトヲ得但此總會ニ於テハ株主總員二分ノ一以上ニシテ總株金二分ノ一以上ニ當ル株主出席シ其議決權ノ三分ノ二以上ニ於テ決議スルモノトス

**第二十二條**　橫濱正金銀行ニ於テ條例定款ニ背戾スル所爲アルトキ又ハ大藏大臣ニ於テ危險ナル所爲ト認ムル事件アルトキハ大藏大臣ハ之ヲ制止シ又ハ取締役ノ改選ヲ命スルコトヲ得

**第二十三條**　大藏大臣ハ特ニ監理官ヲ派遣シテ橫濱正金銀行諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ

**第二十四條**　橫濱正金銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其營業上ニ係ル計算報告書ヲ差出スヘシ

**第二十五條**　橫濱正金銀行本支店及出張所ニ於テハ重要ノ文書ニ其本支店若クハ出張所ノ印ヲ押捺スヘシ但橫文ヲ以テ發スル文書ニハ之ヲ押捺スルコトヲ要セス

**第二十六條**　橫濱正金銀行ハ明治二十年七月十日ヨリ此條例ヲ遵奉シ株主總會ノ決議ヲ以テ更ニ定款ヲ制定シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ但定款ノ改正增補ヲ要スルトキハ亦本條ニ準ス

**第二十七條**　橫濱正金銀行ノ頭取取締役其他ノ役員ニシテ此條例ヲ犯シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

**第二十八條**　此條例ノ改正ヲ要スルコトアルトキハ三箇月以前ニ之ヲ公布スヘシ

附則　（昭和十二年八月法律第六五號）　第二九一號

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十二年八月勅令第四四五號ヲ以テ同年九月十日ヨリ施行）

日本銀行條例第十七條中「四人」ヲ「五人」ニ改ム

橫濱正金銀行條例第二十八條及日本銀行條例第二十五條ノ規定ハ之ヲ本法ニ適用セズ

## ●農工銀行法（明治二十九年四月二十日法律第八十三號）

【沿革】明治三十二年三月法律第三三號、同三十三年三月同第四〇號、同三十五年三月同第一六號、同年四月同第四二號、同第四三號、同三十六年六月同第一〇號、同四十年四月同第三八號、同四十二年四月同第三三號、同四十三年四月同第三六號、同四十四年三月同第二七號、同四十五年四月同第一六號、大正三年三月同第二五號、同四年六月同第二二號、同六年七月同第一八號、同八年四月同第四九號、同九年七月同第二一號、同十年四月同第八二號、同十二年三月同第三號、同十五年三月同第二號、昭和二年三月同第二二號、同六年三月同第二二號、同八年三月同第三一號、同十一年五月同第一一號、同十四年四月同第六八號、同十六年三月同第四〇號、同十七年二月同第一三號改正

### 第一章　總則

**第一條**　農工銀行ハ株式會社ニシテ其ノ資本金ヲ二十萬圓以上トシ各株式ノ金額ハ二十圓トス

前項ノ株式金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ五十圓迄ニ上スコトヲ得

**第二條**　農工銀行ハ北海道又ハ一府縣ヲ以テ一營業區域トス但シ土地ノ情況ニ依リ勅令ヲ以テ北海道又ハ一府縣ヲ二箇以上ノ營業區域ニ分割スルコトヲ得

**第三條**　農工銀行ノ設立ハ一營業區域內ニ一行ヲ以テ限トス

**第四條**　農工銀行ノ取締役及監査役ハ農工銀行ノ營業區域內ニ住所ヲ有

スルコトヲ要ス

**第五條**　農工銀行ノ營業區域内ノ府縣市町村及市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ノ區モ亦其ノ株主タルコトヲ得

## 第二章　營業

**第六條**　農工銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一　五十箇年以内ニ於テ割賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト

二　五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト但シ山林ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

三　府縣市町村又ハ法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シ無抵當ニテ本條第一號第二號ノ貸付ヲ爲スコト

四　耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ無抵當ニテ本條第一號、第二號ノ貸付ヲ爲スコト

五　五人以上ノ農業者、林業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以内ニ於テ割賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコト

六　都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ無抵當ニテ本條第一號、第二號ノ貸付ヲ爲スコト

**第六條ノ二**　工場財團及工場ニ屬スル敷地又ハ建物ヲ除クノ外市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地若ハ建物ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權（抵當證券ヲ含ム）ヲ質トスル貸付金額竝前條第六號ノ貸付金額ハ拂込資本金額、積立金總高及農工債券發行額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

**第七條**　前條ノ貸付ハ勅令ヲ以テ指定スル地方ニ限リ拂込資本金額、積立金總高及農工債券發行額迄之ヲ增加スルコトヲ得

**第七條ノ二**　農工銀行ハ漁業權又ハ漁船ヲ抵當トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

**第七條ノ三**　農工銀行ハ不動産ヲ抵當トスル債權（抵當證券ヲ含ム）ヲ質トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第九條、第十條、第十八條及第十九條ノ規定ハ前項ノ貸付ノ擔保タル債權ニ附隨スル抵當權及其ノ目的タル不動産ニ之ヲ準用ス

**第七條ノ四**　農工銀行ハ抵當證券ノ賣買ヲ爲スコトヲ得

本法中貸付ニ關スル規定ハ抵當證券ノ買入ニ關シ之ヲ準用ス

**第七條ノ五**　農工銀行ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル法人中農林業、畜產業、水產業、工業又ハ不動產ニ關スル事業ヲ行フモノニシテ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニ對シテハ無抵當ニテ第六條第一號又ハ第二號ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

一　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人

二　法令ニ依リ組織セラレタル組合又ハ其ノ聯合會

**第七條ノ六**　農工銀行ハ日本勸業銀行カ割增金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ヲ以テ引受ケタル農工債券ニ依ル資金ヲ田、畑、鹽田、山林、牧場若ハ養魚池ヲ抵當トシ又ハ之ヲ抵當トスル債權（抵當證券ヲ含ム）ヲ質トスル貸付、漁業權又ハ漁船ヲ抵當トスル貸付竝第六條第三號乃至第五號、第七條ノ二及第七條ノ五ノ貸付ノ外使用スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第八條**　（削除）

**第九條**　農工銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

農工銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險付ノモノニ限ル但シ抵當物ノ外ニ貸付金高二倍以上ノ價格ヲ有スル動產又ハ不動產ヲ添抵當ト爲ス場合ニ於テハ保險ニ付セサルコトヲ得

**第十條**　不動產ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ農工銀行ニ於テ鑑定シタル價格以内トス漁業權又ハ漁船ヲ抵當トスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ先順位又ハ同順位ノ抵當權者アルトキハ農工銀行ノ貸付クル金額ハ前項ノ鑑定價格ヨリ先順位又ハ同順位ノ抵當權者ノ貸付金額（先順位ノ抵當權者ノ貸付金中農工銀行又ハ之ト同順位ノ抵當權者ノ貸付金ヲ以テ償還セラルヘキ分アルトキハ之ヲ控除ス）ヲ控除シタル額以内トス

**第十一條**　農工銀行ハ財團ヲ抵當トスル貸付ヲ爲サントスル場合ニ於テ財團設定ニ關スル登記ノ申請アリテ其ノ財團ノ設定セラルルコト確實ト認メタルトキハ抵當權設定ノ登記ノ完了前ト雖貸付ヲ爲スコトヲ得

**第十二條**　（削除）

**第十三條**　貸付金ノ割賦償還ニ付キテハ五箇年以内ニ於テ据置期間ヲ定ムヘシ但シ其ノ期間内ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ据置期間ハ相手方ノ希望ニ依リ之ヲ定メサルコトヲ得

**第十三條ノ二**　割賦償還期限前天災事變其ノ他避クヘカラサル事故アリタルトキハ五箇年以内ニ於テ更ニ据置期間ヲ定ムルコトヲ得

**第十四條**　債務者割賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込ヲ遲延シタルトキハ拂込期日ヨリ其ノ翌日ヨリ其ノ金額ニ對シ利子ヲ仕拂フノ義務ヲ負フ





**第十五條**　割賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借用金ノ全部若ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ農工銀行ハ定款ニ於テ定ムル所ノ率ニ依リ相當ノ手數料ヲ要求スルコトヲ得

**第十六條**　債務者ハ借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其ノ割合ニ應シ抵當物一部ノ解除ヲ要求スルコトヲ得其ノ殘額ニ對シテモ亦同シ

**第十七條**　農工銀行ハ割賦金ノ拂込ヲ遲延スル債務者ニ對シ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

**第十八條**　農工銀行ハ抵當物ノ價格減少シ農工銀行ノ貸付金償還殘額又ハ先順位若ハ同順位ノ抵當權者アルトキハ其ノ貸付金償還殘額ト農工銀行ノ貸付金償還殘額トノ合計額ニ對シ不足ヲ生シタルトキハ增抵當ヲ要求シ若ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

債務者前項ノ要求ニ應セサルトキハ農工銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

**第十九條**　抵當不動產ノ全部若ハ一部カ土地收用法ニ依リ收用セラルル場合ニ於テ農工銀行ハ償還期限前ト雖貸付金ノ償還ヲ要求スルコトヲ得但シ債務者ニ於テ收用ノ補償金ヲ供託シ又ハ相當ノ不動產ヲ以テ增抵當トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

其ノ收用一部ニ止マルトキハ償還ノ要求モ其ノ割合ニ應スヘキモノトス

**第二十條**　無抵當ニテ借入ヲ爲シタル府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ於テ割賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササ

ルトキハ農工銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ農工銀行ハ府縣ニ對シテハ內務大臣ニ、市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シテハ第一次監督官廳ニ其ノ請求ヲ爲スヘシ

監督官廳請求ヲ受ケタルトキハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ命令シテ延滯金及第十四條ノ利子ヲ拂込マシムヘシ

**第二十一條**　（削除）

**第二十二條**　農工銀行ハ預リ金ヲ爲シ又ハ地金銀有價證券ノ保護預リヲ爲スコトヲ得但シ定期預リ金及第二十四條第二項ニ依リ取扱ヒタル金錢ニシテ運用ヲ許サレタル公金預リ金以外ノ預リ金ノ總額ハ拂込資本金額及積立金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

**第二十三條**　農工銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外營業上ノ餘裕金ヲ使用スルコトヲ得ス

一　預リ金四分ノ一以上ハ國債證券若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ買入レ又ハ大藏省預金部若ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ預入ルルコト

二　前號ノ證券又ハ農產物、林產物、水產物、工業製造品ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコト

三　第七條ノ五ノ法人ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

四　五人以上ノ農業者、林業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト

五　公共團體ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

六　前各號ノ外大藏大臣ノ認可ヲ受ケ手形ノ割引、當座預金貸越又ハ**短期貸付ヲ爲スコト**

**第二十四條**　農工銀行ハ日本勸業銀行又ハ他ノ農工銀行ノ代理店タルコトヲ得

農工銀行ハ府縣市ノ爲ニ其ノ金錢出納ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ日本勸業銀行ノ貸付ヲ代理シタル場合ニ於テハ日本勸業銀行ニ對シ債務者ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ割賦償還貸付金ノ債權及其ノ擔保タル抵當權ヲ擔保トシテ日本勸業銀行ヨリ割賦償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ハ不動產ヲ抵當トスル債權（抵當證券ヲ含ム）ヲ質トシテ日本勸業銀行ヨリ定期償還ノ方法ニ依リ借入金ヲ爲スコトヲ得

**第二十四條ノ二**　農工銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ法人ノ爲ニ金錢ノ出納又ハ有價證券ノ受拂保管ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

**第二十五條**　農工銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

## 第三章　農工債券

**第二十六條**　農工銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限リ農工債券ヲ發行スルコトヲ得但シ割賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヨリ第二十四條第四項及第五項ニ依リ質ト爲シタルモノヲ控除シタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

農工債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者若ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

農工債券ヲ發行スル場合ニハ商法第二百九十六條及第二百九十八條ノ規定ヲ適用セス

農工債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

**第二十六條ノ二**　農工銀行ハ券面金額二十圓以下ノ農工債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル農工債券ニハ商法第三百一條第二項第一號及第三號乃至第五號ニ揭ケタル事項竝債券ノ番號ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第三百五條第一項ノ期間ハ農工債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間內ニ於ケル農工債券ノ賣上總額及商法第三百一條第二項第三號乃至第五號ニ揭ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ農工債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間內ニ於ケル農工債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

**第二十六條ノ三**　農工銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ農工債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第三百一條第二項第一號乃至第五號、第七號及第八號ニ揭ケタル事項ヲ公告スヘシ

**第二十七條**　農工銀行ハ少クトモ制賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ每年二回以上抽籤ヲ以テ農工債券ヲ償還スヘシ但シ第二十四條第四項又ハ第五項ニ依リ買ト爲シタルモノノ償還ハ此ノ限ニ在ラス

**第二十八條**　農工銀行ハ農工債券借換ノ爲一時第二十六條ノ制限ニ依ラス低利ノ農工債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ農工債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以內ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊農工債券ヲ償還スヘシ

**第二十九條**　農工債券ノ利子ハ每年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ仕拂フヘシ

**第三十條**　農工銀行ハ割賦償還貸付金ノ償還延滯シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ第二十七條ノ償還ト同時期ニ抽籤ヲ以テ其ノ延滯金額ニ相當スル農工債券ヲ償還スヘシ

**第三十一條**　農工債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

**第三十二條**　農工債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

**第三十三條**　（削除）

## 第四章　準備金

**第三十四條**　農工銀行ハ每年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

## 第五章　政府ノ監督及補助

**第三十五條**　大藏大臣ハ農工銀行ノ業務ヲ監督ス

**第三十六條**　農工銀行ノ定款ハ大藏大臣ノ認可ヲ要ス之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

**第三十七條**　農工銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ又大藏大臣ニ於テ支店若ハ代理店ヲ要用ナリトスルトキハ農工銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

**第三十八條**　農工銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

**第三十九條**　大藏大臣ハ農工銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

**第四十條**　農工銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

**第四十一條**　大藏大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ農工銀行ノ貸付割引ノ**金額及方法ヲ制限スルコトヲ得**

**第四十二條**　農工銀行貸付金ノ利子ノ最高歩合ハ毎營業年度ノ初ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ變更セムトスルトキモ亦同シ

**第四十三條**　政府ハ特ニ北海道廳府縣高等官中ヨリ農工銀行監理官ヲ命シ大藏大臣ノ指揮ヲ承ケテ農工銀行ノ業務ヲ監視セシム

**第四十四條**　農工銀行監理官ハ何時ニテモ農工銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

農工銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ農工銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

農工銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

**第四十五條**　農工銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ銀行法ヲ適用ス

## 第六章　罰則

**第四十六條**　農工銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一　第六條第六條ノ二第七條又ハ第七條ノ六ノ規程ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ

二　第二十二條但書ノ規定ニ反シ預リ金ヲ爲シ又ハ第二十三條ノ規定ニ反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

三　第二十五條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

四　第二十六條又ハ第二十六條ノ三ノ規程ニ反シ農工債券ヲ發行シタルトキ但シ第二十八條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

五　第二十七條第二十八條第二項及第三十條ノ規程ニ反シ農工債券ノ償還ヲ爲ササルトキ



六　第三十四條ノ規程ニ反シ利益金ヲ處分シタルトキ

**第四十七條**　（削除）

附　則

**第四十八條**　北海道廳長官及府縣知事ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ設立委員ヲ置キ農工銀行設立ノ免許ヲ得ルマテ其ノ發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

**第四十九條**　設立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス

**第五十條**　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込簿ヲ政府ニ差出シ銀行設立ノ免許ヲ禀請スヘシ

**第五十一條**　設立委員前條ノ免許ヲ得タルトキハ其ノ事務ヲ農工銀行取締役ニ引渡スヘシ

**第五十二條**　農工銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ銀行法ヲ適用ス

附　則（昭和二年三月法律第二二號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和二年十一月勅令第三二六號ヲ以テ昭和三年一月一日ヨリ施行）

附　則（昭和六年三月法律第二二號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年七月勅令第一八七號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行）

# ●農工銀行補助法（明治二十九年四月二十日法律第八十四號）

【沿革】明治三十三年三月法律第四一號、同三十九年四月同第二八號、大正十年四月同第八三號改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル農工銀行補助法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

農工銀行補助法

**第一條**　農工銀行法ニ依リ設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲政府ハ豫算ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ營業區域ヲ管轄スル府縣（沖繩縣ヲ除ク）ニ其ノ株式引受資金ヲ交付ス

前項ノ交付金額ハ該府縣ノ宅地鑛泉地池沼ヲ除キ有租地段別百町ニ付七十圓以内トス但シ如何ナル場合ニ於テモ一府縣ニ交付スル總額三十萬圓ヲ超過シ又ハ農工銀行拂込資本金ノ三分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

**第二條**　北海道及沖繩縣ニ設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲其ノ創立初季ヨリ二十箇年ヲ限リ政府ハ豫算ニ定ムル所ニ從ヒ北海道ノ農工銀行ニ二萬五千圓以内沖繩縣ノ農工銀行ニ五千圓以内ヲ毎年交付ス但シ農工銀行ノ拂込資本金額ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス

**第三條**　府縣ハ第一條ノ交付金ヲ農工銀行ノ株式引受ニ供スルノ外他ニ使用スルコトヲ得ス

**第四條**　此ノ法律ニ依リ府縣ノ引受ケタル株式ニ對シテハ農工銀行ハ其ノ創立初季ヨリ十五箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ農工銀行ハ前項府縣引受ノ株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

**第五條**　農工銀行ハ前條ノ期限ヲ經過シタル後ハ此ノ法律ニ依リ府縣ノ引受ケタル株式ニ對シ他ノ株式ト同一ノ利益配當ヲ爲スヘシ

前項ノ配當金ハ府縣ノ收入ニ繰入ルルモノトス

**第六條**　府縣ハ此ノ法律ニ依リ其ノ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ離權スルコトヲ得ス但シ第七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第七條**　農工銀行創立初季ヨリ二十箇年經過ノ後府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ得テ此ノ法律ニ依リ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ市町村ニ交付スルコトヲ得

市町村ハ前項ニ依リ交付セラレタル農工銀行ノ株式ヲ基本財産ト爲スヘシ

**第八條**　前二條ノ規定ハ日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ因リ府縣カ此ノ法律ニ依リ引受ケタル農工銀行ノ株式ニ對シ交付ヲ受ケタル日本勸業銀行ノ株式ニ付之ヲ準用ス

前項ノ合併ノ場合ニ於テ生シタル端數株ノ代金ハ之ヲ府縣ノ基本財産ニ繰入ルヘシ